

府省共回事務に関する行政評価・監視  
結果報告書

平成19年6月

総務省行政評価局

## 前 書 き

政府においては、簡素で効率的な政府の実現は、喫緊かつ最重要課題の一つとなっている。「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）においては、「小さくて効率的な政府」の実現を図るため、行政のスリム化、効率化の一層の徹底が必要とされ、同方針に基づく改革の着実な実施を図るため、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）が平成 18 年 6 月に成立している。平成 19 年 1 月の施政方針演説においても、「無駄ゼロ」を目指す行政改革を進めることとされている。

これらの改革の一環として、各府省に共通する物品や役務の調達、庁舎の維持・管理、公用車の管理・運行、旅費支給などの事務については、内閣の行政効率化関係省庁連絡会議において「行政効率化推進計画」（平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議。平成 17 年 6 月 30 日及び 18 年 8 月 29 日改定）が取りまとめられ、効率化、合理化の取組が進められている。同計画では、公用車の効率化、公共調達の効率化、公共事業のコスト縮減、電子政府関係の効率化、アウトソーシング、統計調査の合理化、出張旅費の効率化等が挙げられている。各府省は、府省別の行政効率化推進計画に基づき、行政効率化を推進することとされ、毎年度、フォローアップを行った上で、当該計画を改定することとされている。

また、政府は、「電子政府構築計画」（平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成 16 年 6 月 14 日一部改定）を策定し、その中で、内部管理業務（人事・給与等業務、共済業務、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費）についても、業務・システムの最適化を行うこととしており、「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定。平成 18 年 6 月 16 日及び同年 12 月 26 日一部改正）では、内部管理業務については、同計画等に基づき、新システムへの移行及びそれに伴う業務改革を行い、実質的に 4 割以上の効率性の向上を図り、当該業務に係る定員の 3 割以上の削減を行うこととされている。

このように、政府にとって、簡素で効率的な政府の実現が最重要課題の一つとなっている中で、各府省に共通する事務についても効率化、合理化の取組が進められている。しかしながら、各府省に共通する事務であるにもかかわらず、事務の効率化や経費の節減に向けた取組には各府省の間で差異もみられるところであり、このような取組は、「無駄ゼロ」の観点から、更に強力に推進することが求められている。

さらに、地方公共団体や民間事業者の中には、国の行政機関にはみられない様々な先進的な取組が行われており、これらも参考に、国においても、なお一層の効率化、合理化の取組の余地があるとみられる。

本行政評価・監視は、これらの状況を踏まえ、各府省に共通する物品・役務の調達、庁舎の維持・管理、公用車の管理・運行、旅費支給等の事務に着目し、その実施状況、効率化の取組状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

なお、今年度の行政効率化推進計画の改定が近々予定されており、本行政評価・監視において勧告する事項が同計画に反映されることを期待する。

## 目 次

第1 行政評価・監視の目的等 .....	1
第2 行政評価・監視結果	
1 物品、役務等の一括調達推進等	
(1) 事務用品の一括調達推進 .....	3
(2) 合同庁舎の維持・管理に係る契約方法の見直し等 .....	39
(3) 競争性の確保 .....	54
2 調達事務の集約化の推進 .....	68
3 適正な物品管理の推進 .....	107
4 公用車の効率化の推進 .....	115
5 旅費事務の見直し等	
(1) 旅費事務の効率化の推進 .....	135
(2) 旅費の節減の取組の徹底 .....	145
6 行政効率化の一層の推進 .....	183

## 図 表 目 次

### 1 物品、役務等の一括調達の推進等

#### (1) 事務用品の一括調達の推進

表 1 - (1) - ①	物品、役務等の調達に係る規定	8
表 1 - (1) - ②	「行政効率化推進計画」における物品、役務等の調達に関する記述	10
表 1 - (1) - ③	各府省の「行政効率化推進計画」及び「行政効率化推進計画等の取組実績」における一括調達に関する記述<抜粋>	11
表 1 - (1) - ④	調査した本府省、外局等における消耗品 3 品目に係る単価契約の実施状況(平成 17 年度)	13
表 1 - (1) - ⑤	調査した地方支分部局等における消耗品 3 品目に係る単価契約の実施状況(平成 17 年度)	15
表 1 - (1) - ⑥	消耗品 3 品目とも単価契約により調達することで、消耗品 3 品目に係る年間の契約件数が数件となっている例	18
表 1 - (1) - ⑦	消耗品 3 品目について、単価契約以外の契約件数が年間 100 件を超えている例	20
表 1 - (1) - ⑧	同じ府省のブロック機関において、平成 17 年度に、単価契約により調達している調達機関が、単価契約によらず調達していた調達機関と比べ、年間の契約件数が少なくなっている例	22
表 1 - (1) - ⑨	調査した本府省、外局等における消耗品 3 品目に係る契約方式(平成 17 年度)	23
表 1 - (1) - ⑩	調査した地方支分部局等における消耗品 3 品目に係る契約方式(平成 17 年度)	25
表 1 - (1) - ⑪	消耗品 3 品目の各品目について、少額随意契約による年間の調達額の合計が 160 万円を超えているため、年間の単価契約に変更するなどにより、一般競争契約の導入・拡大を図る余地があるとみられる例	28
表 1 - (1) - ⑫	計画的に一括調達を行うことにより、一般競争入札に付すことが可能であったと考えられる例	34

#### (2) 合同庁舎の維持・管理に係る契約方法の見直し等

表 1 - (2) - ①	38 合同庁舎における清掃業務の調達に当たっての考え方及び実施状況	42
表 1 - (2) - ②	独自に調達していた専用部分の清掃業務を共用部分の清掃業務と一括調達することによりコストの削減が図られた例	43
表 1 - (2) - ③	専用部分の清掃業務を入居官署がそれぞれ調達することとしている合同庁舎の管理官署及び入居官署	44
表 1 - (2) - ④	38 合同庁舎における蛍光管類の調達に当たっての考え方及び実施状況	46

表 1 - (2) - ⑤	共用部分と専用部分の蛍光灯類を一括調達した場合と比べ、専用部分については入居官署がそれぞれ調達しているため調達単価が割高となっている例	47
表 1 - (2) - ⑥	専用部分の蛍光灯類を入居官署がそれぞれ調達することとしている合同庁舎の管理官署及び入居官署	48
表 1 - (2) - ⑦	38 合同庁舎の維持・管理に必要な役務、物品等の調達に係る事務手続の実施状況	50
表 1 - (2) - ⑧	合同庁舎の維持・管理に必要な役務、物品等の調達に係る事務の省力化を図る余地があるとみられる合同庁舎の管理官署及び入居官署	51
表 1 - (2) - ⑨	合同庁舎の維持・管理に必要な役務、物品等の調達に係る事務の省力化（試算）の例	53

### (3) 競争性の確保

表 1 - (3) - ①	「公共調達の適正化について」における競争性の確保に関する記述	57
表 1 - (3) - ②	商品を特定し、調達している例（コピー用紙）	58
表 1 - (3) - ③	銘柄を特定するなどにより競争を制限している例（ガソリン等）	60
表 1 - (3) - ④	仕様を細かく定めることなどにより競争を制限している例（公用車）	61
表 1 - (3) - ⑤	複数の少額随意契約を一括することにより一般競争入札に付すことが可能とみられる例	62
表 1 - (3) - ⑥	「平成 17 年度エネルギーに関する年次報告」における電力小売自由化に関する記述	63
表 1 - (3) - ⑦	電気事業法及び電気事業法施行規則における電力小売に関する規定	64
表 1 - (3) - ⑧	電力供給契約の締結に当たり一般競争入札に付すことが可能とみられる庁舎	65
表 1 - (3) - ⑨	電力供給契約の締結に当たり一般競争入札に付したことにより、経費の節減が図られた例	66
表 1 - (3) - ⑩	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する規定	67

## 2 調達事務の集約化の推進

表 2 - ①	「支出負担行為担当官」及び「契約担当官」に係る規定	72
表 2 - ②	支出負担行為担当官等の所掌事務の範囲を補助金、交付金等の支出負担行為に関する事務に限定している規程の例	74
表 2 - ③	「内部管理業務の業務見直し方針」における業務処理の一元化・集中化に関する記述	75
表 2 - ④	「今後の行政改革の方針」における内部管理業務の効率化に関する記述	76
表 2 - ⑤	調査した本府省及び外局の内部部局において、会計主管課以外にも共通物品の調達を行っている部局等	77

表 2-⑥	調査した地方支分部局等において、複数の調達機関を設置している機関	78
表 2-⑦	本府省の内部部局内のほとんどの部局に計 14 調達機関が設置され、トナー類についてはそれぞれが独自に調達している例	79
表 2-⑧	本府省又は外局において、少人数分の共通物品の調達を行っている例	80
表 2-⑨	調査した本府省、外局及び施設等機関等において、コピー用紙（A 4 判）を単価契約している調達機関の単価比較	81
表 2-⑩	同一機関内の 2 調達機関間において、同一物品について、単価契約によらず調達している機関が、単価契約により調達している機関よりも、契約単価が割高となっている例	82
表 2-⑪	一般会計と特別会計の両方を所管しているが、調達機関が単一である機関	84
表 2-⑫	本府省の会計主管課において、複数の特別会計に係る支出負担行為に関する事務を行っている例	86
表 2-⑬	連名で単価契約を締結するなど共同調達を実施している例	87
表 2-⑭	調査した本府省等が調達事務を一元的に行っている機関	88
表 2-⑮	調査した地方支分部局等が調達事務を一元的に行っている機関	89
表 2-⑯	調査した本府省において同一敷地内等に同一府省の複数の調達機関が設置されているもの	90
表 2-⑰	調査した地方支分部局等において同一敷地内等に同一府省の複数の調達機関が設置されているもの	92
表 2-⑱	同一建物内に所在する本府省と外局において、コピー用紙の調達について、連名の単価契約により共同調達を実施していたと仮定した場合の節減可能額の例	94
表 2-⑲	本府省の内部部局内の複数の調達機関間において、コピー用紙及びトナー類の調達について、連名の単価契約など共同調達を実施していたと仮定した場合の節減可能額の例	95
表 2-⑳	同一機関内の 2 つの調達機関が同一日に同一物品を調達している例	97
表 2-㉑	物品調達事務を会計主管課に一元化し、効率化が図られた例	98
表 2-㉒	地方支分部局等 125 機関における調達事務の上部機関への集約化の主な状況	99
表 2-㉓	調達事務等の上部機関への集約化を図ることによって、下部機関における調達事務等を削減するなどにより、下部機関の定員の削減を行った例	101
表 2-㉔	社会保険庁における地方支分部局の調達事務等の上部機関への集約化に係る通知	102
表 2-㉕	林野庁における地方支分部局の調達事務の上部機関への集約化に係る通知	104

### 3 適正な物品管理の推進

表 3-①	物品管理に係る規定	109
表 3-②	物品の数量や現況が把握されていないもの	112
表 3-③	使用する見込みのない物品を長期間保管しているもの	114

### 4 公用車の効率化の推進

表 4-①	公用車及び運転手の形態	118
表 4-②	公用車の効率化に関する閣議決定等	118
表 4-③	各府省の行政効率化推進計画における公用車の削減の取組	119
表 4-④	調査した地方支分部局等における公用車の運転業務の実施状況	120
表 4-⑤	専任の運転手のみが公用車を運転している機関において、運転手の人数より公用車の台数が多い例	122
表 4-⑥	公用車を使用する各部局が独自に運行管理を行っている地方支分部局等	124
表 4-⑦	自動車の車種別年間平均走行距離	124
表 4-⑧	各部局が運行管理を行っている公用車で、年間走行距離が 4,000 km 未満と使用が低調となっている例	125
表 4-⑨	本府省において外局等の公用車も含めて一元的に運行管理を行い、公用車の効率的な使用を図っている例	127
表 4-⑩	幹部職員の専用車の一部を全体で使用する共用車とし、公用車の効率的な使用を図っている例	128
表 4-⑪	調査した地方支部分部局等の公用車の年間走行距離の分布（平成 17 年度）	129
表 4-⑫	平成 17 年度における走行距離 4,000km 未満で、かつ、使用日数 50 日未満の公用車	129
表 4-⑬	公用車が平成 18 年 4 月から 10 月までの 7 か月間にほとんど使用されず、削減を図る余地があるとみられる例	130
表 4-⑭	タクシーやレンタカーなど代替手段を活用することで、公用車の削減を図る余地があるとみられる例	131
表 4-⑮	使用実績を基に公用車の削減又は有効活用方策の検討を行っている例	133
表 4-⑯	公用車の記録が適切に行われていない例	134

### 5 旅費事務の見直し等

#### (1) 旅費事務の効率化の推進

表 5-(1)-①	旅費法における規定等	137
表 5-(1)-②	最適化計画における旅費支払の電子化に係る記述	137
表 5-(1)-③	官署支出官が旅費を支給している地方支分部局等	138
表 5-(1)-④	資金前渡官吏が旅費を支給している機関及び支払方法	139
表 5-(1)-⑤	旅費の口座振込が可能であるにもかかわらず、現金払を行っている例	140

表 5 - (1) - ⑥	資金前渡官吏による旅費の現金払と口座振込の事務手続	141
表 5 - (1) - ⑦	厚生労働省及び農林水産省における旅費支給の口座振込化に係る通知 文書	142
表 5 - (1) - ⑧	旅費を受領代理人が受領し、本人に渡すため、煩さな事務となっている例	143

## (2) 旅費の節減の取組の徹底

表 5 - (2) - ①	旅費法における規定等	148
表 5 - (2) - ②	行政効率化推進計画の出張旅費の効率化関係（国内旅費関係）部分	149
表 5 - (2) - ③	旅費節減に係る財務省の通知	151
表 5 - (2) - ④	旅費の適切な執行に係る財務省の通知	153
表 5 - (2) - ⑤	「出張旅費の効率化」の周知等の状況（平成 16 年の計画策定時）	155
表 5 - (2) - ⑥	割引航空券及びパック商品の利用に係る周知の状況	156
表 5 - (2) - ⑦	出張計画等における割引運賃やパック商品の利用の確認の状況	158
表 5 - (2) - ⑧	財務省からの通知を関係行政機関へ送付していない事例	159
表 5 - (2) - ⑨	札幌市所在の 6 機関における割引航空券及びパック商品の利用状況等 （平成 18 年 1 月～ 6 月）	160
表 5 - (2) - ⑩	航空機使用の出張における割引航空券及びパック商品の利用状況等 （平成 18 年 1 月から 6 月までの間において、航空機を利用した出張が 10 件以上の機関）	161
表 5 - (2) - ⑪	往復割引運賃を割引航空券として認めている例	162
表 5 - (2) - ⑫	パック商品や割引運賃が利用可能であるとみられるにもかかわらず、 これらを利用していない例	163
表 5 - (2) - ⑬	近畿財務局における鉄道使用のパック商品の利用による旅費節減状況 （平成 18 年 1 月から 6 月まで）	165
表 5 - (2) - ⑭	鉄道を使用したパック商品を利用した機関の状況 （平成 18 年 1 月から 6 月まで）	167
表 5 - (2) - ⑮	鉄道運賃等の割引運賃制度を旅費支給に活用していない例	168
表 5 - (2) - ⑯	パック商品の利用を職員に求めている理由	174
表 5 - (2) - ⑰	同一用務・旅程での出張において、出張者により異なるパック商品等 を利用している事例	175
表 5 - (2) - ⑱	物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・シス テム最適化計画の記述	178
表 5 - (2) - ⑲	旅行の経路選定やチケットの手配を含めアウトソーシングしている例	179
表 5 - (2) - ⑳	通勤経路上の交通費の調整を実施していない事例	180
表 5 - (2) - ㉑	官署から近距離の最寄りの駅までの交通費を支給している事例	182

## 6 行政効率化の一層の推進

表 6-①	行政効率化の推進に係る決定	185
表 6-②	国の行政機関の定員の純減についての閣議決定	187
表 6-③	行政効率化の推進に係る施政方針演説	187
表 6-④	行政効率化推進計画の周知・指示の状況	188
表 6-⑤	総務省における会計機関の状況（総務省所管会計事務取扱規程（平成 13 年総務省訓令第 55 号）〈抜粋〉）	189
表 6-⑥	地方公共団体における共通事務に係る効率化の取組	193
表 6-⑦	民間企業における共通事務に係る効率化の取組	196
表 6-⑧	大韓民国調達庁における調達等業務の効率化の取組	198
表 6-⑨	大韓民国政府庁舎管理所による政府庁舎の一括管理の取組	201

# 第1 行政評価・監視の目的等

## 1 目的

この行政評価・監視は、行政のスリム化、効率化を図る観点から、各府省に共通する物品・役務の調達、庁舎の維持・管理、旅費支給等の事務について、それらの実施状況や効率化の取組状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

## 2 対象機関

### (1) 行政評価・監視対象機関

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

### (2) 関連調査等対象機関

都道府県（9）、市町村（2）、事業者等

## 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道（函館行政評価分室を含む。）、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所 18事務所（青森、秋田、福島、茨城、群馬、千葉、神奈川、新潟、長野、石川、京都、兵庫、岡山、愛媛、高知、長崎、熊本、大分）

## 4 実施時期

平成18年9月～19年6月

(参 考)

本行政評価・監視においては、全府省を対象に調査を行っており、調査した機関数は、本府省については、全 16 府省（一部の外局、施設等機関等を含む。）、地方支分部局等については、次のとおり 12 府省の 159 機関を抽出して調査した。

府省名	調査した機関数	府省名	調査した機関数	府省名	調査した機関数
内閣府	1	法務省	3 2	経済産業省	4
公正取引委員会	3	財務省	2 2	国土交通省	2 9
国家公安委員会	3	厚生労働省	3 2	環境省	3
総務省	1 1	農林水産省	1 7	防衛省	2
				計	1 5 9

## 第2 行政評価・監視結果

### 1 物品、役務等の一括調達推進等

#### (1) 事務用品の一括調達の推進

勸告	説明図表番号
<p>国が物品、役務等の調達に係る契約を締結する場合、機会均等及び公正性の保持に加え、最も有利な条件の相手方を選定するため、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に基づき、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない（一般競争入札の原則）。ただし、契約の予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条に定める金額を超えない等の場合は、随意契約によることができるとされ（以下、予定価格が予決令で定める金額を超えない場合の随意契約を「少額随意契約」という。）、財産の買入れ（物品調達）の場合、その金額は160万円とされている。</p>	<p>表1-(1)-①</p>
<p>物品、役務等の調達に当たっては、契約の都度、競争入札又は見積り合わせなどの諸手続を行う必要があるが、一度に調達する数量が多くなるほど、スケールメリットが生じるため価格が低減するといわれていることから、複数の契約をまとめ、一括して調達することで契約件数を縮減することが事務の省力化や契約価格の低減につながる事となる。「行政効率化推進計画」（平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議。平成17年6月30日及び18年8月29日改定）においても、「事務用品の一括購入を推進する。」とされており、各府省は、計画的なまとめ買いなどの取組を推進してきているが、事務の省力化及びコストの削減を図る観点から、一括調達を一層推進することが求められている。</p>	<p>表1-(1)-② 表1-(1)-③</p>
<p>また、予決令第80条第1項では、「予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。」とされ、国の契約は総価契約（契約内容の総額を契約金額として締結する契約）が原則とされているが、同項ただし書において、「一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。」とされており、単価契約（物品等の単位当たりの価格だけを決定し、支払金額はその給付の実績に基づいて算定する契約）が可能とされている。</p>	<p>表1-(1)-① (再掲)</p>
<p>このため、コピー用紙、トナー類、文具用品類など年間を通じて継続的に調達する消耗品については、単価契約により調達することが可能となっている。総価契約で同一の消耗品を複数回調達する場合は、調達の都度、契約を締結する必要があるが、単価契約の場合は、年度当初に当該年度分の契約を締結すれば、一度の契約で足りるため、事務の省力化が図られ、また、年間の調達予定数量を取りまとめることとなるため、一般競争入札の実施やスケールメリットによる契約価格の低減も期待され、一括調達を推進する上で、有効な手段となっている。</p>	

今回、16 府省（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）の物品の調達を行っている支出負担行為担当官又は契約担当官（以下「調達機関」という。）計 213 におけるコピー用紙、トナー類及び文具用品類等（これらと一括して調達されたその他の消耗品を含む。以下「消耗品 3 品目」という。）並びに机、椅子、パソコン及びプリンタ（これらと一括して調達されたその他の備品（じゅう器類等）を含む。以下「備品 4 品目」という。）の平成 17 年度の調達の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

#### ア 消耗品の調達の実施状況

##### (ア) 消耗品 3 品目の調達に係る契約件数の縮減

調査した 16 府省 213 調達機関における消耗品 3 品目に係る調達方法をみると、表 1 のとおり、消耗品 3 品目すべてについて、各品目に係る物品の全部又は一部を単価契約により調達しているものが 9 府省 24 調達機関（全調達機関のうち 11.3%。以下同じ。）みられ、中には、単価契約による調達を推進していることにより消耗品 3 品目に係る年間の契約件数が数件となっているなど、一括調達が徹底されている調達機関がみられた。

一方、消耗品 3 品目のいずれかについて、当該品目に係る物品のすべてを単価契約によらず調達しているものは 14 府省 189 調達機関（88.7%）みられ、3 品目すべてについて、各品目に係る物品のすべてを単価契約によらず調達しているものは 11 府省 107 調達機関（50.2%）、2 品目について、各品目に係る物品のすべてを単価契約によらず調達しているものは 12 府省 56 調達機関（26.3%）、1 品目について、各品目に係る物品のすべてを単価契約によらず調達しているものは 9 府省 26 調達機関（12.2%）となっている。

表 1 調査した 213 調達機関における消耗品 3 品目に係る単価契約の実施状況（平成 17 年度）

区 分		機関数	構成比
消耗品 3 品目とも単価契約により調達している調達機関		24 調達機関	11.3%
消耗品 3 品目のいずれかを単価契約によらず調達している調達機関	3 品目とも単価契約によらず調達している調達機関	107 調達機関	50.2%
	2 品目を単価契約によらず調達している調達機関	56 調達機関	26.3%
	1 品目を単価契約によらず調達している調達機関	26 調達機関	12.2%
	小 計	189 調達機関	88.7%
合 計		213 調達機関	100.0%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各品目の一部でも単価契約により調達していれば、単価契約により調達している調達機関として計上している。

表 1 - (1) - ④

表 1 - (1) - ⑤

表 1 - (1) - ⑥

<p>これら消耗品3品目のいずれかについて、当該品目に係る物品のすべてを単価契約によらず調達している14府省189調達機関において、単価契約以外の契約の件数をみると、各部課からの要求の都度、随時調達していること等から、単価契約による調達を推進している調達機関と比較して年間の契約件数が膨大となっており、中には、消耗品3品目のうち、2品目に係る年間の契約件数が900件（総契約額約8,300万円）を超えている調達機関もみられた。また、例えば、同一府省のブロック機関5調達機関における平成17年度の文具用品類等の年間の契約件数を比較してみると、そのほとんどを単価契約により一括調達している4調達機関の契約件数は平均19件であるのに対し、単価契約によらず調達していた1調達機関の契約件数は128件となっている状況もみられた。</p>	表1-(1)-⑦
<p>このように契約件数が少ないのは、一年間を通じた単価契約の場合、年度当初に一度契約すれば足りるためであり、消耗品3品目の調達に当たっては、単価契約による一括調達が、契約件数を縮減し、事務の省力化を図る有効な手段であると認められる。</p>	表1-(1)-⑧
<p>なお、単価契約による一括調達を推進している調達機関では、単価契約のメリットとして、①同じ月内に複数回発注しても支払事務は月1回となること、②消耗品の一品ごとの単価は安価なため、一般競争入札による調達を行う場合は相当量を取りまとめる必要があるが、単価契約の場合は年度分などの調達予定量を取りまとめることとなるため、一般競争入札による調達が容易となること、③コピー用紙やトナー類等の消耗品の総価契約によるまとめ買いの場合、相当の広さを持つ倉庫等の保管場所が必要となるが、単価契約によると、調達の際の仕様書において、保管場所の状況に応じて納入頻度を設定するなどにより大量に保管する必要がなくなることなどを挙げている。</p>	
<p>(イ) 消耗品3品目の調達に係る一般競争契約の導入・拡大</p>	
<p>調査した16府省213調達機関の消耗品3品目の調達に係る契約方式をみると、表2のとおり、i)各品目に係る物品全部を一般競争入札による契約（以下「一般競争契約」という。）のみにより調達している調達機関が、コピー用紙で13府省70調達機関（35.0%）、トナー類で10府省22調達機関（10.4%）、文具用品類等で3府省7調達機関（3.4%）みられた。</p>	表1-(1)-⑨
<p>一方、ii)各品目に係る物品の一部を一般競争契約により調達しているが、少額随意契約も併用して調達している調達機関が、コピー用紙で10府省24調達機関（12.0%）、トナー類で12府省62調達機関（29.4%）、文具用品類等で13府省53調達機関（25.7%）みられ、中には、トナー類に係る少額随意契約による年間の調達額の合計が1億円を超えている調達機関もみられた。これらの調達機関においては、少額随意契約により調達している物品を一般競争契約により調達している物品と一括して購入することなどにより、一般競争契約による調達を拡大する必要があると考えられる。</p>	表1-(1)-⑨
	(再掲)
	表1-(1)-⑩
	(再掲)

また、iii) 各品目に係る物品のすべてを少額随意契約のみにより調達している調達機関が、コピー用紙で 11 府省 106 調達機関 (53.0%)、トナー類で 13 府省 127 調達機関 (60.2%)、文具用品類等で 12 府省 146 調達機関 (70.9%) みられ、いずれの品目についても過半数を超える調達機関が少額随意契約のみにより調達している。

このうち、各品目の年間の調達額の合計が少額随意契約の限度額である 160 万円を超えている調達機関が、コピー用紙で 8 府省 22 調達機関、トナー類で 12 府省 57 調達機関、文具用品類等で 12 府省 70 調達機関みられ、中には、トナー類に係る年間の調達額の合計が 7,000 万円を超えている調達機関もみられた。これらの調達機関においては、少額随意契約による調達を見直し、年間の単価契約で調達することなどにより、一般競争契約を導入する必要があると考えられる。

表 1-(1)-⑨  
(再掲)

表 1-(1)-⑩  
(再掲)

表 1-(1)-⑨  
(再掲)

表 1-(1)-⑩  
(再掲)

表 1-(1)-⑪

表 2 調査した 213 調達機関における消耗品 3 品目に係る契約方式 (平成 17 年度)

(単位：調達機関)

区 分	コピー用紙 (構成比)	トナー類 (構成比)	文具用品類等 (構成比)
各品目を一般競争契約のみにより調達している調達機関	70 (35.0%)	22 (10.4%)	7 (3.4%)
各品目の一部を一般競争契約により調達しているが、少額随意契約も併用して調達している調達機関	24 (12.0%)	62 (29.4%)	53 (25.7%)
各品目を少額随意契約のみにより調達している調達機関	106 (53.0%)	127 (60.2%)	146 (70.9%)
うち少額随意契約による年間の調達額の合計が 160 万円を超えている調達機関	22	57	70
小 計	200 (100.0%)	211 (100.0%)	206 (100.0%)
各品目を調達していない調達機関	13	2	7
合 計	213	213	213

(注) 当省の調査結果による。

### イ 備品の調達の実施状況

調査した 16 府省 213 調達機関における備品 4 品目の調達状況をみると、1 週間ないし 3 週間程度の短い期間に同種の備品を少額随意契約により、数回から十数回にわたって調達し、その調達額の合計が少額随意契約の限度額である 160 万円を超えており、計画的な一括調達を行うことにより、一般競争入札に付すことが可能であったと考えられる例が、8 府省 16 調達機関においてみられた。

備品の調達に当たっては、文具用品類などの消耗品とは異なり、支出負担行為等取扱規則 (昭和 27 年大蔵省令第 18 号) 第 14 条の規定により、単価契約を行うことはできないが、計画的な一括調達を行うことにより、事務の省力化及びコストの削減を図る必要がある。また、一度に調達する数量を多くすることや類似の品目をまとめて調達することにより、調達額が 160 万円を

表 1-(1)-⑫

表 1-(1)-①  
(再掲)

超える場合には、一般競争入札に付す必要がある。

したがって、関係府省は、事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 消耗品の調達に当たっては、単価契約による調達などにより契約件数の縮減を推進するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進すること。(全府省)
- ② 備品の調達に当たっては、計画的な一括調達を徹底するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進すること。(内閣府、金融庁、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)

(説明)

表 1 - (1) - ① 物品、役務等の調達に係る規定

○ 会計法（昭和 22 年法律第 35 号） <抜粋>

第 29 条の 3 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第 3 項及び第 4 項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2 (略)

3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第 1 項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

○ 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号） <抜粋>

(予定価格の決定方法)

第 80 条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 (略)

(随意契約によることができる場合)

第 99 条 会計法第 29 条の 3 第 5 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 国の行為を秘密にする必要があるとき。

二 予定価格が 250 万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が 160 万円を超えない財産を買い入れるとき。

四 予定賃借料の年額又は総額が 80 万円を超えない物件を借り入れるとき。

五 予定価格が 50 万円を超えない財産を売り払うとき。

六 予定賃貸料の年額又は総額が 30 万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が 100 万円を超えないものをするとき。

(以下略)

(見積書の徴取)

第 99 条の 6 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議)

第 102 条の 4 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一～六 (略)

七 第 99 条第 1 号から第 18 号まで、第 99 条の 2 又は第 99 条の 3 の規定により随意契約によろうとするとき。

○ 支出負担行為等取扱規則 (昭和 27 年大蔵省令第 18 号) <抜粋>

(支出負担行為等の整理区分)

第 14 条 支出負担行為担当官の行う支出負担行為について、支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の確認又は認証を受ける時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な主な書類は、別表甲号に定める区分によるものとする。

別表甲号

区 分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の確認又は認証を受ける時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	備 考
1～6	(略)				
7 物品費の類	購入契約を締結するとき (請求のあったとき)	購入契約を締結しようとするとき (請求のあったとき)	購入契約金額 (請求のあった額)	契約書、請求書、見積書 (請求書)	文具費、燃料費、消耗器材費、飼料費又は新聞、雑誌その他の定期刊行物の購入費であって単価契約によるものは、括弧書によることができる。

(以下略)

表 1 - (1) - ② 「行政効率化推進計画」における物品、役務等の調達に関する記述

○ 「行政効率化推進計画」(平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議、平成 17 年 6 月 30 日及び 18 年 8 月 29 日改定) <抜粋>

2. 主要な取組

(1) (略)

(2) 公共調達の適正化

1 (略)

2 適切な競争参加資格の設定等

- ・ 公共工事以外の公共調達についても、予算決算及び会計令第 73 条の入札参加資格は競争を適性かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、調達物の仕様の設定や仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定する。

3～7 (略)

8 その他

- ・ 事務用品の一括購入を推進する。
- ・ 電力の供給契約の入札を実施する。(省 CO<sub>2</sub> 化の要素を考慮した方式について検討を進める。)

(以下略)

表 1 - (1) - ③ 各府省の「行政効率化推進計画」及び「行政効率化推進計画等の取組実績」における一括調達に関する記述 <抜粋>

府 省 名	行政効率化推進計画 (平成 18 年 8 月 29 日改定版)		行政効率化推進計画等の取組実績 (平成 19 年 2 月 6 日改定版)
	これまでの取組	今後の取組	取組実績
内 閣 府	事務用品等についてまとめ買いを推進する。	—	—
宮 内 庁	事務用品の各部局への払い出し（引き渡し）の頻度を少なくすることにより、まとめ買いによるコスト削減及び調達・払い出し業務の効率化を行った。	より一層のまとめ買いによるコスト削減及び調達・払い出し業務の効率化を引き続き図る。	事務用品の調達・払い出し頻度を減らし効率化を図っている。
公正取引委員会	事務用品の一括購入の推進（引き続き実施）	（これまでの取組）のうち引き続き実施とするものについて随時取組を行う（通年実施）。	これまでの取組について引き続き実施すべきものにつき随時取組を行う（通年実施）。
国家公安委員会 (警察庁)	事務用品の一括購入を推進している。	事務用品の一括購入を推進する（平成 18 年度以降も引き続き実施）。	事務用品の一括購入を推進している。
金 融 庁	事務用品の一括購入を推進している。	—	—
総 務 省	一括購入によるコピー用紙代の積算見直しを実施	事務用品の一括購入を推進する（引き続き実施）。	推進計画に記載された取組を引き続き実施
法 務 省	（今後の取組計画）において（継続）とされているものについては、平成 17 年度以前から取組済み。	今後も一括調達できる物品については、本省等において取りまとめて調達し管理換えを行うなど、効率的な調達を実施（継続）	取組計画に基づき引き続き実施
外 務 省	—	事務用品の一括購入を引き続き推進する。	平成 18 年度 194 品目に引き続き、平成 19 年度においても 194 品目について年度当初に単価契約を行い、効率化が図られた。
財 務 省	事務用品の一括購入を推進した。	事務用品の一括購入を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き実施することとし、所管各部局に対し、確実に実施するよう周知するとともに実施要領等を作成し、文書で周知徹底を図った。</li> <li>平成 18 年 12 月までの事務用品の調達に際し、年間単価契約による一括調達の対象品目（延べ 2,053 品目）を追加選定し、一般競争入札を実施した。</li> </ul>

府 省 名	行政効率化推進計画 (平成 18 年 8 月 29 日改定版)		行政効率化推進計画等の取組実績 (平成 19 年 2 月 6 日改定版)
	これまでの取組	今後の取組	取組実績
文 部 科 学 省	物品等の一括調達を推進する。	事務用品の一括購入を引き続き推進する(引き続き実施)。	平成 19 年度も引き続き事務用品の一括購入を推進する予定
厚 生 労 働 省	○ 経費削減対策推進のための実施要領の策定及び推進 ・ 物品の一括調達による効率的、経済的購入 ○ その他 ・ 事務用品の一括購入を推進している。	これまでの取組を引き続き実施	これまでの取組を引き続き実施
農 林 水 産 省	○ 競争性に着目した調達の推進 ・ 事務用品(机等)の四半期毎の一括購入により調達事務を合理化	事務用品の一括購入を引き続き活用	平成 18 年度においても引き続き事務用品(文房具、封筒、什器等)の一括購入を活用する。
経 済 産 業 省	事務用品の一括購入(引き続き実施)	事務用品の一括購入(引き続き実施)	主な文房具、ファイル類等の職員が業務に必要となる共通的な事務用品については、一括購入・払い出しを行っており、今後とも引き続き実施する。
国 土 交 通 省	・ 物品等の公共調達については、計画的な購入等に努め、一括購入・一括発注を行なうことが経済的に有益な場合は、その実施に取り組んでいる(消耗品、印刷物など)。 ・ 本省の複数の部局で共通して使用する事務用品等について、一括購入契約を行ってきている(平成 17 年度:消耗品等 151 品目)。	事務用品等の一括購入・一括発注を、引き続き推進する。	これまでの取組を引き続き実施
環 境 省	—	事務用品の一括購入を推進する(引き続き実施)。	引き続き事務用品の一括購入を推進することにより、コストの削減に努める。
防 衛 省	従来から、事務用品の購入に当たっては、四半期に一度の契約とするなど、一括購入に努めている。	引き続き、事務用品の一括購入に努める。	事務用品の購入に当たり、四半期に一度の契約とする等事務用品の一括購入に努めている。

表 1 - (1) - ④ 調査した本府省、外局等における消耗品 3 品目に係る単価契約の実施状況（平成 17 年度）

府省名	機関名	調達機関名	コピー用紙	トナー類	文具用品類等	単価契約品目数
内閣府	本府	大臣官房会計担当参事官	○	●	●	1
		政策統括官〔科学技術政策担当〕	○	●	●	1
	原子力安全委員会	事務局長	○	●	●	1
	経済社会総合研究所	次長	●	●	●	0
	国際平和協力本部	事務局長	●	●	●	0
	日本学術会議	事務局長	●	●	●	0
宮内庁	本庁	長官官房主計課長	○	○	●	2
公正取引委員会	事務総局	官房総務課会計室長	○	●	●	1
国家公安委員会	警察庁本庁	長官官房会計課理事官	○	●	●	1
金融庁	本庁	総務企画局総務課長	○	○	○	3
総務省	本省	大臣官房会計課企画官	○	○	●	2
		人事・恩給局長	●	●	●	0
		統計局長	○	●	●	1
	公害等調整委員会	総務課長	●	●	●	0
	消防庁	総務課長	●	●	●	0
法務省	本省	大臣官房会計課長	○	○	○	3
	最高検察庁	検事総長	●	●	●	0
	公安調査庁	総務部長	○	○	●	2
外務省	本省	大臣官房会計課長	○	○	○	3
財務省	本省	大臣官房会計課長	○	○	○	3
		理財局長	●	○	●	1
	国税庁	長官官房会計課長	○	○	○	3
	国税不服審判所	国税不服審判所管理室長	—	●	●	0
文部科学省	本省	大臣官房会計課長	○	●	○	2
		研究開発局開発企画課長	—	●	○	1
	科学技術政策研究所	所長	○	●	○	2
	文化庁	次長	○	●	○	2
厚生労働省	本省	大臣官房会計課長	○	●	●	1
		医政局長	—	—	●	0
		労働基準局労働保険徴収課長	●	●	●	0
		労働基準局労災補償部労災管理課長	○	●	●	1
		職業安定局雇用保険課長	○	●	●	1
		雇用均等・児童家庭育成課長	—	●	●	0
	社会保険庁	総務部経理課長	○	○	○	3
中央労働委員会	総務課長	○	○	○	3	
農林水産省	本省	大臣官房経理課長	○	●	●	1
		総合食料局長	●	●	●	0
		生産局長	—	●	●	0
		経営局長	—	●	●	0
		経営局保険課長	○	●	●	1
		農村振興局長（農業経営基盤強化措置特別会計）	—	●	●	0
		農村振興局長（国営土地改良事業特別会計）	—	●	●	0
		林野庁長官（一般会計）	○	●	●	1
	林野庁	林野庁長官（国営林野事業特別会計）	○	○	○	3
		林野庁長官（森林保険特別会計）	—	●	●	0

府省名	機関名	調達機関名	コピー用紙	トナー類	文具用品類等	単価契約品目数
農林水産省 (続き)	水産庁	水産庁長官(一般会計)	●	●	●	0
		水産庁長官(漁船保険及漁業共済保険特別会計)	—	●	●	0
経済産業省	本省	大臣官房会計課長	○	○	●	2
		貿易経済協力局貿易保険課長	●	●	●	0
	資源エネルギー庁	長官官房総合政策課長	○	○	●	2
	原子力・安全保安院	企画調整課長	○	○	●	2
	中小企業庁	長官官房参事官	●	●	●	0
国土交通省	本省	大臣官房会計課長	○	●	●	1
		大臣官房官庁営繕部長	○	●	●	1
		総合政策局長	○	●	—	1
		国土計画局長	○	●	—	1
		土地・水資源局長	○	●	—	1
		土地・水資源局水資源部長	○	●	—	1
		都市・地域整備局長	○	●	●	1
		河川局長	○	●	—	1
		道路局長	○	●	—	1
		住宅局長	○	●	●	1
		自動車交通局長(自動車損害賠償保障事業特別会計)	○	●	●	1
		自動車交通局長(自動車検査登録特別会計)	○	—	—	1
		航空局長	○	●	●	1
		北海道局長	○	●	●	1
	海上保安庁	海上保安庁次長	○	●	●	1
海難審判庁	高等海難審判庁長官	●	●	●	0	
環境省	本省	大臣官房会計課長	○	●	●	1
防衛省	本省	経理装備局会計課会計管理官	●	●	●	0
	統合幕僚監部	総務部総務課長会計室長	●	●	●	0
	陸上幕僚監部	中央会計隊長	●	●	●	0
	海上幕僚監部	東京業務隊会計科長	●	●	●	0
	航空幕僚監部	航空中央業務隊会計科長	—	●	●	0
	情報本部	会計課長	—	●	●	0
	技術研究本部	総務部長	●	●	●	0
	装備本部	会計課会計管理官	●	●	●	0
	防衛施設庁	総務部長	●	●	●	0
計	16府省 78 調達機関	○の調達機関	45	15	12	
		●の調達機関	21	61	59	
		—の調達機関	12	2	7	
消耗品3品目とも単価契約により調達している調達機関			8			
消耗品3品目のいずれかを単価契約によらず調達している調達機関	3品目とも単価契約によらず調達している調達機関		31			
	2品目を単価契約によらず調達している調達機関		30			
	1品目を単価契約によらず調達している調達機関		9			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「○」印は、各品目の全部又は一部を単価契約により調達している調達機関を表す。

3 「●」印は、各品目を単価契約によらず調達している調達機関を表す。

4 「—」印は、各品目を調達していない調達機関を表す。

5 各品目を調達していない調達機関については、単価契約によらず調達している調達機関に計上している。

表 1 - (1) - ⑤ 調査した地方支分部局等における消耗品 3 品目に係る単価契約の実施状況 (平成 17 年度)

府省名	機関名	調達機関名	コピー用紙	トナー類	文具用品類等	単価契約品目数
内閣府	沖縄総合事務局	総務部長	○	●	●	1
		開発建設部長	○	○	○	3
公正取引委員会	中部事務所	所長	●	●	●	0
	近畿中国四国事務所	所長	●	●	●	0
	九州事務所	所長	●	●	●	0
国家公安委員会	東北管区警察局	総務監察部会計課長	●	●	●	0
	関東管区警察局	総務部会計課長	●	●	●	0
	中国管区警察局	総務監察部会計課長	●	●	●	0
総務省	北海道管区行政評価局	局長	○	●	●	1
	東北管区行政評価局	局長	●	●	●	0
	関東管区行政評価局	総務部長	●	●	●	0
	茨城行政評価事務所	所長	●	●	●	0
	岡山行政評価事務所	所長	●	●	●	0
	熊本行政評価事務所	所長	●	●	●	0
	北海道総合通信局	局長	○	●	●	1
	東北総合通信局	局長	○	●	●	1
	信越総合通信局	局長	○	●	●	1
	四国総合通信局	局長	○	●	●	1
	九州総合通信局	局長	○	●	●	1
	法務省	東京矯正管区	管区長	●	●	●
広島矯正管区		管区長	●	●	●	0
高松矯正管区		管区長	●	●	●	0
東北地方更生保護委員会		委員長	●	●	●	0
関東地方更生保護委員会		委員長	●	●	●	0
近畿地方更生保護委員会		委員長	●	●	●	0
四国地方更生保護委員会		委員長	●	●	●	0
青森地方法務局		局長	○	○	●	2
千葉地方法務局		局長	○	○	●	2
大阪法務局		局長	○	○	●	2
高松法務局		局長	○	○	○	3
熊本地方法務局		局長	○	○	○	3
大分地方法務局		局長	○	○	●	2
大阪入国管理局		局長	●	●	●	0
福岡入国管理局		局長	○	●	●	1
福島保護観察所		所長	●	●	●	0
前橋保護観察所		所長	●	●	●	0
千葉保護観察所		所長	●	●	●	0
大阪保護観察所		所長	●	●	●	0
松山保護観察所		所長	●	●	●	0
高知保護観察所		所長	●	●	●	0
熊本保護観察所		所長	●	●	●	0
大分保護観察所		所長	●	●	●	0
仙台高等検察庁		検事長	●	●	●	0
高松高等検察庁		検事長	●	●	●	0
福岡高等検察庁		検事長	●	●	●	0
福島地方検察庁		検事正	●	○	●	1
前橋地方検察庁		検事正	●	●	●	0
福岡地方検察庁		検事正	●	●	●	0
近畿公安調査局		局長	○	●	●	1
四国公安調査局		局長	●	●	●	0

府省名	機関名	調達機関名	コピー用紙	トナー類	文具用品類等	単価契約品目数
財務省	北海道財務局	総務部長	●	●	●	0
	東北財務局	総務部長	○	○	●	2
	関東財務局	総務部次長	○	○	●	2
	近畿財務局	総務部次長	○	○	●	2
	中国財務局	総務部長	○	○	●	2
	函館税関	総務部長	○	○	●	2
	名古屋税関	総務部長	○	○	●	2
	沖縄地区税関	総務担当次長	○	○	○	3
	仙台国税局	総務部次長	○	○	○	3
	関東信越国税局	総務部次長	○	○	●	2
	金沢国税局	総務部次長	○	○	○	3
	広島国税局	総務部次長	○	○	○	3
	福岡国税局	総務部次長	○	○	○	3
	厚生労働省	関東信越厚生局	局長	●	●	●
麻薬取締部長			●	●	●	0
東海北陸厚生局		局長	●	●	●	0
		麻薬取締部長	●	●	●	0
九州厚生局		局長	●	●	●	0
		麻薬取締部長	●	●	●	0
茨城労働局		総務部長	●	●	●	0
神奈川労働局		総務部長	○	●	●	1
石川労働局		総務部長	○	●	○	2
愛媛労働局		総務部長	○	○	○	3
大分労働局		総務部長	○	●	●	1
新潟検疫所		総務課長	●	●	●	0
福岡検疫所		総務課長	●	●	●	0
那覇検疫所		総務課長	●	●	●	0
北海道社会保険事務局		局長	●	●	●	0
青森社会保険事務局		局長	○	○	○	3
群馬社会保険事務局		局長	○	●	●	1
新潟社会保険事務局		局長	○	○	●	2
高知社会保険事務局		局長	○	●	●	1
長崎社会保険事務局		局長	○	○	○	3
沖縄社会保険事務局	局長	○	○	○	3	
農林水産省	東北農政局	局長	○	●	○	2
		食糧部長	●	●	●	0
	福島農政事務所	所長	●	●	●	0
	茨城農政事務所	所長	●	●	●	0
	長野農政事務所	所長	●	●	●	0
	北陸農政局	局長	○	●	●	1
		食糧部長	●	●	●	0
	近畿農政局	局長	○	○	○	3
		食糧部長	●	●	●	0
	中国四国農政局	局長	○	●	●	1
		食糧部長	●	○	●	1
	横浜植物防疫所	所長	●	●	●	0
	青森森林管理署	署長	●	●	●	0
	福島森林管理署	署長	●	●	●	0
	関東森林管理局	局長	●	●	●	0
	群馬森林管理署	署長	●	●	●	0
	中部森林管理局	局長	●	●	●	0
	京都大阪森林管理事務所	所長	●	●	●	0
	四国森林管理局	局長	●	●	●	0

府省名	機関名	調達機関名	コピー用紙	トナー類	文具用品類等	単価契約品目数	
経済産業省	北海道経済産業局	総務企画部長	○	○	●	2	
	中部経済産業局	総務企画部長	●	○	○	2	
	四国経済産業局	総務企画部長	○	○	○	3	
国土交通省	関東地方整備局	局長	○	●	●	1	
		副局長	●	●	●	0	
	大宮国道事務所	所長	●	●	●	0	
	長野国道事務所	所長	●	●	●	0	
	中部地方整備局	局長	○	●	○	2	
		副局長	●	●	●	0	
	名四国道事務所	所長	●	●	●	0	
	神戸宮繕事務所	所長	●	●	●	0	
	岡山国道事務所	所長	○	○	○	3	
	北海道開発局	開発監理部長	○	●	●	1	
	札幌開発建設部	部長	○	○	○	3	
	函館運輸支局	支局長	—	●	●	0	
	秋田運輸支局	支局長	●	●	●	0	
	北陸信越運輸局	局長	●	●	●	0	
	神戸運輸監理部	部長	○	●	●	1	
	中国運輸局	局長	●	●	●	0	
	大阪航空局	局長	○	●	●	1	
	松山空港事務所	所長	○	●	●	1	
	中部地方測量部	部長	●	●	●	0	
	近畿地方測量部	部長	●	●	●	0	
	第四管区海上保安本部	本部長	○	●	●	1	
	第五管区海上保安本部	本部長	●	●	○	1	
	第六管区海上保安本部	本部長	●	○	●	1	
	第九管区海上保安本部	本部長	●	●	●	0	
	環境省	東北地方環境事務所	総務課長	●	●	●	0
		長野自然環境事務所	所長	●	●	●	0
		九州地方環境事務所	総務課長	●	●	●	0
防衛省	東京防衛施設局	総務部長	●	●	●	0	
	福岡防衛施設局	総務部長	○	●	●	1	
計	12 府省 135 調達機関	○の調達機関	54	33	21		
		●の調達機関	80	102	114		
		—の調達機関	1	0	0		
消耗品3品目とも単価契約により調達している調達機関			16				
消耗品3品目のいずれかを単価契約によらず調達している調達機関	3品目とも単価契約によらず調達している調達機関	76					
	2品目を単価契約によらず調達している調達機関	26					
	1品目を単価契約によらず調達している調達機関	17					

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「○」印は、各品目の全部又は一部を単価契約により調達している調達機関を表す。

3 「●」印は、各品目を単価契約によらず調達している調達機関を表す。

4 「—」印は、各品目を調達していない調達機関を表す。

5 各品目を調達していない調達機関については、単価契約によらず調達している調達機関に計上している。

表 1 - (1) - ⑥

件名	消耗品 3 品目とも単価契約により調達することで、消耗品 3 品目に係る年間の契約件数が数件となっている例
関係府省名	財務省、厚生労働省
説明	

1 福岡国税局、広島国税局（財務省）

福岡国税局では、国税庁の方針に基づき、管内 31 税務署の物品・役務の調達事務を福岡国税局に集中することで税務署における事務量を削減するとともに経費の節減を図ることとしており、このうち備品・役務についてはすべて、また、消耗品については、ほとんどの品目を管内税務署分も含め同局が一括調達している。

福岡国税局における平成 17 年度の消耗品 3 品目の契約状況については、すべて一般競争入札による単価契約等により調達し、経費の節減等を図っているとしており、契約した業者にコピー用紙、トナー類、文具用品類等ごとに必要量だけ定期的に納入させることで、過剰に保管する必要がないものとなっている。

このようなことから、平成 17 年度における消耗品 3 品目の契約件数は、下表のとおり 6 件となっている。

また、広島国税局においても、福岡国税局と同様に、消耗品 3 品目をすべて一般競争入札による単価契約により調達しており、平成 17 年度における消耗品 3 品目の契約件数は 5 件となっている。

福岡国税局における消耗品 3 品目の契約状況

区分	契約年月日	品目名	合計金額 (千円)	契約方式
1	平成 17. 4. 1	コピー用紙 (A 4 判、A 3 判、 B 4 判及び B 5 判)	17, 687	一般競争入札 (単価契約)
2	〃	トナー (リサイクル品)	8, 395	一般競争入札 (単価契約)
3	〃	文具用品類等 (176 種類)	36, 168	一般競争入札 (単価契約)
4	平成 17. 11. 29	トナー : A 社製用	4, 339	一般競争入札 (単価契約)
5	平成 17. 12. 22	トナー : B 社製用	4, 959	一般競争入札 (単価契約)
6	〃	トナー : 不足分	7, 316	一般競争入札

2 青森社会保険事務局（厚生労働省）

各社会保険事務局では、社会保険庁の方針（「契約事務の適正化について」（平成 17 年 2 月 25 日付け庁文発第 0225005 号）に基づき、①随意契約件数の削減、②100 万円以上の契約に係る競争入札の割合の増大、③調達コストの削減について、それぞれ具体的数値目標を明記した上で、取

り組むこととなった。

青森社会保険事務局では、これらの目標を達成するため、平成 17 年度から管内の 4 社会保険事務所が個別に実施していた契約に係る事務を同局に集約することとし、消耗品 3 品目については、すべて一般競争入札による単価契約により調達することとした。

このようなことから、平成 17 年度における消耗品の契約件数は、下表のとおり 4 件となっている。

青森社会保険事務局における消耗品の契約状況

区分	契約年月日	品目名	合計金額 (千円)	契約方式
1	平成 17. 5. 20	コピー用紙 (A 4 判、A 3 判、 B 4 判及び B 5 判) 等	2,063	一般競争入札 (単価契約)
2	〃	トナー類 (A 社、B 社、C 社 製用)、MO 等	570	一般競争入札 (単価契約)
3	〃	ファイル類 (34 品目)	801	一般競争入札 (単価契約)
4	〃	文具用品類等 (112 品目)	1,649	一般競争入札 (単価契約)

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (1) - ⑦

件名	消耗品 3 品目について、単価契約以外の契約件数が年間 100 件を超えている例
関係府省名	内閣府、法務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、防衛省
説明	

1 沖縄総合事務局総務部（内閣府）

沖縄総合事務局総務部では、開発建設部（国土交通省所管の 4 特別会計に係るものを調達）を除く 5 部に係る物品・役務の調達業務を行っているが、各部から請求がある都度、調達を行うことを基本としており、複数の部からの請求を一括して調達することは少ない。また、コピー用紙（A 4 判）については、一般競争入札による単価契約により調達しているが、その他のトナー類、文具用品類等は需要発生の都度の調達を繰り返している。

こうした状況から、総務部においては、ほぼ毎日何らかの調達を行っており、平成 17 年度では、消耗品 3 品目（コピー用紙、トナー類、文具用品類等）に係る年間の総契約件数及び金額は、364 件 2,366 万円（単価契約（一般競争契約）1 件 320 万円、総価契約（少額随意契約）363 件 2,046 万円）となっている。

総務部（会計課）では、単価契約や一括調達を実施するには、各部で通常使用している物品（特に消耗品）の仕様が統一されていないため、物品の仕様を統一する必要であるとしている。

2 北海道開発局（国土交通省）

北海道開発局では、コピー用紙（A 3 判、A 4 判、B 4 判及び B 5 判）については、一般競争入札による単価契約により調達しているが、トナー類及び文具用品類等については、少額随意契約により調達している。

こうした状況から、北海道開発局の平成 17 年度の消耗品 3 品目に係る年間の契約件数及び金額は、912 件 9,059 万円（単価契約（一般競争契約）1 件 741 万円、総価契約（少額随意契約）911 件 8,318 万円）となっている。

3 同様に、消耗品 3 品目について、単価契約以外の契約件数が年間 100 件を超えている調達機関が、上記を含め、6 府省 11 調達機関みられた。

単価契約以外の契約件数が年間 100 件を超えているもの

(単位：件、千円)

府省名	調達機関名	平成 17 年度 総契約件数	単価契約以外の契約		備考
			うち総価契約の 件数	総価契約による 調達額	
内閣府	沖縄総合事務局総務部長	364	363	20,464	
法務省	青森地方法務局長	191	189	5,457	
	大阪法務局長	161	152	16,017	
	熊本地方法務局長	201	198	9,509	
	福岡地方検察庁検事正	251	251	12,807	
厚生労働省	大臣官房会計課長	220	220	36,763	文具用品類等のみ
農林水産省	中国四国農政局長	279	278	41,915	総価契約の一般競争契約 分：3 件、7,901 千円

府省名	調達機関名	平成 17 年度 総契約件数	うち総価契約の 件数		備考
			総価契約による 調達額		
国土交通省	北海道開発局開発監理部長	912	911	83,184	
	札幌開発建設部長	350	347	19,017	
	中部地方整備局長	142	140	33,809	
防衛省	陸上自衛隊中央会計隊長	334	334	96,036	総価契約の一般競争契約 分：9件 24,029千円
計	6府省 11 調達機関				

(注) 平成 17 年度の消耗品 3 品目に係る年間の契約件数が 100 件を超えているが、18 年度から、調達方法を単価契約に変更し、契約件数の縮減が図られたと認められる機関は、除外した。

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (1) - ⑧

件名	同じ府省のブロック機関において、平成 17 年度に、単価契約により調達している調達機関が、単価契約によらず調達していた調達機関と比べ、年間の契約件数が少なくなっている例						
関係府省名	財務省						
説明	<p>今回、調査した 5 国税局（仙台国税局、関東信越国税局、金沢国税局、広島国税局及び福岡国税局）においては、単価契約による一括調達を、順次、推進しており、平成 17 年度の調達実績では、コピー用紙及びトナー類については、いずれの調達機関においても単価契約により調達している。</p> <p>しかしながら、平成 17 年度の調達実績において、4 国税局（仙台国税局、金沢国税局、広島国税局及び福岡国税局）では、文具用品類等のほとんどを単価契約により調達している一方、関東信越国税局では、推進途上であったため、文具用品類等を単価契約により調達していなかった。そこで、文具用品類等の年間の契約件数について比較してみると、単価契約により調達している 4 国税局の年間の契約件数は平均 19 件となっているのに対し、単価契約によらず調達していた 1 国税局の年間の契約件数は 128 件となっており、単価契約により調達している 4 国税局は、単価契約によらず調達していた 1 国税局と比べ契約件数が少なくなっている。</p> <p>なお、関東信越国税局は、平成 18 年度から、契約方法を見直し、文具用品類等（145 品目）について単価契約による調達に変更し、契約件数や少額随意契約による調達額を大幅に縮減した。</p>						
5 国税局における文具用品類等の平成 17 年度の契約件数の比較 <span style="float: right;">(単位：件)</span>							
区 分	調達機関名	単価契約		総価契約		合 計	平 均
			品目数	競争	随意		
単価契約により調達している調達機関	仙台国税局総務部次長	1	177	0	0	1	19
	金沢国税局総務部次長	1	125	2	69	72	
	広島国税局総務部次長	1	200	0	0	1	
	福岡国税局総務部次長	1	176	0	0	1	
単価契約によらず調達していた調達機関	関東信越国税局総務部次長	0	—	2	126	128	128

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (1) - ⑨ 調査した本府省、外局等における消耗品 3 品目に係る契約方式（平成 17 年度）

府省名	機関名	調達機関名	コピー用紙	トナー類	文具用品類等
内閣府	本府	大臣官房会計担当参事官	◎	◎	○
		政策統括官〔科学技術政策担当〕	▲	▲	●
	原子力安全委員会	事務局長	▲	▲	▲
	経済社会総合研究所	次長	▲	▲	▲
	国際平和協力本部	事務局長	●	●	●
	日本学術会議	事務局長	●	●	●
宮内庁	本庁	長官官房主計課長	◎	○	○
公正取引委員会	事務総局	官房総務課会計室長	○	▲	▲
国家公安委員会	警察庁本庁	長官官房会計課理事官	○	○	▲
金融庁	本庁	総務企画局総務課長	○	○	○
総務省	本省	大臣官房会計課企画官	◎	◎	○
		人事・恩給局長	▲	○	▲
		統計局長	◎	◎	▲
	公害等調整委員会	総務課長	●	▲	●
	消防庁	総務課長	▲	▲	▲
法務省	本省	大臣官房会計課長	◎	◎	○
	最高検察庁	検事総長	●	▲	▲
	公安調査庁	総務部長	◎	○	▲
外務省	本省	大臣官房会計課長	◎	◎	○
財務省	本省	大臣官房会計課長	◎	◎	○
		理財局長	●	○	●
	国税庁	長官官房会計課長	◎	◎	○
	国税不服審判所	国税不服審判所管理室長	—	●	●
文部科学省	本省	大臣官房会計課長	◎	▲	○
	研究開発局	研究開発局開発企画課長	—	●	●
	科学技術政策研究所	所長	◎	▲	○
	文化庁	次長	◎	▲	○
厚生労働省	本省	大臣官房会計課長	◎	○	▲
		医政局長	—	—	●
		労働基準局労働保険徴収課長	●	●	●
		労働基準局労災補償部労災管理課長	◎	▲	▲
		職業安定局雇用保険課長	◎	▲	▲
		雇用均等・児童家庭育成課長	—	●	●
	社会保険庁	総務部経理課長	◎	◎	○
中央労働委員会	総務課長	▲	●	▲	
農林水産省	本省	大臣官房経理課長	◎	◎	○
		総合食料局長	●	●	●
		生産局長	—	▲	▲
		経営局長 (農業経営基盤強化措置特別会計)	—	●	●
		経営局保険課長 (農業共済再保険特別会計)	●	▲	▲
		農村振興局長 (農業経営基盤強化措置特別会計)	—	●	●
		農村振興局長 (国営土地改良事業特別会計)	—	▲	●
		林野庁長官 (一般会計)	○	▲	▲
	林野庁	林野庁長官 (国有林野事業特別会計)	◎	◎	○
		林野庁長官 (森林保険特別会計)	—	●	●

府省名	機関名	調達機関名	コピー用紙	トナー類	文具用品類等
農林水産省 (続き)	水産庁	水産庁長官 (一般会計)	●	▲	▲
		水産庁長官 (漁船保険及漁業共済保険特別会計)	—	●	●
経済産業省	本省	大臣官房会計課長	◎	○	▲
		貿易経済協力局長貿易保険課長	●	▲	●
	資源エネルギー庁	長官官房総合政策課長	◎	○	▲
	原子力・安全保安院	企画調整課長	◎	◎	▲
	中小企業庁	長官官房参事官	▲	▲	▲
国土交通省	本省	大臣官房会計課長	◎	○	○
		大臣官房官庁営繕部長	◎	○	○
		総合政策局長	◎	▲	—
		国土計画局長	◎	▲	—
		土地・水資源局長	◎	▲	—
		土地・水資源局水資源部長	◎	▲	—
		都市・地域整備局長	◎	○	●
		河川局長	◎	▲	—
		道路局長	◎	○	—
		住宅局長	◎	○	●
		自動車交通局長 (自動車損害賠償保障事業特別会計)	◎	○	●
		自動車交通局長 (自動車検査登録特別会計)	◎	—	—
		航空局長	◎	◎	◎
		北海道局長	◎	○	○
	海上保安庁	海上保安庁次長	○	○	○
海難審判庁	高等海難審判庁長官	●	●	●	
環境省	本省	大臣官房会計課長	◎	○	○
防衛省	本省	経理装備局会計課会計管理官	◎	○	○
	統合幕僚監部	総務部総務課長会計室長	○	○	○
	陸上幕僚監部	中央会計隊長	○	○	○
	海上幕僚監部	東京業務隊会計科長	◎	○	○
	航空幕僚監部	航空中央業務隊会計科長	—	○	○
	情報本部	会計課長	—	○	○
	技術研究本部	総務部長	○	○	○
	装備本部	会計課会計管理官	◎	○	○
	防衛施設庁	総務部長	◎	○	○
計	16 府省 78 調達機関	◎の調達機関	40	12	1
		○の調達機関	8	27	28
		●の調達機関	11	13	21
		▲の調達機関	7	24	21
		—の調達機関	12	2	7

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 「◎」印は、各品目を一般競争契約のみにより調達している調達機関を表す。  
3 「○」印は、各品目の一部を一般競争契約により調達しているが、少額随意契約も併用して調達している調達機関を表す。  
4 「●」印は、各品目を少額随意契約のみにより調達しており、年間の調達額の合計が 160 万円以下の調達機関を表す。  
5 「▲」印は、各品目を少額随意契約のみにより調達しており、年間の調達額の合計が 160 万円を超えている調達機関を表す。  
6 「—」印は、各品目を調達していない調達機関を表す。

表 1 - (1) - ⑩ 調査した地方支分部局等における消耗品 3 品目に係る契約方式（平成 17 年度）

府省名	機関名	調達機関名	コピー用紙	トナー類	文具用品類等
内閣府	沖縄総合事務局	総務部長	○	▲	▲
		開発建設部長	◎	○	○
公正取引委員会	中部事務所	所長	●	●	●
	近畿中国四国事務所	所長	●	●	●
	九州事務所	所長	●	●	●
国家公安委員会	東北管区警察局	総務監察部会計課長	●	▲	▲
	関東管区警察局	総務部会計課長	●	▲	▲
	中国管区警察局	総務監察部会計課長	●	○	●
総務省	北海道管区行政評価局	局長	●	●	●
	東北管区行政評価局	局長	●	●	●
	関東管区行政評価局	総務部長	●	●	●
	茨城行政評価事務所	所長	●	●	●
	岡山行政評価事務所	所長	●	●	●
	熊本行政評価事務所	所長	●	●	●
	北海道総合通信局	局長	●	○	▲
	東北総合通信局	局長	●	○	●
	信越総合通信局	局長	●	▲	▲
	四国総合通信局	局長	●	●	●
	九州総合通信局	局長	●	▲	●
	法務省	東京矯正管区	管区長	●	●
広島矯正管区		管区長	●	●	●
高松矯正管区		管区長	●	●	▲
東北地方更生保護委員会		委員長	●	●	●
関東地方更生保護委員会		委員長	●	●	●
近畿地方更生保護委員会		委員長	●	●	●
四国地方更生保護委員会		委員長	●	●	●
青森地方方法務局		局長	◎	○	▲
千葉地方方法務局		局長	◎	○	▲
大阪法務局		局長	◎	○	▲
高松法務局		局長	○	○	○
熊本地方方法務局		局長	○	○	▲
大分地方方法務局		局長	◎	○	▲
大阪入国管理局		局長	●	●	●
福岡入国管理局		局長	●	●	●
福島保護観察所		所長	●	●	●
前橋保護観察所		所長	●	●	●
千葉保護観察所		所長	●	●	●
大阪保護観察所		所長	●	●	●
松山保護観察所		所長	●	●	●
高知保護観察所		所長	●	●	●
熊本保護観察所		所長	●	●	●
大分保護観察所		所長	●	●	●
仙台高等検察庁		検事長	●	●	●
高松高等検察庁		検事長	●	●	●
福岡高等検察庁		検事長	●	●	▲
福島地方検察庁		検事正	●	●	▲
前橋地方検察庁		検事正	●	●	●
福岡地方検察庁		検事正	▲	▲	▲
近畿公安調査局		局長	●	▲	●
四国公安調査局		局長	●	●	●

府省名	機関名	調達機関名	コピー用紙	トナー類	文具用品類等
財務省	北海道財務局	総務部長	○	○	▲
	東北財務局	総務部長	◎	○	○
	関東財務局	総務部次長	○	○	○
	近畿財務局	総務部次長	○	○	▲
	中国財務局	総務部長	○	○	▲
	函館税関	総務部長	●	▲	▲
	名古屋税関	総務部長	◎	○	▲
	沖縄地区税関	総務担当次長	○	○	○
	仙台国税局	総務部次長	◎	○	◎
	関東信越国税局	総務部次長	◎	○	○
	金沢国税局	総務部次長	◎	○	○
	広島国税局	総務部次長	◎	◎	◎
	福岡国税局	総務部次長	◎	◎	◎
	厚生労働省	関東信越厚生局	局長	▲	●
麻薬取締部長			●	●	●
東海北陸厚生局		局長	●	●	●
		麻薬取締部長	●	●	●
九州厚生局		局長	●	▲	▲
		麻薬取締部長	●	●	●
茨城労働局		総務部長	○	▲	○
神奈川労働局		総務部長	○	○	○
石川労働局		総務部長	◎	○	○
愛媛労働局		総務部長	◎	◎	●
大分労働局		総務部長	◎	◎	◎
新潟検疫所		総務課長	●	●	●
福岡検疫所		総務課長	●	▲	▲
那覇検疫所		総務課長	●	●	●
北海道社会保険事務局		局長	◎	◎	○
青森社会保険事務局		局長	◎	◎	◎
群馬社会保険事務局		局長	◎	○	○
新潟社会保険事務局		局長	◎	◎	○
高知社会保険事務局		局長	◎	○	▲
長崎社会保険事務局		局長	◎	○	○
沖縄社会保険事務局	局長	◎	○	○	
農林水産省	東北農政局	局長	○	▲	▲
		食糧部長	●	●	●
	福島農政事務所	所長	▲	▲	▲
	茨城農政事務所	所長	▲	▲	▲
	長野農政事務所	所長	▲	▲	▲
	北陸農政局	局長	○	▲	○
		食糧部長	●	●	●
	近畿農政局	局長	◎	○	○
		食糧部長	●	●	●
	中国四国農政局	局長	◎	▲	○
		食糧部長	●	●	●
	横浜植物防疫所	所長	▲	●	▲
	青森森林管理署	署長	●	●	▲
	福島森林管理署	署長	●	●	●
	関東森林管理局	局長	●	▲	▲
	群馬森林管理署	署長	●	●	●
	中部森林管理局	局長	▲	▲	▲
	京都大阪森林管理事務所	所長	●	●	●
	四国森林管理局	局長	●	▲	▲

府省名	機関名	調達機関名	コピー用紙	トナー類	文具用品類等	
経済産業省	北海道経済産業局	総務企画部長	◎	○	▲	
	中部経済産業局	総務企画部長	●	▲	▲	
	四国経済産業局	総務企画部長	●	◎	▲	
国土交通省	関東地方整備局	局長	◎	▲	▲	
		副局長	▲	▲	▲	
	大宮国道事務所	所長	▲	▲	▲	
	長野国道事務所	所長	▲	▲	▲	
	中部地方整備局	局長	◎	▲	○	
		副局長	▲	▲	▲	
	名四国道事務所	所長	▲	▲	▲	
	神戸営繕事務所	所長	●	●	●	
	岡山国道事務所	所長	○	○	○	
	北海道開発局	開発監理部長	◎	▲	▲	
	札幌開発建設部	部長	◎	◎	○	
	函館運輸支局	支局長	—	▲	●	
	秋田運輸支局	支局長	●	●	●	
	北陸信越運輸局	局長	●	○	▲	
	神戸運輸監理部	部長	●	○	○	
	中国運輸局	局長	●	▲	▲	
	大阪航空局	局長	○	○	●	
	松山空港事務所	所長	●	●	●	
	中部地方測量部	部長	●	●	▲	
	近畿地方測量部	部長	●	●	●	
	第四管区海上保安本部	本部長	○	○	○	
	第五管区海上保安本部	本部長	▲	◎	◎	
	第六管区海上保安本部	本部長	▲	○	▲	
	第九管区海上保安本部	本部長	○	▲	○	
	環境省	東北地方環境事務所	総務課長	●	●	●
		長野自然環境事務所	所長	●	●	●
九州地方環境事務所		総務課長	●	●	▲	
防衛省	東京防衛施設局	総務部長	◎	○	○	
	福岡防衛施設局	総務部長	▲	▲	▲	
計	12 府省 135 調達機関	◎の調達機関	30	10	6	
		○の調達機関	16	35	25	
		●の調達機関	73	57	55	
		▲の調達機関	15	33	49	
		—の調達機関	1	0	0	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「◎」印は、各品目を一般競争契約のみにより調達している調達機関を表す。

3 「○」印は、各品目の一部を一般競争契約により調達しているが、少額随意契約も併用して調達している調達機関を表す。

4 「●」印は、各品目を少額随意契約のみにより調達しており、年間の調達額の合計が 160 万円以下の調達機関を表す。

5 「▲」印は、各品目を少額随意契約のみにより調達しており、年間の調達額の合計が 160 万円を超えている調達機関を表す。

6 「—」印は、各品目を調達していない調達機関を表す。

表 1 - (1) - ⑪

件名	消耗品 3 品目の各品目について、少額随意契約による年間の調達額の合計が 160 万円を超えているため、年間の単価契約に変更するなどにより、一般競争契約の導入・拡大を図る余地があるとみられる例
関係府省名	内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
説明	

1 厚生労働省本省

厚生労働省本省（大臣官房会計課）では、トナー類の平成 17 年度の調達額の年間の合計は 1 億 9,835 万円となっており、そのうち一般競争契約によるものが 463 万円（2.3%）、少額随意契約によるものが 1 億 9,372 万円（97.7%）となっている。

トナー類のうち調達量の多い種類をまとめるなどして、年間の単価契約に変更することなどにより、一般競争契約による調達を拡大する必要があるとみられる。

なお、厚生労働省本省（大臣官房会計課）では、トナー類の平成 18 年度の調達実績では、全体の 7 割程度を一般競争契約により調達しており、19 年度には、すべての調達を一般競争契約により行う予定としている。

2 同様に、単価契約に変更することなどにより、一般競争契約の導入・拡大を図る余地があるとみられるものが、上記を含め、14 府省 120 調達機関においてみられた。

年間の単価契約に変更するなどにより、一般競争契約の導入・拡大を図る余地があるとみられるもの （単位：千円）

府省名	調達機関名	品目名	平成 17 年度 総調達額	うち少額随意契約による調達額	備考
内閣府	大臣官房会計担当参事官	文具用品類等	29,160	8,431	
	政策統括官（科学技術政策担当）	コピー用紙	3,297	3,297	
		トナー類	4,105	4,105	
	沖縄総合事務局総務部長	トナー類 文具用品類等	20,464	20,464	
	沖縄総合事務局開発建設部長	トナー類	3,603	3,069	
	原子力安全委員会事務局長	コピー用紙	1,770	1,770	
		トナー類	3,513	3,513	
		文具用品類等	2,443	2,443	
	経済社会総合研究所次長	コピー用紙	1,980	1,980	
		トナー類	12,803	12,803	
文具用品類等		1,785	1,785		
宮内庁	長官官房主計課長	トナー類	7,460	4,990	
		文具用品類等	4,679	1,957	
公正取引委員会	事務総局官房総務課会計室長	トナー類	4,014	4,014	
		文具用品類等	6,866	6,866	

府省名	調達機関名	品目名	平成17年度 総調達額	うち少額随意契 約による調達額	備 考
国家公安委 員会	警察庁長官官房会計課理事官	トナー類	35,205	8,236	
		文具用品類等	30,503	30,503	
	東北管区警察局総務監察部会計課長	トナー類	1,962	1,962	
		文具用品類等	3,017	3,017	
	関東管区警察局総務部会計課長	トナー類	4,148	4,148	
		文具用品類等	2,290	2,290	
中国管区警察局総務監察部会計課長	トナー類	4,148	3,133		
総務省	大臣官房会計課企画官	文具用品類等	31,688	8,628	
	人事・恩給局長	コピー用紙	1,792	1,792	
		文具用品類等	2,042	2,042	
	統計局長	文具用品類等	5,289	5,289	
	北海道総合通信局長	文具用品類等	2,700	2,700	
	信越総合通信局長	トナー類	1,957	1,957	
		文具用品類等	2,140	2,140	
	九州総合通信局長	トナー類	2,184	2,184	
	公害等調整委員会総務課長	トナー類	1,856	1,856	
	消防庁総務課長	コピー用紙	8,252	8,252	
		トナー類	7,173	7,173	
文具用品類等		7,518	7,518		
法務省	東京矯正管区長	文具用品類等	2,140	2,140	
	高松矯正管区長	文具用品類等	1,793	1,793	
	青森地方法務局長	トナー類	4,883	3,379	
		文具用品類等	2,078	2,078	
	千葉地方法務局長	トナー類	15,739	4,356	
		文具用品類等	3,012	3,012	
	大阪法務局長	トナー類	24,121	6,076	
		文具用品類等	15,255	15,255	
	高松法務局	トナー類	6,290	3,385	
	熊本地方法務局長	トナー類	5,381	2,192	
		文具用品類等	7,548	7,548	
	大分地方法務局長	文具用品類等	2,329	2,329	
	大阪入国管理局長	コピー用紙	2,423	2,423	
		トナー類	4,830	4,830	
		文具用品類等	5,865	5,865	
	福岡入国管理局長	トナー類	2,311	2,311	
		文具用品類等	3,438	3,422	
	最高検察庁検事総長	トナー類	3,374	3,374	
		文具用品類等			
	福岡高等検察庁検事長	文具用品類等	2,034	2,034	
	福島地方検察庁検事正	文具用品類等	3,634	3,634	
	福岡地方検察庁検事正	コピー用紙	2,243	2,243	
		トナー類	4,376	4,376	
文具用品類等		7,506	7,506		
公安調査庁総務部長	トナー類	8,410	4,068		
	文具用品類等	2,198	2,198		
近畿公安調査局長	トナー類	2,585	2,585		

府省名	調達機関名	品目名	平成17年度 総調達額	うち少額随意契 約による調達額	備 考
財務省	関東財務局総務部次長	トナー類	18,926	4,253	
		文具用品類等	20,074	7,941	
	中国財務局総務部長	トナー類	2,646	1,944	
		文具用品類等	2,519	2,519	
	函館税関総務部長	トナー類	2,124	2,124	
		文具用品類等	4,002	4,002	
名古屋税関総務部長	文具用品類等	6,190	6,190		
文部科学省	大臣官房会計課長	トナー類	73,272	73,272	
	科学技術政策研究所長	トナー類	1,644	1,644	
	文化庁次長	トナー類	6,440	6,440	
厚生労働省	大臣官房会計課長	トナー類	198,359	193,728	
		文具用品類等	36,763	36,763	
	労働基準局労災補償部労災管理課長	トナー類	5,886	5,886	
		文具用品類等	2,275	2,275	
	職業安定局雇用保険課長	トナー類	14,334	14,334	
		文具用品類等			
	関東信越厚生局長	コピー用紙	6,604	6,604	
		文具用品類等			
	九州厚生局長	トナー類	3,251	3,251	
		文具用品類等	2,515	2,515	
	石川労働局総務部長	トナー類	24,996	6,875	
		文具用品類等			
	福岡検疫所長	トナー類	4,322	4,322	
		文具用品類等	2,087	2,087	
	高知社会保険事務局長	文具用品類等	2,057	2,057	
	長崎社会保険事務局長	トナー類	4,738	3,114	
文具用品類等		8,160	5,536		
中央労働委員会総務課長	コピー用紙	1,622	1,622		
	文具用品類等	2,179	2,179		
農林水産省	生産局長	トナー類	8,548	8,548	
		文具用品類等	9,978	9,978	
	経営局保険課長(農業共済再保険特別会計)	トナー類	1,778	1,778	
		文具用品類等	2,174	2,174	
	農村振興局長(国営土地改良事業特別会計)	トナー類	3,671	3,671	
		コピー用紙	4,325	2,478	
	東北農政局長	トナー類	7,567	7,567	
		文具用品類等	1,791	1,791	
		コピー用紙	1,949	1,949	
	福島農政事務所長	トナー類	4,828	4,828	
		文具用品類等	4,333	4,333	
		コピー用紙	2,865	2,865	
	茨城農政事務所長	トナー類	4,159	4,159	
		文具用品類等	2,060	2,060	
長野農政事務所長	トナー類	6,120	6,120		
	コピー用紙 文具用品類等	3,498	3,498		

府省名	調達機関名	品目名	平成17年度 総調達額	うち少額随意契 約による調達額	備 考
農林水産省 (続き)	北陸農政局長	トナー類	3,789	3,789	
		文具用品類等	33,805	2,882	
	近畿農政局長	トナー類	13,936	3,628	
		文具用品類等	10,766	5,856	
	中国四国農政局長	トナー類	19,650	19,650	
		文具用品類等	21,346	13,444	
	横浜植物防疫所長	コピー用紙	2,190	2,190	
		文具用品類等	2,159	2,159	
	林野庁長官(一般会計)	トナー類	40,678	40,678	
		文具用品類等			
	林野庁長官(国有林野事業特別会計)	文具用品類等	3,198	1,675	
	青森森林管理署長	文具用品類等	2,144	2,144	
	関東森林管理局長	トナー類	8,618	8,618	
		文具用品類等	3,945	3,945	
	中部森林管理局長	コピー用紙	2,578	2,578	
		トナー類	4,309	4,309	
		文具用品類等	9,625	9,625	
	四国森林管理局長	トナー類	2,666	2,666	
文具用品類等		2,428	2,428		
水産庁長官(一般会計)	トナー類	11,209	11,209		
	文具用品類等	11,229	11,229		
経済産業省	大臣官房会計課長	文具用品類等	18,373	18,373	
	貿易経済協力局貿易保険課長	トナー類	1,855	1,855	
	北海道経済産業局総務企画部長	トナー類	7,096	1,635	
		文具用品類等	2,428	2,428	
	中部経済産業局総務企画部長	トナー類	10,522	10,522	
		文具用品類等	2,765	2,765	
	四国経済産業局総務企画部長	文具用品類等	8,543	8,543	
	資源エネルギー庁長官官房総合政策課長	文具用品類等	14,042	14,042	
	原子力安全・保安院企画調整課長	文具用品類等	8,621	8,621	
	中小企業庁長官官房参事官	コピー用紙	4,271	4,271	
トナー類		10,888	10,888		
		文具用品類等	3,674	3,674	
国土交通省	大臣官房会計課長	トナー類	19,328	7,418	
	大臣官房官庁営繕部長	トナー類	10,738	3,000	
	総合政策局長	トナー類	9,652	9,652	
	国土計画局長	トナー類	8,068	8,068	
	土地・水資源局長	トナー類	4,128	4,128	
	土地・水資源局水資源部長	トナー類	2,003	2,003	
	都市・地域整備局長	トナー類	24,405	7,683	
	河川局長	トナー類	6,761	6,761	
	道路局長	トナー類	12,716	8,531	
	住宅局長	トナー類	8,420	2,839	
	自動車交通局長(自動車損害賠償保障事業特別会計)	トナー類	2,023	2,023	
	北海道局長	トナー類	5,291	1,740	

府省名	調達機関名	品目名	平成17年度 総調達額	うち少額随意契 約による調達額	備 考
国土交通省 (続き)	関東地方整備局長	トナー類 文具用品類等	40,354	40,354	
	関東地方整備局副局長	コピー用紙	3,521	3,521	
		トナー類	4,193	4,193	
		文具用品類等	6,119	6,119	
	大宮国道事務所長	コピー用紙	5,342	5,342	
		トナー類	5,108	5,108	
		文具用品類等	7,167	7,167	
	長野国道事務所長	コピー用紙	1,976	1,976	
		トナー類	2,374	2,374	
		文具用品類等	3,309	3,309	
	中部地方整備局長	トナー類	35,284	33,809	
		文具用品類等			
	中部地方整備局副局長	コピー用紙	13,196	13,196	
		トナー類			
		文具用品類等			
	名四国道事務所長	コピー用紙	1,664	1,664	
		トナー類	1,891	1,891	
		文具用品類等	4,914	4,914	
	岡山国道事務所長	トナー類	5,787	3,697	
		文具用品類等	4,739	2,279	
	北海道開発局開発監理部長	トナー類 文具用品類等	83,184	83,184	
	札幌開発建設部長	文具用品類等	21,972	19,017	
	函館運輸支局長	トナー類	1,792	1,792	
	北陸信越運輸局長	トナー類	8,264	2,026	
		文具用品類等	2,938	2,938	
	中国運輸局長	トナー類	4,200	4,200	
		文具用品類等	3,059	3,059	
	大阪航空局長	トナー類	8,455	4,072	
	国土地理院中部地方測量部長	文具用品類等	2,490	2,490	コピー用紙を含む。
	海上保安庁次長	コピー用紙	7,393	2,848	
		トナー類	45,128	20,156	
		文具用品類等	24,499	23,923	
	第四管区海上保安本部長	トナー類	14,955	8,706	
文具用品類等		6,921	2,852		
第五管区海上保安本部長	コピー用紙	3,092	3,092		
第六管区海上保安本部長	コピー用紙	3,736	3,736		
	トナー類	6,010	3,227		
	文具用品類等	8,682	8,682		
第九管区海上保安本部長	トナー類	6,570	6,570		
	文具用品類等	3,608	2,736		
環境省	九州地方環境事務所総務課長	文具用品類等	1,637	1,637	
防衛省	統合幕僚監部総務部総務課会計室長	コピー用紙	3,419	1,907	
		トナー類	35,141	3,052	
		文具用品類等	13,129	7,429	

府省名	調達機関名	品目名	平成17年度 総調達額		備 考
				うち少額随意契 約による調達額	
防衛省 (続き)	陸上自衛隊中央会計隊長	トナー類	15,604	12,981	
		文具用品類等	66,741	57,531	
	東京業務隊会計科長	トナー類	7,889	7,043	
		文具用品類等	30,608	24,049	
	航空自衛隊航空中央業務隊会計科長	文具用品類等	129,414	35,383	
	技術研究本部総務部長	トナー類	17,589	8,309	
		文具用品類等	8,647	2,196	
	装備本部会計課管理官	トナー類	14,977	1,715	
	東京防衛施設局総務部長	文具用品類等	21,027	8,303	
	福岡防衛施設局総務部長	コピー用紙	3,084	3,084	
トナー類		3,689	3,689		
文具用品類等		3,243	3,243		
計	14 府省 120 調達機関	コピー用紙	8 府省 26 調達機関		
		トナー類	13 府省 93 調達機関		
		文具用品類等	13 府省 92 調達機関		

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (1) - ⑫

件名	計画的に一括調達を行うことにより、一般競争入札に付すことが可能であったと考えられる例
関係府省名	内閣府、金融庁、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
説明	

1 関東森林管理局（農林水産省）

関東森林管理局では、机及び椅子を平成 18 年 2 月 22 日から 3 月 16 日の 23 日間で計 10 回 585 万 8,000 円分、いずれも少額随意契約が可能な 160 万円以下の金額で契約し、調達している。

特に、平成 18 年 2 月 27 日（月）から 3 月 3 日（金）の 5 日間では、計 4 回 303 万円分を調達している。

本件の場合、計画的に一括調達を行うことにより、一般競争入札に付すことが可能であったと考えられる。

2 同様に、計画的に一括調達を行うことにより、一般競争入札に付すことが可能であったと考えられるものが、上記を含め、次表のとおり、8 府省 16 調達機関においてみられた。

計画的に一括調達を行うことにより、一般競争入札に付すことが可能であったと考えられるもの

（単位：脚、台、円）

府省名	調達機関名	品目	調達数量	金額	契約日（納入日）	契約方式	調達先
内閣府	沖縄総合事務局 総務部長	机 A 1	1	87,990	(平 18.3.31)	随意	a 社
		椅子 A 1	1	54,075			
		椅子 B 1、C 1	61	1,406,580	(平 18.3.31)	随意	b 社
		机 B 1、C 1	2	189,315	(平 18.3.31)	随意	c 社
		椅子 D 1	1	81,900			
		机 D 1、E 1、F 1、G 1	75	5,204,000	(平 18.3.31)	入札	d 社
		机 A 1、H 1、I 1	4	329,700	(平 18.3.31)	随意	e 社
		椅子 E 1	1	86,100			
		机 J 1、K 1	2	223,524	(平 18.3.31)	随意	f 社
		椅子 F 1、G 1	12	384,468			
		合計	160	8,047,652	6 件	/	
		うち入札	75	5,204,000	1 件		
		うち随意	85	2,843,652	5 件		
金融庁	金融庁総務企画 局総務課長	机 A 2、椅子 A 2 等	—	190,470	(平 17.6.30)	随意	g 社
		机 A 2、椅子 A 2	4	288,330	(平 17.7.1)	随意	g 社
		机 A 2、椅子 A 2	4	288,330	(平 17.7.1)	随意	g 社
		机 A 2、B 2 椅子 A 2、B 2 等	—	306,495	(平 17.7.12)	随意	h 社
		机 A 2、椅子 A 2	2	144,165	(平 17.7.15)	随意	h 社
		机 A 2、C 2、D 2、E 2 椅子 A 2、B 2、C 2 等	—	875,521	(平 17.7.21)	随意	h 社
		机 E 2、椅子 A 2、B 2 等	—	971,670	(平 17.7.25)	随意	h 社
				合計	—	3,064,981	7 件

府省名	調達機関名	品目	調達数量	金額	契約日 (納入日)	契約方式	調達先	
金融庁 (続き)	金融庁総務企画 局総務課長 (続き)	椅子A 2、B 2、C 2	16	811,860	(平 18.3.17)	随意	h 社	
		椅子A 2、B 2、C 2	18	931,665	(平 18.3.20)	随意	h 社	
		椅子A 2 等	—	310,188	(平 18.3.22)	随意	h 社	
		椅子A 2、B 2、C 2	16	877,905	(平 18.3.24)	随意	h 社	
		椅子A 2、B 2	14	811,755	(平 18.3.28)	随意	h 社	
		椅子A 2、B 2 他2点	8	416,430	(平 18.3.31)	随意	h 社	
		合 計	—	4,159,803	6件			
法務省	熊本地方法務局 長	パソコンA 1、B 1 プリンタA 1 等	—	447,300	平 18.3.1	随意	i 社	
		パソコンA 1、プリンタA 1 等	—	433,125	平 18.3.6	随意	i 社	
		パソコンC 1、プリンタB 1 等	—	226,758	平 18.3.7	随意	i 社	
		パソコンC 1、プリンタB 1 等	—	226,758	平 18.3.7	随意	i 社	
		パソコンA 1、プリンタB 1 等	—	264,810	平 18.3.9	随意	i 社	
		パソコンC 1	—	195,510	平 18.3.9	随意	i 社	
		プリンタC 1	—	682,500	平 18.3.13	随意	j 社	
		パソコンA 1、プリンタB 1 等	—	433,125	平 18.3.23	随意	i 社	
		パソコンD 1	—	200,214	平 18.3.24	随意	i 社	
		パソコンA 1、プリンタB 1 等	—	344,085	平 18.3.28	随意	i 社	
		合 計	—	3,454,185	10件			
	福岡地方検察庁 検事正	机A 3、B 3 椅子A 3、B 3、C 3	2 3	73,500 520,800	平 18.3.1	随意	k 社	
		机C 3 椅子D 2、E 2	1 9	183,750 406,350	平 18.3.7	随意	k 社	
		机D 3 椅子F 2、G 2	20 40	756,000 766,500	平 18.3.13	随意	k 社	
		机E 3、F 2、G 2 椅子H 1	15 1	1,175,790 77,700	平 18.3.15	随意	k 社	
		椅子I 1、J 1 椅子K 1	6 2	249,480 122,430	平 18.3.27	随意	l 社 m 社	
		合 計	99	4,332,300	6件			
		パソコンA 2、B 2、C 2	9	783,978	平 18.3.15	随意	i 社	
		プリンタA 2、B 2、C 2	19	500,296	平 18.3.15	随意	n 社	
		プリンタD 1、E 1	6	1,360,000	平 18.3.27	随意	l 社	
		合 計	34	2,644,274	3件			
		公安調査庁総務 部長	パソコンA 3 等	—	1,176,000	(平 18.3.22)	随意	o 社
			プリンタA 3 等	—	272,160	(平 18.3.22)	随意	p 社
			パソコンB 3 等	—	877,800	(平 18.3.23)	随意	q 社
			合 計	—	2,325,960	3件		
	財務省	関東財務局総務 部次長	パソコンA 4	2	424,828	平 18.3.14	随意	r 社
			パソコンB 4	4	911,400	平 18.3.30	随意	g 社
プリンタA 4			5	1,365,000	平 18.3.31	随意	g 社	
合 計			11	2,701,228	3件			
文部科学省	文部科学省大臣 官房会計課長	机A 4、ワゴンA 1	30	974,400	平 18.3.8	随意	s 社	
		机B 4、ワゴンB 1	20	732,900	平 18.3.10	随意	s 社	
		椅子A 4	10	509,250	平 18.3.13	随意	s 社	
		椅子B 4	20	882,000	平 18.3.14	随意	s 社	
		合 計	80	3,098,550	4件			

府省名	調達機関名	品目	調達数量	金額	契約日 (納入日)	契約方式	調達先		
厚生労働省	神奈川県労働局総務部長	机A 5	2	94,500	平 18.3.7	随意	t 社		
		椅子A 5	3	103,950					
		椅子B 5	8	149,520					
		机B 5、C 4、D 4	4	146,475	平 18.3.9	入札	v 社		
		椅子C 4、D 3、E 3、F 3、 G 3、H 2、I 2、J 2、K 2	39	779,916					
		椅子L 1	4	135,072					
		椅子M 1	2	107,142	平 18.3.10	随意	v 社		
		机E 4	3	147,420	平 18.3.13	随意	u 社		
		椅子N 1	9	192,303					
		机F 3	1	58,884	平 18.3.15	随意	t 社		
		椅子O 1	1	36,624					
		机G 3	1	84,840	平 18.3.16	随意	t 社		
		椅子P 1	3	197,316					
		机H 2、I 2	4	144,018	平 18.3.16	随意	v 社		
		椅子Q 1、R 1	6	76,291					
		机J 2	6	207,588	平 18.3.20	随意	u 社		
		椅子S 1	6	212,688	平 18.3.22	随意	t 社		
		机K 2、L 1	5	356,181	平 18.3.22	随意	w 社		
		椅子T 1	4	235,200					
		机M 1	4	205,800	平 18.3.24	随意	w 社		
		椅子U 1	5	199,500					
		椅子V 1	1	57,183	平 18.3.28	随意	x 社		
		合 計			121	3,928,411	14 件		
		うち入札			43	926,391	1 件		
		うち随意			78	3,002,020	13 件		
		パソコンA 5			1	197,400	平 18.3.2	随意	y 社
		パソコンB 5 等			—	7,670,460	平 18.3.13	入札	x 社
		プリンタA 5 等			—	736,680			
		パソコンC 3			5	743,450	平 18.3.16	随意	t 社
		パソコンD 2			5	552,300	平 18.3.16	随意	z 社
		プリンタB 3、C 3			2	648,889	平 18.3.17	随意	aa 社
		プリンタD 2			1	312,900	平 18.3.17	随意	ab 社
		プリンタE 2、F 1			2	47,334	平 18.3.22	随意	t 社
		プリンタG 1			1	165,060	平 18.3.23	随意	aa 社
		パソコンE 1			2	308,700	平 18.3.24	随意	x 社
		プリンタH 1			5	120,750	平 18.3.27	随意	t 社
		合 計			—	11,503,923	10 件		
		うち入札			—	8,407,140	1 件		
		うち随意			—	3,096,783	9 件		
		農林水産省	近畿農政局長	机A 6、B 6、椅子A 6、B 6	29	1,845,800	平 18.2.27	入札	ac 社
				机C 5、D 5、椅子C 5、D 4	19	637,100	平 18.3.13	随意	ac 社
				椅子E 4	10	673,050	平 18.3.22	随意	ac 社
				椅子F 4、G 4	42	863,310	平 18.3.23	随意	ac 社
合 計				100	4,019,260	4 件			
うち入札				29	1,845,800	1 件			
うち随意			71	2,173,460	3 件				

府省名	調達機関名	品目	調達数量	金額	契約日 (納入日)	契約方式	調達先
農林水産省 (続き)	中国四国農政局 長	椅子A 7	8	806,400	平 18.3.2	随意	ad 社
		机A 7、B 7	13	770,595	平 18.3.8	随意	ad 社
		椅子B 7	30	800,100	平 18.3.8	随意	ae 社
		椅子C 6、D 5	18	773,640	平 18.3.9	随意	af 社
		椅子E 6	9	360,990	平 18.3.14	随意	af 社
		机C 6	1	97,230	平 18.3.14	随意	ag 社
		椅子F 5	6	232,470			
		机D 6	1	160,650	平 18.3.16	随意	ad 社
		椅子G 5	4	264,600			
		机E 5	18	1,644,300	平 18.3.17	入札	ag 社
		椅子H 3、I 3	18	1,030,050			
		椅子J 3	14	896,700	平 18.3.23	随意	ad 社
		机F 5	6	185,850	平 18.3.23	随意	ag 社
	合 計		146	8,023,575	10 件		
	うち入札		36	2,674,350	1 件		
	うち随意		110	5,349,225	9 件		
	関東森林管理局 長	机A 8	1	48,195	平 18.2.22	随意	ah 社
		椅子A 8	5	167,475			
		机B 8	15	1,118,250	平 18.2.22	随意	ai 社
		椅子B 8	2	79,800			
		椅子C 7	30	677,250	平 18.2.27	随意	ai 社
		椅子D 7、E 6	17	1,051,050	平 18.3.1	随意	ai 社
		机C 7	5	157,500	平 18.3.2	随意	ai 社
		机D 7	1	199,500	平 18.3.3	随意	ai 社
		椅子F 6	6	945,000			
		机E 6	2	155,400	平 18.3.8	随意	ah 社
		椅子G 6	16	378,000			
		椅子H 4、I 4	26	748,020	平 18.3.14	随意	ah 社
		机F 6	2	63,000	平 18.3.15	随意	ai 社
	机G 4	2	70,350	平 18.3.16	随意	ai 社	
	合 計		130	5,858,790	10 件		
	横浜植物防疫所 長	机A 9、椅子A 9 等	—	530,250	平 18.2.27	随意	aa 社
		机B 9 等	—	1,169,537	平 18.3.6	随意	aa 社
机C 8、D 8、E 7 等		—	901,839	平 18.3.17	随意	aa 社	
椅子B 9		1	82,845	平 18.3.27	随意	aa 社	
合 計		—	2,684,471	4 件			
国土交通省	中部地方整備局 長	プリンタA 6 等	—	634,095	平 18.3.3	随意	aj 社
		パソコンA 6	6	780,000	平 18.3.9	随意	ak 社
		パソコンB 6、C 4 等	—	596,505	平 18.3.9	随意	al 社
		パソコンD 3、プリンタB 4 等	—	395,800	平 18.3.9	随意	am 社
		パソコンE 2 等	—	823,470	平 18.3.13	随意	ak 社
		パソコンF 1 等	—	548,980	平 18.3.13	随意	ak 社
		プリンタC 4 等	—	257,250	平 18.3.13	随意	al 社
		パソコンG 1 等	—	238,165	平 18.3.13	随意	aj 社
		プリンタD 3	1	338,100	平 18.3.14	随意	an 社
		プリンタE 3、F 2	1	188,580	平 18.3.14	随意	al 社
		パソコンH 1	1	924,000	平 18.3.14	随意	ao 社
		パソコンI 1、J 1	2	750,000	平 18.3.17	随意	al 社
		プリンタD 3	2	701,400	平 18.3.17	随意	ao 社
合 計		—	7,176,345	13 件			

府省名	調達機関名	品目	調達数量	金額	契約日 (納入日)	契約方式	調達先
国土交通省 (続き)	松山空港事務所 長	パソコンA 7 プリンタA 7、B 5、C 5 等	—	1,076,775	平 18.3.13	随意	ap 社
		パソコンB 7 等	—	929,004	平 18.3.14	随意	aq 社
		合 計	—	2,005,779	2 件		
	第五管区海上保 安本部長	パソコンA 8	11	1,212,750	平 18.2.20	随意	ar 社
		パソコンB 8	10	1,159,550	平 18.2.20	随意	as 社
		合 計	21	2,372,300	2 件		
		パソコンA 9	1	189,000	平 18.3.3	随意	as 社
		パソコンB 9	1	163,380	平 18.3.8	随意	at 社
		パソコンC 5	4	1,453,120	平 18.3.10	随意	au 社
		パソコンD 4、E 3、F 2	9	1,188,640	平 18.3.13	随意	ar 社
		パソコンG 2	3	643,370	平 18.3.24	随意	av 社
	合 計	18	3,637,510	5 件			
	第九管区海上保 安本部長	机A10	1	26,250	平 18.2.15	随意	aw 社
		椅子A10、B10、C 8、D 8	38	1,291,493			
		机B10	1	100,800	平 18.3.1	随意	ax 社
		椅子E 7、F 7	3	162,120			
椅子G 7、H 5、I 5		33	1,580,670				
合 計	76	3,161,333	3 件				
計	8 府省 16 調達機関						

(注) 合計欄の契約日の列に記載してある数字は、契約件数である。

(注) 当省の調査結果による。

(2) 合同庁舎の維持・管理に係る契約方法の見直し等

勸告	説明図表番号
<p>合同庁舎に入居する官署は、合同庁舎の維持・管理に必要な種々の経費を分担して負担している。合同庁舎の維持・管理に係る契約や支払の方法等については、統一的に規定した通達などはなく、それぞれの合同庁舎において、当該庁舎の統一的な維持・管理を行っている官署（以下「管理官署」という。）が中心となって各入居官署と協議の上、当該方法等を定めている。</p> <p>今回、38 合同庁舎における合同庁舎の維持・管理に必要な役務、物品等の調達に当たっての考え方及び実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p><b>ア 合同庁舎の専用部分の維持・管理に必要な役務又は物品を共用部分で必要な役務又は物品と一括調達する余地があるとみられる例</b></p> <p>合同庁舎の専用部分（各入居官署が専用使用する部分をいう。以下同じ。）で必要な役務又は物品については、それぞれの入居官署が調達することが一般的であるが、中には、各入居官署が共同で調達している共用部分（専用部分以外の合同庁舎の部分の部分をいう。以下同じ。）で必要な役務又は物品と共通するものについて、一括調達を行うこととしている合同庁舎もある。共用部分と専用部分で共通する役務又は物品を一括調達することによって、事務の省力化やコストの削減を図ることが可能である。</p> <p>合同庁舎における清掃業務及び蛍光管類の調達の実施状況についてみると、次のとおり、事務の省力化やコストの削減を図る余地のあるものがみられた。</p> <p>(ア) 清掃業務の調達の実施状況</p> <p>38 合同庁舎における清掃業務の調達に当たっての考え方及び実施状況をみると、専用部分の清掃業務を入居官署がそれぞれ調達することとしている合同庁舎が 20 庁舎（52.6%）、一部の入居官署の専用部分の清掃業務を共用部分の清掃業務と一括調達している合同庁舎が 1 庁舎（2.6%）、共用部分だけでなく入居官署の専用部分の清掃業務を一括調達することとしている合同庁舎が 17 庁舎（44.7%）みられた。</p> <p>合同庁舎の入居官署の中には、平成 17 年度まで当該官署の専用部分の清掃業務を独自に調達していたが、18 年度から共用部分と一括調達することによりコストの削減が図られた例がみられた。</p> <p>今回調査した合同庁舎のうち 4 割強の庁舎において、共用部分と専用部分の清掃業務を一括調達することとしていることにかんがみ、専用部分の清掃業務を入居官署がそれぞれ調達することとしている合同庁舎にあつては、共用部分の清掃業務との一括調達を推進する必要があると認められる。</p> <p>(イ) 蛍光管類の調達の実施状況</p> <p>38 合同庁舎における蛍光管類の調達に当たっての考え方及び実施状況を</p>	<p>表 1 - (2) - ①</p> <p>表 1 - (2) - ②</p> <p>表 1 - (2) - ③</p> <p>表 1 - (2) - ④</p>

みると、専用部分の蛍光管類を入居官署がそれぞれ調達することとしている合同庁舎が 22 庁舎 (57.9%)、管理官署の専用部分の蛍光管類を共用部分の蛍光管類と一括調達している合同庁舎が 2 庁舎 (5.3%)、共用部分だけでなく入居官署の専用部分の蛍光管類を一括調達することとしている合同庁舎が 14 庁舎 (36.8%) みられた。

専用部分の蛍光管類を入居官署がそれぞれ調達することとしている合同庁舎の中には、共用部分と専用部分の蛍光管類を一括調達することとしている隣接する合同庁舎と比べ、調達単価が 3.6 倍割高となっている例がみられた。

今回調査した合同庁舎のうち 4 割弱の庁舎において、共用部分と専用部分の蛍光管類を一括調達することとしていることにかんがみ、専用部分の蛍光管類を入居官署がそれぞれ調達することとしている合同庁舎にあつては、共用部分の蛍光管類との一括調達を推進する必要があると認められる。

#### イ 合同庁舎の維持・管理に必要な役務、物品等の調達に係る事務の省力化を図る余地があるとみられる例

合同庁舎の維持・管理に必要な役務、物品等を調達するための契約の締結に係る事務手続やそれによって生じる支払に係る事務手続は、合同庁舎によって区々となっており、今回調査した 38 合同庁舎においては、大別して、表 3 の事務手続が採られている。

表 3 合同庁舎の維持・管理に必要な役務、物品等に係る調達事務手続

契約に係る 決裁手続	契約者 (記名押印)	支払事務手続	合同庁 舎数
i) 全入居官署がそれぞれ実施	全入居官署それぞれ	全入居官署が人員数や面積などに応じ契約ごとに按分された分担額を支払	15
ii) 管理官署のみ (各入居官署から受任) が実施	管理官署のみ	① 全入居官署が人員数や面積などに応じ契約ごとに按分された分担額を支払	13
		② 各入居官署が管理官署からあらかじめ契約を割り振られた契約についてのみ支払	3
iii) 管理官署からあらかじめ契約を割り振られた入居官署のみが実施	管理官署からあらかじめ契約を割り振られた入居官署のみ	各入居官署が管理官署からあらかじめ契約を割り振られた契約についてのみ支払	7

これらの方法について、事務の省力化の観点から比較すると、

- a) 契約の締結について、上記 i) の場合は、全入居官署がそれぞれ契約に係る決裁手続及び契約の締結 (記名押印) を行うことが必要なのに対し、上記 ii) 又は iii) の方法を使った場合は、管理官署のみ又はあらかじめ契約を割り振られた入居官署のみによる契約に係る決裁手続及び契約の締結で足り、それ以外の官署の事務手続は不要となり、

表 1 - (2) - ⑤

表 1 - (2) - ⑥

表 1 - (2) - ⑦

表 1 - (2) - ⑧

<p>b) 支払について、上記 i) 又は ii) ①の場合は、全入居官署が支払事務を行う必要があるのに対し、上記 ii) ②又は iii) の方法を使った場合は、あらかじめ契約を割り振られた入居官署のみが支払事務を行えば足り、それ以外の官署は支払事務を行う必要がなくなるため、事務の省力化が図られることとなる。</p> <p>例えば、現在、上記 i) の方法を採用している合同庁舎（5官署が入居）が、上記 iii) の方法を使った場合、1官署当たりの年間決裁件数は、契約締結に係るものが38件から7.6件に、支払に係るものが251件から50.2件にと、それぞれ5分の1に縮減されることとなる。</p> <p>したがって、関係府省は、事務の省力化及びコストの削減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 合同庁舎の共用部分と専用部分の維持・管理に共通して必要な役務又は物品を、専用部分については入居官署がそれぞれ調達することとしている合同庁舎の管理官署及び入居官署は、共用部分との一括調達を推進すること。（内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）</p> <p>② 合同庁舎の維持・管理に必要な各種の役務、物品等の調達契約それぞれについて、全入居官署が契約に係る決裁手続等をそれぞれ行っている合同庁舎又は全入居官署が契約ごとに按分された分担額を支払っている合同庁舎の管理官署及び入居官署は、役務、物品等の調達に係る各入居官署の事務の省力化が図られるよう検討すること。（内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）</p>	<p>表1-(2)-⑨</p>
---	-----------------

(説 明)

表 1 - (2) - ① 38 合同庁舎における清掃業務の調達に当たっての考え方及び実施状況

区 分	庁舎数	合同庁舎名 (管理官署名)
専用部分の清掃業務を入居官署がそれぞれ調達することとしている合同庁舎	20 庁舎 (52.6%)	札幌第 1 合同庁舎 (北海道財務局)、函館港湾合同庁舎 (函館税関)、仙台合同庁舎 (東北財務局)、仙台第 2 合同庁舎 (東北総合通信局)、仙台法務総合庁舎 (仙台高等検察庁)、青森第二合同庁舎 (青森税務署)、秋田第二合同庁舎 (秋田財務事務所)、千葉地方合同庁舎 (千葉地方法務局)、名古屋港湾合同庁舎 (名古屋税関)、金沢広坂合同庁舎 (金沢国税局)、金沢駅西合同庁舎 (金沢税務署)、大阪合同庁舎第 2 号館及び第 4 号館 (近畿財務局)、大阪第 2 法務合同庁舎 (大阪法務局)、広島合同庁舎 (中国財務局)、広島港湾合同庁舎 (第六管区海上保安本部)、高松法務合同庁舎 (高松高等検察庁)、長崎港湾合同庁舎 (九州運輸局長崎運輸支局)、熊本第二合同庁舎 (熊本地方法務局)、大分地方合同庁舎 (大分財務事務所)、大分法務合同庁舎 (大分地方法務局)
一部の入居官署の専用部分の清掃業務を共用部分と一括調達している合同庁舎	1 庁舎 (2.6%)	岡山第 2 地方合同庁舎 (中国四国農政局)
共用部分だけでなく入居官署の専用部分の清掃業務を一括調達することとしている合同庁舎	17 庁舎 (44.7%)	中央合同庁舎第 2 号館 (総務省本省)、中央合同庁舎第 4 号館 (財務省本省)、中央合同庁舎第 5 号館 (厚生労働省本省)、中央合同庁舎第 6 号館 (法務省本省)、福島法務合同庁舎 (福島地方検察庁)、さいたま新都心合同庁舎 1 号館 (関東財務局)、さいたま新都心合同庁舎 2 号館 (関東地方整備局)、水戸地方合同庁舎 (茨城農政事務所)、前橋法務総合庁舎 (前橋地方検察庁)、国土交通省新潟総合庁舎 (北陸信越運輸局)、長野第 1 合同庁舎 (信越総合通信局)、名古屋合同庁舎第 2 号館 (中部地方整備局)、京都農林水産総合庁舎 (近畿農政局)、神戸第 2 地方合同庁舎 (第五管区海上保安本部)、神戸防災合同庁舎 (神戸海洋気象台)、高松第一地方合同庁舎 (四国経済産業局)、福岡第二法務総合庁舎 (福岡高等検察庁)
合 計	38 庁舎 (100.0%)	—

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (2) - ②

件名	独自に調達していた専用部分の清掃業務を共用部分の清掃業務と一括調達することによりコストの削減が図られた例														
関係府省名	厚生労働省、農林水産省														
説明	<p>岡山第2地方合同庁舎（管理官署：中国四国農政局（農林水産省））では、共用部分の清掃業務は、入居している5官署が共同で調達し、専用部分の清掃業務については、原則として、入居官署がそれぞれ調達することとしていた。</p> <p>しかし、当該庁舎では、従来から、管理官署である中国四国農政局の専用部分の清掃業務については、共用部分の清掃業務と一括調達していたことから、入居官署である岡山労働局は、自局の専用部分の清掃業務についても、平成18年度から共用部分の清掃業務と一括調達することとした。</p> <p>これにより、岡山労働局の専用部分の清掃業務の調達に係る契約額は、清掃回数が半減しているものの、下表のとおり、清掃業務の仕様の見直しにより、67.6%のコスト削減が図られている。</p> <p>岡山労働局の専用部分の清掃業務のコスト削減状況 <span style="float: right;">（単位：円、％）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分（入居官署名）</th> <th colspan="2">契約金額</th> <th rowspan="2">削減額（c） （b - a）</th> <th rowspan="2">削減率 （c / a × 100）</th> </tr> <tr> <th>平成17年度（a）</th> <th>18年度（b）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用部分（岡山労働局）</td> <td>2,374,080</td> <td>768,398</td> <td>▲1,605,682</td> <td>▲67.6</td> </tr> </tbody> </table>			区分（入居官署名）	契約金額		削減額（c） （b - a）	削減率 （c / a × 100）	平成17年度（a）	18年度（b）	専用部分（岡山労働局）	2,374,080	768,398	▲1,605,682	▲67.6
区分（入居官署名）	契約金額		削減額（c） （b - a）		削減率 （c / a × 100）										
	平成17年度（a）	18年度（b）													
専用部分（岡山労働局）	2,374,080	768,398	▲1,605,682	▲67.6											

（注）当省の調査結果による。

表 1 - (2) - ③ 専用部分の清掃業務を入居官署がそれぞれ調達することとしている合同庁舎の管理官署及び入居官署

合同庁舎名	管理官署名	入居官署名
札幌第 1 合同庁舎	北海道財務局	北海道管区行政評価局、北海道総合通信局、札幌法務局、北海道財務局、北海道厚生局、北海道労働局、中央労働委員会事務局北海道地方事務所、北海道農政事務所統計部、北海道経済産業局、北海道産業保安監督部、北海道開発局、北海道地方測量部、独立行政法人製品評価技術基盤機構北海道支所、独立行政法人国立印刷局札幌政府刊行物サービス・センター、札幌合同庁舎内郵便局
函館港湾合同庁舎	函館税関	札幌入国管理局函館港出張所、函館税関、税関研修所函館支所、小樽検疫所函館出張所、横浜植物防疫所札幌支所函館出張所、北海道運輸局函館運輸支局、函館地方海難審判庁、函館地方海難審判理事所、函館海上保安部
仙台合同庁舎	東北財務局	東北管区警察局、東北財務局、仙台区税関、東北農政局、東北経済産業局
仙台第 2 合同庁舎	東北総合通信局	人事院東北事務局、公正取引委員会事務局東北事務所、東北管区行政評価局、東北総合通信局、東北財務局、仙台区税関、仙台区税不服審判所、東北厚生局麻薬取締部、中央労働委員会事務局東北地方事務所、東北農政局、東北経済産業局、関東東北産業保安監督部、東北地方環境事務所、独立行政法人国立印刷局仙台政府刊行物サービス・センター
仙台北法務総合庁舎	仙台北高等検察庁	東北地方更生保護委員会、仙台北保護観察所、仙台北高等検察庁、仙台北地方検察庁、仙台区検察庁
青森第二合同庁舎	青森税務署	青森地方法務局、仙台北入国管理局青森出張所、青森税務署、青森労働基準監督署、青森原子力産業立地調整官事務所、青森自然保護官事務所、自衛隊青森地方協力本部
秋田第二合同庁舎	秋田財務事務所	秋田財務事務所、秋田労働基準監督署、秋田統計・情報センター、秋田営繕事務所、秋田地方気象台
千葉地方合同庁舎	千葉地方法務局	千葉行政評価事務所、千葉地方法務局、千葉保護観察所、千葉公安調査事務所、千葉労働基準監督署
名古屋港湾合同庁舎	名古屋税関	名古屋税関、名古屋植物防疫所、動物検疫所名古屋出張所、第四管区海上保安本部、名古屋海上保安部、名古屋港郵便局ふ頭分室
金沢広坂合同庁舎	金沢国税局	石川行政評価事務所、北陸総合通信局、金沢国税局、税務大学校金沢研修所、北陸農政局、独立行政法人国立印刷局金沢政府刊行物サービス・センター
金沢駅西合同庁舎	金沢税務署	金沢地方法務局分室、金沢地方法務局金沢西出張所、名古屋入国管理局金沢出張所、金沢保護観察所、金沢税務署、石川労働局、北陸農政局金沢統計・情報センター、金沢営繕事務所、金沢地方気象台、独立行政法人製品評価技術基盤機構北陸支所
大阪合同庁舎第 2 号館及び第 4 号館	近畿財務局	公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所、近畿管区行政評価局、大阪矯正管区、近畿地方更生保護委員会、大阪保護観察所、近畿財務局、大阪税関大手前出張所、近畿厚生局、大阪労働局、近畿運輸局、大阪航空局、近畿地方測量部、近畿船員地方労働委員会事務局、大阪管区気象台、装備本部大阪支部、大阪防衛施設局、自衛隊大阪地方協力本部、独立行政法人農林水産消費安全技術センター神戸センター大阪事務所、独立行政法人製品評価技術基盤機構生活・福祉技術センター

合同庁舎名	管理官署名	入居官署名
大阪第2法務合同庁舎	大阪法務局	大阪法務局、大阪入国管理局、近畿公安調査局
広島合同庁舎	中国財務局	人事院中国事務局、公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所中国支所、中国管区警察局、中国四国管区行政評価局、広島矯正管区、広島法務局、広島入国管理局、矯正研修所広島支所、中国財務局、広島国税局、財務総合政策研究所中国研修支所、広島国税不服審判所、中国四国厚生局、広島労働局、広島中央労働基準監督署、中央労働委員会事務局中国地方事務所、広島農政事務所統計部、中国経済産業局、中国四国産業保安監督部、中国地方整備局、中国運輸局、中国地方測量部、中国船員地方労働委員会事務局、広島地方気象台、中国四国地方環境事務所広島事務所、装備本部大阪支部広島事務所、広島防衛施設局、自衛隊広島地方協力本部、独立行政法人国立印刷局広島政府刊行物サービス・センター、独立行政法人工業所有権情報・研修館広島閲覧室、独立行政法人製品評価技術基盤機構中国支所、広島合同庁舎内郵便局
広島港湾合同庁舎	第六管区海上保安本部	神戸税関広島税関支署、広島検疫所、神戸植物防疫所広島支所、第六管区海上保安本部、広島海上保安部、広島地方海難審判庁、広島地方海難審判理事所
岡山第2地方合同庁舎	中国四国農政局	広島入国管理局岡山出張所、岡山労働局、中国四国農政局、自衛隊岡山地方協力本部、独立行政法人農林水産消費安全技術センター神戸センター岡山事務所
高松法務合同庁舎	高松高等検察庁	高松矯正管区、四国地方更生保護委員会、高松法務局、高松入国管理局、高松保護観察所、高松区検察庁、法務総合研究所高松支所、矯正研修所高松支所、高松高等検察庁、高松地方検察庁、四国公安調査局
長崎港湾合同庁舎	九州運輸局長崎運輸支局	福岡入国管理局、門司植物防疫所福岡支所長崎出張所、九州運輸局長崎運輸支局、長崎海上保安部、長崎地方海難審判庁
熊本第二合同庁舎	熊本地方法務局	熊本地方法務局、福岡入国管理局熊本出張所、熊本保護観察所、熊本公安調査事務所、長崎税関八代税関支署熊本出張所、熊本労働基準監督署、北部九州土地改良調査管理事務所熊本支所、熊本営繕事務所
大分地方合同庁舎	大分財務事務所	大分行政評価事務所、大分財務事務所、大分労働基準監督署、大分農政事務所統計部、大分統計・情報センター
大分法務合同庁舎	大分地方法務局	大分地方法務局、大分保護観察所

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「入居官署名」欄に記載した官署の中には、清掃を職員が実施しているため、清掃業務の調達を行っていない官署を含む。

3 「入居官署名」欄は、当該庁舎の入居官署をすべて記載したものであり、国の行政機関以外の機関（独立行政法人等）を含む。

表 1 - (2) - ④ 38 合同庁舎における蛍光管類の調達に当たっての考え方及び実施状況

区 分	庁舎数	合同庁舎名 (管理官署名)
専用部分の蛍光管類を入居官署がそれぞれ調達することとしている合同庁舎	22 庁舎 (57.9%)	中央合同庁舎第 4 号館 (財務省本省)、函館港湾合同庁舎 (函館税関)、仙台合同庁舎 (東北財務局)、仙台第 2 合同庁舎 (東北総合通信局)、仙台法務総合庁舎 (仙台高等検察庁)、青森第二合同庁舎 (青森税務署)、秋田第二合同庁舎 (秋田財務事務所)、福島法務合同庁舎 (福島地方検察庁)、さいたま新都心合同庁舎 2 号館 (関東地方整備局)、前橋法務総合庁舎 (前橋地方検察庁)、千葉地方合同庁舎 (千葉地方法務局)、長野第 1 合同庁舎 (信越総合通信局)、名古屋港湾合同庁舎 (名古屋税関)、金沢広坂合同庁舎 (金沢国税局)、金沢駅西合同庁舎 (金沢税務署)、大阪第 2 法務合同庁舎 (大阪法務局)、広島合同庁舎 (中国財務局)、広島港湾合同庁舎 (第六管区海上保安本部)、高松法務合同庁舎 (高松高等検察庁)、長崎港湾合同庁舎 (九州運輸局長崎運輸支局)、熊本第二合同庁舎 (熊本地方法務局)、大分地方合同庁舎 (大分財務事務所)
管理官署の専用部分の蛍光管類を共用部分と一括調達している合同庁舎	2 庁舎 (5.3%)	国土交通省新潟総合庁舎 (北陸信越運輸局)、京都農林水産総合庁舎 (近畿農政局)
共用部分だけでなく入居官署の専用部分の蛍光管類を一括調達することとしている合同庁舎	14 庁舎 (36.8%)	中央合同庁舎第 2 号館 (総務省本省)、中央合同庁舎第 5 号館 (厚生労働省)、中央合同庁舎第 6 号館 (法務省)、札幌第 1 合同庁舎 (北海道財務局)、さいたま新都心合同庁舎 1 号館 (関東財務局)、水戸地方合同庁舎 (茨城農政事務所)、名古屋合同庁舎第 2 号館 (中部地方整備局)、大阪合同庁舎第 2 号館及び第 4 号館 (近畿財務局)、神戸第 2 地方合同庁舎 (第五管区海上保安本部)、神戸防災合同庁舎 (神戸海洋気象台)、岡山第 2 合同庁舎 (中国四国農政局)、高松第一地方合同庁舎 (四国経済産業局)、福岡第二法務総合庁舎 (福岡高等検察庁)、大分法務合同庁舎 (大分地方法務局)
合 計	38 庁舎 (100.0%)	—

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (2) - ⑤

件名	共用部分と専用部分の蛍光灯類を一括調達した場合と比べ、専用部分については入居官署がそれぞれ調達しているため調達単価が割高となっている例
関係府省名	国家公安委員会、法務省、農林水産省、国土交通省、防衛省
説明	

1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館

さいたま新都心合同庁舎 1 号館（管理官署：関東財務局（財務省））では、共用部分に合わせて入居官署の専用部分の蛍光灯類も各入居官署が共同で一括調達（単価：323.4 円）しているが、隣接するさいたま新都心合同庁舎 2 号館（管理官署：関東地方整備局（国土交通省））では、入居官署の専用部分の蛍光灯類については各入居官署がそれぞれ調達（単価：490 円から 1,164 円）しているため、下表のとおり、同じ規格の蛍光灯類であっても調達単価が 3.6 倍と割高となっていた。

さいたま新都心合同庁舎 1 号館及び 2 号館における蛍光灯類の調達単価の比較（平成 17 年度）

（単位：本、円）

合同庁舎名	区分（入居官署名）	契約方式	調達数	単価	格差（指数）	合計金額
さいたま新都心合同庁舎 1 号館	共用部分及び専用部分	一般競争契約	2,500	323.4	100	808,500
さいたま新都心合同庁舎 2 号館	共用部分	随意契約	300	420.0	130	126,000
	専用部分（関東管区警察局）	随意契約	175	735.0	227	128,625
	専用部分（東京矯正管区）	随意契約	50	840.0	260	42,000
		随意契約	25	900.0	278	22,500
	専用部分（関東地方更生保護委員会）	随意契約	50	868.0	268	43,400
	専用部分（関東地方整備局）	随意契約	600	490.0	152	294,000
		随意契約	600	588.0	182	352,800
専用部分（東京防衛施設局）	随意契約	50	1,164.0	360	58,200	
共用部分及び 5 官署の専用部分合計		—	1,850	—	—	1,067,525

（注） 1 蛍光灯類のうち 32 ワットの高周波点灯専用直管形蛍光灯について比較した。

2 さいたま新都心合同庁舎 2 号館には 6 官署が入居しているが、本表には、今回調査した 5 官署の調達実績を記載した。

2 京都農林水産総合庁舎

京都農林水産総合庁舎（管理官署：近畿農政局（農林水産省））では、共用部分及び管理官署である近畿農政局の専用部分の蛍光灯類を一括調達（単価：320.25 円）している。一方、同庁舎の入居官署である京都大阪森林管理事務所は、専用部分の蛍光灯類を独自で調達（単価：931.35 円）しているため、下表のとおり、同じ規格の蛍光灯類であっても調達単価が 2.9 倍と割高となっていた。

京都農林水産総合庁舎における蛍光灯類の調達単価の比較（平成 17 年度）

（単位：本、円）

合同庁舎名	区分（入居官署名）	契約方式	調達数	単価	格差（指数）	合計金額
京都農林水産総合庁舎	共用部分及び専用部分（近畿農政局）	随意契約	300	320.25	100	96,075
	専用部分（京都大阪森林管理事務所）	随意契約	25	931.35	291	23,284

（注） 蛍光灯類のうち 40 ワットのラピッドスタート直管形蛍光灯について比較した。

（注） 当省の調査結果による。

表 1 - (2) - ⑥ 専用部分の蛍光管類を入居官署がそれぞれ調達することとしている合同庁舎の管理官署及び入居官署

合同庁舎名	管理官署名	入居官署名
中央合同庁舎第4号館	財務省本省	内閣法制局、内閣府本府、金融庁本庁、公害等調整委員会、財務省本省、国税庁本庁、関東財務局
函館港湾合同庁舎	函館税関	札幌入国管理局函館港出張所、函館税関、税関研修所函館支所、小樽検疫所函館出張所、横浜植物防疫所札幌支所函館出張所、北海道運輸局函館運輸支局、函館地方海難審判庁、函館地方海難審判理事所、函館海上保安部
仙台合同庁舎	東北財務局	東北管区警察局、東北財務局、仙台国税局、東北農政局、東北経済産業局
仙台第2合同庁舎	東北総合通信局	人事院東北事務局、公正取引委員会事務局東北事務所、東北管区行政評価局、東北総合通信局、東北財務局、仙台国税局、仙台国税不服審判所、東北厚生局麻薬取締部、中央労働委員会事務局東北地方事務所、東北農政局、東北経済産業局、関東東北産業保安監督部、東北地方環境事務所、独立行政法人国立印刷局仙台政府刊行物サービス・センター
仙台法務総合庁舎	仙台高等検察庁	東北地方更生保護委員会、仙台保護観察所、仙台高等検察庁、仙台地方検察庁、仙台区検察庁
青森第二合同庁舎	青森税務署	青森地方法務局、仙台入国管理局青森出張所、青森税務署、青森労働基準監督署、青森原子力産業立地調整官事務所、青森自然保護官事務所、自衛隊青森地方協力本部
秋田第二合同庁舎	秋田財務事務所	秋田財務事務所、秋田労働基準監督署、秋田統計・情報センター、秋田営繕事務所、秋田地方气象台
福島法務合同庁舎	福島地方検察庁	福島保護観察所、福島地方検察庁、福島区検察庁
さいたま新都心合同庁舎2号館	関東地方整備局	関東管区警察局、東京矯正管区、関東地方更生保護委員会、関東農政局、関東地方整備局、東京防衛施設局
前橋法務総合庁舎	前橋地方検察庁	前橋保護観察所、前橋地方検察庁、前橋区検察庁
千葉地方合同庁舎	千葉地方法務局	千葉行政評価事務所、千葉地方法務局、千葉保護観察所、千葉公安調査事務所、千葉労働基準監督署
国土交通省新潟総合庁舎	北陸信越運輸局	北陸信越運輸局、北陸信越船員労働委員会事務局、第九管区海上保安本部
長野第1合同庁舎	信越総合通信局	長野行政評価事務所、信越総合通信局、東京入国管理局長野出張所、名古屋税関長野地区政令派出事務所、長野農政事務所統計部、長野自然環境事務所
名古屋港湾合同庁舎	名古屋税関	名古屋税関、名古屋植物防疫所、動物検疫所名古屋出張所、第四管区海上保安本部、名古屋海上保安部、名古屋港郵便局ふ頭分室
金沢広坂合同庁舎	金沢国税局	石川行政評価事務所、北陸総合通信局、金沢国税局、税務大学校金沢研修所、北陸農政局、独立行政法人国立印刷局金沢政府刊行物サービス・センター
金沢駅西合同庁舎	金沢税務署	金沢地方法務局分室、金沢地方法務局金沢西出張所、名古屋入国管理局金沢出張所、金沢保護観察所、金沢税務署、石川労働局、北陸農政局金沢統計・情報センター、金沢営繕事務所、金沢地方气象台、独立行政法人製品評価技術基盤機構北陸支所

合同庁舎名	管理官署名	入居官署名
大阪第2法務合同庁舎	大阪法務局	大阪法務局、大阪入国管理局、近畿公安調査局
京都農林水産総合庁舎	近畿農政局	近畿農政局、京都大阪森林管理事務所
広島合同庁舎	中国財務局	人事院中国事務局、公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所中国支所、中国管区警察局、中国四国管区行政評価局、広島矯正管区、広島法務局、広島入国管理局、矯正研修所広島支所、中国財務局、広島国税局、財務総合政策研究所中国研修支所、広島国税不服審判所、中国四国厚生局、広島労働局、広島中央労働基準監督署、中央労働委員会事務局中国地方事務所、広島農政事務所統計部、中国経済産業局、中国四国産業保安監督部、中国地方整備局、中国運輸局、中国地方測量部、中国船員地方労働委員会事務局、広島地方気象台、中国四国地方環境事務所広島事務所、装備本部大阪支部広島事務所、広島防衛施設局、自衛隊広島地方協力本部、独立行政法人国立印刷局広島政府刊行物サービス・センター、独立行政法人工業所有権情報・研修館広島閲覧室、独立行政法人製品評価技術基盤機構中国支所、広島合同庁舎内郵便局
広島港湾合同庁舎	第六管区海上保安本部	神戸税関広島税関支署、広島検疫所、神戸植物防疫所広島支所、第六管区海上保安本部、広島海上保安部、広島地方海難審判庁、広島地方海難審判事務所
高松法務合同庁舎	高松高等検察庁	高松矯正管区、四国地方更生保護委員会、高松法務局、高松入国管理局、高松保護観察所、高松区検察庁、法務総合研究所高松支所、矯正研修所高松支所、高松高等検察庁、高松地方検察庁、四国公安調査局
長崎港湾合同庁舎	九州運輸局長崎運輸支局	福岡入国管理局、門司植物防疫所福岡支所長崎出張所、九州運輸局長崎運輸支局、長崎海上保安部、長崎地方海難審判庁
熊本第二合同庁舎	熊本地方法務局	熊本地方法務局、福岡入国管理局熊本出張所、熊本保護観察所、熊本公安調査事務所、長崎税関八代税関支署熊本出張所、熊本労働基準監督署、北部九州土地改良調査管理事務所熊本支所、熊本営繕事務所
大分地方合同庁舎	大分財務事務所	大分行政評価事務所、大分財務事務所、大分労働基準監督署、大分農政事務所統計部、大分統計・情報センター

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「入居官署名」欄は、当該庁舎の入居官署をすべて記載したものであり、国の行政機関以外の機関（独立行政法人等）を含む。

表 1 - (2) - ⑦ 38 合同庁舎の維持・管理に必要な役務、物品等の調達に係る事務手続の実施状況

契約に係る 決裁手続	契約者 (記名押印)	支払事務 手続	庁舎数	合同庁舎名 (管理官署名)
i) 全入居官署 がそれぞれ 実施	全入居官署 それぞれ	全入居官署 が人員数や面 積などに応じ 契約ごとに按 分された分担 額を支払	15 庁舎 (39.5%)	中央合同庁舎第 2 号館 (総務省本省)、中央合同庁舎第 4 号館 (財務省本省)、中央合同庁舎第 5 号館 (厚生労 働省本省)、中央合同庁舎第 6 号館 (法務省本省)、函館 港湾合同庁舎 (函館税関)、仙台法務総合庁舎 (仙台高 等検察庁)、福島法務合同庁舎 (福島地方検察庁)、前橋 法務総合庁舎 (前橋地方検察庁)、千葉地方合同庁舎 (千 葉地方法務局)、国土交通省新潟総合庁舎 (北陸信越運 輸局)、長野第 1 合同庁舎 (信越総合通信局)、名古屋港 湾合同庁舎 (名古屋税関)、高松法務合同庁舎 (高松高 等検察庁)、熊本第二合同庁舎 (熊本地方法務局)、大分 法務合同庁舎 (大分地方法務局)
ii) 管理官署の み (各入居官 署から受任) が実施	管理官署の み	① 全入居官 署が人員数 や面積など に応じ契約 ごとに按分 された分担 額を支払	13 庁舎 (34.2%)	仙台合同庁舎 (東北財務局)、仙台第 2 合同庁舎 (東北 総合通信局)、青森第二合同庁舎 (青森税務署)、秋田第 二合同庁舎 (秋田財務事務所)、さいたま新都心合同庁 舎 2 号館 (関東地方整備局)、水戸地方合同庁舎 (茨城 農政事務所)、大阪合同庁舎第 2 号館及び第 4 号館 (近 畿財務局)、大阪第 2 法務合同庁舎 (大阪法務局)、神戸 第 2 地方合同庁舎 (第五管区海上保安本部)、神戸防災 合同庁舎 (神戸海洋气象台)、高松第一地方合同庁舎 (四 国経済産業局)、福岡第二法務総合庁舎 (福岡高等検察 庁)、長崎港湾合同庁舎 (九州運輸局長崎運輸支局)
		② 各入居官 署が管理官 署からあら かじめ契約 を割り振ら れた契約に ついてのみ 支払	3 庁舎 (7.9%)	さいたま新都心合同庁舎 1 号館 (関東財務局)、名古屋 合同庁舎第 2 号館 (中部地方整備局)、岡山第 2 合同庁 舎 (中国四国農政局)
iii) 管理官署か らあらかじめ 契約を割り 振られた入 居官署の みが実施	管理官署か らあらかじめ 契約を割り振 られた入居官 署のみ	各入居官署 が管理官署 からあらか じめ契約を 割り振られ た契約につ いてのみ支 払	7 庁舎 (18.4%)	札幌第 1 合同庁舎 (北海道財務局)、金沢広坂合同庁舎 (金沢国税局)、金沢駅西合同庁舎 (金沢税務署)、京都 農林水産総合庁舎 (近畿農政局)、広島合同庁舎 (中国 財務局)、広島港湾合同庁舎 (第六管区海上保安本部)、 大分地方合同庁舎 (大分財務事務所)
合 計			38 庁舎 (100.0%)	—

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (2) - ⑧ 合同庁舎の維持・管理に必要な役務、物品等の調達に係る事務の省力化を図る余地  
があるとみられる合同庁舎の管理官署及び入居官署

i) 全入居官署がそれぞれ契約に係る決裁手続を行い、共通の契約書に全入居官署が連名で記名押印して契約を締結し、全入居官署が人員数や面積などに応じ契約ごとに按分された分担額を支払っている合同庁舎

合同庁舎名	管理官署名	入居官署名
中央合同庁舎第 2 号館	総務省本省	公正取引委員会、警察庁本庁、総務省本省、消防庁本庁、農林水産政策研究所分室、国土交通省本省
中央合同庁舎第 4 号館	財務省本省	内閣法制局、内閣府本府、金融庁本庁、公害等調整委員会、財務省本省、国税庁本庁、関東財務局
中央合同庁舎第 5 号館	厚生労働省本省	内閣府本府、厚生労働省本省、社会保険庁本庁、環境省本省
中央合同庁舎第 6 号館	法務省本省	公正取引委員会、法務省本省、東京保護観察所、公安調査庁本庁、東京地方検察庁
函館港湾合同庁舎	函館税関	札幌入国管理局函館港出張所、函館税関、税関研修所函館支所、小樽検疫所函館出張所、横浜植物防疫所札幌支所函館出張所、北海道運輸局函館運輸支局、函館地方海難審判庁、函館地方海難審判理事所、函館海上保安部
仙台北法務総合庁舎	仙台高等検察庁	東北地方更生保護委員会、仙台保護観察所、仙台高等検察庁、仙台地方検察庁、仙台区検察庁
福島法務合同庁舎	福島地方検察庁	福島保護観察所、福島地方検察庁、福島区検察庁
前橋法務総合庁舎	前橋地方検察庁	前橋保護観察所、前橋地方検察庁、前橋区検察庁
千葉地方合同庁舎	千葉地方法務局	千葉行政評価事務所、千葉地方法務局、千葉保護観察所、千葉公安調査事務所、千葉労働基準監督署
国土交通省新潟総合庁舎	北陸信越運輸局	北陸信越運輸局、北陸信越船員労働委員会事務局、第九管区海上保安本部
長野第 1 合同庁舎	信越総合通信局	長野行政評価事務所、信越総合通信局、東京入国管理局長野出張所、名古屋税関長野地区政令派出事務所、長野農政事務所統計部、長野自然環境事務所
名古屋港湾合同庁舎	名古屋税関	名古屋税関、名古屋植物防疫所、動物検疫所名古屋出張所、第四管区海上保安本部、名古屋海上保安部、名古屋港郵便局ふ頭分室
高松法務合同庁舎	高松高等検察庁	高松矯正管区、四国地方更生保護委員会、高松法務局、高松入国管理局、高松保護観察所、高松区検察庁、法務総合研究所高松支所、矯正研修所高松支所、高松高等検察庁、高松地方検察庁、四国公安調査局
熊本第二合同庁舎	熊本地方法務局	熊本地方法務局、福岡入国管理局熊本出張所、熊本保護観察所、熊本公安調査事務所、長崎税関八代税関支署熊本出張所、熊本労働基準監督署、北部九州土地改良調査管理事務所熊本支所、熊本営繕事務所
大分法務合同庁舎	大分地方法務局	大分地方法務局、大分保護観察所

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「入居官署名」欄は、当該庁舎の入居官署をすべて記載したものであり、国の行政機関以外の機関（独立行政法人等）を含む。

ii) 管理官署が各入居官署からの委任を受け、管理官署のみが、契約に係る決裁手続を行い、契約書に記名押印して契約を締結し、全入居官署が人員数や面積などに応じ契約ごとに按分された分担額を支払っている合同庁舎

合同庁舎名	管理官署名	入居官署名
仙台合同庁舎	東北財務局	東北管区警察局、東北財務局、仙台国税局、東北農政局、東北経済産業局
仙台第2合同庁舎	東北総合通信局	人事院東北事務局、公正取引委員会事務総局東北事務所、東北管区行政評価局、東北総合通信局、東北財務局、仙台国税局、仙台国税不服審判所、東北厚生局麻薬取締部、中央労働委員会事務局東北地方事務所、東北農政局、東北経済産業局、関東東北産業保安監督部、東北地方環境事務所、独立行政法人国立印刷局仙台政府刊行物サービス・センター
青森第二合同庁舎	青森税務署	青森地方法務局、仙台入国管理局青森出張所、青森税務署、青森労働基準監督署、青森原子力産業立地調整官事務所、青森自然保護官事務所、自衛隊青森地方協力本部
秋田第二合同庁舎	秋田財務事務所	秋田財務事務所、秋田労働基準監督署、秋田統計・情報センター、秋田営繕事務所、秋田地方気象台
さいたま新都心合同庁舎2号館	関東地方整備局	関東管区警察局、東京矯正管区、関東地方更生保護委員会、関東農政局、関東地方整備局、東京防衛施設局
水戸地方合同庁舎	茨城農政事務所	茨城行政評価事務所、茨城農政事務所統計部、水戸統計・情報センター
大阪合同庁舎第2号館及び第4号館	近畿財務局	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所、近畿管区行政評価局、大阪矯正管区、近畿地方更生保護委員会、大阪保護観察所、近畿財務局、大阪税関大手前出張所、近畿厚生局、大阪労働局、近畿運輸局、大阪航空局、近畿地方測量部、近畿船員地方労働委員会事務局、大阪管区気象台、装備本部大阪支部、大阪防衛施設局、自衛隊大阪地方協力本部、独立行政法人農林水産消費安全技術センター神戸センター大阪事務所、独立行政法人製品評価技術基盤機構生活・福祉技術センター
大阪第2法務合同庁舎	大阪法務局	大阪法務局、大阪入国管理局、近畿公安調査局
神戸第2地方合同庁舎	第五管区海上保安本部	神戸地方法務局、近畿厚生局麻薬取締部神戸分室、神戸東労働基準監督署、神戸植物防疫所、神戸運輸監理部、神戸船員地方労働委員会事務局、第五管区海上保安本部、神戸海上保安部、第五管区情報通信管理センター、神戸地方海難審判庁、神戸地方海難審判事務所、装備本部大阪支部検査部、自衛隊兵庫地方協力本部、航空自衛隊第2補給処調達部調達管理課神戸調達処理班、独立行政法人航海訓練所神戸分室
神戸防災合同庁舎	神戸海洋気象台	動物検疫所神戸支所、神戸営繕事務所、神戸海洋気象台
高松第一地方合同庁舎	四国経済産業局	四国厚生支局麻薬取締部、中央労働委員会事務局四国地方事務所、四国経済産業局、中国四国産業保安監督部四国支部
福岡第二法務総合庁舎	福岡高等検察庁	九州地方更生保護委員会、福岡高等検察庁、福岡地方検察庁、福岡区検察庁
長崎港湾合同庁舎	九州運輸局長崎運輸支局	福岡入国管理局、門司植物防疫所福岡支所長崎出張所、九州運輸局長崎運輸支局、長崎海上保安部、長崎地方海難審判庁

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「入居官署名」欄は、当該庁舎の入居官署をすべて記載したものであり、国の行政機関以外の機関（独立行政法人等）を含む。

表 1 - (2) - ⑨

件名	合同庁舎の維持・管理に必要な役務、物品等の調達に係る事務の省力化（試算）の例
関係府省名	法務省
説明	<p>千葉地方合同庁舎（管理官署：千葉地方法務局（法務省））には、5官署が入居している。現在、当該合同庁舎の維持・管理に係る役務、物品等の調達に当たっては、全入居官署がそれぞれ個別に契約の締結に係る決裁手続を行った後、共通の契約書に全入居官署が連名で記名押印して契約を締結し、各入居官署が、人員数や面積などに応じて契約ごとに按分された分担額の支払について、決裁を得る方法によっている。</p> <p>このため、平成 17 年度に、当該合同庁舎では、エレベーター保守業務、空調機器保守点検業務等合同庁舎の維持・管理に係る役務、物品等の調達のために 38 件の契約を締結し、251 件の支払を行っており、これらの契約及び支払のすべてについて全入居官署において決裁手続を行っている。</p> <p>しかし、これらの調達に係る契約等の事務手続を変更し、各入居官署が管理官署からあらかじめ割り振られた契約のみについて決裁手続を行い、当該入居官署が契約書に記名押印して契約を締結し、当該契約を締結した入居官署が支払を行う方法とした場合、一件の契約及びそれに伴い発生するすべての支払は特定の一官署が担当すれば足りることとなる。このため、平成 17 年度の契約を例にとれば、1 官署当たりの年間決裁件数は、契約に係るものは平均 7.6 件（契約 38 件 ÷ 5 官署）、支払に係るものは平均 50.2 件（支払 251 件 ÷ 5 官署）とそれぞれ 5 分の 1 に縮減されることとなる。</p>

（注）当省の調査結果による。

(3) 競争性の確保

勸告	説明図表番号
<p>物品、役務等の調達に当たっては、前述（項目1－(1)事務用品の一括調達の推進）のとおり、一般競争入札に付すことが原則とされており、役務の調達の場合、少額随意契約の限度額は100万円とされている。</p> <p>一般競争入札に付そうとするときは、「行政効率化推進計画」において、競争性を確保するため、調達物の仕様の設定や仕様書の作成において競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定すること等とされている。</p> <p>また、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号）においても、①仕様書は、競争を事実上制限するような内容としてはならないこと、②少額随意契約であっても、特に合理的な理由なく分割されているもの等については、これらを一括するなどして一般競争入札に付すこととしなければならないこと、③電力供給等に係る契約においては、供給を行うことが可能な業者が一の場合に限り随意契約ができることが示されている。</p> <p>今回、16府省213調達機関における消耗品3品目、備品4品目、燃料及び公用車（以下これらを合わせて「共通物品」という。）並びに11府省に係る51庁舎における庁舎の維持・管理に係る役務の調達の実施状況及び庁舎の電力供給に係る一般競争入札の導入状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	<p>表1－(1)－② (再掲)</p> <p>表1－(3)－①</p>
<p><b>ア 商品を特定することや仕様を細かく定めることなどにより競争を制限している例</b></p> <p>物品の調達契約の中には、特段の理由が無いにもかかわらず、商品を特定したり、入札参加条件や仕様を細かく定めることにより、競争を制限しており、競争性が確保されていない例が、次のとおりみられた。</p> <p>(ア) コピー用紙の調達に当たり、商品を特定し、少額随意契約で調達している例が1府省1調達機関みられた。当該調達について、同一市内に所在し、かつ、当該調達機関より調達量の少ない他調達機関の契約単価と比較した場合、コピー用紙1箱当たりの単価はA4判の場合で2.25倍、A3判の場合で1.79倍となっており、当該調達機関が上記他調達機関の契約単価で調達していたと仮定した場合、調達額の54%（286万円）の縮減が可能であったと考えられる。</p> <p>(イ) ガソリン等の調達に当たり、一般競争入札に付しているものの、入札参加資格として、特定銘柄を取り扱い、かつ、当該調達機関から半径1km以内に直営店を有することを条件としているため、1社のみのお応札となっている例が1府省1調達機関みられた。</p> <p>(ウ) 公用車の調達に当たり、一般競争入札に付しているものの、仕様書で、排出ガス規制に適合すること、燃費が一定レベル以上であること及び主要</p>	<p>表1－(3)－②</p> <p>表1－(3)－③</p> <p>表1－(3)－④</p>

諸元等を細かく定め、特定メーカーの特定車種しか適合しない内容とし、これを扱う1社のみのお札となっている例が1府省2調達機関みられた。

#### イ 複数の少額随意契約を一括することにより一般競争入札に付すことが可能とみられる例

庁舎の維持・管理に係る役務調達の中には、役務の内容が同じであるため契約を一括することで一般競争入札に付すことが可能となるにもかかわらず、特段の理由なく分割して契約するなど競争性が確保されていない例が、次のとおりみられた。

(ア) 庁舎の共用部分に係る清掃業務の調達に当たり、床の掃き掃除等の日々の清掃業務と床洗浄ワックス掛け等の定期的な清掃業務をそれぞれ同一の業者から少額随意契約により調達しているが、それぞれの契約金額を合計すると少額随意契約の限度額である100万円を超える庁舎が3庁舎(2府省)みられた。

表1-(3)-⑤

(イ) 年間2回実施することが予定されている庁舎の害虫駆除消毒業務を、前期と後期の2回、それぞれ同一の業者から少額随意契約により調達しているが、それぞれの契約金額を合計すると少額随意契約の限度額である100万円を超える庁舎が1庁舎(1府省)みられた。

#### ウ 電力供給契約の締結に当たり一般競争入札に付すことが可能とみられる例

今回調査した51庁舎については、契約電力等からみて電力小売自由化の対象(特別高圧電線路又は高圧電線路から受電し、契約電力が50kW以上)となっており、特定規模電気事業者を含めた一般競争入札が可能であるにもかかわらず、電力供給契約の締結に当たって一般競争入札に付すことなく、一般電気事業者と随意契約を行っており、競争性が確保されていない例が17庁舎(7府省)みられた。

表1-(3)-⑥

表1-(3)-⑦

表1-(3)-⑧

電力供給契約に当たり一般競争入札に付している庁舎の中には、平成17年度から一般競争入札に付したことにより、16年度と比べて、1kWh当たりの料金では7.9%節減され、年間使用電力量がわずかに増加しているにもかかわらず、年間支払金額が954万円減少している例がみられた。

表1-(3)-⑨

なお、平成19年5月17日に、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)が成立し、国は、電力供給契約の締結に当たり一般競争入札に付す場合においても、温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべきこととされた。

表1-(3)-⑩

したがって、関係府省は、事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 物品の調達においては、仕様の設定内容等が競争を事実上制限するような内容とならないよう徹底すること。(総務省、国土交通省)
- ② 庁舎の維持・管理に係る役務契約において、複数の随意契約を一括することにより一般競争入札に付すことができるものについては、一括し、一般競

<p>争入札に付すよう徹底すること。(農林水産省、経済産業省、国土交通省)</p> <p>③ 電力小売自由化の対象となっている庁舎の管理官署は、庁舎の電力供給契約の締結に当たり、一般競争入札に付すよう徹底すること。(宮内庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)</p>	
--	--

(説明)

表 1 - (3) - ① 「公共調達に適正化について」における競争性の確保に関する記述

○ 「公共調達に適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号) <抜粋>

1. 入札及び契約の適正化を図るための措置

(1) 競争入札に付する場合の留意事項

競争入札に付する場合は、次に掲げる事項について留意しなければならない。

① 競争参加資格の設定

イ (略)

ロ 仕様書は、競争を事実上制限するような内容としてはならないこと。

②、③ (略)

(2) 随意契約による場合

①に掲げる区分に照らし、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札(総合評価方式を含む。)による調達を行うものとする。

また、従来、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、②に掲げる区分に照らし、一般競争入札(総合評価方式を含む。)又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。ただし、①又は②の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるものについては、同様に取扱うものとする。

(以下略)

① 競争性のない随意契約によらざるを得ない場合

イ～ハ (略)

ニ その他

(イ) (略)

(ロ) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)

(ハ)～(ヘ) (略)

② (略)

③ その他

イ～ハ (略)

ニ 予定価格が予決令第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号のそれぞれの金額を超えない随意契約(以下「少額の随意契約」という。)であっても、特に合理的な理由なく分割されているもの等については、これらを一括するなどして一般競争入札に付することとしなければならない。

(以下略)

表 1 - (3) - ②

件 名	商品を特定し、調達している例（コピー用紙）
関係府省名	国土交通省
説 明	

大宮国道事務所（国土交通省）では、コピー用紙の調達銘柄の選定を、特定の文具小売業者が発行するカタログにより行っており、当該カタログの中から特定の文具用品メーカーの再生紙（A社製、古紙100%、白色度70%）を選定し、少額随意契約により調達している。

平成17年度の調達実績は、13回の調達で合計534万円（A4判：8,350冊（1,670箱相当）454万円、A3判：690冊（230箱相当）75万円、B4判：50冊（10箱相当）3万円）となっており、大宮国道事務所のコピー用紙のほとんどを占めるA4判及びA3判の平均契約単価について、同様に随意契約で同品質のコピー用紙（古紙100%、白色度70%）を購入し、かつ、年間調達数量が同事務所より少ない同一市内の他の機関（東京矯正管区及び関東地方更生保護委員会）の1箱当たりの契約単価（A4判：1,207.5円（計490箱）、A3判：1,837.5円（計13箱））と比較してみると、下表のとおり、A4判で2.25倍、A3判で1.79倍と割高になっている。

（注） いずれの規格のコピー用紙についても500枚で1冊と換算し、A4判及びB4判については5冊で1箱、A3判については3冊で1箱と換算している。

コピー用紙の単価比較 (単位：箱、円)

規格	機 関 名	数量	契約方式	単 価	単価の比率 (a/b)
A 4 判	大宮国道事務所	1,670	随意契約	2,722.8(a)	2.25
	東京矯正管区	490	〃	1,207.5(b)	
	関東地方更生保護委員会	220	〃	1,207.5(b)	
A 3 判	大宮国道事務所	230	随意契約	3,291.1(a)	1.79
	東京矯正管区	13	〃	1,837.5(b)	
	関東地方更生保護委員会	—	—	—	

ちなみに、大宮国道事務所が、上記の他機関と同じ契約単価でコピー用紙を調達した場合の経費の節減効果を試算すると、下表のとおり、286万4,895円（調達額の54.0%）の節減を図ることができたと考えられる。

同一市内の他機関の単価によった場合における経費節減額（試算） (単位：円、%)

規格	大宮国道事務所の調達額 (a)	同一市内の他機関の単価によった場合における調達額 (b)	節減額 (a - b) (c)	節減比率 (c/a × 100)
A 4 判	4,547,100	2,016,525 (@1,207.5 × 1,670箱)	2,530,575	55.7
A 3 判	756,945	422,625 (@1,837.5 × 230箱)	334,320	44.2
合 計	5,304,045	2,439,150	2,864,895	54.0

一方、同一市内に所在している大宮国道事務所の上部機関である関東地方整備局は、一般競争入札による単価契約によりコピー用紙を調達しており、その契約単価は、A4判で1,150円、A3判で1,365円と更に低価格で調達している。

仮に、大宮国道事務所が、関東地方整備局と連名の単価契約により共同調達した場合の経費の節減効果を試算すると、同一市内であるが、同一建物内に所在していないため、単純には比較できないものの、下表のとおり、306万9,595円（調達額の57.9%）の節減を図ることができたと考えられる。

上部機関との連名の単価契約により共同調達した場合における経費節減額（試算）（単位：円、%）

規格	大宮国道事務所 の調達額 (a)	上部機関の関東地方整備局との連名の 単価契約により共同調達した場合におけ る調達額 (b)	節減額 (a - b) (c)	節減比率 (c / a × 100)
A4判	4,547,100	1,920,500 (@1,150×1,670箱)	2,626,600	57.8
A3判	756,945	313,950 (@1,365×230箱)	442,995	58.5
合計	5,304,045	2,234,450	3,069,595	57.9

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (3) - ③

件名	銘柄を特定するなどにより競争を制限している例（ガソリン等）
関係府省名	総務省
説明	<p>北海道総合通信局（総務省）では、公用車に使用するガソリン等の調達に当たって、平成 17 年度までは、特定の事業者と随意契約による単価契約により調達していた。</p> <p>その後、平成 18 年度からは、一般競争入札による単価契約により調達している。</p> <p>しかし、北海道総合通信局では、ガソリン等の一般競争入札の参加資格として、i) 銘柄を特定し、当該銘柄の製品を扱う道内全給油所で給油可能であること、ii) 同局から半径 1 km 以内に直営店を有することを条件としている。</p> <p>この結果、一般競争入札に参加した事業者は、平成 17 年度まで同局と随意契約していた 1 事業者のみとなっており、競争入札による価格低減効果が期待できない状況となっている。</p> <p>なお、平成 19 年度の契約から、銘柄を特定しないで入札を実施することとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (3) - ④

件 名	仕様を細かく定めることなどにより競争を制限している例（公用車）																						
関係府省名	国土交通省																						
説 明	<p>北海道開発局及び札幌開発建設部（国土交通省）では、平成 18 年 4 月、公用車（5 人乗り、ステーションワゴン）を、一般競争入札により、それぞれ 4 台と 1 台を調達している。いずれの入札においても、札幌開発建設部の上部機関である北海道開発局本局が作成した仕様書によっているが、当該仕様は、排出ガス規制に適合すること、燃費が一定レベル以上であること及び 4 輪駆動であること以外に、次表のとおり、主要諸元（全長、全幅、室内寸法等）を細かく定めているため、特定メーカーの特定車種しか適合しない内容となっている。</p> <p>また、この結果、当該 2 件の入札では、結局、応札事業者及び落札事業者とも、参考見積書を依頼した 1 社のみで、落札率もいずれも 98.6%と高くなっている。</p> <p style="text-align: center;">北海道開発局が策定した仕様書に定める主要諸元</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全長</td> <td>4,700 mm以下</td> </tr> <tr> <td>全幅</td> <td>1,760 mm以下</td> </tr> <tr> <td>全高</td> <td>2,000 mm以下</td> </tr> <tr> <td>最低地上高</td> <td>130 mm以上</td> </tr> <tr> <td>車両総重量</td> <td>1,775 kg以下</td> </tr> <tr> <td>乗車定員</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">室内最大寸法</td> <td>全長（ダッシュボード後端部から最後席のヘッドレスト後端部まで）</td> <td>1,800 mm以上</td> </tr> <tr> <td>全幅</td> <td>1,400 mm以上</td> </tr> <tr> <td>全高</td> <td>1,100 mm以上</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	内 容	全長	4,700 mm以下	全幅	1,760 mm以下	全高	2,000 mm以下	最低地上高	130 mm以上	車両総重量	1,775 kg以下	乗車定員	5 人	室内最大寸法	全長（ダッシュボード後端部から最後席のヘッドレスト後端部まで）	1,800 mm以上	全幅	1,400 mm以上	全高	1,100 mm以上
区 分	内 容																						
全長	4,700 mm以下																						
全幅	1,760 mm以下																						
全高	2,000 mm以下																						
最低地上高	130 mm以上																						
車両総重量	1,775 kg以下																						
乗車定員	5 人																						
室内最大寸法	全長（ダッシュボード後端部から最後席のヘッドレスト後端部まで）	1,800 mm以上																					
	全幅	1,400 mm以上																					
	全高	1,100 mm以上																					

（注）当省の調査結果による。

表 1 - (3) - ⑤

件名	複数の少額随意契約を一括することにより一般競争入札に付すことが可能とみられる例
関係府省名	農林水産省、経済産業省、国土交通省
説明	

1 水戸地方合同庁舎

水戸地方合同庁舎（管理官署：茨城農政事務所（農林水産省））では、庁舎の清掃業務の調達に当たり、床の掃き掃除等の日々の清掃業務と床洗浄ワックス掛け等の定期的な清掃業務をそれぞれ同一の業者から少額随意契約により調達しているが、それぞれの契約金額を合計すると少額随意契約の限度額である 100 万円を超え、両清掃業務を一括することにより一般競争入札に付すことが可能であったとみられる。

なお、同様の事例として、下表のとおり、複数の清掃業務を一括することにより一般競争入札に付すことが可能であったとみられる例が、上記を含め、3 庁舎でみられた。

複数の清掃業務を一括することにより一般競争入札に付すことが可能であったとみられる例

(単位：円)

府省名	庁舎名	管理官署名	役務の内容	契約業者	契約金額
農林水産省	水戸地方合同庁舎	茨城農政事務所	日常清掃（週 2 回）	A 社	682,500
			定期清掃（床清掃（年 6 回）及びガラス清掃（年 1 回））	A 社	619,500
			合計		1,302,000
	茨城農政事務所庁舎	茨城農政事務所	日常清掃（週 2 回）	B 社	984,000
			定期清掃（床ワックス）	B 社	178,500
			定期清掃（床ワックス）	B 社	157,500
合計		1,320,000			
経済産業省	中部経済産業局総合庁舎	中部経済産業局	庁舎清掃（定期清掃）	C 社	5,040,000
			シャワー室清掃	C 社	57,750
			庁舎床面等定期清掃	C 社	354,553
			庁舎窓ガラス等清掃業務	C 社	332,766
			合計		5,785,069

(注) 中部経済産業局総合庁舎の庁舎清掃（定期清掃。契約金額 504 万円。一般競争契約）以外の契約は、すべて随意契約である。

2 名古屋合同庁舎第 2 号館

名古屋合同庁舎第 2 号館（管理官署：中部地方整備局（国土交通省））では、年間 2 回実施することが予定されている庁舎の害虫駆除消毒業務を、前期と後期の 2 回、それぞれ同一の業者から少額随意契約により調達しているが、それぞれの契約金額（前期 57 万 6,683 円、後期 55 万 6,850 円）を合計すると少額随意契約の限度額である 100 万円を超え、一括することにより一般競争入札に付すことが可能であったとみられる。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(3)-⑥ 「平成 17 年度エネルギーに関する年次報告」における電力小売自由化に関する記述

○ 「平成 17 年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書）」（平成 18 年 6 月経済産業省）  
 <抜粋>

第 1 部 エネルギーを巡る課題と対応

第 2 章 具体的取組

第 8 節 エネルギー産業

2. 電気事業

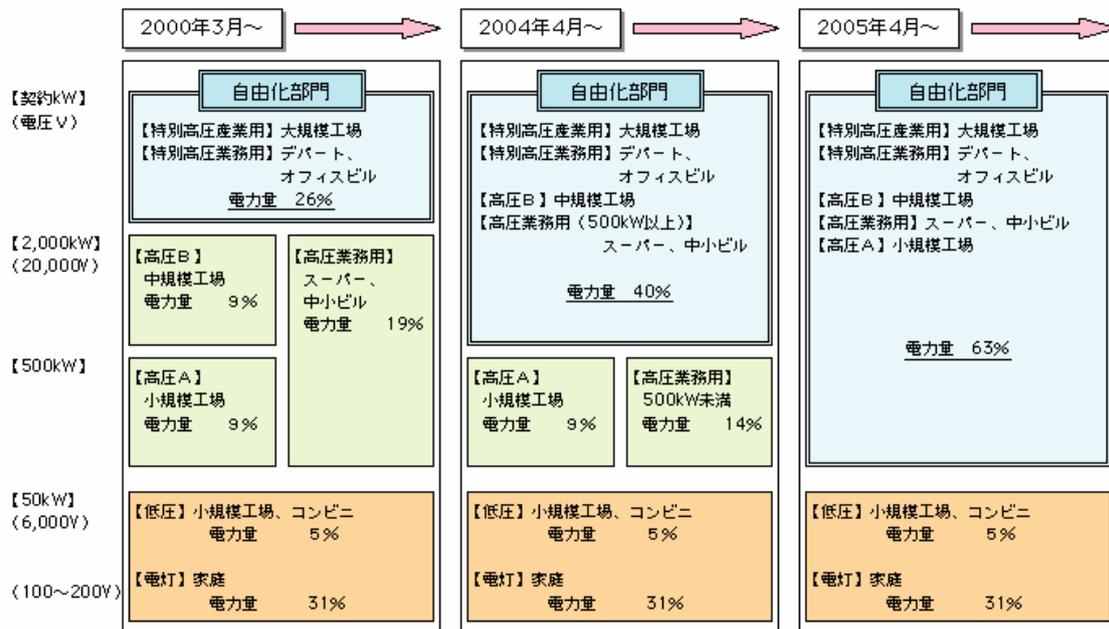
(1) 電気事業制度改革

〔1〕 電気事業制度改革

電気事業においては、規模の経済を前提に、電気供給を営む電気事業者に対して発送電一貫の独占的供給を認め、一方で料金規制等によってその弊害を排除するという形の事業規制を課すことが、国民経済的に見て最適であると考えられてきました。

このような従来の電気事業の公益事業規制の在り方に対して、1995 年、1999 年に 2 度の制度改革が行われ、さらに第 3 次の改革として 2003 年に電気事業法の改正（全面施行は 2005 年 4 月）が行われました。

【第 128-2-4】 電力自由化に向けたスケジュール



(注) 沖縄電力の自由化の範囲は2000年3月以降20,000kW、60,000V以上であるが、2004年4月に特別高圧需要家(原則2000kW以上)に拡大した。

改正電気事業法は2004年4月より一部施行され、小売自由化範囲が500kW以上の高圧需要家に拡大され、我が国の販売電力量の約4割が自由化対象となりました。2005年4月からは全面施行され、小売自由化範囲がすべての高圧需要家にまで拡大され、我が国の販売電力量の約6割が自由化対象となりました。

(以下略)

表 1 - (3) - ⑦ 電気事業法及び電気事業法施行規則における電力小売に関する規定

○ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号） <抜粋>

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 一般電気事業 一般の需要に応じ電気を供給する事業をいう。
- 二 一般電気事業者 一般電気事業を営むことについて次条第 1 項の許可を受けた者をいう。
- 三～六 (略)
- 七 特定規模電気事業 電気の使用者の一定規模の需要であって経済産業省令で定める要件に該当するもの（以下「特定規模需要」という。）に応ずる電気の供給（第 17 条第 1 項第一号に規定する供給に該当するもの及び同項の許可を受けて行うものを除く。）を行う事業であって、一般電気事業者がその供給区域以外の地域における特定規模需要に応じ他の一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路を介して行うもの並びに一般電気事業者以外の者が行うものをいう。
- 八 特定規模電気事業者 特定規模電気事業を営むことについて第 16 条の 2 第 1 項の規定による届出をした者をいう。

(以下略)

○ 電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号） <抜粋>

第 2 条の 2 法第 2 条第 1 項第七号の経済産業省令で定める要件は、次項に定める一の需要場所における電気の使用者の需要が、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 沖縄電力株式会社の供給区域以外の地域において一般電気事業者又は特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高圧電線路又は高圧電線路から受電する者であって、契約電力（一般電気事業者又は特定規模電気事業者との契約上使用できる最大電力をいう。）が原則として 50 キロワット以上の者の需要
- 二 沖縄電力株式会社の供給区域内において一般電気事業者又は特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高圧電線路から受電する者であって、使用最大電力が原則として 2,000 キロワット以上の者の需要

2 (略)

表 1 - (3) - ⑧ 電力供給契約の締結に当たり一般競争入札に付すことが可能とみられる庁舎

(単位：kW)

府省名	庁舎名	管理官署名	契約電力
宮内庁	宮内庁庁舎	宮内庁本庁	2,200 (注) 3
総務省	仙台第 2 合同庁舎	東北総合通信局	419
	長野第 1 合同庁舎	信越総合通信局	206
法務省	千葉地方合同庁舎	千葉地方法務局	244
	大分法務合同庁舎	大分地方法務局	125
	仙台北法務総合庁舎	仙台高等検察庁	347
	高松法務合同庁舎	高松高等検察庁	590
財務省	札幌第 1 合同庁舎	北海道財務局	1,600
	秋田第二合同庁舎	秋田財務事務所	180
厚生労働省	茨城労働局庁舎	茨城労働局	195
	藤沢労働総合庁舎	藤沢公共職業安定所	118
	松山労働総合庁舎	松山公共職業安定所	106
農林水産省	水戸地方合同庁舎	茨城農政事務所	154
	京都農林水産総合庁舎	近畿農政局	332
	関東森林管理局庁舎	関東森林管理局	284
国土交通省	名古屋合同庁舎第 2 号館	中部地方整備局	922
	神戸防災合同庁舎	神戸海洋気象台	170
計	7 府省 17 庁舎		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 いずれの庁舎においても、一般電気事業者又は特定規模電気事業者が維持し運用する特別高圧電線路又は高圧電線路から受電している。

3 皇居全体の契約電力であり、宮内庁庁舎が占める契約電力はその一部である。

表 1 - (3) - ⑨

件名	電力供給契約の締結に当たり一般競争入札に付したことにより、経費の節減が図られた例																							
関係府省名	財務省																							
説明	<p>大阪合同庁舎第 2 号館及び第 4 号館（管理官署：近畿財務局（財務省））では、電力供給契約の締結に当たり、平成 16 年度まで一般電気事業者との随意契約によっていたが、17 年度から一般競争入札に付している。</p> <p>これによる大阪合同庁舎第 2 号館及び第 4 号館における電力料金の節減の状況をみると、下表のとおり、平成 17 年度においては前年度と比べ、1 kWh 当たりの料金が 1.28 円（7.86%）節減され、年間使用電力量が 66,531kWh（0.81%）増加しているにもかかわらず、年間支払金額は、954 万 3,293 円（7.13%）減少している。</p> <p>大阪合同庁舎第 2 号館及び第 4 号館における電力料金の節減の状況 （単位：kWh、円、%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 16 年度 (a)</th> <th>17 年度 (b)</th> <th>b - a (c)</th> <th>c / a</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間使用電力量</td> <td>8,223,843</td> <td>8,290,374</td> <td>66,531</td> <td>0.81</td> </tr> <tr> <td>年間支払金額</td> <td>133,919,548</td> <td>124,376,255</td> <td>▲9,543,293</td> <td>▲7.13</td> </tr> <tr> <td>1 kWh 当たりの料金</td> <td>16.28</td> <td>15.00</td> <td>▲1.28</td> <td>▲7.86</td> </tr> </tbody> </table>				区分	平成 16 年度 (a)	17 年度 (b)	b - a (c)	c / a	年間使用電力量	8,223,843	8,290,374	66,531	0.81	年間支払金額	133,919,548	124,376,255	▲9,543,293	▲7.13	1 kWh 当たりの料金	16.28	15.00	▲1.28	▲7.86
区分	平成 16 年度 (a)	17 年度 (b)	b - a (c)	c / a																				
年間使用電力量	8,223,843	8,290,374	66,531	0.81																				
年間支払金額	133,919,548	124,376,255	▲9,543,293	▲7.13																				
1 kWh 当たりの料金	16.28	15.00	▲1.28	▲7.86																				

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (3) - ⑩ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する規定

○ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号） <抜粋>

第 5 条 国は、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本的方向

二 温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべき次に掲げる契約における温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項

イ 電気の供給を受ける契約

ロ （略）

附 則

1、2 （略）

3 政府は、国及び独立行政法人等が締結する電気の供給を受ける契約における電気の価格並びに温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（次項において「温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等」という。）を総合的に評価して落札者を決定する方式等について、電気事業者の温室効果ガス等の排出の削減等のための技術開発及び電源構成の変更に相当の期間を要すること等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 国及び独立行政法人等が締結する電気の供給を受ける契約については、当分の間、入札に参加する者に必要な資格として温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうちから当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式によるものとする。

## 2 調達事務の集約化の推進

勸告	説明図表番号
<p>各省各庁の長（各府省大臣等）は、会計法第 10 条においては、その所掌に係る支出負担行為（財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 34 条の 2 第 1 項で定める国の支出の原因となる契約その他の行為）に関する事務を管理する旨が、会計法第 29 条においては、会計法第 10 条によるほか、売買、賃借、請負その他の契約に関する事務を管理する旨が、それぞれ規定されており、予算の執行等のための調達等に係る契約を行う権限を有している。</p> <p>しかしながら、各省各庁の長がすべての契約に関する事務を自ら行うことは不可能であるため、会計法第 13 条及び第 29 条の 2 において、支出負担行為に関する事務及び契約に関する事務を各省各庁に所属する職員に委任し、又は分掌させることができる旨が規定されており、各府省においては、それぞれの訓令等内部規程により、支出負担行為等に関する事務を行う支出負担行為担当官及び契約担当官、又はこれらの事務を分掌する職員の官職を指定している。</p>	表 2-①
<p>なお、支出負担行為担当官の中には、所掌する支出負担行為が補助金、交付金、委託費の交付等に限定され、物品、役務等の調達に係る事務を行っていないものもある。</p>	表 2-②
<p>一方、「電子政府構築計画」（平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）別添「内部管理業務の業務見直し方針」においては、「各府省、各局、各課ごとに処理されている業務のうち、一箇所で集中的に処理する方が効率的なものについては、業務処理の一元化・集中化を図る。」とされており、行政の減量・効率化を推進する観点から、調達に係る事務の集約化を推進することが求められている。</p>	表 2-③
<p>また、「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定。平成 18 年 6 月 16 日及び同年 12 月 26 日一部改正）においては、「電子政府構築計画」に基づき新たに共通的なシステムが構築される内部管理業務（人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費等の業務）については、同計画等に基づき、新システムへの移行及びそれに伴う業務改革を行い、実質的に 4 割以上の効率性の向上を図り、当該業務に係る定員の 3 割以上の削減を行うこととされている。</p>	表 2-④
<p>このような調達に係る事務の集約化の取組の例として、地方公共団体の中には、従来、各部課において分散して行われていた物品調達等の業務について、新たに設置した総務事務センターに集約化し、人員配置の見直し・削減や経費の節減を図っているところが見られる。また、海外の例をみると、大韓民国政府においては、政府、地方公共団体及び政府出資法人の各機関は、1 億ウォン（約 1,250 万円）以上の物品や役務の調達を行う場合、財政経済部調達庁に委任することが義務付けられており、同庁が一元的に調達を行うことにより、i) 大量調達による価格の低減、ii) 専門性の高い職員が調達を行うことによる経済的、効率的な調達の実施、iii) 調達手続の透明性の向上と不正の防止等にお</p>	表 6-⑥ （後述参照）  表 6-⑧ （後述参照）

<p>いて大きな成果を挙げているとしている。</p> <p>今回、16 本府省の 16 内部部局及び 14 外局（9 府省）の 14 内部部局、本府省内部部局と同一敷地内や近隣（以下「同一敷地内等」という。）に所在する審議会等、施設等機関及び特別の機関（以下「施設等機関等」という。）15 機関（5 府省）並びに地方支分部局等（施設等機関及び特別の機関の地方機関を含む。）125 機関（12 府省）の合計 16 府省 170 機関における調達機関の設置状況及び共通物品の調達の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p><b>ア 調達機関の集約化の推進</b></p>	
<p>(ア) 同一機関内に複数の調達機関を設置している例</p>	
<p>調査した 16 府省 170 機関における調達機関の設置状況をみると、8 府省 20 機関（8 府省 10 内部部局及び 4 府省 10 地方支分部局等）では、一般会計と特別会計の両方を所管していること等から、会計別に調達機関が設置されているなど、会計主管課以外にも調達機関（本府省又は外局の内部部局に設置されたものが 33、地方支分部局等に設置されたものが 10 の計 43 調達機関）が設置されている。これら 8 府省 20 機関の中には、①本府省の内部部局内のほとんどの部局に計 14 調達機関が設置され、トナー類についてはそれぞれが独自に調達している例や②特別会計を担当する定員 7 人分のみの調達を行う調達機関が設置されている例などもみられた。</p>	<p>表 2-⑤ 表 2-⑥  表 2-⑦ 表 2-⑧ 表 2-⑨ 表 2-⑩</p>
<p>一方、一つの調達機関で当該機関すべての調達を実施している残りの 150 機関のうち、一般会計と特別会計の両方を所管又は特別会計を複数所管しているものが 38 機関（5 府省 6 内部部局、1 府省 1 施設等機関等及び 6 府省 31 地方支分部局等）みられた。</p>	<p>表 2-⑪ 表 2-⑫</p>
<p>(イ) 同一敷地内等に所在する複数の調達機関間において共同調達を実施している例及び本府省の会計主管課等が当該府省の外局又は施設等機関等分の物品等を併せて調達している例</p>	
<p>調査した 16 府省 170 機関には、計 213 の調達機関が設置されており、これら調達機関における共通物品の調達の実施状況をみると、事務の省力化、コストの削減等の観点から、本府省の会計主管課等が主体となり、コピー用紙や文具用品類などの消耗品について、同一敷地内等に所在する外局や施設等機関等との連名で単価契約を締結するなど共同調達を実施しているものが 3 府省で計 18 調達機関（14 本府省内部部局、1 外局、1 施設等機関等及び 2 地方支分部局等）みられた。</p>	<p>表 2-⑬</p>
<p>また、同一敷地内等に所在する外局や施設等機関等で調達機関が設置されていないものの調達も本府省の会計主管課が併せて実施しているものが 11 府省で計 34 調達機関みられ、中には、定員 500 人を超える施設等機関等に係る調達を本府省の会計主管課等に集約して実施しているものもみられた。</p>	<p>表 2-⑭ 表 2-⑮</p>
<p>一方、共同調達を実施していない 15 府省 195 調達機関のうち、同一敷地</p>	<p>表 2-⑯</p>

<p>内等に同一府省の調達機関が複数設置されているものが9府省 118 調達機関みられた。これらの調達機関の中には、①本府省の会計主管課と同一建物内に所在する外局の調達機関におけるコピー用紙の契約単価が、本府省の会計主管課の契約単価と比較して1.7倍から1.9倍と割高になっており、両者の連名の単価契約による共同調達を実施していたと仮定した場合、外局の調達額の47%（388万円）の縮減が可能であったと考えられる例や②</p>	<p>表2-⑰ 表2-⑱ 表2-⑲</p>
<p>同一機関内の2調達機関が同一日に同一物品（机及び椅子）を各々少額随意契約により調達していることから、これらについて連携を図り計画的に共同調達を実施していたと仮定した場合、一般競争入札による調達が可能であったと考えられる例などもみられた。</p> <p>上記(ア)及び(イ)のような実態を踏まえれば、同一機関内に複数の調達機関を設置している場合や同一府省の複数の調達機関が同一敷地内等に所在している場合には、一箇所で集中的に処理する方が効率的と考えられ、調達機関を会計主管課等に集約化することについて検討する必要があると認められる。また、調達機関の集約化が難しい場合には、相互に連携を図ることが効率的と考えられ、複数の調達機関が連名で契約するなど共同調達を推進する必要があると認められる。</p>	<p>表2-⑳  表2-㉑</p>
<p><b>イ 上部機関への調達事務の集約化の推進</b></p>	<p>表2-㉒</p>
<p>調査した12府省の地方支分部局等125機関における共通物品の調達事務の上部機関への集約化の状況をみると、府県単位機関又は府県より細分化された単位で設置された機関などにおける調達事務を上部機関（本府省、ブロック機関又は府県単位機関）に集約化する取組を行っている府省がある一方で、集約化の取組を行っていない府省がみられた。</p>	<p>表2-㉓ 表2-㉔ 表2-㉕</p>
<p>管内の下部機関の調達事務を集約化して行うこととしているブロック機関の中には、管内の下部機関における調達事務が減少したこと等に伴い、管内の下部機関の会計等担当課の定員を10人削減する一方、集約化により事務が増加することとなるブロック機関の会計担当職員について非常勤職員1人を増やすにとどめているなどの例がみられた。</p>	<p>表2-㉖ 表2-㉗ 表2-㉘</p>
<p>このような実態を踏まえれば、下部機関における調達事務を上部機関において一箇所で集中的に処理することにより事務の省力化が図られると考えられ、調達事務の上部機関への集約化を推進する必要があると認められる。</p>	<p>表2-㉙ 表2-㉚</p>
<p>したがって、関係府省は、事務の省力化及びコストの削減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p>	<p>表2-㉛ 表2-㉜ 表2-㉝ 表2-㉞ 表2-㉟ 表2-㊱ 表2-㊲ 表2-㊳ 表2-㊴ 表2-㊵ 表2-㊶ 表2-㊷ 表2-㊸ 表2-㊹ 表2-㊺ 表2-㊻ 表2-㊼ 表2-㊽ 表2-㊾ 表2-㊿</p>
<p>① 同一機関内に複数の調達機関を設置している府省や複数の調達機関が同一敷地内等に所在している府省は、複数の調達機関を会計主管課等に集約することを検討するとともに、集約化が難しい場合には複数の調達機関が連名で契約するなどの共同調達を推進すること。（内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省）</p>	

<p>② 地方支分部局等を設置している府省にあつては、地方支分部局等における調達事務の上部機関への集約化を推進すること。(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	
---	--

(説明)

表2-① 「支出負担行為担当官」及び「契約担当官」に係る規定

○ 財政法（昭和22年法律第34号） <抜粋>

第34条の2 各省各庁の長は、第31条第1項の規定により配賦された歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為のうち、公共事業費その他財務大臣の指定する経費に係るものについては、政令の定めるところにより、当該歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基づいてなす支出負担行為（国の支出の原因となる契約その他の行為をいう。以下同じ。）の実施計画に関する書類を作製して、これを財務大臣に送付し、その承認を経なければならない。

（以下略）

○ 会計法（昭和22年法律第35号） <抜粋>

第4条の2

1、2 （略）

3 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、歳入徴収官（各省各庁の長又は第1項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）の事務の一部を分掌させることができる。

4 前3項の場合において、各省各庁の長は、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、又は分掌させることができる。

第10条 各省各庁の長は、その所掌に係る支出負担行為（財政法第34条の2第1項に規定する支出負担行為をいう。以下同じ。）及び支出に関する事務を管理する。

第13条 各省各庁の長は、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に係る支出負担行為に関する事務を委任することができる。

2 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に、前項の事務を委任することができる。

3 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負担行為担当官（各省各庁の長又は第1項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）の事務の一部を分掌させることができる。

4 第4条の2第4項の規定は、前3項の場合に、これを準用する。

5 第3項の規定により支出負担行為担当官の事務の一部を分掌する職員は、分任支出負担行為担当官という。

第29条 各省各庁の長は、第10条の規定によるほか、その所掌に係る売買、貸借、請負その他の契約に関する事務を管理する。

第29条の2 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に前条の契約に関する事務を委任することができる。

2 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に前項の事務を委任することができる。

- 3 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、契約担当官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）の事務の一部を分掌させることができる。
- 4 第4条の2第4項の規定は、前3項の場合に、これを準用する。
- 5 第3項の規定により契約担当官の事務の一部を分掌する職員は、分任契約担当官という。

表 2-② 支出負担行為担当官等の所掌事務の範囲を補助金、交付金等の支出負担行為に関する事務に限定している規程の例

○ 環境省会計事務取扱規則（平成 17 年環境省訓令第 25 号） <抜粋>

（歳入徴収官等の委任）

第 4 条 会計法（以下「法」という。）第 4 条の 2 第 1 項、法第 13 条第 1 項、第 3 項、法第 13 条の 3 第 1 項、法第 29 条の 2 第 1 項、第 3 項及び予算決算及び会計令（以下「令」という。）第 40 条第 1 号の規定により、歳入徴収事務、支出負担行為事務、支出負担行為の認証事務、契約事務及び歳出金の支出の決定事務を職員に委任または分掌することとし、法第 4 条の 2 第 4 項、法第 13 条第 4 項、法第 13 条の 3 第 3 項、法第 29 条の 2 第 4 項及び令第 40 条第 1 項第 1 号に規定による歳入徴収官、支出負担行為担当官、支出負担行為認証官、契約担当官、官署支出官（以下本条において「本官」という。）及び本官の事務の一部を分掌する職員（以下本条において「分任官」という。）並びに法第 46 条の 3 第 1 項の規定による本官及び分任官の事務を代理する職員の官職及びその事務の範囲を別表第 2 に定める。

別表第 2

その 1 （略）

その 2 支出負担行為担当官、支出負担行為担当官代理、分任支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官代理

1 一般会計

部局	支出負担行為担当官		事務の範囲
本省	大臣官房会計課長	(略)	本省の所掌に属する支出負担行為に関する事務、ただし、他の支出負担行為担当官に所掌させることとした事務を除く。
	本省内部部局の長		当該各局の所掌に属する補助金、交付金、拠出金、国際分担金及び委託費の支出負担行為に関する事務（各部の所掌に属する事務を除く。）

（以下略）

2 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計

部局	支出負担行為担当官		事務の範囲
本省	大臣官房会計課長	(略)	本省の所掌に属する支出負担行為に関する事務、ただし、他の支出負担行為担当官に所掌させることとした事務を除く。
	総合環境政策局長		当該総合環境政策局の所掌に属する補助金、交付金及び委託費の支出負担行為に関する事務（各部の所掌に属する事務を除く。）
	地球環境局長		当該地球環境局の所掌に属する補助金、交付金及び委託費の支出負担行為に関する事務（各部の所掌に属する事務を除く。）
	水・大気環境局長		当該水・大気環境局の所掌に属する補助金、交付金及び委託費の支出負担行為に関する事務（各部の所掌に属する事務を除く。）
	大臣官房廃棄物・リサイクル対策本部		当該総合環境政策局の所掌に属する補助金、交付金及び委託費の支出負担行為に関する事務（各部の所掌に属する事務を除く。）

（以下略）

表 2-③ 「内部管理業務の業務見直し方針」における業務処理の一元化・集中化に関する記述

○ 「内部管理業務の業務見直し方針」（平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定） <抜粋>

内部管理業務のうち、ITを活用した業務運営を行うことにより特に効率化が見込まれる人事・給与等業務、共済業務並びに物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務（以下「官房基幹業務」という。）について、最適化された業務・システムの実現に向けて、以下の取組を実施する。

1 業務の見直し

官房基幹業務については、以下の考え方に基づき、業務の見直しを行う。

(1) 業務の見直しに係る共通的考え方

ア (略)

イ 各府省、各局、各課ごとに処理されている業務のうち、一箇所で集中的に処理する方が効率的なものについては、業務処理の一元化・集中化を図る。

(以下略)

表 2-④ 「今後の行政改革の方針」における内部管理業務の効率化に関する記述

○ 「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定。平成 18 年 6 月 16 日及び 18 年 12 月 26 日一部改正） <抜粋>

1 政府及び政府関係法人のスリム化等

(1) 国民の期待に応えるスリムで効率的な政府の実現

ア (略)

イ 情報通信技術の活用

行政分野への情報通信技術の活用を図るとともに、これに伴う以下の業務改革に取り組むことにより、組織・業務の減量・効率化を行う。

(ア) 「電子政府構築計画」（平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議（以下「CIO 連絡会議」という。）決定）に基づき新たに共通的なシステムが構築される内部管理業務（人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費等の業務）については、同計画等に基づき、新システムへの移行及びそれに伴う業務改革を行い、実質的に 4 割以上の効率性の向上を図り、当該業務に係る定員の 3 割以上の削減を行う。

(以下略)

表 2-⑤ 調査した本府省及び外局の内部部局において、会計主管課以外にも共通物品の調達を行っている部局等

府省名	部局等名	担当課等	支出負担行為担当官	備 考
内閣府	政策統括官（科学技術政策担当）	参事官	政策統括官（科学技術政策担当）	一般会計 （所在地：中央合同庁舎 4 号館）
総務省	人事・恩給局	恩給企画課	人事・恩給局長	一般会計 （所在地：新宿区）
	統計局	総務課	統計局長	一般会計 （所在地：新宿区）
財務省	理財局	総務課	理財局長	一般会計のうち（項）国債費、国債整理基金特別会計
文部科学省	研究開発局	開発企画課	研究開発局開発企画課長	電源開発促進対策特別会計
厚生労働省	医政局	国立病院課	医政局長	国立高度専門医療センター特別会計
	労働基準局	労働保険徴収課	労働基準局労働保険徴収課	労働保険特別会計徴収勘定
	労働基準局労災補償部	労災管理課	労災補償部労災管理課長	労働保険特別会計労災勘定
	職業安定局	雇用保険課	職業安定局雇用保険課長	労働保険特別会計雇用勘定
	雇用均等・児童家庭局	育成環境課	雇用均等・児童家庭育成環境課長	厚生保険特別会計児童手当勘定
農林水産省	総合食料局	総務課	総合食料局長	食糧管理特別会計
	生産局	総務課	生産局長	国営土地改良特別会計
	経営局	構造改善課	経営局長	農業経営基盤強化措置特別会計
		保険課	経営局保険課長	農業共済再保険特別会計
	農村振興局	総務課	農村振興局長	国営土地改良事業特別会計
		総務課	農村振興局長	農業経営基盤強化措置特別会計
	林野庁	森林整備部研究・保全課	林野庁長官	森林保険特別会計
		国有林野部管理課	林野庁長官	国有林野事業特別会計
水産庁	漁政部漁業保険管理官	水産庁長官	漁船再保険及漁業共済保険特別会計	
経済産業省	貿易経済協力局	貿易保険課	貿易経済協力局貿易保険課長	貿易再保険特別会計
国土交通省	大臣官房官庁営繕部	管理課	大臣官房官庁営繕部長	一般会計、特定国有財産整備特別会計
	総合政策局	総務課	総合政策局長	一般会計、道路整備特別会計、治水特別会計、都市開発資金融通特別会計
	国土計画局	総務課	国土計画局長	一般会計
	土地・水資源局	総務課	土地・水資源局長	一般会計、道路整備特別会計、都市開発資金融通特別会計
	土地・水資源局水資源部	水資源政策課	水資源部長	一般会計
	都市・地域整備局	総務課	都市・地域整備局長	一般会計、道路整備特別会計、都市開発資金融通特別会計
	河川局	総務課	河川局長	一般会計、治水特別会計、
	道路局	総務課	道路局長	一般会計、道路整備特別会計
	住宅局	総務課	住宅局長	一般会計、道路整備特別会計、都市開発資金融通特別会計
	自動車交通局	保障課	自動車交通局長	自動車損害賠償保障事業特別会計
		総務課	自動車交通局長	自動車検査登録特別会計
	航空局	監理部総務課	航空局長	一般会計、空港整備特別会計
	北海道局	予算課	北海道局長	一般会計
計	8 府省 10 内部部局 33 調達機関			

（注）当省の調査結果による。

表 2-⑥ 調査した地方支分部局等において、複数の調達機関を設置している機関

府省名	機関名	指定官職	会計機関名	備考
内閣府	沖縄総合事務局	総務部長	支出負担行為担当官	同一庁舎（那覇市）に所在
		開発建設部長	支出負担行為担当官	
厚生労働省	関東信越厚生局	局長	支出負担行為担当官	さいたま市に所在
		麻薬取締部長	分任支出負担行為担当官	目黒区に所在
	東海北陸厚生局	局長	支出負担行為担当官	同一市内（名古屋市）に所在
		麻薬取締部長	分任契約担当官	
	九州厚生局	局長	支出負担行為担当官	同一庁舎（福岡市）に所在
		麻薬取締部長	分任契約担当官	
農林水産省	東北農政局	局長	支出負担行為担当官	同一市内（仙台市）に所在
		食糧部長	契約担当官	
	北陸農政局	局長	支出負担行為担当官	同一市内（金沢市）に所在
		食糧部長	契約担当官	
	近畿農政局	局長	支出負担行為担当官	同一庁舎（京都市）に所在
		食糧部長	契約担当官	
	中国四国農政局	局長	支出負担行為担当官	同一市内（岡山市）に所在
		食糧部長	契約担当官	
国土交通省	関東地方整備局	局長	支出負担行為担当官	さいたま市に所在
		副局長	支出負担行為担当官	横浜市に所在
	中部地方整備局	局長	支出負担行為担当官	同一市内（名古屋市）に所在
		副局長	支出負担行為担当官	
計	4府省 10機関			

(注) 当省の調査結果による。

表 2-⑦

件名	本府省の内部部局内のほとんどの部局に計 14 調達機関が設置され、トナー類についてはそれぞれが独自に調達している例
関係府省名	国土交通省
説明	<p>国土交通省本省の内部部局では、ほとんどの部局に調達機関（支出負担行為担当官）が設置されており、その合計は 14 となっている。</p> <p>このうち、官署支出官が同一（大臣官房会計課長）である 12 の調達機関（支出負担行為担当官：大臣官房会計課長、大臣官房官庁営繕部長、総合政策局長、国土計画局長、土地・水資源局長、土地・水資源局水資源部長、都市・地域整備局長、河川局長、道路局長、住宅局長、自動車交通局長（自動車損害賠償保障事業特別会計）及び自動車交通局長（自動車検査登録特別会計））において、消耗品 3 品目のうちコピー用紙及び文具用品類等の 2 品目については、連名の単価契約など共同調達を実施している。</p> <p>しかしながら、トナー類については、この 12 調達機関では共同調達を実施しておらず、各調達機関が独自に調達しており、また、官署支出官が異なる 2 つの支出負担行為担当官（航空局長及び北海道局長）については、同一建物内や隣接する建物内に所在しているものの、連携が図られておらず、消耗品 3 品目のすべてについてそれぞれが独自に調達を実施している。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2-⑧

件名	本府省又は外局において、少人数分の共通物品の調達を行っている例
関係府省名	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
説明	
1	<p>森林保険特別会計の例（農林水産省）</p> <p>農林水産省本省では、一般会計及び特別会計（勘定を含む。）ごとに支出負担行為担当官を設置し、それぞれ独自に物品等の調達事務を行っている。</p> <p>このうち、林野庁森林整備部研究・保全課において、森林保険特別会計歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務（支出負担行為担当官：林野庁長官）を所掌し、同特別会計に係る 7 人分（平成 18 年度予算定員）のみの共通物品の調達を行っている。</p> <p>なお、当該調達機関における平成 17 年度の共通物品に係る調達実績は、椅子 96 万円、パソコン 100 万円、トナー類 54 万円、文具用品類等 23 万円となっている。</p>
2	<p>厚生保険特別会計児童手当勘定の例（厚生労働省）</p> <p>厚生労働省本省では、一般会計及び特別会計（勘定を含む。）ごとに支出負担行為担当官を設置し、それぞれ独自に物品等の調達事務を行っている。</p> <p>このうち、雇用均等・児童家庭局育成環境課において、厚生保険特別会計児童手当勘定歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務（支出負担行為担当官：雇用均等・児童家庭局育成環境課長）を所掌し、同特別会計に係る 21 人分（平成 18 年度予算定員）のみの共通物品の調達を行っている。</p> <p>なお、当該調達機関における平成 17 年度の共通物品に係る調達実績は、複写機のリース 52 万円、トナー類 7 万円、文具用品類等 97 万円となっている。</p>
3	<p>貿易再保険特別会計の例（経済産業省）</p> <p>経済産業省本省では、一般会計及び電源開発促進対策特別会計、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計、貿易再保険特別会計及び特許特別会計の 4 つの特別会計を所管しているが、貿易再保険特別会計歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務は、貿易経済産業協力局保険課長に委任されており、同特別会計に係る 34 人分（平成 18 年度予算定員）のみの共通物品の調達を行っている。</p> <p>なお、当該調達機関における平成 17 年度の共通物品に係る調達実績は、パソコン 97 万円、複写機のリース 60 万円、コピー用紙 34 万円、トナー類 185 万円、文具用品類等 90 万円、ガソリン 13 万円となっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2-⑨ 調査した本府省、外局及び施設等機関等において、コピー用紙（A4判）を単価契約している調達機関の単価比較  
(単位：円、%)

府省名	部局等名	支出負担行為担当官	単価 (税込)	本省会計主管課を100 とした場合の比率	備考	
内閣府	本府	大臣官房会計担当参事官	1,065.75	100.0	平均単価を記載	
	政策統括官(科学技術政策担当)	政策統括官(科学技術政策担当)	1,122.45	105.3	平均単価を記載	
	原子力安全委員会	原子力安全委員会事務局長	1,122.45	105.3	平均単価を記載	
総務省	本省	大臣官房会計課企画官	1,022.7	100.0		
	統計局	統計局長	1,225.87	119.9	平均単価を記載	
法務省	本省	大臣官房会計課長	1,065.75	100.0		
	公安調査庁	総務部長	1,131.9	106.2		
財務省	本省	大臣官房会計課長	1,039.5	100.0		
	国税庁	長官官房会計課長	1,055.25	101.5		
文部科学省	本省	大臣官房会計課長	1,034.25	100.0	連名の単価契約により共同調達	
	研究開発局	研究開発局開発企画課長				
	科学技術政策研究所	所長				
	文化庁	次長				
厚生労働省	本省	大臣官房会計課長	1,036	100.0		
	労働基準局労災補償部	労働基準局労災補償部労災管理課長	1,045.6	100.9		
	職業安定局	職業安定局雇用保険課長	997.5	96.3		
	社会保険庁	総務部経理課長	1,086.75	104.9		
	中央労働委員会	事務局総務課長	1,554	150.0		
農林水産省	本省	大臣官房経理課長	1,008	100.0		
	経営局	経営局保険課長	1,286.25	127.6		
	林野庁	林野庁長官(一般会計)	1,086.75	107.8		
		林野庁長官(国有林野事業特別会計)	1,086.75	107.8		
経済産業省	本省	大臣官房会計課長	1,013.25	100.0		
	資源エネルギー庁	長官官房総合政策課長	1,099.87	108.5		
	原子力安全・保安院	企画調整課長	1,107.75	109.3		
国土交通省	本省	大臣官房会計課長	1,097.25	100.0	平均単価を記載 連名の単価契約により共同調達	
	大臣官房官庁営繕部	大臣官房官庁営繕部長				
	総合政策局	総合政策局長				
	国土計画局	国土計画局長				
	土地・水資源局	土地・水資源局長				
	土地・水資源局水資源部	土地・水資源局水資源部長				
	都市・地域整備局	都市・地域整備局長				
	河川局	河川局長				
	道路局	道路局長				
	住宅局	住宅局長				
	自動車交通局	自動車交通局長(自動車損害賠償保障事業特別会計)				
		自動車交通局長(自動車検査登録特別会計)				
	航空局	航空局長				1,050
北海道局	北海道局長	1,176	107.2			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 単価は、1箱(2,500枚入)に換算した。

表 2-10

件名	同一機関内の2調達機関間において、同一物品について、単価契約によらず調達している機関が、単価契約により調達している機関よりも、契約単価が割高となっている例																							
関係府省名	内閣府																							
説明	<p>沖縄総合事務局では、国土交通省所管の4特別会計に係る物品等調達を開発建設部が行い、その他の一般会計や特別会計に係るものを総務部が行っている。</p> <p>沖縄総合事務局開発建設部では、消耗品のうち、コピー用紙(A3判、A4判、B4判及びB5判)、トナーカートリッジ、文房具を対象に年間の単価契約(いずれも業者選定に際しては一般競争入札を実施)を締結し、必要の都度、必要数量をあらかじめ設定した単価により調達している。</p> <p>一方、沖縄総合事務局総務部では、これらの消耗品の中で単価契約を締結しているのはA4判のコピー用紙のみで、それ以外の物品は局内各部から調達要求がある都度、新規の調達を繰り返している(平成17年度は単価契約を締結した1件を除き、すべて随意契約により調達)。</p> <p>両部で調達方法の異なる物品(A4判以外のコピー用紙及びトナーカートリッジ)の調達実績をみると、下表のとおり、単価契約により調達している開発建設部と比べ、総務部の契約単価は調達量が多いものも含めいずれも割高となっている。</p> <p style="text-align: center;">沖縄総合事務局における消耗品の調達状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目名</th> <th>開発建設部</th> <th>総務部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">コピー用紙(A3判)</td> <td rowspan="2">一般競争入札(8社参加)を経た単価契約(A4判、B4判及びB5判と一括調達) 調達予定数量75箱 単価:1,486円</td> <td>H17.4.25 随意契約(3箱購入) 単価:1,785円</td> </tr> <tr> <td>H17.6.1 随意契約(20箱購入) 単価:1,795円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コピー用紙(B4判)</td> <td rowspan="2">一般競争入札(8社参加)を経た単価契約(A4判、A3判及びB5判と一括調達) 調達予定数量10箱 単価:1,858円</td> <td>H17.4.25 随意契約(3箱購入) 単価:2,310円</td> </tr> <tr> <td>H17.6.1 随意契約(20箱購入) 単価:2,268円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トナーカートリッジ A社製品a</td> <td rowspan="2">一般競争入札(8社参加)を経た単価契約 調達予定数量10個 単価:9,135円</td> <td>H17.6.2 随意契約(1個購入) 単価:13,419円</td> </tr> <tr> <td>H18.3.10 随意契約(2個購入) 単価:8,925円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">トナーカートリッジ A社製品b</td> <td rowspan="5">一般競争入札(8社参加)を経た単価契約 調達予定数量10個 単価:9,345円</td> <td>H17.6.2 随意契約(3個購入) 単価:14,910円</td> </tr> <tr> <td>H17.12.19 随意契約(3個購入) 単価:14,280円</td> </tr> <tr> <td>H18.3.2 随意契約(15個購入) 単価:16,380円</td> </tr> <tr> <td>H18.3.10 随意契約(3個購入) 単価:9,450円</td> </tr> <tr> <td>H18.3.14 随意契約(8箱購入) 単価:14,910円</td> </tr> </tbody> </table>		品目名	開発建設部	総務部	コピー用紙(A3判)	一般競争入札(8社参加)を経た単価契約(A4判、B4判及びB5判と一括調達) 調達予定数量75箱 単価:1,486円	H17.4.25 随意契約(3箱購入) 単価:1,785円	H17.6.1 随意契約(20箱購入) 単価:1,795円	コピー用紙(B4判)	一般競争入札(8社参加)を経た単価契約(A4判、A3判及びB5判と一括調達) 調達予定数量10箱 単価:1,858円	H17.4.25 随意契約(3箱購入) 単価:2,310円	H17.6.1 随意契約(20箱購入) 単価:2,268円	トナーカートリッジ A社製品a	一般競争入札(8社参加)を経た単価契約 調達予定数量10個 単価:9,135円	H17.6.2 随意契約(1個購入) 単価:13,419円	H18.3.10 随意契約(2個購入) 単価:8,925円	トナーカートリッジ A社製品b	一般競争入札(8社参加)を経た単価契約 調達予定数量10個 単価:9,345円	H17.6.2 随意契約(3個購入) 単価:14,910円	H17.12.19 随意契約(3個購入) 単価:14,280円	H18.3.2 随意契約(15個購入) 単価:16,380円	H18.3.10 随意契約(3個購入) 単価:9,450円	H18.3.14 随意契約(8箱購入) 単価:14,910円
品目名	開発建設部	総務部																						
コピー用紙(A3判)	一般競争入札(8社参加)を経た単価契約(A4判、B4判及びB5判と一括調達) 調達予定数量75箱 単価:1,486円	H17.4.25 随意契約(3箱購入) 単価:1,785円																						
		H17.6.1 随意契約(20箱購入) 単価:1,795円																						
コピー用紙(B4判)	一般競争入札(8社参加)を経た単価契約(A4判、A3判及びB5判と一括調達) 調達予定数量10箱 単価:1,858円	H17.4.25 随意契約(3箱購入) 単価:2,310円																						
		H17.6.1 随意契約(20箱購入) 単価:2,268円																						
トナーカートリッジ A社製品a	一般競争入札(8社参加)を経た単価契約 調達予定数量10個 単価:9,135円	H17.6.2 随意契約(1個購入) 単価:13,419円																						
		H18.3.10 随意契約(2個購入) 単価:8,925円																						
トナーカートリッジ A社製品b	一般競争入札(8社参加)を経た単価契約 調達予定数量10個 単価:9,345円	H17.6.2 随意契約(3個購入) 単価:14,910円																						
		H17.12.19 随意契約(3個購入) 単価:14,280円																						
		H18.3.2 随意契約(15個購入) 単価:16,380円																						
		H18.3.10 随意契約(3個購入) 単価:9,450円																						
		H18.3.14 随意契約(8箱購入) 単価:14,910円																						

品目名	開発建設部	総務部
トナーカートリッジ A社製品 c	一般競争入札（8社参加）を経た単価契約 調達予定数量 21 個 単価：7,980 円	H17.7.5 随意契約（2個購入） 単価：12,075 円
トナーカートリッジ A社製品 d (定価：14,700 円)	一般競争入札（8社参加）を経た単価契約 調達予定数量 5 個 単価：5,775 円	H17.8.16 随意契約（2個購入） 単価：10,290 円
トナーカートリッジ A社製品 e (定価：16,800 円)	一般競争入札（8社参加）を経た単価契約 調達予定数量 1 個 単価：5,880 円	H17.8.16 随意契約（2個購入） 単価：11,760 円

(注) 当省の調査結果による。

表 2-⑪ 一般会計と特別会計の両方を所管しているが、調達機関が単一である機関

i) 本府省

府省名	機関名	会計名
国家公安委員会	警察庁本庁	一般会計
		交付税及び譲与税配付金
法務省	本省	一般会計
		登記特別会計
厚生労働省	社会保険庁	厚生保険特別会計
		船員保険特別会計
		国民年金特別会計
経済産業省	資源エネルギー庁	一般会計
		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計
		電源開発促進対策特別会計
	中小企業庁	一般会計
		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計
環境省	本省	一般会計
		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計
計 (5 府省)	3 本府省及び 3 外局計 6 内部 部局	

(注) 当省の調査結果による。

ii) 施設等機関等

府省名	機関名	会計名
経済産業省	原子力安全・保安院	一般会計
		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計
		電源開発促進対策特別会計
計	1 施設等機関等	

(注) 当省の調査結果による。

iii) 地方支分部局等

府省名	機関名	会計名		
財務省	北海道財務局 東北財務局 関東財務局 近畿財務局 中国財務局	一般会計		
		財政融資資金特別会計		
		国債整理基金特別会計		
		外国為替資金特別会計		
		産業投資特別会計社会資本整備勘定		
		特定国有財産整備特別会計		
厚生労働省	茨城労働局 神奈川労働局 石川労働局 愛媛労働局 大分労働局	一般会計		
		労働保険特別会計		
	北海道社会保険事務局 青森社会保険事務局 群馬社会保険事務局 新潟社会保険事務局 高知社会保険事務局 長崎社会保険事務局 沖縄社会保険事務局	厚生保険特別会計		
		船員保険特別会計		
		国民年金特別会計		
		農林水産省	関東森林管理局 中部森林管理局 四国森林管理局	一般会計
				国有林野事業特別会計
				一般会計
経済産業省	北海道経済産業局 中部経済産業局 四国経済産業局	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計		
		電源開発促進対策特別会計		
		特許特別会計		
		一般会計		
国土交通省	北海道開発局	道路整備特別会計		
		治水特別会計		
		港湾整備特別会計		
		自動車検査登録特別会計		
		空港整備特別会計		
		特定国有財産整備特別会計		
		一般会計		
	札幌開発建設部	道路整備特別会計		
		治水特別会計		
		港湾整備特別会計		
		空港整備特別会計		
	北陸信越運輸局 中国運輸局 神戸運輸監理部	一般会計		
		自動車検査登録特別会計		
		一般会計		
大阪航空局	空港整備特別会計			
	一般会計			
環境省	東北地方環境事務所 九州地方環境事務所	一般会計		
		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計		
計	6 府省 31 機関			

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - ⑫

件名	本府省の会計主管課において、複数の特別会計に係る支出負担行為に関する事務を行っている例
関係府省名	財務省、厚生労働省
説明	<p>1 社会保険庁の例（厚生労働省）</p> <p>社会保険庁（総務部経理課）では、厚生保険特別会計（児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る経費を除く。）、船員特別会計及び国民年金特別会計の3特別会計の歳出の支出負担行為に関する事務を行っている。</p> <p>社会保険庁（総務部経理課）では、複数の会計による経費で、物品等を調達する場合は内訳書を作成し、関係する会計分の支出負担行為決議書（注）を複数作成することにより対応している。</p> <p>2 財務省本省の例</p> <p>財務省本省（官房会計課）では、一般会計（（項）国債費を除く。）並びに財政融資資金特別会計、外国為替資金特別会計、産業投資特別会計、地震再保険特別会計、電源開発促進対策特別会計、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計及び特定国有財産整備特別会計の7特別会計の歳出の支出負担行為に関する事務を行っている。</p> <p>なお、複数の会計による経費で、物品等を調達する場合の会計処理の方法は上記社会保険庁の例と同様である。</p> <p>（注）支出負担行為担当官が支出負担行為をしようとするときは、その支出負担行為の内容を明らかにし、その意思決定を書類をもって明確にしなければならない（支出負担行為等取扱規則（昭和27年大蔵省令第18号）第13条）こととされている。様式については、支出負担行為制度創設時は大蔵省令で定められていたが、様式の統一はかえって不便な場合もあることから、現在では各省各庁の実行に即するよう定めることとなっている。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2-13

件名	連名で単価契約を締結するなど共同調達を実施している例
関係府省名	文部科学省、農林水産省、国土交通省
説明	
1	<p>文部科学省本省、文化庁、科学技術政策研究所等の例</p> <p>文部科学省本省では、各機関に共通する物品の単価契約を締結する場合は、事務省力化、コストの削減等の観点から、同一建物内（千代田区丸の内）の4つの支出負担行為担当官（大臣官房会計課長、研究開発局開発企画課長、文化庁次長及び科学技術政策研究所長）及び目黒区内に所在する国立教育政策研究所の支出負担行為担当官（総務部長）の計5つの調達機関が連名で契約することとしており、コピー用紙（A3判、A4判、B4判及びB5判）や消耗品（ファイル5種、封筒2種、MOディスク2種）の単価契約を連名で締結している。</p> <p>なお、代金の請求書は、仕様書において、毎月、それぞれの調達機関（支出負担行為担当官）ごとに業者（供給者）から送付することとされており、発注者側（文部科学省）において代金の分割などの事務は生じていない（以下、国土交通省本省及び中国農政局の例においても同様。）。</p>
2	<p>国土交通省本省の例</p> <p>国土交通省本省の内部部局では、14の支出負担行為担当官が設置されているが、官署支出官が同一（大臣官房会計課長）である12の支出負担行為担当官（大臣官房会計課長、大臣官房官庁営繕部長、総合政策局長、国土計画局長、土地・水資源局長、土地・水資源局水資源部長、都市・地域整備局長、河川局長、道路局長、住宅局長、自動車交通局長（自動車損害賠償保障事業特別会計）及び自動車交通局長（自動車検査登録特別会計））において、コピー用紙（A3判、A4判、B4判及びB5判）については単価契約を連名で締結し、また、定期的に調達している文具用品類等の消耗品についても共同調達を実施している。</p> <p>なお、官署支出官が異なる航空局及び北海道局については、独自に調達が行われている。</p>
3	<p>中国四国農政局の例</p> <p>中国四国農政局では、食糧部に係る調達について、一般会計に係るものは総務部管財課（支出負担行為担当官：局長）が調達しているが、食糧管理特別会計に係るものは食糧部食糧調整課会計室（契約担当官：食糧部長）が調達している。</p> <p>このため、総務部管財課では、調達物品の規格が同じものについては、事務の省力化や価格低減効果を考慮して食糧管理特別会計と一括した契約で調達することとしており、燃料（ガソリン、灯油及び重油）の購入について、単価契約を局長と食糧部長の連名で契約している。</p> <p>また、中国四国農政局では、コピー用紙については食糧管理特別会計では調達しておらず、また、トナー類については一般会計で単価契約により調達しているものとメーカーが異なるため、食糧部において独自に単価契約を締結していることから、連名の単価契約は実施していない。</p> <p>なお、中国四国農政局本局と食糧部は、以前、別の機関であったこともあり、所在地は同一市内ではあるものの、入居する庁舎は異なっている。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2-⑭ 調査した本府省等が調達事務を一元的に行っている機関

府省名	調達機関名	機関名	種別	定員	うち	備 考
					対象数	
内閣府	大臣官房会 計担当参事 官	食品安全委員会	審議会等	55 人	55 人	千代田区に所在
		情報公開・個人情報保 護審査会	審議会等	14 人	14 人	永田町合同庁舎に所在
		迎賓館	施設等機関	50 人	50 人	港区に所在
		北方対策本部	特別の機関	12 人	12 人	中央合同庁舎 4 号館に所在
宮内庁	長官官房主 計課長	御料牧場	施設等機関	64 人	64 人	栃木県塩谷郡に所在
金融庁	総務企画局 総務課長	証券取引等監視委員会	審議会等	318 人	318 人	同一建物に所在
		公認会計士・監査審査会	審議会等	43 人	43 人	港区に所在
総務省	統計局長	統計研修所	施設等機関	54 人	54 人	同一敷地に所在 (新宿区)
法務省	大臣官房会 計課長	法務総合研究所	施設等機関	87 人	87 人	同一敷地に所在
		公安審査委員会	外局	4 人	4 人	同一敷地に所在
	公安調査庁 総務部長	公安調査庁研修所	施設等機関	7 人	7 人	同一建物に所在
外務省	大臣官房会 計課長	外務省研修所	施設等機関	17 人	17 人	神奈川県相模原市に所在
財務省	大臣官房会 計課長	財務総合政策研究所	施設等機関	62 人	35 人	同一敷地に所在
		会計センター	施設等機関	32 人	32 人	九段合同庁舎に所在
		関税中央分析所	施設等機関	18 人	18 人	千葉県柏市に所在
		税関研修所	施設等機関	34 人	14 人	千葉県柏市に所在
厚生労働省	社会保険庁 総務部経理 課長	社会保険大学校	施設等機関	21 人	21 人	千葉県白井市に所在
		社会保険業務センター	施設等機関	589 人	589 人	杉並区に所在
農林水産省	大臣官房経 理課長	農林水産技術会議	特別の機関	238 人	238 人	同一敷地に所在
国土交通省	大臣官房会 計課長	運輸審議会	審議会等	11 人	11 人	同一敷地に所在
		航空・鉄道事故調査委員会	審議会等	54 人	54 人	同一敷地に所在
		国土交通政策研究所	施設等機関	20 人	20 人	同一敷地に所在
		船員中央労働委員会	外局	15 人	15 人	同一敷地に所在
	高等海難審 判庁長官	海難審判理事所	特別の機関	98 人	98 人	同一建物に所在
計	10 府省 12 調達機関	24 機関				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-⑮ 調査した地方支分部局等が調達事務を一元的に行っている機関

府省名	調達機関名	機関名	備考
法務省	東京矯正管区長	矯正研修所東京支所	東京都中野区に所在
	広島矯正管区長	矯正研修所広島支所	同一敷地（広島市）に所在
	高松矯正管区長	矯正研修所高松支所	同一敷地（高松市）に所在
財務省	北海道財務局総務部長	財務総合政策研究所北海道研修支所	同一敷地（札幌市）に所在
	東北財務局総務部長	財務総合政策研究所東北研修支所	同一敷地（仙台市）に所在
	関東財務局総務部次長	財務総合政策研究所関東研修支所	同一敷地（さいたま市）に所在
	近畿財務局総務部次長	財務総合政策研究所近畿研修支所	同一敷地（大阪市）に所在
	中国財務局総務部長	財務総合政策研究所中国研修支所	同一敷地（広島市）に所在
	函館税関総務部長	税関研修所函館支所	同一敷地（函館市）に所在
	名古屋税関総務部長	税関研修所名古屋支所	同一市内（名古屋市）に所在
	沖縄地区税関総務担当次長	税関研修所沖縄支所	同一敷地（那覇市）に所在
	仙台国税局総務部次長	税務大学校仙台研修所	同一市内（仙台市）に所在
		仙台国税不服審判所	同一市内（仙台市）に所在
	関東信越国税局総務部次長	税務大学校関東信越研修所	埼玉県朝霞市に所在
		関東信越国税不服審判所	同一敷地（さいたま市）に所在
	金沢国税局総務部次長	税務大学校金沢研修所	同一敷地（金沢市）に所在
		金沢国税不服審判所	同一市内（金沢市）に所在
	広島国税局総務部次長	税務大学校広島研修所	同一市内（広島市）に所在
		広島国税不服審判所	同一敷地（広島市）に所在
	福岡国税局総務部次長	税務大学校福岡研修所	同一敷地（福岡市）に所在
		福岡国税不服審判所	同一敷地（福岡市）に所在
経済産業省	北海道経済産業局長	北海道産業保安監督部	同一敷地（札幌市）に所在
	中部経済産業局長	中部近畿産業監督部	同一敷地（名古屋市）に所在
	四国経済産業局長	中国四国産業保安監督部四国支部	同一敷地（高松市）に所在
国土交通省	北陸信越運輸局長	北陸信越地方船員労働委員会	同一敷地（新潟市）に所在
	神戸運輸監理部長	神戸地方船員労働委員会	同一敷地（神戸市）に所在
	中国運輸局長	中国地方船員労働委員会	同一敷地（広島市）に所在
計	4府省 22 調達機関	27 機関	

(注) 当省の調査結果による。

表 2-⑯ 調査した本府省において同一敷地内等に同一府省の複数の調達機関が設置されているもの

府省名	機関名	調達機関名	備考
内閣府	内閣府本府	大臣官房会計担当参事官	本府庁舎に所在
		政策統括官（科学技術政策担当）	
	原子力安全委員会	原子力安全委員会事務局長	中央合同庁舎 4 号館に所在
	経済社会総合研究所	経済社会総合研究所次長	
	国際平和協力本部	国際平和協力本部事務局長	港区に所在
	日本学術会議	日本学術会議事務局長	港区に所在
総務省	総務省本省	大臣官房会計課企画官	中央合同庁舎 2 号館に所在
		人事・恩給局長	総務省第 2 庁舎（新宿区）に所在
		統計局長	
	公害等調整委員会	総務課長	中央合同庁舎 4 号館に所在
	消防庁	総務課長	中央合同庁舎 2 号館に所在
法務省	法務本省	大臣官房会計課長	同一敷地内に所在
	最高検察庁	検事総長	
	公安調査庁	総務部長	
財務省	財務省本省	大臣官房会計課長	同一敷地内に所在
		理財局長	
	国税庁	長官官房会計課長	
	国税不服審判所	管理室長	
厚生労働省	厚生労働省本省	大臣官房会計課長	同一敷地内に所在
		医政局長	
		労働基準局労働保険徴収課長	
		労働基準局労災補償部労災管理課長	
		職業安定局雇用保険課長	
		雇用均等・児童家庭育成環境課長	
	社会保険庁	総務部経理課長	
中央労働委員会	事務局総務課長	港区に所在	
農林水産省	農林水産省本省	大臣官房経理課長	同一敷地内に所在
		総合食料局長	
		生産局長	
		経営局長	
		経営局保険課長	
		農村振興局長（農業経営基盤強化措置特別会計）	
		農村振興局長（国営土地改良事業特別会計）	
	林野庁	林野庁長官（一般会計）	
		林野庁長官（森林保険特別会計）	
		林野庁長官（国有林野事業特別会計）	
	水産庁	水産庁長官（一般会計）	
		水産庁長官（漁船再保険及漁業共済保険特別会計）	

府省名	機関名	調達機関名	備考
経済産業省	経済産業省本省	大臣官房会計課長	同一敷地内に所在
		貿易経済協力局貿易保険課長	
	資源エネルギー庁	長官官房総合政策課長	
	原子力安全・保安院	企画調整課長	
	中小企業庁	長官官房参事官	
国土交通省	国土交通省本省	航空局長	同一敷地内に所在
		北海道局長	
	海上保安庁	海上保安庁次長	
	海難審判庁	高等海難審判庁長官	
防衛省	防衛省本省	経理装備局会計課会計管理官	同一敷地内に所在
	統合幕僚監部	総務部総務課会計室長	
	陸上幕僚監部	中央会計隊長	
	海上幕僚監部	東京業務隊会計科長	
	航空幕僚監部	航空中央業務隊会計科長	
	情報本部	会計課長	
	技術研究本部	総務部長	
	装備本部	会計課会計管理官	
	防衛施設庁	総務部長	
計	9府省 36機関	56調達機関	

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - ⑪ 調査した地方支分部局等において同一敷地内等に同一府省の複数の調達機関が設置されているもの

府省名	機関名	調達機関名	備考	
内閣府	沖縄総合事務局	総務部長	同一庁舎（那覇市）に所在	
		開発建設部長		
総務省	北海道管区行政評価局	局長	同一庁舎（札幌市）に所在	
	北海道総合通信局	局長		
	東北管区行政評価局	局長	同一庁舎（仙台市）に所在	
	東北総合通信局	局長		
	熊本行政評価事務所	所長	同一庁舎（熊本市）に所在	
	九州総合通信局	局長		
法務省	東北地方更生保護委員会	委員長	同一庁舎（仙台市）に所在	
	仙台高等検察庁	検事長		
	福島保護観察所	所長	同一庁舎（福島市）に所在	
	福島地方検察庁	検事正		
	東京矯正管区	管区長	同一庁舎（さいたま市）に所在	
	関東地方更生保護委員会	委員長		
	前橋保護観察所	所長	同一庁舎（前橋市）に所在	
	前橋地方検察庁	検事正		
	千葉地方法務局	局長	同一庁舎（千葉市）に所在	
	千葉保護観察所	所長		
	近畿地方更生保護委員会	委員長	同一庁舎（大阪市）に所在	
	大阪保護観察所	所長		
	大阪法務局	局長	同一庁舎（大阪市）に所在	
	大阪入国管理局	局長		
	近畿公安調査局	局長		
	高松法務局	局長		
	高松矯正管区	管区長	同一庁舎（高松市）に所在	
	四国地方更生保護委員会	委員長		
	高松高等検察庁	検事長		
	四国公安調査局	局長		
	福岡高等検察庁	検事長	同一庁舎（福岡市）に所在	
	福岡地方検察庁	検事正		
	熊本地方法務局	局長	同一庁舎（熊本市）に所在	
	熊本保護観察所	所長		
	大分地方法務局	局長	同一庁舎（大分市）に所在	
	大分保護観察所	所長		
	財務省	東北財務局	総務部長	同一庁舎（仙台市）に所在
		仙台国税局	総務部次長	
		関東財務局	総務部次長	同一庁舎（さいたま市）に所在
		関東信越国税局	総務部次長	
中国財務局		総務部長	同一庁舎（広島市）に所在	
広島国税局		総務部次長		

府省名	機関名	調達機関名	備考
厚生労働省	東海北陸厚生局	局長	同一市内（名古屋市）に所在
		麻薬取締部長	
	九州厚生局	局長	同一庁舎（福岡市）に所在
		麻薬取締部長	
農林水産省	東北農政局	局長	同一市内（仙台市）に所在
		食糧部長	
	北陸農政局	局長	同一市内（金沢市）に所在
		食糧部長	
	近畿農政局	局長	同一庁舎（京都市）に所在
		食糧部長	
	京都大阪森林管理事務所	所長	同一庁舎（前橋市）に所在
関東森林管理局	局長		
群馬森林管理署	署長		
国土交通省	中部地方整備局	局長	同一市内（名古屋市）に所在
		副局長	
	中部地方測量部	部長	中部地方整備局（本局）と同一庁舎（名古屋市）に所在
	北陸信越運輸局	局長	同一庁舎（新潟市）に所在
	第九管区海上保安本部	本部長	
	大阪航空局	局長	同一庁舎（大阪市）に所在
	近畿地方測量部	部長	同一庁舎（神戸市）に所在
	神戸運輸監理部	部長	
第五管区海上保安本部	本部長		
計	7 府省 55 機関	62 調達機関	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 同一機関である場合には、同一庁舎又は同一市内に所在している調達機関を挙げている。

3 他機関である場合には、同一庁舎に所在している調達機関を挙げている。

表 2-⑩

件名	同一建物内に所在する本府省と外局において、コピー用紙の調達について、連名の単価契約により共同調達を実施していたと仮定した場合の節減可能額の例																																																							
関係府省名	総務省																																																							
説明	<p>中央合同庁舎第2号館に入居する総務省本省（一部の内部部局を除く。）及び消防庁は、それぞれ調達機関を設置し、それぞれが調達を行っている。</p> <p>コピー用紙については、総務省本省では一般競争入札による年間の単価契約により調達を行っているのに対し、消防庁では、原則、月1回の見積り合わせによる随意契約により調達を行っている。</p> <p>コピー用紙1箱（2,500枚）当たりの契約単価は、下表のとおり、総務省本省は、A4判：1,022.7円、A3判：1,278.9円、B4判：1,596円、B5判：798円であり、消防庁は、A4判：1,942.5円、A3判：2,155.65円、B4判：2,913.75円、B5判：1,522.5円となっており、消防庁の契約単価は総務省本省の1.69倍から1.91倍となっている。</p> <p style="text-align: center;">コ ピ ー 用 紙 の 単 価 比 較</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規格</th> <th colspan="2">契 約 単 価 (円)</th> <th rowspan="2">単価の比率 (b/a)</th> </tr> <tr> <th>総務省本省 (a)</th> <th>消防庁 (b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A4判</td> <td>1,022.7</td> <td>1,942.5</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>A3判</td> <td>1,278.9</td> <td>2,155.65</td> <td>1.69</td> </tr> <tr> <td>B4判</td> <td>1,596</td> <td>2,913.75</td> <td>1.83</td> </tr> <tr> <td>B5判</td> <td>798</td> <td>1,522.5</td> <td>1.91</td> </tr> </tbody> </table> <p>ちなみに、消防庁の平成17年度の調達実績は、16回の調達で合計824万3,100円（A4判：4,040箱784万円、A3判：111箱23万円、B4判：40箱11万円、B5判：26箱3万円）であり、これを総務省本省と連名による年間単価契約により調達したと仮定した場合の節減額を試算すると、下表のとおり、388万4,847円（調達額の47.1%）の節減を図ることができたと考えられる。</p> <p style="text-align: center;">連名の年間単価契約により調達を行った場合における経費節減額（試算）</p> <p style="text-align: right;">（単位：円、%）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>規格</th> <th>消防庁の調達額 (a)</th> <th>総務省本省と連名による競争入札による年間単価契約により調達した場合の調達額 (b)</th> <th>節減額 (a - b) (c)</th> <th>節減比率 (c / a ×100)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A4判</td> <td>7,847,699</td> <td>4,131,708 (@1,022.7×4,040箱)</td> <td>3,715,991</td> <td>47.4</td> </tr> <tr> <td>A3判</td> <td>239,271</td> <td>141,957 (@1,278.9×111箱)</td> <td>97,314</td> <td>40.7</td> </tr> <tr> <td>B4判</td> <td>116,546</td> <td>63,840 (@1,596×40箱)</td> <td>52,706</td> <td>45.2</td> </tr> <tr> <td>B5判</td> <td>39,584</td> <td>20,748 (@798×26箱)</td> <td>18,836</td> <td>47.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,243,100</td> <td>4,358,253</td> <td>3,884,847</td> <td>47.1</td> </tr> </tbody> </table>				規格	契 約 単 価 (円)		単価の比率 (b/a)	総務省本省 (a)	消防庁 (b)	A4判	1,022.7	1,942.5	1.9	A3判	1,278.9	2,155.65	1.69	B4判	1,596	2,913.75	1.83	B5判	798	1,522.5	1.91	規格	消防庁の調達額 (a)	総務省本省と連名による競争入札による年間単価契約により調達した場合の調達額 (b)	節減額 (a - b) (c)	節減比率 (c / a ×100)	A4判	7,847,699	4,131,708 (@1,022.7×4,040箱)	3,715,991	47.4	A3判	239,271	141,957 (@1,278.9×111箱)	97,314	40.7	B4判	116,546	63,840 (@1,596×40箱)	52,706	45.2	B5判	39,584	20,748 (@798×26箱)	18,836	47.6	合計	8,243,100	4,358,253	3,884,847	47.1
規格	契 約 単 価 (円)		単価の比率 (b/a)																																																					
	総務省本省 (a)	消防庁 (b)																																																						
A4判	1,022.7	1,942.5	1.9																																																					
A3判	1,278.9	2,155.65	1.69																																																					
B4判	1,596	2,913.75	1.83																																																					
B5判	798	1,522.5	1.91																																																					
規格	消防庁の調達額 (a)	総務省本省と連名による競争入札による年間単価契約により調達した場合の調達額 (b)	節減額 (a - b) (c)	節減比率 (c / a ×100)																																																				
A4判	7,847,699	4,131,708 (@1,022.7×4,040箱)	3,715,991	47.4																																																				
A3判	239,271	141,957 (@1,278.9×111箱)	97,314	40.7																																																				
B4判	116,546	63,840 (@1,596×40箱)	52,706	45.2																																																				
B5判	39,584	20,748 (@798×26箱)	18,836	47.6																																																				
合計	8,243,100	4,358,253	3,884,847	47.1																																																				

（注）当省の調査結果による。

表 2-19

件名	本府省の内部部局内の複数の調達機関において、コピー用紙及びトナー類の調達について、連名の単価契約など共同調達を実施していたと仮定した場合の節減可能額の例																						
関係府省名	内閣府																						
説明	<p>内閣府本府の内部部局における物品等の調達については、政策統括官のうち科学技術政策担当に係るものを除き大臣官房会計課（支出負担行為担当官：大臣官房参事官（会計担当））が行い、科学技術政策担当の政策統括官（支出負担行為担当官：政策統括官（科学技術政策担当））では独自に調達を行っている。</p> <p>1 コピー用紙の例</p> <p>コピー用紙については、両調達機関とも、4半期ごとの単価契約により、同一業者から調達を行っている。</p> <p>政策統括官（科学技術政策担当）では、平成17年度、合計329万円分の調達を行っている。その多くは、A4判（うち314万円分）を調達しており、1箱当たりの平均単価は、下表のとおり、1,122.45円となっている。</p> <p>この平均契約単価を、予定調達量が多い大臣官房会計課の平均単価、1,065.75円と比較すると、政策統括官（科学技術政策担当）の平均単価は大臣官房会計課の1.05倍となっている。</p> <p style="text-align: center;">コ ピ ー 用 紙 の 平 均 単 価 比 較</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="2">契 約 単 価 (円)</th> <th rowspan="2">単価の比率 (b/a)</th> </tr> <tr> <th>大臣官房会計課 (a)</th> <th>政策統括官(科学技術政策担当)(b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A4判</td> <td style="text-align: center;">1,065.75</td> <td style="text-align: center;">1,122.45</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>ちなみに、政策統括官（科学技術政策担当）の平成17年度の調達実績は、4回の調達で合計314万2,858円（2,800箱）であり、これを大臣官房会計課と連名による単価契約をしたと仮定した場合の節減額を試算すると、下表のとおり、15万8,758円（調達額の5.1%）の節減を図ることができたと考えられる。</p> <p style="text-align: center;">連名の単価契約により調達を行った場合における経費節減額（試算）</p> <p style="text-align: right;">（単位：円、%）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>規格</th> <th>政策統括官（科学技術政策担当）の調達額 (a)</th> <th>会計主管課と共同して競争入札により調達した場合の調達額 (b)</th> <th>節減額 (a-b) (c)</th> <th>節減比率 (c/a) ×100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A4判</td> <td style="text-align: center;">3,142,858</td> <td style="text-align: center;">2,984,100 (@1,065.75×2,800箱)</td> <td style="text-align: center;">158,758</td> <td style="text-align: center;">5.1</td> </tr> </tbody> </table>			規 格	契 約 単 価 (円)		単価の比率 (b/a)	大臣官房会計課 (a)	政策統括官(科学技術政策担当)(b)	A4判	1,065.75	1,122.45	1.05	規格	政策統括官（科学技術政策担当）の調達額 (a)	会計主管課と共同して競争入札により調達した場合の調達額 (b)	節減額 (a-b) (c)	節減比率 (c/a) ×100	A4判	3,142,858	2,984,100 (@1,065.75×2,800箱)	158,758	5.1
規 格	契 約 単 価 (円)		単価の比率 (b/a)																				
	大臣官房会計課 (a)	政策統括官(科学技術政策担当)(b)																					
A4判	1,065.75	1,122.45	1.05																				
規格	政策統括官（科学技術政策担当）の調達額 (a)	会計主管課と共同して競争入札により調達した場合の調達額 (b)	節減額 (a-b) (c)	節減比率 (c/a) ×100																			
A4判	3,142,858	2,984,100 (@1,065.75×2,800箱)	158,758	5.1																			

## 2 トナー類の例

トナー類については、大臣官房会計課は年4回の一般競争入札により調達を行っているのに対し、政策統括官（科学技術政策担当）では、随時、少額随意契約により調達を行っている。

政策統括官（科学技術政策担当）では、平成17年度、計9回で410万円分の調達を行っている。その多くは、リコー社製のトナーカートリッジタイプ720B（うち307万4,000円分）を調達しており、1個当たりの平均単価は、下表のとおり、5万400円となっている。

この平均契約単価を一般競争入札により調達しており、かつ政策統括官（科学技術担当）より調達量が少ない大臣官房会計課の平均単価（3万9,487円）と比較すると、政策統括官の平均契約単価は、大臣官房会計課の約1.28倍となっている。

トナーカートリッジの平均単価比較

規 格	契 約 単 価 (円)		単価の比率 (b/a)
	大臣官房会計課 (a)	政策統括官(科学技 術政策担当)(b)	
720B	39,487	50,400	1.28

ちなみに、政策統括官（科学技術政策担当）の平成17年度の調達実績は、4回の調達で合計307万4,400円（61個）であり、これを大臣官房会計課と共同調達をしたと仮定した場合の節減額を試算すると、下表のとおり、66万5,693円（調達額の21.7%）の節減を図ることができたと考えられる。

※ 大臣官房会計課の調達量は23個である。

大臣官房会計課と共同して調達した場合における経費節減額（試算）

（単位：円、%）

規格	政策統括官（科学 技術政策担当）の 調達額 (a)	会計主管課と共同して競争入札に より調達した場合の調達額 (b)	節減額 (a - b) (c)	節減比率 (c/a ×100)
720B	3,074,400	2,408,707 (@39,487×61個)	665,693	21.7

（注）当省の調査結果による。

表 2 - ⑳

件名	同一機関内の2つの調達機関が同一日に同一物品を調達している例																																																							
関係府省名	農林水産省																																																							
説明	<p>北陸農政局では、本局（支出負担行為担当官：局長、総務部管財課において調達）と食糧部（契約担当官：食糧部長）に2つの調達機関が置かれており、別々に調達事務を行っているが、下表のとおり、同一日（平成18年3月24日に契約）に同一物品（椅子2種類）を、本局で92万円分、食糧部で87万円分調達している。この2件の調達額を合算すれば180万円となり、同一機関内の2つの調達機関が連携を図り、計画的に共同調達を行っていれば、一般競争入札による調達が可能であったとみられる。</p> <p style="text-align: center;">北陸農政局における椅子の調達状況 (単位：円、脚)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調達部局</th> <th>契約年月日</th> <th>メーカー、規格</th> <th>契約先</th> <th>単価</th> <th>数量</th> <th>合計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総務部 管財課</td> <td rowspan="3">H18.3.24</td> <td>コクヨ CR-G655F 4KFNB6-V</td> <td>A社</td> <td>56,070</td> <td>1</td> <td>56,070</td> </tr> <tr> <td>コクヨ CR-G651F 4KFN55-V</td> <td>A社</td> <td>48,405</td> <td>18</td> <td>871,290</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">小計</td> <td></td> <td>927,360</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">食糧部</td> <td rowspan="3">H18.3.24</td> <td>コクヨ CR-G655F 4KFNB6-V</td> <td>B社</td> <td>55,650</td> <td>1</td> <td>55,650</td> </tr> <tr> <td>コクヨ CR-G651F 4KFN55-V</td> <td>B社</td> <td>48,300</td> <td>17</td> <td>821,100</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">小計</td> <td></td> <td>876,750</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">合計</td> <td>1,804,110</td> </tr> </tbody> </table>						調達部局	契約年月日	メーカー、規格	契約先	単価	数量	合計額	総務部 管財課	H18.3.24	コクヨ CR-G655F 4KFNB6-V	A社	56,070	1	56,070	コクヨ CR-G651F 4KFN55-V	A社	48,405	18	871,290	小計					927,360	食糧部	H18.3.24	コクヨ CR-G655F 4KFNB6-V	B社	55,650	1	55,650	コクヨ CR-G651F 4KFN55-V	B社	48,300	17	821,100	小計					876,750	合計						1,804,110
調達部局	契約年月日	メーカー、規格	契約先	単価	数量	合計額																																																		
総務部 管財課	H18.3.24	コクヨ CR-G655F 4KFNB6-V	A社	56,070	1	56,070																																																		
		コクヨ CR-G651F 4KFN55-V	A社	48,405	18	871,290																																																		
		小計					927,360																																																	
食糧部	H18.3.24	コクヨ CR-G655F 4KFNB6-V	B社	55,650	1	55,650																																																		
		コクヨ CR-G651F 4KFN55-V	B社	48,300	17	821,100																																																		
		小計					876,750																																																	
合計						1,804,110																																																		

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - ②

件名	物品調達事務を会計主管課に一元化し、効率化が図られた例
関係府省名	外務省
説明	<p>外務省本省では、平成 14 年 7 月、契約事務の省力化や不正防止を図る観点から、従来、各局が業者を選定し物品調達（多くが少額随意契約による調達）を行っていたものを見直し、物品調達事務を大臣官房会計課に一元化した。</p> <p>大臣官房会計課では、物品調達事務の一元化に当たって、限られた人員で効率的に事務を遂行するには、契約件数を可能な限り縮減する必要があると考え、その有効な手段として単価契約（一般競争入札）を推進することとした。</p> <p>このため、平成 17 年度では、単価契約の品目数は、コピー用紙が 4 品目、トナー類が 11 品目、文具用品類等が 195 品目及びガソリンが 2 品目となっており、消耗品のほとんどを一般競争入札による単価契約により調達している。</p> <p>なお、外務省では、消耗品のほとんどを一般競争入札による単価契約とすることにより、価格の低廉化も図られているとしており、例えば、文具用品類等では市価の半額程度で調達が可能となっているとしている。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2 - ② 地方支分部局等 125 機関における調達事務の上部機関への集約化の主な状況

府省名	主な地方支分部局等名			調達事務の上部機関への集約化の主な状況
	ブロック機関	府県単位機関	府県単位未満の機関	
内閣府	—	沖縄総合事務局	財務出張所、統計・情報センター等	沖縄総合事務局では、管内出先機関の調達事務を集約して行っていない。
公正取引委員会	地方事務所	—	—	—
警察庁	管区警察局	府県情報通信部	—	管区警察局では、管内出先機関の調達事務を集約して行っていない。
総務省	管区行政評価局	行政評価事務所	—	管区行政評価局では、管内出先機関の調達事務を集約して行っていない。
	総合通信局	—	—	—
法務省	法務局	地方法務局	支局出張所	法務局及び地方法務局では、当該機関が所在する府県内の出先機関支局の調達事務を集約して実施
	矯正管区	—	—	—
	地方更生保護委員会	保護観察所	—	平成 19 年度にブロック機関への集約化を試行し、早ければ 20 年度にブロック機関への集約化を実施する方針
	地方入国管理局	—	支局出張所	地方入国管理局では、管内出先機関の調達事務を集約して実施
	高等検察庁	—	—	—
	—	地方検察庁	支部区検察庁	地方検察庁では、管内出先機関の調達事務を集約して実施
	公安調査局	公安調査事務所	—	公安調査局では、管内出先機関の調達事務を集約して実施
財務省	財務局	財務事務所	出張所	財務局では、管内出先機関の調達事務を集約して実施
	税関	—	税関支署、出張所、監視署	税関では、管内出先機関の調達事務を集約して実施
	国税局	—	税務署	国税局では、管内出先機関の調達事務を集約して実施
厚生労働省	地方厚生局	—	—	—
	—	都道府県労働局	労働基準監督署、公共職業安定所	都道府県労働局では、管内出先機関の調達事務を集約して実施
	検疫所	—	支所、出張所	検疫所では、管内出先機関の調達事務を集約して実施
	—	地方社会保険事務局	社会保険事務所、地方社会保険事務局社会保険事務室	地方社会保険事務局では、管内出先機関の調達事務を集約して実施
農林水産省	地方農政局	地方農政事務所	統計・情報センター、事務所、事業所	地方農政局では、管内出先機関の一部の調達事務を集約して実施。地方農政事務所では、管内出先機関の調達事務を集約して実施
	植物防疫所	—	支所、出張所	植物防疫所では、管内出先機関の調達事務を集約して実施
	森林管理局	—	森林管理署	森林管理局では、管内出先機関の調達事務を集約して実施

府省名	主な地方支分部局等名			調達事務の上部機関への集約化の主な状況
	ブロック機関	府県単位機関	府県単位未満の機関	
経済産業省	経済産業局 ▲支局 ▲	—	—	経済産業局では、管内出先機関の調達事務を集約して実施
	産業保安監督部	—	—	産業保安監督部の調達事務は、経済産業局が集約して実施
国土交通省	地方整備局	←	河川国道事務所、砂防国道事務所等	地方整備局では、一部の管内出先機関の調達事務を集約して実施
	北海道開発局	—	開発建設部、事務所、事業所等	北海道開発局では、管内出先機関の調達事務を集約して行っていない。
	地方運輸局	← 運輸支局、 運輸監理部	自動車検査登録事務所、海事事務所	地方運輸局では、一部の管内出先機関の調達事務を集約して実施
	地方航空局	—	空港事務所、空港出張所等	地方航空局では、管内出先機関の調達事務を集約して行っていない。
気象庁本庁	管区气象台	← 地方气象台	測候所	管区气象台では、管内出先機関の調達事務を集約して実施
	海洋气象台	—	—	海洋气象台の調達事務は、気象庁本庁が集約して実施
	管区海上保安本部	←	海上保安部、海上保安署等	管区海上保安本部では、管内出先機関の調達事務を集約して実施
高等海難審判庁	地方海難審判庁	—	—	地方海難審判庁の調達事務は、高等海難審判庁が集約して実施
	地方測量部	—	—	—
環境省	地方環境事務所	←	自然環境事務所、自然保護官事務所	地方環境事務所及び自然環境事務所では、管内出先機関の調達事務を集約して実施
防衛省	防衛施設局	—	防衛施設事務所、出張所	防衛施設局では、管内出先機関の調達事務を集約して行っていない。

(注) 1 本表は、当省の調査結果に基づき、地方支分部局等における調達事務の上部機関への集約化に関する基本的な考え方及びその実施状況について作成した。

2 「ブロック機関」とは、複数の府県を管轄区域とする機関をいう。

3 「府県単位機関」とは、一つの府県を管轄区域とする機関をいう。

4 「府県単位未満の機関」とは、一つの府県の一部の地域を管轄区域とする機関をいう。

5 矢印は、調達事務の集約状況を表す。

(A機関←B機関：A機関でB機関の調達事務を集約して実施していることを表す。)

表 2 - ②③

件名	調達事務等の上部機関への集約化を図ることによって、下部機関における調達事務等を削減するなどにより、下部機関の定員の削減を行った例
関係府省名	財務省、厚生労働省
説明	<p>1 国税庁（財務省）</p> <p>国税庁は、調達事務等の上部機関への集約化を進めてきており、平成 15 事務年度（7 月から翌年 6 月まで）において、次のように、各国税局に対して説明を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来から、会計事務の効率化に資するため、局一括調達契約の推進等、局への事務の集中化を図ってきたところであるが、官房関係内部事務の I T 化、集約化、アウトソーシング化の一環として、今後、各署で行っている会計事務をできる限り局において集中的に処理する方向で検討中である。</li> <li>・ 第一段階として現行の枠組みの中で、16 事務年度から実施可能なものから局へ事務を集中化することを予定している。</li> <li>・ 第二段階として抜本的な局集中化に向けて、最終的なアウトソーシング化も視野に入れ、事務手続、業務の流れ等を整理し、全省庁統一的に検討が行われている電子政府構築計画における内部管理業務の見直しの動きを踏まえつつ、具体的な検討を進めていくこととしている。</li> </ul> <p>このような中、仙台国税局では、平成 17 年度に管内税務署の消耗品の調達に係る調達事務を仙台国税局へ集約化しており、平成 18 年 6 月から消耗品の調達に限らず、燃料、新聞・雑誌に係る支払を除くすべての調達事務を仙台国税局へ集約化している。</p> <p>その結果、仙台国税局では、管内税務署における調達事務が減少し、給与支払事務など他の会計事務についても同局への集約化を図るとともに総務事務の簡素化に努めるなどにより、管内税務署の総務課の定員を 10 人削減している。一方、集約化された事務を行うこととなった仙台国税局における会計担当職員の増員は、非常勤職員 1 人とどめている。</p> <p>2 社会保険庁（厚生労働省）</p> <p>社会保険庁は、調達事務等の上部機関への集約化に関して、「契約事務の適正化について」（平成 16 年 8 月 25 日付け庁文発第 0825001 号）等の通知を発出し、社会保険事務所における調達事務等の社会保険事務局への集約化による効率化の推進を図っている。</p> <p>このような中、新潟社会保険事務局では、平成 17 年度から、順次、管内社会保険事務所の調達事務、旅費支給事務及び給与支給事務を新潟社会保険事務局へ集約化している。</p> <p>その結果、新潟社会保険事務局では、管内社会保険事務所における調達事務等が減少し、管内社会保険事務所の会計担当職員の定員を 13 人削減している。一方、集約化された事務を行うこととなった新潟社会保険事務局の会計担当職員の増員は、6 人とどめている。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2 - ② 社会保険庁における地方支分部局の調達事務等の上部機関への集約化に係る通知

○ 「契約事務の適正化について」(平成 16 年 8 月 25 日付け庁文発第 0825001 号) <抜粋>

2 競争入札の徹底

物品の調達等に当たっては、可能な限り競争入札に付すこととし、十分な準備期間を設けるとともに、同一仕様の物品等を同時期に調達する際は、原則として、上位機関である本庁又は地方社会保険事務局において取りまとめた上で、一括して競争入札により調達すること。

大口の物品の調達等を小口にすることや社会保険事務所ごとに分割することによる幾口かの随意契約、また、集中して調達することが明らかに有利であるにもかかわらず分割することによる幾口かの随意契約については、許されないこと。

(以下略)

○ 「社会保険事務所における庶務課業務の効率化について」(平成 18 年 3 月 15 日付け庁文発第 0315003 号) <抜粋>

社会保険庁においては、国民年金保険料の収納率向上が最優先課題であり、保険料徴収体制を強化するためには、最大限の人員シフトを行う必要があることから、社会保険事務所(地方社会保険事務局事務所を含む。以下「事務所」という。)における庶務課業務の実施方法及び実施体制についても見直しを行い、更なる事業実施体制の強化要員を確保することとし、併せて、平成 20 年に発足予定の年金運営新組織におけるブロック局を中心とする庶務業務の仕組への移行に備えた庶務業務の標準化を進めていくこととする。

このため、今般、下記の基本的考え方等に基づき、別添 1 のとおり、事務所庶務課業務の効率化を実施するためのガイドラインとして、具体的な効率化施策を定めた「事務所庶務課業務の効率化施策」及び効率化後の標準的な庶務課正規職員の配置数を定めた「事務所庶務課の標準的正規職員配置基準」を策定したので、その実施に努められたい。

また、実施時期については、平成 18 年 10 月までに順次実施することとし、事業実施体制の強化を図るためにも、可能な限り早期の実施をお願いする。

なお、実施予定時期について、別添 2 の様式により、平成 18 年 3 月末日まで、社会保険庁総務部総務課に報告願いたい。

記

1 事務所庶務課業務については、

- ① 事務処理の省力化及び職員等の各種申請手続きの簡素化、
- ② 可能な限りの社会保険事務局(以下「事務局」という。)への集約化、
- ③ 社会保険庁 LAN システム(以下「庁 LAN」という。)の活用、

により効率化を推進する。

2～5 略

6 事務局への集約化等に伴う増員については、可能な限り事務局内の業務の効率化等により対応する。

○ 「平成 18 年度における常用物品、複写機の賃貸借・保守業務及び社会保険事務所等の庁舎警備委託業務の調達について」（平成 18 年 3 月 16 日付け事務連絡） <抜粋>

1. 常用物品の調達について

(1) 基本的な考え方

職員が事務のために常用する物品（以下、「常用物品」という。）の調達については、調達コスト及び事務コストの削減を図るため、既に一部の事務局において、管轄する全ての事務所分を含めた一括調達を実施しており、調達数量の削減や、調達事務の一元化による事務量軽減などの効果をあげているところである。この状況を踏まえ、契約事務の適正化を更に推進する観点から、平成 18 年度の常用物品の調達について、全ての事務局において、管轄する全ての事務所分を含めた一括調達（一般競争入札）を実施することとする。

(以下略)

表 2 - ② 林野庁における地方支分部局の調達事務の上部機関への集約化に係る通知

○ 「物品調達事務の取扱いについて」(平成 18 年 11 月 21 日付け 18 林野管第 68 号) <抜粋>

国有林野事業特別会計における物品の調達事務については、これまで、「物品調達事務の取扱いについて」(昭和 39 年 3 月 26 日付け 39 林野経第 651 号林野庁長官通知)を定め、その適正な事務処理を行うよう指示してきたところであるが、今般、所管公益法人等との随意契約の緊急点検を行った結果、契約件数が極めて多いことなどが判明したところである。

公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、いやしくも国民から不適切な調達を行っているのではないかとの疑念を抱かれるようなことがあってはならない。

このため、「公共調達の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知。以下「財務大臣通知」という。)等の政府全体の公共調達の適正化の取組に沿って、競争性のない随意契約を見直すとともに、一層の情報公開の充実を図ることが必要であり、また、森林管理局による一括調達の一層の推進により契約件数の縮減を図ることが必要となっている。このため、国有林野事業特別会計における物品の調達事務の取扱いについて、下記のとおり定めたので、遺憾のないよう取り扱われたい。

記

I (略)

II 中央調達

1 対象物品について

物品の規格を統一する必要があるもの又は規格、種類等が単純で中央調達(林野庁本庁において一括調達することをいう。以下同じ。)をすることにより予算の効率的な使用と事務の合理化が図られると認められるもののうち次に掲げる物品の調達は、中央調達によるものとする。なお、下記以外の物品であっても、林野庁長官が特に必要があると認めて指定した物品については、中央調達をすることができるものとする。

普通乗用自動車

小型乗用自動車

貨客兼用自動車

レントゲン車(救急車を含む。)

乗合自動車(人員輸送車スクールバスを含む。)

普通自動車

小型貨物自動車

普通ダンプカー

小型ダンプカー

雪上車(販売定価 100 万円以上のものに限る。販売定価のないものにあつては購入予定価格が 100 万円以上のもの。)

販売定価 50 万円以上の輸入機械(販売定価のないものにあつては、購入予定価格が 50 万

円以上のもの。)

販売定価 50 万円以上の新規導入機械（国有林野事業において使用実績のない機械でかつ在来機種モデルチェンジと考えられないものをいう。販売定価のないものにあつては、購入予定価格が 50 万円以上のもの。)

外国種子（草の種子を除く。）

## 2 中央調達物品要求表について

森林管理局長は、経理規程第 60 条の規定により定めた物品管理計画に基づき中央調達物品調達要求表（別表第 5）を作成し、林野庁長官に提出するものとする。

## 3 中央調達の特例について

中央調達物品（中央調達による物品をいう。以下同じ。）であっても、以下に掲げる場合にあっては、森林管理局又は森林管理署等（森林管理署、支署、森林管理事務所及び森林管理センターをいう。以下同じ。）において、調達することができる。

（1）乗用自動車等（1 に掲げる中央調達物品のうち車両類をいう。）の中古車両を森林管理局で調達するとき。

（2）その他特別の事情がある場合で、林野庁長官の承認を受けたとき。

（以下略）

# III 局調達

## 1 対象物品について

中央調達物品以外の品目は、森林管理局において一括調達（以下「局調達」という。）するものとする。

ただし、森林管理局長は、IV の 1 に掲げる物品など、局調達を行った場合、配送コスト等の付帯経費が掛かり増しとなり、予算の効率的な使用と事務の合理化が必ずしも図られないと判断される物品については、地方調達（森林管理署、支署、事務所、森林管理事務所及び森林管理センターにおける調達をいう。以下同じ。）とすることができる。

## 2 一括調達の推進について

契約件数を縮減し、一括調達を推進するため、できる限り、以下のアからキまでに掲げる分類ごとに集約して調達を行うものとする。ただし、社会通念以上不適切な物品構成とならないよう留意するものとする。

### ア OA機器類

（MOドライブ、デジタルカメラ、シュレッター、プリンター、インクカートリッジ、トナー、コピー機、フラッシュメモリ、DVDレコーダー、USBメモリ等）

### イ 刃物類

（チェーンソー、除伐鎌、腰鉋、腰鋸、二丁差、枝打鋸、目立ヤスリ、砥石等）

### ウ 保安具類

（保安帽、地下足袋、脚絆、防蜂網、保護メガネ、長靴、アノラック、雨具、手袋、リ

ユック、自動注射器、蜂ノック等)

エ 現場用品類

(ペンキ、木材チョーク、ナンバーテープ、輪尺、テント、消火器等)

オ 標識類

(横断幕、標識、カーブミラー、U字横断溝等)

カ 測定機器類

(コンパス、ポケットコンパス、トランジットコンパス、樹高計、ポール、フィールドスコープ、ハンドレベル、コンクリートテストハンマー等)

キ その他

(コピー用紙、ファイル、シカネット、薬剤、ストーブ、水切りゴム板等)

3 (略)

4 契約手法について

(1) 物品の規格及び数量

局調達の円滑な実施のため、森林管理局は、調達に先立ってあらかじめ、森林管理署等において必要となる物品の規格及び数量について把握しておくものとする。

(2) 納入場所

物品の納入場所は、森林管理局、森林管理署等とし、仕様書において詳細を指定するものとする。

(3) 対象となる地理的範囲

局調達は、森林管理局の管轄区域の全域に物品を供給するために行うこととする。また、管内の社会・経済情勢を勘案して、必要に応じ、森林管理局の管轄区域を複数の地区に分割して、当該地区ごとに契約を締結することができるものとする。

(以下略)

IV 地方調達

1 一括調達の推進について

Ⅲの1により、地方調達によることとした物品については、契約件数を縮減し、一括調達を推進するため、できる限り、以下のアからオまでに掲げる分類ごとに集約して調達を行うものとする。ただし、社会通念上不適切な物品構成とならないよう留意するものとする。

ア 事務用品類 (文房具、電球等)

イ 雑貨類 (トイレトペーパー、洗剤等)

ウ オフィス家具類 (机、イス、ロッカー等)

エ 舗装材類 (砂利、セメント等)

オ 燃料類 (ガソリン、灯油等)

(以下略)

### 3 適正な物品管理の推進

勸告	説明図表番号
<p>各府省では、物品管理法（昭和 31 年法律第 113 号）、物品管理法施行令（昭和 31 年政令第 339 号）及び物品管理法施行規則（昭和 31 年大蔵省令第 85 号）に基づき、物品管理に係る規程を整備し、物品管理を行っている。</p> <p>物品管理法第 36 条等では、物品管理簿等の帳簿を備え、物品の分類、細分類及び品目ごとに、物品の増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項及びその他物品の管理上必要な事項を各府省の定めるところにより記録しなければならないとされている。物品の管理を計画的、効率的、かつ、適正に行うためには、物品の数量や現況を正確に把握しておくことが必要である。</p> <p>また、物品管理法第 16 条では、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、管理換（物品管理官の間において物品の所属を移すこと。）をすることができることとされている。物品が当該機関において不用となった場合であっても、物品の有効活用が図られるよう、速やかに、必要な措置を講ずることが求められる。</p> <p>さらに、物品管理法第 27 条等では、供用及び処分の必要がない物品について管理換若しくは分類換（物品をその属する分類から他の分類に所属を移すこと。）により適切に処理をすることができないとき、又は供用及び処分をすることができない物品があるときは、これらについて不用の決定を行い、売払いや廃棄等を行うことができるとされている。</p> <p>今回、12 府省の地方支分部局等 159 機関における物品管理の状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	<p>表 3-①</p>
<p><b>ア 物品の数量や現況が把握されていない例</b></p> <p>物品管理簿等に物品の異動を適切に記録していない、又は物品の現況把握を行っていないため、物品管理簿等上の記載内容と実態が一致しておらず、物品の数量や現況が正確に把握されていない例が 7 府省 19 機関でみられた。中には、トラクター 2 台（取得価格：2,224 万円）の所在が不明となっている機関もみられた。</p>	<p>表 3-②</p>
<p><b>イ 使用する見込みのない物品を長期間保管している例</b></p> <p>物品が更新等により不用となったにもかかわらず、管理換などによる有効活用方策が講じられず、また、売払いや廃棄等の処分も行われないうまま、使用する見込みのない物品を長期間保管している例が 8 府省 12 機関でみられた。中には、使用されなくなったワードプロセッサ 188 台を保管している機関もみられた。</p> <p>したがって、関係府省は、適正に物品管理を行う観点から、必要に応じ物品の現況把握を行い、物品管理簿等の帳簿への物品の異動の記録を適切に行うとともに、不用となった物品が生じた場合には、速やかに、管理換や分類換によ</p>	<p>表 3-③</p>

<p>る有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、売払いや廃棄など処分の方針を決定する必要がある。(公正取引委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省)</p>	
---	--

表3-① 物品管理に係る規定

○ 物品管理法（昭和31年法律第113号） <抜粋>

（分類）

第3条 各省各庁の長は、その所管に属する物品について、物品の適正な供用及び処分（国の事務又は事業の目的に従い用途に応じて行う処分に限る。第19条第1項中契約等担当職員の意義に係る部分、第3章第4節の節名及び第31条第1項を除き、以下同じ。）を図るため、供用及び処分の目的に従い、分類を設けるものとする。

2 前項の分類は、各省各庁の予算で定める物品に係る経費の目的に反しないものでなければならない。ただし、当該経費の目的に従って分類を設けることが、その用途を勘案し、適正かつ効率的な供用及び処分の上から、不適当であると認められる物品については、これに係る事務又は事業の遂行のため必要な範囲内で、当該経費の目的によらない分類をすることは、さしつかえない。

3 各省各庁の長は、物品の管理のため必要があるときは、第1項の分類に基き、細分類を設けることができる。

（所属分類の決定）

第4条 第8条第3項又は第6項に規定する物品管理官又は分任物品管理官は、その管理する物品の属すべき分類（前条第3項の規定による細分類を含む。以下同じ。）を、前条の規定による分類の趣旨に従って、決定しなければならない。

（分類換）

第5条 各省各庁の長又は政令で定めるところによりその委任を受けた当該各省各庁所属の職員は、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、前条の物品管理官又は分任物品管理官に対して、物品の分類換（物品をその属する分類から他の分類に所属を移すことをいう。以下同じ。）を命ずることができる。

2 物品管理官又は分任物品管理官は、前項の規定による命令に基づいて分類換をする場合を除くほか、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、各省各庁の長（前項の委任を受けた職員があるときは、当該職員）の承認を経て、物品の分類換をすることができる。

（管理の機関）

第7条 各省各庁の長は、その所管に属する物品を管理するものとする。

（物品管理官）

第8条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に、その所管に属する物品の管理に関する事務を委任することができる。

2 各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に、前項の事務を委任することができる。

3 各省各庁の長又は前2項の規定により物品の管理に関する事務の委任を受けた職員は、物品管理官という。

4 各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、物品管理官の事務の一部を分掌させることができる。

5 第1項、第2項又は前項の場合において、各省各庁の長は、当該各省各庁又は他の各省各庁

に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、又は分掌させることができる。

6 第4項の規定により物品管理官の事務の一部を分掌する職員は、分任物品管理官という。

(物品供用官)

第10条 物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所属する各省各庁所属の職員に、物品の供用に関する事務を委任することができる。

2 前項の規定により物品の供用に関する事務の委任を受けた職員は、物品供用官という。

3 第8条第5項の規定は、第1項の場合について準用する。

(管理換)

第16条 各省各庁の長又は政令で定めるところによりその委任を受けた当該各省各庁所属の職員は、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、物品管理官に対して、物品の管理換(物品管理官の間において物品の所属を移すことをいう。以下同じ。)を命ずることができる。

2 物品管理官は、前項の規定による命令に基づいて管理換をする場合を除くほか、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、各省各庁の長(前項の委任を受けた職員があるときは、当該職員)の承認を経て、物品の管理換をすることができる。

3 (略)

(不用の決定等)

第27条 物品管理官は、供用及び処分の必要がない物品について管理換若しくは分類換により適切な処理をすることができないとき、又は供用及び処分をすることができない物品があるときは、これらの物品について不用の決定をすることができる。この場合において、政令で定める物品については、あらかじめ、各省各庁の長又は政令で定めるところによりその委任を受けた当該各省各庁所属の職員の承認を受けなければならない。

2 物品管理官は、前項の規定により不用の決定をした物品のうち売り払うことが不利又は不適當であると認めるもの及び売り払うことができないものは、廃棄することができる。

(帳簿)

第36条 物品管理官、物品出納官及び物品供用官は、政令で定めるところにより、帳簿を備え、これに必要な事項を記載し、又は記録しなければならない。

## ○ 物品管理法施行令(昭和31年政令第339号) <抜粋>

(管理換の承認)

第18条 物品管理官は、法第16条第2項の規定によりその管理する物品について管理換をし、又は他の物品管理官が管理する物品の管理換を受けようとするときは、これを受けるべき物品管理官又はこれをすべき物品管理官に協議し、その協議の内容を明らかにして所属の各省各庁の長(法第16条第1項の委任を受けた外局の長等があるときは、当該外局の長等)の承認を受けなければならない。

(不用の決定の承認を要する物品)

第33条 法第27条第1項に規定する政令で定める物品は、第43条第1項に規定する機械及び器具その他各省各庁の長が指定する物品とする。

(不用の決定及び廃棄の基準)

第 35 条 法第 27 条第 1 項の規定による不用の決定及び同条第 2 項の規定による廃棄は、各省各庁の長の定める基準に従ってしなければならない。

(帳簿)

第 42 条 物品管理官、物品出納官又は物品供用官は、物品管理簿、物品出納簿又は物品供用簿を備え、それぞれの職務に応じ、その管理する物品についての異動を記録しなければならない。ただし、財務大臣が指定する場合は、この限りではない。

○ 物品管理法施行規則（昭和 31 年大蔵省令第 85 号） <抜粋>

(帳簿の記録等)

第 38 条 物品管理簿、物品出納簿及び物品供用簿には、物品の分類、細分類及び品目ごとに、その増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項及びその他物品の管理上必要な事項を、それぞれ、各省各庁の長の定めるところにより記録しなければならない。

2 前項の場合において、令第 43 条第 1 項に規定する財務大臣が指定する機械及び器具については、その取得価格（取得価格がない場合又は取得価格が明らかでない場合には、見積価格）を、物品管理簿に記録しなければならない。

3 物品管理官は、財務大臣の定めるところにより、前項の規定により物品管理簿に記録された価格を、改定しなければならない。

表3-② 物品の数量や現況が把握されていないもの

府省名	機 関 名	品 目	帳簿上の数量	実際の数量	差	取得価格（円）	説 明
公正取引委員会	近畿中国四国事務所	パソコン	現在高 52	現在高 44	8	不明	帳簿上の現在高と実際の現在高が一致していない。
法務省	松山保護観察所	パソコン	供用 30	供用 24	6	不明	帳簿上の供用数と実際の供用数が一致しておらず、差分は、所在が不明となっている。
		プリンタ	供用 19	供用 12	7		
		両袖机	供用 7	供用 5	2		
		かばん	供用 6	供用 2	4		
財務省	青森税務署	スクリーン	保管 12	保管 2	10	234,675 (10 枚中 4 枚分の合計額)	帳簿上の保管数と実際の保管数が一致していない。差分は、既に廃棄したとしている。
	福島税務署	ビデオデッキ	供用 1	保管 1	0	21,840	帳簿上、供用とされているが、実際は保管されている。
	関東信越国税局	ワードプロセッサ	供用 212	供用 24	188	30,629,240	帳簿上の供用数と実際の供用数が一致しておらず、差分は、保管されている。
	金沢国税局	書架・キャビネット	保管 51	保管 0	51	764,710	帳簿上の保管数と実際の保管数が一致していない。差分は、既に廃棄したとしている。
		OA機器置台	保管 16	保管 0	16	707,165 (保管 16 台分の合計額)	
		空気清浄機	保管 11	保管 2	9	1,143,000 (保管 11 台分の合計額)	
厚生労働省	関東信越厚生局	備品	—	—	—	—	平成 12 年度以降、物品管理簿への記録が行われていない。
	茨城労働局	パソコン	供用 240	供用 130	110	不明	帳簿上の供用数と実際の供用数が一致しておらず、差分の約 40 台は保管、残りの約 70 台は所在が不明となっている。
	青森社会保険事務局	電卓	供用 78	供用 71	7	不明	帳簿上の供用数と実際の供用数が一致しておらず、差分は、保管されている。
農林水産省	北陸農政局	鋼製脇卓子	保管 2	供用 2	0	不明	帳簿上、保管とされているが、実際は供用されている。
	近畿農政局	パソコン	保管 26	供用 26	0	不明	帳簿上、保管とされているが、実際は供用されている。
	関東森林管理局	集材機	保管 1	保管 0	1	4,013,000	帳簿上の保管数と実際の保管数が一致しておらず、差分は、所在が不明となっている。
		クローラタイプトラクタ	保管 2	保管 0	2	22,240,790	
	小型貨物自動車	保管 1	保管 0	1	1,267,868		

府省名	機 関 名	品目	帳簿上の数量	実際の数量	差	取得価格（円）	説 明
農林水産省 (続き)	関東森林管理局 (続き)	パソコン	保管 97	保管 0	97	3,308,864	帳簿上の供用数と実際の供用数が一致していない。 差分は、既に廃棄したとしている。
		光力測距儀	保管 2	保管 0	2	1,194,900	
	四国森林管理局	テレビ	供用 20	供用 16	4	不明	
		パソコン	供用 227	供用 154	73		
		プリンタ	供用 77	供用 51	26		
国土交通省	大宮国道事務所	ワードプロセッサ	供用 5	供用 0	5	992,961 (5台中4台分の合計額)	帳簿上の供用数と実際の供用数が一致しておらず、差分は、所在が不明となっている。
		カメラ	供用 4	供用 0	4	112,200 (4台中3台分の合計額)	
	松山空港事務所	パソコン	供用 57	供用 48	9	不明	帳簿上の供用数と実際の供用数が一致しておらず、差分は、保管されている。
		回転椅子	供用 69	供用 68	1	不明	帳簿上の供用数と実際の供用数が一致していない。
		テレビ	供用 13	供用 12	1	不明	差分は、既に廃棄したとしている。
	神戸海洋気象台	電子計算機	保管 1	保管 0	1	不明	帳簿上の保管数と実際の保管数が一致していない。 差分は、既に廃棄したとしている。
		電子計算機付属品	保管 1	供用 1	0	不明	帳簿上、保管とされているが、実際は供用されている。
	第五管区海上保安部	パソコン	保管 65	保管 0	65	不明	帳簿上の保管数と実際の保管数が一致していない。 差分は、既に代替パソコン購入の契約業者に下取り交換として渡したとしている。
	秋田海上保安部	パソコン	供用 95	供用 84	11	不明	帳簿上の供用数と実際の供用数が一致しておらず、差分は、保管されている。
	防衛省	東京防衛施設局	傘立	保管 19	保管 11	8	不明
レターケース			保管 3	保管 2	1		
7 府省 19 機関							

(注) 当省の調査結果による。

表3-③ 使用する見込みのない物品を長期間保管しているもの

府省名	機関名	品目	数量	取得価格(円)	説明
総務省	北海道総合通信局	パソコン	12	不明	総務省本省から平成16年度に配布されたパソコン(LAN接続用)について、18年10月末現在、132名に供用しているが、12台の使用されていないパソコンが保管されている。
	茨城行政評価事務所	インクジェットプリンタ	1	56,175	平成15年度に購入したインクジェットプリンタ1台について、2年間、ほとんど使用していない状態のまま設置されている。
	岡山行政評価事務所	空気清浄機	2	不明	平成10年度に購入した空気清浄機2台について、近年の事務所内禁煙化に伴い、使用しなくなったが処分せずに保管している。
法務省	前橋保護観察所	パソコン	15	不明	買い替え(平成15年度:7台、16年度:3台、17年度4台)などによって使用する見込みのなくなったパソコン15台(平成11年調達)を処分せずに保管している。
財務省	関東信越国税局	ワードプロセッサ	188	30,629,240	パソコンの購入により、使用する見込みのなくなったワードプロセッサ188台(平成12年のさいたま新都心への庁舎移転以前に調達)を処分せずに保管している。
	青森税務署	紙幣枚数計数機	1	169,575	平成15年度に購入した紙幣枚数計数機1台について、18年2月に故障し、使用できない状態のままとなっている。
厚生労働省	藤沢労働基準監督署	ワードプロセッサ	1	143,170	平成7年2月に購入したワードプロセッサ1台について、使用する見込みがなくなったにもかかわらず、処分せずに保管している。
	京都西陣公共職業安定所	映写機	1	237,000	昭和55年3月に取得した映写機1台を以前は、雇用保険の給付説明会等で使用していたが、近年、使用することがなくなり、物品管理官に返納(時期不明)され、そのまま、処分せずに保管している。
農林水産省	群馬森林管理署	森林測量調査システム	1	995,505	関東森林管理局から平成16年3月に配布された森林測量調査システム1式について、職員は従来のコンパスを用いた測量に慣れていること、当該物品の使用に習熟していないこと、実際にはレーザー光が土地の高低差や障害物により阻害され測量が上手くできないとの理由から、一度も供用しないまま保管している。
経済産業省	北海道経済産業局	遠赤外線パネルヒーター	7	不明	個別室温設定が困難な個室(幹部室)及び災害時の暖房用として平成12年度以前に取得した遠赤外線パネルヒーター10台のうち7台を未使用の状態に保管している。
国土交通省	秋田運輸支局	ワードプロセッサ	1	988,800	平成7年3月に購入したワードプロセッサ1台について、使用する見込みがなくなったにもかかわらず、処分せずに保管している。
防衛省	東京防衛施設局	写真機(デジタルカメラ含む)	—	—	平成15年度に写真機を68台(供用43台、保管25台)保有しており、その後、デジタルカメラを購入しているが、使用する見込みのなくなった写真機について、処分しないまま保有しているため、18年11月1日現在の保有数は112台(供用80台、保管32台)となっている。
8府省12機関					

(注) 当省の調査結果による。

#### 4 公用車の効率化の推進

勸告	説明図表番号
<p>国の行政機関では、多数の公用車が配置され使用されている。各行政機関が使用している公用車は、当該行政機関が保有しているもののほか、リース車やハイヤーを借上げているものもある。また、公用車の運転は、専任の運転手が行っている場合と、一般職員（運転手以外の職員をいう。以下同じ。）が行っている場合がある。</p> <p>一般に、自動車を保有する場合、その取得に係る費用のほかに、使用の頻度にかかわらず、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく継続検査（車検）に係る費用、自動車重量税その他の維持・管理に係る費用が必要であり、また、自動車の運転のために専任の運転手を配置すると、費用は更に増えることとなる。</p>	表4-①
<p>公用車については、「今後の行政改革の方針」及び「行政効率化推進計画」において、各府省が保有する公用車のうち「運転手付で専ら人の移動用の庁用乗用自動車」について、平成15年度から25年度までの間に約600台削減するとされている。多くの府省は、それぞれの行政効率化推進計画において削減予定台数を定め、公用車の削減に取り組んでいる。また、「行政効率化推進計画」においては、公用車について、「共用利用の一層の推進等さらなる効率的な運用に努めるとともに、アイドリングストップや低公害車の導入等による燃料費の節減、運転業務の民間委託等により、経費の削減を図る。」とされている。</p>	表4-②
<p>一方、「行政効率化推進計画」におけるこれらの公用車の効率化の取組は、平成19年度に見直すとされている。</p> <p>今回、16府省194機関で使用されている公用車（不法無線等監視車等専ら特殊な用途に用いられるものを除く。）1,991台（本府省等（本府省の内部部局、本府省の内部部局と同一敷地内に所在する審議会等、特別の機関及び施設等機関並びに外局の内部部局をいう。以下同じ。）で使用されているものが894台、地方支分部局等で使用されているものが1,097台）の使用の実態を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p><b>ア 公用車の削減又は有効活用を図る余地があるとみられる例</b></p> <p>(ア) 運転手の人数より車の台数が多く、公用車の削減又は一般職員の運転による有効活用を図る余地があるとみられる例</p> <p>本府省等において、公用車は、専任の運転手が配置され、一般職員による運転はほとんどみられない。</p> <p>一方、調査した地方支分部局等159機関においては、公用車について、</p>	表4-③
<p>i) 専任の運転手がおらず、一般職員が運転している機関が9府省67機関（42.1%）、ii) 専任の運転手はいるが、一般職員も運転している機関が9府省69機関（43.4%）、iii) 専任の運転手のみが運転している機関が4府省23機関（14.5%）となっている。</p>	表4-④

<p>専任の運転手のみが公用車を運転している 23 機関において、運転手の人数と公用車の台数とを比較すると、運転手の人数より公用車の台数が多い例が 3 府省 6 機関で計 10 台みられ、これらは常時遊休化しており、削減を図る余地があると認められる。</p>	表 4-⑤
<p>ただし、これらの 3 府省 6 機関においては、公用車の代替としてタクシーを使用しており、中には、タクシーを年間約 800 万円分使用している機関もみられる。このため、一般職員が遊休化している公用車の運転を行うことで公用車を有効活用し、タクシー等の代替手段の経費を削減する余地があると認められる。その際に、公用車に要する費用と他の代替手段に係る費用とを比較考量し、削減額が多い手段を選択する必要がある。</p>	
<p>なお、上記の削減又は有効活用を図る余地がみられる 10 台の公用車は、「行政効率化推進計画」において、削減の検討対象とされていない（この項の(イ)及び(ウ)の削減又は有効活用を図る余地がみられる公用車についても同様に削減の検討対象とされていない。）。</p>	
<p>(イ) 運行管理の方法の見直しにより、公用車の削減又は有効活用を図る余地があるとみられる例</p>	
<p>調査した地方支分部局等 159 機関において、業務の都合等から公用車を使用する各部局が独自に運行管理を行っている機関が 6 府省 31 機関みられた。これらの運行管理に係る公用車の中には、平成 17 年度の年間走行距離が 4,000 km（国土交通省の調査による自家用乗用車の年間平均走行距離 1 万 575 kmのおおむね 4 割程度）未満と使用が低調となっているものが 24 台（4 府省 8 機関）みられた。これらについては、部局単位ではなく、当該機関全体で公用車を使用するなど運行管理の方法を見直すことで、当該機関の公用車全体として使用の効率化を図り、公用車を削減する余地があると認められる。</p>	表 4-⑥
	表 4-⑦
	表 4-⑧
<p>ただし、これらの 4 府省 8 機関の中には、使用していない公用車があるにもかかわらず、タクシーやレンタカーを使用している機関もみられ、運行管理の方法を見直し、使用が低調な公用車の有効活用を図ることで、タクシー等の代替手段の経費を削減する余地があると認められる。その際に、公用車に要する費用と他の代替手段に係る費用とを比較考量し、削減額が多い手段を選択する必要がある。</p>	
<p>なお、本府省等においては、本府省が外局等の公用車も含めて一元的に運行管理を行うことや、幹部職員の専用車の一部を機関全体で使用する共用車とすることにより、公用車の効率的な使用を図っている例がみられた。</p>	表 4-⑨
	表 4-⑩
<p>(ウ) その他公用車の削減を図る余地があるとみられるもの</p>	
<p>調査した地方支分部局等 159 機関の公用車 1,097 台には、平成 17 年度の走行距離が 4,000 kmに満たないものが 127 台（11.8%）みられた。これらの中には、上記ア及びイにおいて削減又は有効活用を図る余地があった公用車以外であって、平成 17 年度の使用日数が、おおむね週一回の使用</p>	表 4-⑪
	表 4-⑫

<p>となる50日に満たず使用が低調となっているものが5府省7機関で7台みられた。また、平成18年4月から10月までの7か月間でほとんど使用されていなかったものも2台みられた。</p>	表4-⑬
<p>さらに、平成17年度の走行距離が4,000kmを超えていても使用日数が50日に満たないものや、使用日数が50日以上であっても走行距離が4,000km未満の公用車があり、タクシーやレンタカーなど代替手段を活用することで、削減を図る余地があるとみられるものが3府省6機関で6台みられた。</p>	表4-⑭
<p><b>イ 使用実績に基づく公用車の効率化の検討</b></p>	
<p>調査した194機関では、公用車の使用実績について、それぞれ内部規程等に基づき運転日報等を作成することとしており、中には、記録された使用実績を基に、公用車の削減や有効活用方策の検討を行っている機関もみられる。しかしながら、地方支分部局等の公用車については、使用実績に基づく削減や有効活用方策の検討はほとんど行われていない。</p>	表4-⑮
<p>公用車の削減又は有効活用方策を検討する上では、公用車の使用実績に基づき、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは公用車の運行管理の方法の見直しなどの検討を行うことが重要である。</p>	
<p>なお、調査した地方支分部局等159機関の中には、公用車の使用の実績を適切に記録しておらず、使用実績を勘案した削減や有効活用方策の検討に活用できない例が2府省3機関においてみられた。</p>	表4-⑯
<p>したがって、関係府省は、公用車の効率的な使用を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>① 使用が低調なもの等について、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは運行管理の方法の見直しなどにより、削減又は有効活用すること。 (国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)</p>	
<p>② 使用実績を把握の上、これに基づき、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは運行管理の方法の見直しなどの検討を行い、公用車の効率化を推進すること。(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	

(説明)

表 4-① 公用車及び運転手の形態

公用車の形態	運転手の形態		
保有しているもの	専任の運転手	職員運転手	常勤職員の運転手
			再任用職員の運転手
			非常勤職員の運転手
車両をリースしているもの	一般職員（運転手以外の職員）	運転業務を民間事業者に委託し、当該事業者から派遣された運転手	
ハイヤーの借上げ	ハイヤーの運転手		

(注) 当省の調査結果による。

表 4-② 公用車の効率化に関する閣議決定等

○ 今後の行政改革の方針（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定。平成 18 年 6 月 16 日、18 年 12 月 26 日一部改正） <抜粋>

2 行政効率化の推進

ア 各府省は、納税者の視点に立って、各府省毎に作成した行政効率化推進計画（平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議取りまとめ）に基づき、「行政コスト削減に関する取組方針」（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定）の取組を引き継ぎ、以下の取組をはじめとする別紙 2 の関係府省に共通する主要な取組を実施するなど行政効率化を推進する。

(ア) 公用車の効率化

各府省の保有する公用車（運転手付で専ら人の移動用の庁用乗用自動車）について、職員運転手の雇用問題に留意しつつ、交換時期等を勘案し、平成 15 年度から平成 25 年度までの間に約 600 台削減する。

○ 行政効率化推進計画（平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議。平成 17 年 6 月 30 日、18 年 8 月 29 日改定） <抜粋>

2. 主要な取組み

(1) 公用車の効率化

各府省の保有する公用車（運転手付で専ら人の移動用の庁用乗用自動車）について、職員運転手の雇用問題に留意しつつ、交換時期等を勘案し、平成 25 年度までに約 600 台削減する。

職員運転手については原則退職後不補充の方針を遵守し、仮に補充する場合には、再任用制度を活用することとする。

また、共用利用の一層の推進等さらなる効率的な運用に努めるとともに、アイドリングストップや低公害車の導入等による燃料費の節減、運転業務の民間委託等により、経費の削減を図る。

これらの取組については、平成 19 年度に見直しをする。

なお、独立行政法人等に対しても、同様の効率化を進めるよう要請する。

表4-③ 各府省の行政効率化推進計画における公用車の削減の取組

(単位：台)

府省名	公用車台数 (平成15年3月末)	平成15年度から25年度 までの削減予定台数	平成15年度から19年度 までの削減予定台数
内閣府	103	21	18
宮内庁	31	1	1
公正取引委員会	11	0	0
国家公安委員会	52	6	6
金融庁	18	0	0
総務省	82	7	4
法務省	280	95	41
外務省	50	3	2
財務省	690	189	82
文部科学省	48	5	5
厚生労働省	217	73	41
農林水産省	146	33	24
経済産業省	—	9	0
国土交通省	583	117	27
環境省	—	3	0
防衛省(防衛庁)	435	36	8
合計	2,746	598	259

(注) 各府省の「行政効率化推進計画」及び「行政効率化推進計画等の取組実績」による。

表4-④ 調査した地方支分部局等における公用車の運転業務の実施状況

i) 専任の運転手がおらず、一般職員が運転

府省名	機関数	機関名
公正取引委員会	3	中部事務所、近畿中国四国事務所、九州事務所
国家公安委員会	1	関東管区警察局
法務省	15	東京矯正管区、広島矯正管区、高松矯正管区、福島保護観察所、前橋保護観察所、千葉保護観察所、大阪保護観察所、松山保護観察所、高知保護観察所、熊本保護観察所、大分保護観察所、福岡入国管理局、千葉公安調査事務所、近畿公安調査局、四国公安調査局
財務省	1	大分財務事務所
厚生労働省	25	関東信越厚生局、九州厚生局、茨城労働局、水戸労働基準監督署、水戸公共職業安定所、神奈川労働局、藤沢労働基準監督署、藤沢公共職業安定所、石川労働局、金沢公共職業安定所、京都南労働基準監督署、京都西陣公共職業安定所、愛媛労働局、松山労働基準監督署、松山公共職業安定所、大分労働局、大分労働基準監督署、青森社会保険事務室、群馬社会保険事務局、新潟社会保険事務局、高知社会保険事務局、高知東社会保険事務所、長崎南社会保険事務室、沖縄社会保険事務局、那覇社会保険事務室
農林水産省	7	茨城農政事務所、長野農政事務所、横浜植物防疫所新潟支所秋田出張所、門司植物防疫所福岡支所、青森森林管理署、中部森林管理局、京都大阪森林管理事務所
経済産業省	1	中部近畿産業保安監督部
国土交通省	11	函館運輸支局、秋田運輸支局、長崎運輸支局、松山空港事務所、中部地方測量部、秋田地方気象台、神戸海洋気象台、秋田海上保安部、長崎海上保安部、函館地方海難審判庁、神戸地方海難審判庁
環境省	3	東北地方環境事務所、長野自然環境事務所、九州地方環境事務所
計		9府省 67機関

(注) 当省の調査結果による。

ii) 専任の運転手はいるが、一般職員も運転

府省名	機関数	機関名
内閣府	1	沖縄総合事務局
国家公安委員会	2	東北管区警察局、中国管区警察局
法務省	13	青森地方法務局、千葉地方法務局、大阪法務局、高松法務局、熊本地方法務局、大分地方法務局、四国地方更生保護委員会、大阪入国管理局、福島地方検察庁、前橋地方検察庁、高松高等検察庁、福岡高等検察庁、福岡地方検察庁
財務省	21	北海道財務局、東北財務局、秋田財務事務所、関東財務局、近畿財務局、中国財務局、函館税関、名古屋税関、沖縄地区税関、仙台国税局、青森税務署、福島税務署、関東信越国税局、新潟税務署、金沢国税局、金沢税務署、中京税務署、広島国税局、福岡国税局、博多税務署、佐世保税務署
厚生労働省	7	東海北陸厚生局、新潟検疫所、福岡検疫所、那覇検疫所、北海道社会保険事務局、青森社会保険事務局、長崎社会保険事務局
農林水産省	10	東北農政局、福島農政事務所、北陸農政局、近畿農政局、中国四国農政局、横浜植物防疫所、福島森林管理署、関東森林管理局、群馬森林管理署、四国森林管理局
経済産業省	1	北海道経済産業局
国土交通省	12	北海道開発局、札幌開発建設部、長野国道事務所、名四国道事務所、岡山国道事務所、北陸信越運輸局、中国運輸局、近畿地方測量部、第四管区海上保安本部、第五管区海上保安本部、第六管区海上保安本部、第九管区海上保安本部
防衛省	2	東京防衛施設局、福岡防衛施設局
計		9府省 69機関

(注) 当省の調査結果による。

iii) 専任の運転手のみが運転

府省名	機関数	機関名
総務省	11	北海道管区行政評価局、東北管区行政評価局、関東管区行政評価局、茨城行政評価事務所、岡山行政評価事務所、熊本行政評価事務所、北海道総合通信局、東北総合通信局、信越総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局
法務省	4	東北地方更生保護委員会、関東地方更生保護委員会、近畿地方更生保護委員会、仙台高等検察庁
経済産業省	2	中部経済産業局、四国経済産業局
国土交通省	6	関東地方整備局、大宮国道事務所、中部地方整備局、神戸営繕事務所、神戸運輸監理部、大阪航空局
計		4府省 23機関

(注) 当省の調査結果による。

表 4-⑤

件名	専任の運転手のみが公用車を運転している機関において、運転手の人数より公用車の台数が多い例			
関係府省名	総務省、法務省、国土交通省			
説明	<p>1 北海道管区行政評価局（総務省）</p> <p>北海道管区行政評価局では、2台の公用車を保有しており、公用車の運転は、専任の運転手が行い一般職員は行っていない。</p> <p>しかしながら、北海道管区行政評価局では、2台の公用車に対し、運転業務請負契約により1人の運転手を配置し公用車を使用していることから、2台のうち1台は、常に使用されない状況となっている。</p> <p>北海道管区行政評価局の2台の公用車の平成17年度の使用実績は、1台については年間走行距離が1万1,197kmであるが、もう一台の車両の年間走行距離は2,188km、年間稼働日数は30日（稼働率12%）と使用が低調となっており、公用車を削減する余地があるとみられる。</p> <p>なお、北海道管区行政評価局では、公用車が使用できない場合の代替としてタクシーを使用しているが、平成17年度の使用実績は、17,680円となっている。</p> <p>2 大宮国道事務所（国土交通省）</p> <p>大宮国道事務所では、公用車を会議や現地調査、施工監督等の業務に使用しており、その運転は、専任の運転手がすべて行い一般職員は行っていない。</p> <p>しかしながら、大宮国道事務所では、12台の公用車に対し、運転業務請負契約により7人の運転手を配置し公用車を使用していることから、12台のうち5台は、常に使用されない状況となっており、公用車を削減する余地があるとみられる。</p> <p>また、大宮国道事務所では、公用車が使用できない場合の代替としてタクシーを使用しており、平成17年度のタクシーの使用実績は、約900万円となっており、公用車に要する費用と他の代替手段に係る費用とを比較考量し、公用車に要する費用が割安である場合には、一般職員が運転を行うことで、公用車を有効活用し、タクシーに係る経費を削減する余地があるとみられる。</p> <p>3 また、専任の運転手のみが公用車の運転を行っており、運転手の人数より公用車の台数が多い機関は、上記を含め、下表のとおり、3府省6機関みられ、これらにおいては、公用車の削減又は一般職員の運転による有効活用を図る余地があるとみられる。</p>			
運転手よりも公用車の台数が多い機関 <span style="float: right;">（単位：台、人）</span>				
府省名	機関名	公用車配置台数（a）	運転手配置人数（b）	a - b
総務省	北海道管区行政評価局	2	1	1
	九州総合通信局	3	2	1

法務省	仙台高等検察庁	3	2	1
国土交通省	関東地方整備局	11	10	1
	大宮国道事務所	12	7	5
	中部地方整備局	10	9	1
3府省6機関				10

(注) 関東地方整備局はさいたま新都心合同庁舎2号館分について、中部地方整備局は三の丸庁舎分について、記載している。

(注) 当省の調査結果による。

表 4-⑥ 公用車を使用する各部局が独自に運行管理を行っている地方支分部局等

府省名	機関数	機関名
内閣府	1	沖縄総合事務局
国家公安委員会	1	関東管区警察局
法務省	7	青森地方法務局、大阪法務局、高松法務局、熊本地方法務局、大阪入国管理局、近畿公安調査局、四国公安調査局
財務省	10	関東財務局、近畿財務局、中国財務局、沖縄地区税関、仙台国税局、青森税務署、関東信越国税局、金沢国税局、広島国税局、福岡国税局
農林水産省	6	東北農政局、長野農政事務所、北陸農政局、近畿農政局、中国四国農政局、福島森林管理署
国土交通省	6	中部地方整備局、岡山国道事務所、第五管区海上保安本部、第六管区海上保安本部、第九管区海上保安本部、長崎海上保安部
計	6 府省 31 機関	

(注) 当省の調査結果による。

表 4-⑦

自動車の車種別年間平均走行距離

(単位：km)

車種		年間平均走行距離
乗用車	自家用	10,575
	事業用	63,113
貨物車（8トン以上）	自家用	37,334
	事業用	67,771
貨物車（8トン未満）	自家用	14,325
	事業用	38,627
軽貨物車		8,207
乗合車		55,365
二輪車		3,002

- (注) 1 「平成 16 年度自動車の検査・点検整備に関する基礎調査検討結果報告書」(平成 17 年 3 月国土交通省自動車交通局自動車の検査・点検整備に関する基礎調査検討会)による。  
 2 自家用とは、事業用以外のことをいう。事業用とは、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)による旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 83 号)による貨物自動車運送事業に用いることをいう。

表 4-⑧

件名	各部局が運行管理を行っている公用車で、年間走行距離が 4,000 km未滿と使用が低調となっている例				
関係府省名	国家公安委員会、財務省、農林水産省、国土交通省				
説明	<p>1 仙台国税局（財務省）</p> <p>仙台国税局では、57 台の公用車を使用している。公用車の運行管理の方法をみると、10 台は局全体の共用車（うち 2 台は、職員運転手が運転し、特定の幹部の使用を優先）として総務部が運行管理を行い、残りの 47 台は、各課が運行管理を行っており、当該各課では、配置された車両が使用できない場合、局全体の共用車を使用することとし、共用車も使用できない場合には、レンタカーを使用することとしている（平成 17 年度の使用実績：約 716 万円）。</p> <p>各課が運行管理を行っている公用車について、平成 17 年度の使用実績をみると、47 台のうち 1 台については、年間走行距離が 4,000km を下回る 2,413km と使用が低調となっていた。</p> <p>また、当該公用車の使用日数は 23 日となっており、当該車両が使用されていないにもかかわらず、レンタカーが使用されている場合がみられ、当該車両に要する費用と他の代替手段に係る費用とを比較考量し、公用車に要する費用が割安になる場合には、当該車両を特定課の管理とせず局全体で使用する車両とするなど、公用車の運行管理の方法を見直すことで有効活用し、レンタカーに係る経費を削減する余地があるとみられる。</p> <p>2 福島森林管理署（農林水産省）</p> <p>福島森林管理署では、7 台の公用車を使用しており、そのうちの 1 台には専任の運転手がおり、署長の移動用には当該車両が用いられている。公用車の運行管理の方法をみると、7 台のうち 3 台については、各課・係が運行管理を行っており、運転手がいる 1 台を含む 4 台については、署全体の共用車として総務課が運行管理を行っている。</p> <p>公用車 7 台の平成 17 年の使用実績は下表のとおりであり、各課・係が運行管理を行っている 1 台の公用車は、年間走行距離が 4,000km を下回る 2,387km と使用が低調となっていた。</p> <p>また、この公用車（下表の「6 軽乗用自動車」）は、平成 17 年の使用日数 12 日のうち少なくとも 9 日については、他の 6 台の公用車が使用可能であったことから、7 台の公用車の運行管理を集中して行うなど、運行管理の方法を見直すことにより当該公用車を削減する余地があるとみられる。</p>				
平成 17 年における公用車の使用実績（単位：km、日、%）					
区分		年間走行距離	使用日数	稼働率	運行管理を行っている課
1	普通乗用自動車	10,477	94	38.7	総務課（共用）
2	普通乗用自動車	10,605	143	58.8	総務課（共用）
3	普通乗用自動車	18,376	141	58.0	総務課（共用）

4	普通乗用自動車	7,721	65	45.1	総務課（共用）
5	軽乗用自動車	4,790	99	40.7	業務課森林育成係
6	軽乗用自動車	2,387	12	4.9	業務課経営係
7	普通乗用自動車	16,905	132	54.3	治山課

- (注) 1 「稼働率」は、使用日数を平成17年の年間の開庁日数243日で除して算出した。  
2 「4普通乗用車」欄については、平成18年4月から10月までの走行距離を記載している。また、当該車両は、17年6月に管理換により配置された車両であることから、同年6月から12月までの使用日数を記載し、稼働率は、同年6月から12月までの開庁日数144日を除して算出した。

3 また、各部局が運行管理を行っている公用車で、使用が低調となっているものは、上記を含め、下表のとおり4府省8機関24台みられ、これらについては、運行管理の方法を見直すことで、公用車の削減又は有効活用を図る余地があるとみられる。

各部局が運行管理を行っている公用車で、平成17年度の走行距離が4,000km未満のもの

(単位：台)

府省名	機関名	公用車台数 (うち各部局が 運行管理を行 っている台数)	運行管理の方法	各部局が運行管理 を行っている公用 車で、平成17年度 の走行距離が 4,000km未満の公用 車の台数
国家公安委員会	関東管区警察局	10 (10)	課ごと	8
	中国管区警察局	8 (8)	部ないし課ごと	1
財務省	近畿財務局	8 (6)	部ごと	2
	仙台国税局	57 (47)	部ないし課ごと	1
	関東信越国税局	40 (38)	課ごと	4
	福岡国税局	23 (11)	部ないし課ごと	1
農林水産省	福島森林管理署	7 (3)	課ごと	1
国土交通省	岡山国道事務所	23 (15)	課ごと	6
4府省8機関				24

(注) 当省の調査結果による。

表 4-⑨

件名	本府省において外局等の公用車も含めて一元的に運行管理を行い、公用車の効率的な使用を図っている例														
関係府省名	農林水産省、経済産業省														
説明	<p>1 農林水産省本省（農林水産省）</p> <p>農林水産省本省では、大臣官房経理課において、水産庁の公用車 9 台も含む 58 台の運行管理を行っており、本省内部部局、農林水産技術会議及び水産庁で共同して使用している（水産庁の公用車の維持・管理経費については、水産庁が負担している。）。</p> <p>農林水産省本省では、これにより、公用車の使用の効率化が図られているとし、今後は、事務の省力化の観点から、水産庁が保有している公用車を本省に管理換し、維持・管理等についても一元化を図る予定であるとしている。</p> <p>2 経済産業省本省（経済産業省）</p> <p>経済産業省総合庁舎には、下表のとおり、経済産業省本省のほか入居する経済産業省の機関の公用車計 64 台が配置されている。経済産業省本省では、これらについて、車両によって異なる使用状況の平準化及び職員の利便性の向上の観点から、平成 13 年 1 月より大臣官房情報システム厚生課において、一元的にその運行管理を行っており、本省内部部局、経済産業研修所、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院及び中小企業庁で共同して使用している（維持・管理に係る費用は、当該公用車を保有している各々の機関が負担している。）。</p> <p>これにより、経済産業省は、公用車の使用の効率化が図られているとしている。</p> <p style="text-align: center;">経済産業省本省の公用車の状況 (単位：台)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>公用車の台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本省</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>経済産業研修所</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>資源エネルギー庁</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>原子力安全・保安院</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>中小企業庁</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>64</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	公用車の台数	本省	49	経済産業研修所	2	資源エネルギー庁	6	原子力安全・保安院	3	中小企業庁	4	合計	64
機関名	公用車の台数														
本省	49														
経済産業研修所	2														
資源エネルギー庁	6														
原子力安全・保安院	3														
中小企業庁	4														
合計	64														

(注) 当省の調査結果による。

表 4 - ⑩

件名	幹部職員の専用車の一部を全体で使用する共用車とし、公用車の効率的な使用を図っている例
関係府省名	財務省
説明	

財務省本省では、42 台の公用車を、i) 幹部職員の専用、ii) 幹部職員が優先的に使用するが、当該幹部職員が使用しない時間帯は内部部局全体で共用、iii) 内部部局全体で常時共用に区分している。

財務省本省は、公用車の使用の効率化を図る観点から、平成 18 年 7 月から、下表のとおり、幹部職員の専用車 18 台のうち 10 台を本省内部部局全体で共用する車両とし、内部部局全体で共用して使用する公用車の台数を 33 台に増やしている。

財務省本省の公用車の区分 (単位：台)

区分	平成 18 年 6 月まで	18 年 7 月以降
幹部職員の専用	18	8
幹部職員が優先的に使用するが、当該幹部職員が使用しない時間帯は内部部局全体で共用	22	32
内部部局常時全体で共用	1	1
予備車	1	1
合計	42	42

平成 18 年 7 月以降共用して使用している 33 台の公用車の 7 月前後の走行距離の状況をみると、下表のとおり、最も走行距離が長い車両と最も走行距離が短い車両の走行距離の差が小さくなっており、使用が平準化され、公用車の使用の効率化が図られていると考えられる。

財務省本省の公用車の走行距離の状況 (単位：km)

年月	走行距離が最長の車両 (A)	走行距離が最短の車両 (B)	A - B	共用対象車の平均走行距離
平成 18 年 5 月	1,539	12	1,527	792.4
6 月	1,805	37	1,768	846.1
7 月	1,457	341	1,116	796.5
8 月	1,237	210	1,027	722.9

(注) 「走行距離が最長の車両」及び「走行距離が最短の車両」は、月によって異なる。

(注) 当省の調査結果による。

表 4-⑪ 調査した地方支部分局等の公用車の年間走行距離の分布（平成 17 年度）

（単位：台、％）

区分	台数	構成比
4,000 km未満	127	11.8
4,000 km以上 8,000 km未満	311	28.8
8,000 km以上 12,000 km未満	258	23.9
12,000 km以上 16,000 km未満	176	16.3
16,000 km以上 20,000 km未満	107	9.9
20,000 km以上	101	9.4
合 計	1,080	100.0
平均：10,679km		

（注） 1 当省の調査結果による。

2 本表には、調査した地方支部分局等の公用車 1,097 台のうち、平成 17 年度に配置されていたものは 1,080 台であり、これらについて計上している。

表 4-⑫ 平成 17 年度における走行距離が 4,000km 未満で、かつ、使用日数が 50 日未満の公用車

（単位：km、日）

府省名	機関名（公用車配置台数）	走行距離 4,000km 未満かつ使用日数 50 日未満の公用車		
		区分	走行距離	使用日数
法務省	東京矯正管区（2）	小型乗用自動車	1,552	24
財務省	沖縄地区税関（19）	普通貨物自動車	1,422	34
厚生労働省	茨城労働局（9）	小型乗用自動車	3,173	35
農林水産省	群馬森林管理署（5）	軽乗用自動車	3,162	30
国土交通省	札幌開発建設部（29）	小型乗用自動車	393	4
	名四国道事務所（9）	小型乗用自動車	2,548	33
	近畿地方測量部（5）	小型貨物自動車	1,907	25
5 府省 7 機関		7 台		

（注） 当省の調査結果による。

表 4 - ⑬

件名	公用車が平成 18 年 4 月から 10 月までの 7 か月間にほとんど使用されておらず、削減を図る余地があるとみられる例																										
関係府省名	国土交通省																										
説明	<p>北海道開発局では、一般職員が運転するための公用車を同局管内の開発建設部、事務所及び事業所に配置している。</p> <p>北海道開発局（本局）では、18 台の公用車に対し、17 人の専任の運転手がおり、専任の運転手がない 1 台の公用車を一般職員が運転し使用しており、札幌開発建設部では、29 台の公用車に対し、28 人の専任の運転手がおり、専任の運転手がない 1 台の公用車を一般職員が運転し使用している。</p> <p>北海道開発局（本局）及び札幌開発建設部の一般職員が運転する車両の稼働状況をみると、下表のとおり、平成 18 年 4 月から 10 月までの 7 か月間において、ほとんど使用されておらず、これら 2 台の公用車については削減を図る余地があるとみられる。</p> <p>なお、北海道開発局では、現在でも、一般職員が運転する公用車に空きがない場合、レンタカーの使用を認めており、代替手段として、一般職員は必要の都度レンタカーを使用することができると考えられる。</p> <p style="text-align: center;">北海道開発局（本局）及び札幌開発建設部の一般職員が運転する車両の使用実績 (単位：km、日)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機関名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成 18 年 4 月～10 月</th> <th colspan="2">(参考) 平成 17 年度</th> </tr> <tr> <th>走行距離</th> <th>使用日数</th> <th>走行距離</th> <th>使用日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道開発局（本局）</td> <td>小型乗用自動車</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">12,733</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>札幌開発建設部</td> <td>小型乗用自動車</td> <td style="text-align: center;">239</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">393</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 札幌開発建設部の小型乗用自動車は、平成 17 年度における走行距離が 4,000km 未満で、かつ、使用日数が 50 日未満の公用車である。(表 4 - ⑫参照)</p>					機関名	区分	平成 18 年 4 月～10 月		(参考) 平成 17 年度		走行距離	使用日数	走行距離	使用日数	北海道開発局（本局）	小型乗用自動車	0	0	12,733	—	札幌開発建設部	小型乗用自動車	239	2	393	4
機関名	区分	平成 18 年 4 月～10 月		(参考) 平成 17 年度																							
		走行距離	使用日数	走行距離	使用日数																						
北海道開発局（本局）	小型乗用自動車	0	0	12,733	—																						
札幌開発建設部	小型乗用自動車	239	2	393	4																						

(注) 当省の調査結果による。

表 4 - ⑭

件名	タクシーやレンタカーなど代替手段を活用することで、公用車の削減を図る余地があるとみられる例
関係府省名	法務省、財務省、国土交通省
説明	

## 1 国土地理院中部地方測量部（国土交通省）

国土地理院中部地方測量部では、4台の公用車が使用されており、専任の運転手がおらず、一般職員がすべて運転を行っている。2台については、平成17年度の走行距離が1万kmを上回っているが、他の2台については、下表のとおり、走行距離が5,000kmを下回っており使用日数はそれぞれ60日及び40日となっている。

走行距離が短くなっている公用車の使用実績（平成17年度）  
（単位：km、日）

区分	走行距離	使用日数
1 小型貨物自動車	4,485	60
2 小型貨物自動車	4,907	40

（注）「1小型貨物自動車」は、平成17年度に更新されており、更新の手続上3か月間配置されていない期間がある。

平成17年度に、上記2台の公用車を同一日に使用しているのは年間14日であり、公用車の配置に係る費用と、2台のうち1台の公用車を削減しレンタカーを活用した場合の費用を試算し比較した場合、下表のとおり、公用車を削減しレンタカーを活用した方が、費用が割安となり、レンタカーを活用して上記の表中「2小型貨物自動車」を削減する余地があるとみられる。

公用車を配置した場合とレンタカー利用との場合における費用試算表

区分	年間費用の試算内容
公用車を配置した場合の費用	購入費用 (1,640,000円) ÷ 更新年数 (7年) = 234,285円
	年間維持費 132,962円
	計 367,247円 (a)
公用車を削減しレンタカーを活用した場合の費用	8,400円 (12時間) × 1日 = 8,400円
	9,450円 (24時間) × 21日 = 198,450円
	燃料費 34,162円
	計 241,012円 (b)
節減試算額	(a) - (b) 126,235円

（注）1 レンタカー料金は、同一車種を借りた場合の料金である。

2 レンタカーの使用日数が年間14日間を超えているのは、宿泊出張に使用しているものがあり、同一使用日のみをレンタカーで代替することとして試算できないためである。

2 同様に、タクシーやレンタカーなどの代替手段を活用することにより、複数ある公用車のうち一部を削減する余地があるとみられるものが、上記を含め、下表のとおり、3府省6機関においてみられた。

代替手段により削減を図る余地があるとみられるもの

(単位：km、日、円)

府省名	機関名	区分 (保有状況)	平成17年度の走行実績		公用車の 年間費用 (A)	代替手段の 年間費用 (B)	代替の内容	A-B
			走行 距離	使用 日数				
法務省	福島保護観察所	小型乗用自動車 (保有)	1,461	106	357,672	199,920	必要の際に タクシーを 使用	157,752
	千葉保護観察所	小型乗用自動車 (リース)	883	68	456,273	263,386	必要の際に タクシーを 使用	192,887
	松山保護観察所	小型乗用自動車 (リース)	2,124	65	351,283	207,997	必要の際に タクシー又 はレンタカ ーを使用	143,286
	高知保護観察所	小型乗用自動車 (保有)	837	50	341,079	105,656	必要の際に タクシー又 はレンタカ ーを使用	235,423
財務省	東北財務局	小型乗用自動車 (保有)	3,121	79	382,834	274,820	タクシー又 はレンタカ ーを使用	108,014
国土交通省	国土理院 中部地方 測量部	小型貨物自動車 (保有)	4,907	40	367,247	241,012	必要の際に レンタカ ーを使用	126,235
3府省6機関		6台						

- (注) 1 「公用車の年間費用」及び「代替手段の年間費用」については、当該公用車の平成17年度の走行実績を基に当省が試算した。
- 2 「公用車の年間費用」については、保有車は、車両取得価格を当該機関における一般的な耐用年数で除した金額に年間の維持費用を足し合わせて算出している。リース車については、年間のリース料に燃料費を加えて算出している。
- 3 福島保護観察所、高知保護観察所については、使用年数を7年として算出した。東北財務局については、使用年数を9年として算出した。

(注) 当省の調査結果による。

表 4-⑮ 使用実績を基に公用車の削減又は有効活用方策の検討を行っている例

府省名	機関名	削減又は有効活用方策の検討状況
法務省	福岡高等検察庁 福岡地方検察庁	福岡高等検察庁及び福岡地方検察庁では、福岡地方検察庁の業務が増加し同庁の公用車のみでは対応が困難となったこと等から、平成 15 年 4 月から福岡高等検察庁に配置された公用車 4 台と福岡地方検察庁の公用車 6 台の計 10 台を福岡地方検察庁事務局総務課において一元的に運行管理することとし、両庁で共同して公用車を使用している。その結果、福岡地方検察庁における公用車の不足が解消されたとしている。
財務省	関東財務局	<p>関東財務局では、8 台の公用車を使用しており、平成 17 年度においては、うち 5 台は局全体の共用車として総務部総務課が運行管理を行い、他の 3 台は使用する各課において運行管理を行っている。</p> <p>総務部総務課が運行管理を行っていた 5 台のうち 1 台について、平成 18 年 3 月に職員運転手が退職し、その際に使用実績を勘案して、総務課から会計課へ返納している。会計課において、当該公用車については、出先機関への管理換を検討しているとしている。</p>
農林水産省	中部森林管理局	中部森林管理局では、林野庁本庁から、「各局の保有車両について」（平成 18 年 8 月 30 日付林野庁業務課森林技術推進班担当課長補佐事務連絡）において、「車両の更新を進めるに当たっては、稼働率の低い車両の廃棄等」の取組を進めるという考え方にに基づき、使用している公用車の全体の使用状況を勘案して、平成 18 年 4 月に 2 台の公用車を削減したとしている。
経済産業省	北海道経済産業局	北海道経済産業局では、非常勤職員が専任の運転手として置かれていた公用車 1 台について、平成 17 年度において当該職員が入院し公用車を使用できなかった期間があったことから、公用車の有効活用及び職員の使用の利便性の向上を図る観点から、18 年度から当該公用車を一般職員が運転する取扱いとしている。その結果、17 年度においては 5,000 km であった当該公用車の走行距離が、18 年度においては、4 月から 9 月までの間で 1 万 km となっており、有効活用が図られるとともに、公用車が使用できないときの代替とされているタクシーの使用件数も減少したとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表 4 - ⑯ 公用車の記録が適切に行われていない例

府省名	機関名	説明
財務省	近畿財務局	<p>近畿財務局では、8台の公用車を使用しており、これらについては、「近畿財務局自動車管理及び自動車運転サービス規則」に基づき、「乗用車運行日誌」又は「業務用車使用承認簿」を作成することとしており、これらに使用月日、運行時間、走行キロ数等を記録することとされている。しかしながら、平成17年度において、記載がない場合があり、年間の使用日数、使用回数が集計できないものとなっている。</p>
厚生労働省	神奈川労働局	<p>神奈川労働局（本庁舎）では、7台の公用車を使用している。そのうち6台については、使用実績に係る記録が作成されているものの、残りの幹部職員の専用とされる1台については、使用実績の記録がなされておらず、年間の走行距離、使用日数、使用回数が把握できないものとなっている。</p>
	那覇検疫所	<p>那覇検疫所では、3台の公用車を使用しており、これらについては、「那覇検疫所自動車運行管理規程」に基づき、運転手等は、用務、行先、出発時間、到着時間等の運行記録を運転日誌に記入することとされており、「自動車運行日誌」が作成されている。</p> <p>那覇検疫所の公用車のうち、所長の移動その他業務一般に使用される1台については、平成17年度の自動車運行日誌において、使用しているにもかかわらず記載が行われていないとみられる部分があり、正確な年間の使用日数、使用回数が把握できないものとなっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

5 旅費事務の見直し等

(1) 旅費事務の効率化の推進

勸告	説明図表番号
<p>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号。以下「旅費法」という。）第 3 条第 1 項においては、国家公務員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給するとされている。</p> <p>政府においては、会計事務の適正化、効率化を図るため、会計事務の機械化が行われており、官庁会計事務データ通信システム（Governmental Accounting affairs Data Communication Management Systems。以下「ADAMS」という。）の導入が進められている。官署支出官が設置されている官署にはすべて ADAMS が導入されており、官署支出官による支払はすべて ADAMS による中央集中払いとなっている。ただし、ADAMS 導入官署であっても資金前渡官吏が取り扱う経費については、資金前渡官吏が現金又は口座振込により支払を行っている。</p> <p>（注）官署支出官は、ADAMS が導入された官署において支出の決定を行う職員。資金前渡官吏は、交通通信の不便な地方で支払う経費、庁中常用の雑費その他の経費の性質上現金の支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費の支払いをするため必要な資金を交付される職員</p> <p>一方、「電子政府構築計画」に基づき、IT 導入による業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進するため、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」（平成 16 年 9 月 15 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）が策定されており、当該計画においては、旅費を含むすべての支払について、現金支払から振込へ切り替えるとされている。</p>	<p>表 5 - (1) - ①</p>
<p>なお、国家公務員の給与支給は資金前渡官吏から行われており、平成 18 年 3 月には、口座振込がほぼ 100%となっている。</p> <p>今回、旅費支給を行っている 16 府省の 148 機関（本府省等 20 機関、地方支分部局等 128 機関）における、平成 18 年 1 月から 6 月までの間の職員に対する旅費の支給状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	<p>表 5 - (1) - ②</p>
<p><b>ア 旅費の口座振込が可能であるにもかかわらず、現金払を行っている例</b></p> <p>調査した 148 機関のうち、本府省等の 19 機関及び地方支分部局等の 95 機関の計 114 機関では、官署支出官が ADAMS を通じて口座振込で旅費を支給しており、それ以外の 34 機関では、資金前渡官吏が旅費を支給している。</p>	<p>表 5 - (1) - ③ 表 5 - (1) - ④</p>
<p>しかしながら、資金前渡官吏が旅費を支給している 34 機関のうち、合理的な理由がないにもかかわらず、職員に対する旅費支給を現金で行っている機関が 5 機関（2 府省）みられた。これらの機関においては、支給する現金の金種別の整理、日本銀行等からの現金の受取り、現金出納簿への記載、受領の確認（押印）等の現金での支給に伴う事務が発生している。</p>	<p>表 5 - (1) - ⑤ 表 5 - (1) - ⑥</p>
<p>なお、残りの 29 機関では、事務の省力化及び現金の取扱いに伴う事故防止の観点から、旅費支給を口座振込で行っている。</p> <p><b>イ 受領代理人の口座に振り込み、受領代理人が出張した職員に現金を手交す</b></p>	

<p><b>る煩さな事務を行っている例</b></p> <p>調査した 148 機関のうち、口座振込で旅費を支給している 143 機関の中には、合理的な理由がないにもかかわらず、出張した職員の口座に振り込まずに、各課室の庶務担当者を当該課室職員の旅費の受領代理人とし、受領代理人の口座に旅費を振り込んでいる機関が 9 機関（4 府省）みられた。</p> <p>これらの機関においては、各職員が旅費の受領権限を各課の庶務担当者に委任するため、毎年度又は異動があった都度、受領代理人に委任状を提出している。また、旅費の支給の手順は、受領代理人が自身の口座に振り込まれた金額の引出し、金種別の整理、現金の袋詰め及び現金の手交を行い、旅費を受領した職員が受領書への押印を行っており、出張した職員の口座に旅費を直接振り込む場合に比べ、事務が煩さなものとなっている。</p> <p>したがって、関係府省は、職員に対する旅費の支給方法について、事務の省力化及び事故防止の観点から、現金払及び受領代理人の口座への振込を見直す必要がある。（総務省、厚生労働省、国土交通省、環境省、防衛省）</p>	<p>表 5 - (1) - ⑦</p> <p>表 5 - (1) - ⑧</p>
---	---

(説明)

表5-(1)-① 旅費法における規定等

○ 旅費法 <抜粋>

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

○ 旅費法詳解(第5次改訂版) <抜粋>

本項は、旅費請求権の発生事由のうち最も基本的な場合、いいかえれば旅費支給の最も典型的な場合の規定である。職員、出張、赴任の意義等については前述したとおりであって、出張又は赴任のいずれであれ、その旅行に対する旅費は必ず当該職員自身に対して支給されるのである。

(注) 下線は、当省が付した。

表5-(1)-② 最適化計画における旅費支払の電子化に係る記述

○ 物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画の概要  
<抜粋>

第2 最適化の実施内容

1 物品調達及び物品管理業務・システム

(3) 支払の電子化

○ 現金支払から振込への切り替え

4 旅費業務・システム

上記1「物品調達及び物品管理業務・システム」の最適化と同様の取組を行う((2)及び(7)を除く)。このほか、支払業務の合理化(「精算払」の原則化等及び旅費計算業務等の外部委託化を図る。

○ 物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画(平成16年9月15日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会決定) <抜粋>

第2 最適化の実施内容

4 旅費業務・システム

(3) 支払の電子化

職員等の協力を得て、各種金融機関のインフラ整備に合わせて、ADAMSとの連携を図りつつ、各府省は支払業務を現行の「資金前渡官吏による分散型」から「センター支出官による集中型」に切り替える。

(注) 下線は、当省が付した。

表5—(1)—③ 官署支出官が旅費を支給している地方支分部局等

府省名	機関名
内閣府(1)	沖縄総合事務局
警察庁(3)	東北管区警察局、関東管区警察局、中国管区警察局
総務省(8)	北海道管区行政評価局、東北管区行政評価局、関東管区行政評価局、北海道総合通信局、東北総合通信局、信越総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局
法務省(31)	青森地方法務局、千葉地方法務局、大阪法務局、高松法務局、熊本地方法務局、大分地方法務局、東京矯正管区、広島矯正管区、高松矯正管区、東北地方更生保護委員会、福島保護観察所、関東地方更生保護委員会、前橋保護観察所、千葉保護観察所、近畿地方更生保護委員会、大阪保護観察所、四国地方更生保護委員会、松山保護観察所、高知保護観察所、熊本保護観察所、大分保護観察所、大阪入国管理局、福岡入国管理局 仙台高等検察庁、福島地方検察庁、前橋地方検察庁、高松高等検察庁、福岡高等検察庁、福岡地方検察庁 近畿公安調査局、四国公安調査局
財務省(12)	北海道財務局、東北財務局、関東財務局、近畿財務局、中国財務局、函館税関、名古屋税関、沖縄地区税関 仙台国税局、金沢国税局、広島国税局、福岡国税局
厚生労働省(11)	関東信越厚生局（麻薬取締部を除く。）、東海北陸厚生局（麻薬取締部を除く。）、九州厚生局（麻薬取締部を除く。）、茨城労働局、神奈川労働局、石川労働局、愛媛労働局、大分労働局、新潟検疫所、福岡検疫所、那覇検疫所
農林水産省(8)	東北農政局、北陸農政局、近畿農政局、中国四国農政局、横浜植物防疫所 関東森林管理局、中部森林管理局、四国森林管理局
経済産業省(3)	北海道経済産業局、中部経済産業局、四国経済産業局
国土交通省(14)	北海道開発局、札幌開発建設部、関東地方整備局（さいたま）、関東地方整備局（横浜）、中部地方整備局（三の丸庁舎）、中部地方整備局（築地庁舎）、北陸信越運輸局、神戸運輸監理部、中国運輸局、大阪航空局 第四管区海上保安本部、第五管区海上保安本部、第六管区海上保安本部、第九管区海上保安本部
環境省(2)	東北地方環境事務所、九州地方環境事務所
防衛省(2)	東京防衛施設局、福岡防衛施設局
計	95 機関

(注) 当省の調査結果による。

表5—(1)—④ 資金前渡官吏が旅費を支給している機関及び支払方法

府省名	機関名	支払方法
公正取引委員会(3)	中部事務所	口座振込
	近畿中国四国事務所	口座振込
	九州事務所	口座振込
総務省(3)	茨城行政評価事務所	口座振込
	岡山行政評価事務所	現金払
	熊本行政評価事務所	現金払
財務省(2)	財務省本省	口座振込
	関東信越国税局	口座振込
厚生労働省(10)	関東信越厚生局(麻薬取締部)	現金払
	東海北陸厚生局(麻薬取締部)	現金払
	九州厚生局(麻薬取締部)	現金払
	北海道社会保険事務局	口座振込
	青森社会保険事務局	口座振込
	群馬社会保険事務局	口座振込
	新潟社会保険事務局	口座振込
	高知社会保険事務局	口座振込
	長崎社会保険事務局	口座振込
	沖縄社会保険事務局	口座振込
農林水産省(4)	福島農政事務所	口座振込
	茨城農政事務所	口座振込
	長野農政事務所	口座振込
	門司植物防疫所福岡支所	口座振込
国土交通省(11)	大宮国道事務所	口座振込
	長野国道事務所	口座振込
	名四国道事務所	口座振込
	神戸営繕事務所	口座振込
	岡山国道事務所	口座振込
	函館運輸支局	口座振込
	秋田運輸支局	口座振込
	長崎運輸支局(海運)	口座振込
	松山空港事務所	口座振込
	中部地方測量部	口座振込
	近畿地方測量部	口座振込
環境省(1)	長野自然環境事務所	口座振込
計	34 機関	口座振込 : 29 機関 現金払 : 5 機関

(注) 当省の調査結果による。

表 5 - (1) - ⑤

件 名	旅費の口座振込が可能であるにもかかわらず、現金払を行っている例
関係府省名	総務省、厚生労働省
説 明	<p>1 岡山行政評価事務所では、職員の出張に対する旅費は、資金前渡官吏である所長から支給されている。</p> <p>資金前渡官吏による旅費の支給方法は、現金で支給する方法と口座振込で支給する方法の二つの方法があるが、同事務所では、職員への旅費支給は、すべて現金で行っており、現金支給に伴い、金種別の整理、日本銀行（代理店）からの現金の受取り、現金出納簿への記載、本人の受領の確認（押印）等の事務が発生している。</p> <p>一方、茨城行政評価事務所においても資金前渡官吏（所長）から旅費を支給しているが、同事務所では、事務効率化及び現金取扱いに伴う事故防止の観点から、すべて口座振込としており、岡山行政評価事務所においても、同様に、口座振込とする余地があると認められる。</p> <p>なお、岡山行政評価事務所では、職員への旅費支給以外の支払（物品調達に伴う支払、委員等旅費の支払、行政相談委員実費弁償金の支払等）は、すべて口座振込としている。</p> <p>2 上記のほか、職員に対する旅費の支給を現金払で行っている機関は、次のとおりである。</p> <p>熊本行政評価事務所、関東信越厚生局麻薬取締部、東海北陸厚生局麻薬取締部、九州厚生局麻薬取締部</p>

（注）当省の調査結果による。

表5- (1) -⑥ 資金前渡官吏による旅費の現金払と口座振込の事務手続

現金払の場合	口座振込の場合
<p>支出負担行為決議書の起案・決裁</p> <p>↓</p> <p>受領金額の金種別整理</p> <p>↓</p> <p>日本銀行を受取人とする小切手の振り出し</p> <p>↓</p> <p>日本銀行（代理店）へ小切手の提出・現金受領</p> <p>↓</p> <p>現金の袋詰め</p> <p>↓</p> <p>旅費支給・受領印の徴収</p> <p>↓</p> <p>現金出納簿への記載</p>	<p>支出負担行為決議書の起案・決裁</p> <p>↓</p> <p>国庫金振込請求書の作成</p> <p>↓</p> <p>日本銀行（代理店）を受取人とする小切手の振り出し</p> <p>↓</p> <p>日本銀行（代理店）へ小切手及び国庫金振込請求書の提出</p>

(注) 調査結果を基に当省が作成した。

表5-(1)-⑦ 厚生労働省及び農林水産省における旅費支給の口座振込化に係る通知文書

○ 厚生労働省

「会計経理事務の適正な執行について」(平成17年11月8日付け地発第1108001号厚生労働省大臣官房地方課長から都道府県労働局長あて) <抜粋>

3. 謝金及び旅費の支払

(3) 旅費等の支給にあたっての口座振込の徹底

上記(1)及び(2)に係るいわゆるカラ雇用やカラ出張については、別途経理金(裏金)の捻出がその目的とされていたが、このような不正支出を容易にした要因として、謝金及び旅費支給の現金払や、安定所に対する労働局の統制が事実上機能していなかった点が指摘されているところである。

労働局では、平成18年度から監督署・安定所で支払っている保険給付費以外については、その支払を全て労働局総務部の会計事務担当係において一括して支払うこととして、現在、順次移行作業を進めているところであるが、謝金及び旅費支給等に係る現金払については、早急にこれを口座振込に改めることとし、遅くとも18年度当初には、完全移行を完了すること。

○ 農林水産省

「旅費の支払等に関する改善策について」(平成16年6月大臣官房経理課) <抜粋>

現在、旅費の支払については、現金払と振込払(分割振込を含む。)を行っているところであるが、振込払は、全体の2割程度で、ほとんどは、現金払で対応しているところである。

この現金払については、担当職員に多大の事務負担を負わせていること等により、盗難・紛失等の防止、事務負担の軽減などの観点から、下記のとおり、旅費の事務処理についての改善を図り、その実行を期するものとする。

記

1. 旅費の支払については、原則として全額振込(分割振込を含む。)とする。

4. 実施時期については、外国旅費関係は、平成16年7月1日を目途に、内国旅費については平成16年8月1日を目途に、旅費の支払の行われるものから実施していくものとする。

(注) 厚生労働省及び農林水産省の資料による。下線は、当省が付した。

表5-(1)-⑧

件名	旅費を受領代理人を受領し、本人に渡すため、煩さな事務となっている例
関係府省名	総務省、国土交通省、環境省、防衛省
説明	<p>1 消防庁では、総務省所管会計事務取扱規程（平成13年1月6日総務省訓令第55号）に基づき、同庁総務課長が官署支出官とされており、同庁職員に対する旅費の支給は、ADAMSを利用して口座振込で行っている。</p> <p>消防庁では、職員への旅費の支給方法について、各課（室）の受領代理人（主幹又は代表係長）による代理受領としており、職員が提出した受領代理の委任状に基づき、出張した職員の口座ではなく、受領代理人の口座に振り込んでいる。</p> <p>このため、委任を受けた受領代理人は、自身の口座へ振り込まれた旅費について、①口座から引き出し、②旅行者に渡すべき金額を金種別に整理し、③現金を職員ごとに袋詰めし、④袋詰めされた現金を出張者へ手交し、現金を手交する際に、受領の確認のための受領書に押印させており、本人の口座に振り込む方法に比べ煩雑なものとなっている。</p> <p>消防庁では、受領代理人の口座へ振り込む方法は、従前から行っているもので、特段の理由はないとしている。</p> <p>なお、旅費受領の権限の委任は、民法（明治29年法律第89号）第643条に基づくものであり、受領代理人による旅費の受領については、当該職員が行う受領代理人に対する旅費の受領権限の委任は、法的には、当該職員と受領代理人との間の私的な委任契約関係であると解されている。</p> <p>2 環境省本省では、大臣官房会計課が旅費事務処理のマニュアルを策定し、各部局の旅費事務担当職員に配布し、これに基づき旅費関係事務が行われている。当該マニュアルでは、「職員への旅費の支給は原則として各局部課の受領代理人（予算決算担当係長）による代理受領とする。受領代理の委任期間は年度ごととし、年度開始後速やかに委任状を提出すること。」「ただし、遠隔地の職員・・・には口座振込により支給する。」とされ、現行の取扱では、本人口座への振込が原則とされている。</p> <p>このため、環境省本省の職員に対する旅費支給は、①受領代理人の口座への振込と②出張者本人の口座への振込がみられる。</p> <p>受領代理人による代理受領の場合、職員は、毎年度、旅費受領の権限を委任する委任状を提</p>

出する。また、委任を受けた受領代理人は、自身の口座へ振り込まれた旅費について、①口座から引き出し、②旅行者に渡すべき金額を金種別に整理し、③現金を袋詰めし、④袋詰めされた現金を出張者へ手交する。また、手交する際に、受領の確認のため、受領書に押印させており、本人の口座へ振り込む方法に比べ煩さ雑なものとなっている。

なお、環境省は、原則、本人の口座への振込とするようマニュアルの見直しを行うとしている。

- 3 東京防衛施設局及び福岡防衛施設局では、官署支出官が置かれており、旅費の支給は、ADAMSを利用した口座振込としている。

しかし、一部職員は、旅費受領の権限を受領代理人（各課の庶務担当者）に委任しており、出張者への旅費は、出張者本人の口座ではなく、受領代理人の口座に振り込まれている。

なお、防衛省では、防衛庁行政効率化推進計画（平成16年6月15日策定。平成17年6月30日、18年8月29日改定）において、「行政事務の効率化の観点から、費用対効果の検討や職員の利便性を図りつつ、銀行等への振込の実施や推進についての検討を実施。今後も旅費の銀行等への振込の実施に努める。」としている。

- 4 上記のほか、旅費を受領代理人が受領し本人に渡している機関は、次のとおりである。

第四管区海上保安本部、第五管区海上保安本部、第六管区海上保安本部、第九管区海上保安本部、秋田海上保安部

（注）当省の調査結果による。

(2) 旅費の節減の取組の徹底

勸告	説明図表番号
<p>旅費法第7条においては、国費の適正な支出を図るため、「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」とされている。</p>	表5-(2)-①
<p>また、「行政効率化推進計画」では、主要な取組の一つとして出張旅費の効率化が挙げられ、「出張を行う際には、割引制度等の情報の収集に努め、その最大限の利用を図るものとする。(中略)各府省は、上記内容を周知徹底し、以って出張旅費の効率的な使用を図るものとする。」とされ、府省別の行政効率化推進計画においても、出張旅費の効率化が取り上げられている。</p>	表5-(2)-②
<p>旅費法を所管する財務省は、旅費の節減に資するため、各府省に対し、「パック料金による出張の場合の旅費の調整について」(平成17年3月25日付け財務省主計局給与共済課)、「各省庁における出張旅費の節減の例」(平成17年7月8日付け財務省主計局給与共済課長)を通知し、旅費の節減を求めている。</p>	表5-(2)-③
<p>また、財務省は、会計検査院による旅費の不適切な請求等の事例についての指摘(平成17年11月)及び参議院本会議における内閣に対する警告の決議(平成18年6月)を踏まえ、「旅費予算の適正な執行について」(平成17年11月11日付け財務省主計局司計課長・給与共済課長)及び「出張に係る旅費の過大支給の再発防止について」(平成18年6月19日付け財務省主計局司計課長・給与共済課長)により、各府省に対し、旅費の厳正な執行を図るため、出張する職員が割引航空券やパック商品を利用しやすい環境を整えることや出張計画書等での割引航空券やパック商品の利用予定の確認、これらが利用されていない場合の理由の確認等を求めるとともに、関係職員への周知徹底を図るよう依頼している。</p>	表5-(2)-④
<p>今回、16府省の184機関(本府省等19機関、地方支分部局等165機関)における旅費の節減の取組状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p><b>ア 旅費の節減の取組状況</b></p>	
<p>各府省は、それぞれの行政効率化推進計画や財務省の通知に基づき旅費の節減に取り組んでいるが、各府省の取組には、次のような差異がみられた。</p> <p>(ア)平成16年6月に「行政効率化推進計画」が策定され、府省別の行政効率化推進計画においては、「出張により航空機を利用する際には、割引制度の情報の収集に努め、その最大限の利用を図るものとする。」等とされている。</p>	
<p>しかし、府省別の行政効率化推進計画における出張旅費の効率化について、個別に府省内に周知を図った府省又は関係規程に反映させた府省は9府省であり、残り7府省は、当該計画全体の周知にとどまっている。また、</p>	表5-(2)-⑤
<p>割引航空券やパック商品については、14府省はそれらを利用するよう府省内に周知を図っているが、2府省はパック商品を利用した場合の旅費の調整方法を周知したのみで、割引航空券等を利用するよう府省内への周知を</p>	表5-(2)-⑥

<p>行っていない。</p> <p>(イ) 財務省が示した、出張計画書等によるパック商品や割引運賃の利用予定の確認についてみると、航空機利用の出張の場合に実施しているのは9府省、鉄道利用の出張の場合に実施しているのは2府省となっている。</p> <p>また、航空機利用の出張について、割引航空券等を利用していない場合の理由書を徴収しているのは10府省となっている。</p>	<p>表5-(2)-⑦</p>
<p>(ウ) 平成18年6月19日に財務省から旅費の執行に関する通知があったにもかかわらず、当該府省の外局等のいずれにも送付していないため、これらの機関では、財務省が示した、新幹線及び在来線を利用したパック商品や回数券の利用促進を図るための出張計画時における利用予定の確認の方法を全く承知しておらず、財務省が示している取組を実施していない例がみられた。</p>	<p>表5-(2)-⑧</p>
<p><b>イ パック商品等の利用状況</b></p> <p>地方支分部局等における、平成18年1月から6月までの6か月間の割引運賃制度やパック商品の利用状況をみると、次のとおり、地方支分部局等にも取組が徹底され多数利用されている府省がみられる一方、一部の地方支分部局等で利用されているものの、一層の利用を図る余地があるとみられる府省がある。</p>	
<p>(ア) 航空機利用の出張において、割引航空券やパック商品を利用して出張する場合、例えば、札幌・東京間の出張では、普通運賃による場合に比べ、出張1件当たり約1万円から2万円以上の旅費の節減が可能となり、割引航空券やパック商品は、旅費の節減を図るための重要な手段の一つとなっている。</p>	<p>表5-(2)-⑨</p>
<p>今回調査した12府省の地方支分部局等165機関のうち、平成18年1月から6月までの6か月間に航空機利用の出張が10件以上あったのは12府省57機関あり、この57機関における、航空機利用の出張件数に占める割引航空券又はパック商品の利用割合をみると、50%に満たない機関が7府省17機関みられるなど、一層の利用を図る余地があるとみられる。</p>	<p>表5-(2)-⑩</p>
<p>また、割引率の低い往復割引航空券を割引運賃制度の利用として認めており、他の割引航空券の利用まで求めている機関や、パック商品や割引運賃制度が利用できると見込まれる出張について、パック商品等を利用していない出張がある機関がみられる。</p>	<p>表5-(2)-⑪ 表5-(2)-⑫</p>
<p>(イ) 鉄道利用の出張の場合についても、パック商品を利用することで旅費の節減が可能であり、例えば、平成18年1月から6月までの6か月間の44件の出張で鉄道を使用したパック商品を利用し、普通運賃による場合に比べ、出張1件当たり約4,000円(合計約17万5,000円)の旅費節減の効果を上げている機関がみられた。</p>	<p>表5-(2)-⑬</p>
<p>今回調査した12府省の地方支分部局等165機関について、平成18年1月から6月までの6か月間の出張で、鉄道を使用したパック商品を利用し</p>	<p>表5-(2)-⑭</p>

<p>ている機関は5府省26機関にとどまっている。</p> <p>また、鉄道運賃については、利用できる割引運賃制度があるにもかかわらず、旅費業務担当職員がそれらを承知していない等のため、普通運賃で旅費を支給している機関が7府省18機関みられた。</p>	<p>表5-(2)-⑮</p>
<p>(ウ) 地方支分部局等の中には、本府省からパック商品を積極的に使用するよう指示がないなどとして職員に利用を求めているものが2府省6機関みられた。</p>	<p>表5-(2)-⑯</p>
<p><b>ウ 効果的な旅費の節減のための新たな取組の推進</b></p>	
<p>パック商品等の利用は、旅費節減に有効であるが、パック商品等を効果的に利用するためには、パック商品等に関する情報収集、多様な商品について比較検討・選択をした上で、乗車券等の手配・購入が必要となる。各機関においては、利用する商品の選択は出張する各職員が行っているのが現状であり、その負担は大きく、非効率である。また、旅費事務担当者の確認等の負担も大きい。</p>	
<p>また、出張で利用するパック商品等の選択を各職員が行っているため、同一の用務先・旅程の出張でも、利用したパック商品等が職員によって区々となっており、旅費の節減額に差異のある例がみられた。</p>	<p>表5-(2)-⑰</p>
<p>なお、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」では、旅費業務について、旅行命令、旅費の請求、出張報告、支出負担行為決議、支出決議等は、最適化の対象とされているが、パック商品等の検索や乗車券等の手配は対象とされていない。</p>	<p>表5-(2)-⑱</p>
<p>一方、地方公共団体や国立大学法人の中には、旅費業務の効率化を図るため、旅行の経路選定や乗車券等の手配を含めた出張関係業務を民間事業者にアウトソーシングし、省力化と旅費の節減を図っている例がみられた。</p>	<p>表5-(2)-⑲</p>
<p><b>エ その他旅費の節減を図る必要がある例</b></p>	
<p>旅費法第46条第1項においては、通常必要としない旅費などの減額調整について規定されており、出張の旅程に通勤経路が含まれる場合、通勤経路上の交通費については、通勤手当が支給されているため、旅費の調整を行う必要があるが、地方支分部局等において、減額調整に係る事務が煩さであるなどとして、これを実施していない機関が9府省31機関みられた。</p>	<p>表5-(2)-⑳</p>
<p>また、至近距離の徒歩区間に旅費を支給している例も1府省1機関みられた。</p>	<p>表5-(2)-㉑</p>
<p>したがって、各府省は、旅費の節減の観点から、旅費の効率化の取組に関する通知・文書の内容の周知、パック商品や割引運賃制度の積極的な活用などにより、旅費節減の取組を徹底する必要がある。</p>	
<p>また、各府省は、パック商品等の効率的な情報収集や乗車券の手配等について、アウトソーシングを含め検討する必要がある。</p>	

(説明)

表5- (2) -① 旅費法における規定等

○ 旅費法 <抜粋>

第1条 この法律は、公務のため旅行する国家公務員等に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに国費の適正な支出を図ることを目的とする。

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

○ 旅費法詳解（第5次改訂版） <抜粋>

旅費法の目的の第二は、公務の円滑な運営に資することである。公務の円滑な運営を図るためには、公務として旅行を命じた以上所要の旅費を支給して、公務の執行に支障を生じないようにすることが必要である。ただ、国費の支出を伴うものであるから、与えられた予算の範囲内において、必要最小限の旅費を適正な基準に従って支給しなければならない。

旅費法の目的の第三は、国費の適正な支出を図ることである。行政綱紀が弛緩すると、旅費制度を悪用し、空出張、慰労出張等によって国費を濫費するおそれがあるので、これを防ぎ旅費制度を正しく運用するために法律において明文化したものである。

(注) 下線は、当省が付した。

表5-2-2 行政効率化推進計画の出張旅費の効率化関係（国内旅費関係）部分

府省名等	各府省の行政効率化推進計画（平成18年8月29日改定）における「出張旅費の効率化」の部分（抜粋）
前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>出張を行う際には、割引制度等の情報の収集に努め、その最大限の利用を図るものとする。各府省は、上記内容を周知徹底し、以って出張旅費の効率的な使用を図るものとする。</li> </ul>
内閣府	○ 出張を行う際には、割引制度等の情報の収集に努め、その最大限の利用を図る。（引き続き推進）
宮内庁	<p>（これまでの取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出張により航空機を利用する際には、割引制度がない場合（期間等）を除き、原則、割引航空運賃を利用することで、旅費の効率化を図ってきた。</li> </ul> <p>（今後の取組計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出張を行う際には、割引制度等の情報の収集に努め、その最大限の利用を図るものとする。</li> </ul>
公正取引委員会	<p>（これまでの取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② 出張により航空機を利用する際には、割引制度の情報の収集に努め、これを最大限に利用</li> </ul> <p>（今後の取組計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 国内線の利用についても可能な限り、割引航空運賃の利用を図る。（通年実施）</li> </ul>
国家公安委員会	<p>（これまでの取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出張により航空機を利用する際には、割引制度等の情報の収集に努め、その利用を最大限図っている。</li> </ul> <p>（今後の取組計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出張を行う際には、割引制度等の情報の収集に努め、その最大限の利用を図る。（平成18年度以降も引き続き実施）</li> </ul>
防衛庁	<p>（これまでの取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各機関等に対しては、平成16年度に、割引航空運賃の利用について通知等を行い、さらに、引き続き各種割引料金の情報収集に努めるとともに、日程の早期調整に努め、出張旅費の効率的な使用を図るよう、平成17年8月12日に通知した。</li> </ul> <p>（今後の取組計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出張を行う際には、割引制度等の情報の収集に努め、その最大限の利用を図るものとする。</li> </ul>
金融庁	<p>（これまでの取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出張により航空機を利用する際には、割引制度の情報の収集を行い、その最大限の利用を図っている。</li> <li>○ 「旅費予算の適正な執行について」（事務連絡）を平成18年2月に発出し、旅費支給の適正化を図り、あわせて出張者から旅行前に割引航空券等の利用状況を確認する等により出張旅費の更なる節減に努めることとした。</li> </ul> <p>（今後の取組計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出張に代わる手段の活用を検討し、出張旅費の抑制に努める。（平成18年度以降も引き続き検討）</li> </ul>
総務省	<p>（これまでの取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 出張旅費の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅行目的に支障のない限り、通し切符、往復割引切符のような経済的な切符を利用し、旅費使用の効率化を図るよう周知・徹底。航空機を利用する出張については、割引航空料金の最大限の利用を図った。</li> <li>また、各部局に対し通知を発出し（平成17年11月及び18年4月）、上記取組を省内に周知徹底した。</li> </ul> </li> </ul> <p>（今後の取組計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 出張旅費の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的な切符の利用により、旅費使用の効率化を図るよう周知・徹底。（引き続き実施）</li> </ul> </li> </ul>
法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出張を行う際には、割引制度等の情報の収集に努め、その最大限の利用を図る。上記内容を周知徹底し、もって出張旅費の効率的な使用を図る。（継続）</li> </ul>
外務省	今後とも、各部署において、出張案件の優先順位を踏まえた無駄の無い効率的な予算執行を図ってい

府省名等	各府省の行政効率化推進計画（平成 18 年 8 月 29 日改定）における「出張旅費の効率化」の部分（抜粋）
	く。
財務省	<p>（平成 16 年度までの取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出張旅費の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内出張に係る J R 割引切符、割引航空運賃の利用</li> </ul> </li> </ul> <p>（平成 17 年度の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出張旅費の削減方策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の項目について、所管各部局に対し、確実に実施するよう周知するとともに実施要領等を作成し、文書で周知徹底を図り、実施した。</li> <li>・ 割引制度の情報の収集に努めるとともに、民間企業の出張旅費の削減方策例等を参考に、可能な場合は往復運賃と宿泊料がセットとなっているパック料金を活用するなど、その最大限の利用を図ること。</li> </ul> </li> </ul> <p>（今後の取組計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出張旅費の削減方策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 割引制度等の情報の収集に努めるとともに、民間企業の出張旅費の削減方策例等を参考に、可能な場合は往復運賃と宿泊料がセットとなっているパック料金を活用するなど、その最大限の利用を図るものとする。</li> </ul> </li> </ul>
文部科学省	<p>（これまでの取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 省内ネットワークを利用した旅費計算システムを導入した。旅行命令書及び旅費請求書の計算をネットワークを利用し一元的に管理できるシステムにより旅費支給の効率化を図っている。</li> </ul> <p>（今後の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出張による航空機利用について、割引制度の利用を推進することとする。（引き続き実施）</li> </ul>
厚生労働省	<p>航空機を利用する国内出張では、できる限り割引航空券を利用することとしている。</p> <p>出張において割引航空券（往復割引を除く。）を利用しなかった場合については、その理由を確認することで、より一層の割引航空券の利用促進を図ることとしている。</p>
農林水産省	<p>（今後の取組計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農林水産省会計監査規程に基づき平成 18 年度監査実施基本方針を定め、出張の効率的な実施及び航空機を利用した出張に係る旅費の支給状況について、各監査部局統一的な観点から監査を実施。</li> <li>○ 出張を行う際には、割引制度等の情報の収集に努め、その最大限の利用を図る。（平成 16 年度より）</li> <li>○ 出張旅費の効率的な使用を図るため、上記内容を文書により周知徹底。（平成 16 年度より）</li> </ul>
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出張により航空機を使用する際には、割引制度の情報の収集に努め、最大限利用。</li> <li>○ 出張を行う際には、割引制度等の情報の収集に努め、その最大限の利用を図るものとする。（引き続き実施）</li> </ul>
国土交通省	<p>（今後の取組計画）</p> <p>出張を行う際には、割引制度等の情報の収集に努めその最大限の利用を図るものとする。</p> <p>上記内容を周知徹底するとともに、同一地域、同一案件についての複数職員の出張の必要性の見直しなどにより、以って出張旅費の効率的な使用を図るものとする。また、出張に代わる手段を活用することにより、出張旅費の削減に繋げるよう努める。（平成 18 年度以降も引き続き実施）</p>
環境省	<p>（今後の取組計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出張により航空機を利用するに際しては、割引制度の情報の収集に努め、特に事情がある場合を除き、原則、割引航空運賃を利用することとし、省内に周知徹底し、効率的な出張旅費の使用を図る。（引き続き実施）</li> </ul>

（注）各府省の行政効率化推進計画による。

表5-2-3 旅費節減に係る財務省の通知

(その1)

○ 「パック料金による出張の場合の旅費の調整について」(平成17年3月25日付け財務省主計局給与共済課)

当分の間、パック料金(運賃・宿泊代がセットになったもの)については、その料金が、通常の旅行の場合における旅費の運賃及び宿泊料定額の合計額(正規の旅費)より経済的な場合(旅費法第7条)、以下を参考に正規の旅費を調整し使用されたい。

1 運賃・宿泊代の区分がないパック料金

運賃・宿泊代の区分がないパック料金については、次により旅費法の運賃・宿泊料に区分する。

- ① 宿泊料定額へ先に充てる。旅費請求書(宿泊料欄)に記載。
- ② 残額を割引制度を適用した運賃の実費額として調整し(旅費法第7条)、旅費請求書(運賃欄)に記載。
- ③ 旅費請求書備考欄にパック料金である旨記載。

- ※ ・ 鉄道を利用するパック料金のうち、旅程片道100km未満で急行料金を含んでいるものの使用については、引き続き検討する。
- ・ 証拠書類については、各省の実態に即した方法で取扱われたい。

2 夕・朝食代(またはそのどちらか)が付いていないパック料金

夕・朝食代が付いていないパック料金については、パックを使用しない者との均衡を考慮し(宿泊料定額の構成要素は宿泊代、夕・朝食代等)、旅行命令権者が適当と判断する金額を夕・朝食代等として加味することができる。ただし、正規の旅費との関係に留意されたい。

夕・朝食代等を加味する場合には、旅費請求書にその額が判別できるよう、適宜記載する。

加味する額については、旅費法上の食卓料(船中泊等で運賃に食事代が含まれない場合に支給する夕・朝食代等)の金額が目安の一つと考える(食卓料を支給するのではない)。

(旅費請求書の記載例を添付)

(その2)

○ 「各省庁における出張旅費の節減の例」(平成17年7月8日付け財務省主計局給与共済課長)

標記について、別紙のとおり取りまとめたので、これらを貴庁における旅費の節減策として極力取り入れ、出張旅費の一層の効率的な使用・節減に努めていただきたい。

(別紙) 各省庁における出張旅費の節減の例

◎ 各種割引料金の活用

(内国旅行)

○ 新幹線回数券の利用

- ・ 複数人で同一地域に出張する場合に回数券を利用

○ 各種割引航空券の利用

- ・ 日程が早くから確定している出張については、可能な範囲で割引率が高い早割航空券の利用  
(使用例)

① 旅行発令時期が旅行日の3週間前までであれば「早割り」の利用(割引率最大53%程度)

② 旅行発令時期が旅行日の7日前までであれば「特割7」の利用(割引率最大51%程度)

③ 旅行発令時期が旅行日の前日までであれば「特割1」の利用(割引率最大52%程度)

- ・ 往復割引の利用

- ・ チケットレス割引の利用(割引率3%程度)

- ・ バーゲンフェアの利用

- ・ バースデー割引の利用

○ パック料金の利用

- ・ パック料金の旅費請求方法の明確化による利用の促進

- ・ 主要都市へのお出張で同一地に滞在し往復の経路が同じ場合等、その旅行に合致するパック商品がある場合に利用

表5- (2) -④ 旅費の適切な執行に係る財務省の通知

(その1)

○ 「旅費予算の適正な執行について」(平成17年11月11日付け財務省主計局司計課長・給与共済課長)

旅費予算については、従来から適正な執行に努めてきたところであるが、会計検査院からの旅費の不適切な請求等の事例(別添1参照)についての指摘を踏まえ、更に旅費の厳正な執行を図るため、下記の取扱いを参考に、関係職員への周知方徹底願いたい。

記

1 旅行命令権者及び各部局庶務担当者による出張計画等の確認

旅行命令権者及び各部局庶務担当者(以下「旅行命令権者等」という。)は、旅行命令等の事務処理を早期に行い、出張する職員が割引航空券(普通航空券・往復割引航空券を除く。)及びパック商品(以下「割引航空券等」という。)を利用しやすい環境を整えるとともに、次の事項について確認を行う。

(1) 旅行命令権者等は、出張者から事前に出張計画書等を提出させるとともに、割引航空券等の利用状況について確認を行う。

(2) 旅行命令権者等は、出張後の旅費精算請求時に、領収書、搭乗半券を確認し、請求金額等の確認を行う。

その際、搭乗半券の運賃種別コード(別添2参照)に基づく運賃額と領収書の金額を確認する。

2 旅費の支出又は支払をする者による請求内容等の確認

旅費の支出又は支払をする者は、航空機を利用した旅費の精算請求を受けたときは、速やかに支給を行うために、次の事項について確認を行う。

(1) 航空機を利用した旅費の精算請求では、請求金額と領収書、搭乗半券等の添付資料に基づき、支給金額の確認を行う。

(2) さらに、割引航空券等が利用されていない場合には、その理由等について確認する。

(注) 下線は、当省が付した。

(その2)

○ 「出張に係る旅費の過大支給の再発防止について」(平成18年6月19日付け財務省主計局司計課長・給与共済課長)

標記については、平成18年6月9日の参議院本会議において内閣に対する警告が議決(いわゆる警告決議:別紙1)されたことから、既に「旅費予算の適正な執行について」(平17.11.11)(別紙2)により取り組んでいただいているところであるが、当該警告決議の趣旨を踏まえ、改めて、関係職員に対し周知徹底を図り旅費の厳正な執行を図っていただきたい。

また、鉄道等を利用するパック料金による出張については、その料金が、通常の旅行の場合における旅費の運賃及び宿泊料定額の合計額(正規の旅費)より経済的な場合、正規の旅費を調整して使用することが必要となるが、これらパック料金による出張についても同様に確認を強化する等の措置を図っていただきたい。

なお、財務省においてパック料金によった出張の場合に行っている旅費の証明資料の確認強化の取組みの例(別紙3)を添付するので、各庁における措置の参考とされたい。

(別紙3)

○ 「新幹線パック商品等の利用促進等について」(平成17年11月15日付け大臣官房会計課長)

割引運賃等の利用促進については、平成17年8月2日付事務連絡で指示したところであるが、更に、財務省所管の旅費予算の効率的な執行を図るため、原則として下記のように取扱うこととしたので、関係職員への周知方徹底願いたい。

記

1. 新幹線パック商品等の利用促進について

(1) 旅行命令権者及び各部局庶務担当者(以下「旅行命令権者等」という。)は、航空機の割引運賃等の利用促進と同様に、新幹線及び在来線を利用したパック商品及び回数券(以下「新幹線パック商品等」という。)の利用促進を図るため、出張計画書の提出の際に、各出張先のパック商品等の販売実態を考慮したうえで、「新幹線パック商品等の利用確認書」(別紙1)を添付させ、利用状況を確認すること。

(2) 旅行命令権者等は、出張者が作成する旅費精算請求書に「新幹線パック商品等精算書」(別紙2)及びその他の添付資料等により請求金額を確認すること。

(3) 旅費請求担当者は、各部局庶務担当者から提出された旅費精算請求書、新幹線パック商品等精算書、領収書及びパンフレットの証拠書類に基づき、支給金額の確認を行うこと。

2. 国内出張に係る「宿泊料」の確認について

各部局庶務担当者又は旅費支給担当者は、国内出張でパック商品以外の宿泊施設を利用した「宿泊料」について、宿泊の事実を確認するため、旅費の精算請求時に出張者より宿泊施設の領収書の提示を受けて確認すること。

(注) 下線は、当省が付した。

表5－(2)－⑤ 「出張旅費の効率化」の周知等の状況（平成16年の計画策定時）

府省名	出張旅費の効率化の周知文書等
内閣府	無し
宮内庁	「割引航空券の利用について」（平成16年8月20日）
公正取引委員会	「旅費に関する取扱基準」（平成16年9月16日）で航空券の割引制度の最大限利用及びパック商品の利用基準を規定
国家公安委員会	無し
金融庁	「出張旅費の効率化の推進について」（平成16年6月30日）
総務省	「出張旅費の効率化について」（平成16年7月14日）
法務省	無し
外務省	無し
財務省	「出張旅費の効率化の推進について」（平成16年7月15日）
文部科学省	「行政効率化推進計画（出張旅費の効率化）について」（平成16年6月22日）
厚生労働省	「出張旅費の効率化について」（平成16年6月23日）
農林水産省	「出張旅費の効率化について」（平成16年11月19日）
経済産業省	無し
国土交通省	無し
環境省	無し
防衛省	「出張旅費の効率化について」（平成16年10月26日）

（注）当省の調査結果による。

表5- (2) - ⑥ 割引航空券及びパック商品の利用に係る周知の状況

府省名	周知文書等	周知内容
内閣府	○「会計事務の手引」	・ 片道普通運賃は、原則認めない。利用可能な割引運賃（往復割引を除く。）を適用する。6枚回数券に留意
宮内庁	○「割引航空券の利用について」（平成16年8月20日）	・ 割引航空券の有効利用
公正取引委員会	○「旅費に関する取扱基準」（平成16年9月16日）	・ 購入する航空券は、割引制度を最大限利用すること。航空機の利用を伴うパック商品の利用基準を策定
国家公安委員会	○「旅費予算の一層適正な執行について」（平成18年3月6日警察庁丁会発第196号）	・ パック商品及び割引航空券の利用促進
金融庁	○「出張旅費の効率化の推進について」（平成16年6月30日）	・ 出張により航空機を利用する際には、割引制度の情報の収集を更に進め、その最大限の利用を図ること。
	○「事務連絡」（平成17年7月25日）	・ 出張発令時期に応じて、原則、購入できる各種割引料金を活用する（新幹線回数券、早割航空券（特割7・特割1・チケットレス割引等）等）。パック料金が正規の旅費より経済的な場合は、原則、パック料金によること。
総務省	○「出張旅費の効率化について」（平成16年7月14日）	・ 旅行目的に支障のない限り、通し切符、往復割引切符等の経済的な切符を利用することとしているところであるが、引き続き旅費使用の効率化を図ること。
	○「出張に係る旅費の過大支給の再発防止について」（平成18年9月19日総官会第1242号）	・ 航空機利用の出張における割引航空券等の利用確認。鉄道利用の出張における新幹線パック商品等の利用確認
法務省	○「パック旅行を利用した場合の旅費の取扱いについて」（事務連絡）」（平成13年5月24日法務省会第857号）	・ パック旅行を利用した場合の旅費について取扱いを整理し、パック旅行に係る留意事項を規定
外務省	○「出張旅費の適正な執行について（内国旅行航空賃）」（平成17年12月2日官会回章第108号）	・ 出張者から事前に出張計画等を提出させるとともに、割引航空券等の利用状況等について確認。航空機につき割引航空券等を利用できない場合、その理由を出張決裁書に記入
財務省	○「出張旅費の効率化の推進について」（平成16年7月15日）	・ 財務省行政効率化推進計画に基づき今後の取組計画における出張旅費の削減方策を実施
	○「割引航空運賃等の利用促進について」（平成17年8月2日）	・ 出張により航空機を利用する場合、割引制度の情報の収集に努め、その最大限の利用を図るものとする。新幹線の利用に当たっては、往復割引運賃のみならず、複数で同一地域に出張する場合、新幹線回数券を利用するものとする。旅行に合致するパック商品がある場合、パック商品の方が安価な場合には利用するものとする。
	○「旅費予算の適正な執行について」（平成17年8月11日）	・ 航空機利用の出張における割引航空券等の利用確認
	○「新幹線パック商品等の利用促進等について」（平成17年11月15日）	・ 鉄道利用の出張における新幹線パック商品等の利用確認

府省名	周知文書等	周知内容
文部科学省	○「行政効率化推進計画（出張旅費の効率化）について」（平成16年6月22日）	・（出張における航空機利用） 積極的に各種割引制度の情報収集に努め、出張の日程・旅行者の変更等を勘案したうえで利用可能な割引制度の活用を図るよう努めることとする。
	○「出張旅費の効率的な使用・節減について」（平成17年3月30日）	・出張は、必要最低限の日程・人員とすること。 ・出張計画を早期に作成することにより、割引制度やパック旅行を活用し易くすること。 ・出張者に対して、割引制度やパック旅行について積極的に情報提供を行うこと。
厚生労働省	○「出張旅費の効率的な使用について」（平成16年6月23日）	・行政効率化推進計画の1項目として決定されたので、今後、出張旅費の効率的な使用に努められたい。
	○「旅費予算の適正な執行について」（平成17年11月15日）	・出張計画書を提出させるとともに、割引航空券等の利用状況の確認を行う。
	○「旅費予算の適正な執行について」（平成17年12月8日）	・出張者が割引航空券及びパック商品を利用していない場合、その理由を記載した理由書を提出する。
農林水産省	○「出張旅費の効率化について」（平成16年11月19日経第1100号）	・出張により航空機を利用する場合には、割引制度及びパック旅行を積極的に利用し、その効率化を図るものとする。
	○「出張手続の改善に関する措置について」（平成16年11月19日経第1101号）	・旅行者から出張の用務、用務先のほか、予定する出張の日程等を具体的に記した出張伺（旅行伺）のほか、航空機を利用する場合には、割引航空券等利用確認書を提出させる。
経済産業省	○「事務連絡」（平成15年5月1日）	・当該旅行の交通費及び宿泊費が旅費法の規定による定額の交通費と宿泊費の合計を上回らないことが明確な場合には、当該パック料金を支払うことは差し支えない。
国土交通省	○「事務連絡」（平成12年6月）	・パック商品を利用した場合の旅費の取扱いを整理
	○「パック料金による出張の場合の旅費の取扱いについて」（平成19年3月2日）	・パック商品を利用した場合の旅費の取扱いを整理
環境省	○「出張旅費の効率的な使用・節減について」（平成17年5月9日）	・国内出張においても下記のような割引制度の活用により旅費の節減を図る。（国内出張：ディスカウントチケット、早割運賃、パック料金）
防衛庁	○「出張旅費の効率化について」（平成16年10月26日）	・出張により航空機を利用する際には、割引制度の情報の収集に努めその最大限の利用を図るものとするとしてされたので、旅費支給事務担当者等に対し当該内容を周知徹底する。
	○「出張旅費の効率化について」（平成17年8月12日）	・従前は、出張により航空機を利用する際の航空運賃の割引に限定した取り組みとされていたところ、航空運賃の割引に限らず割引制度等の情報収集に努め、その最大限の利用を図ること。

(注) 各府省の資料による。

表5-(2)-⑦ 出張計画等における割引運賃やパック商品の利用の確認の状況

府省名	割引運賃等の利用予定の書面による事前の確認の状況	割引航空券等の利用がない場合の理由書の徴収の有無
内閣府	無し	無し
宮内庁	無し	無し
公正取引委員会	航空機利用の場合（平成16年9月から）	無し
国家公安委員会	航空機利用の場合（平成18年4月から）	有り
金融庁	航空機利用の場合（平成18年3月から）	有り
総務省	航空機利用及び新幹線利用の場合（平成18年11月から）	有り
法務省	無し	無し
外務省	航空機利用の場合	有り
財務省	航空機利用の場合（平成17年8月から）、JR利用の場合（平成17年11月から）	有り
文部科学省	航空機利用の場合（平成16年6月から）	有り
厚生労働省	航空機利用の場合（平成18年1月から）	有り
農林水産省	航空機利用の場合（平成18年4月から）	有り
経済産業省	無し	有り
国土交通省	無し	無し
環境省	無し	無し
防衛省	無し	有り

（注）当省の調査結果による。

表 5 - (2) - ⑧

件 名	財務省からの通知を関係行政機関へ送付していない事例
関係府省名	内閣府
説 明	<p>財務省（主計局）は、旅費法を所管しており、必要に応じ、各府省に対する通知を行っている。</p> <p>内閣府（大臣官房会計課）では、財務省から通知があった場合、宮内庁並びに外局である公正取引委員会、警察庁、防衛庁（当時）及び金融庁へ当該通知を送付しており、平成 17 年 11 月 11 日付けの「旅費予算の適正な執行について」などは、これら機関へ送付している。</p> <p>しかしながら、平成 18 年 6 月 19 日付けの通知「出張に係る旅費の過大支給の再発防止について」について、内閣府は、特段の理由がないにもかかわらず、上記宮内庁等へ送付しておらず、これら機関においては、財務省からの通知の内容を全く承知しておらず、財務省が示したような措置を講じている機関はない。</p> <p>なお、当該通知の内容は、参議院本会議における内閣に対する警告の議決（平成 18 年 6 月 9 日）を踏まえたもので、財務省は、各府省に対し、決議の趣旨を踏まえ旅費の厳正な執行を求めるとともに、鉄道等を利用するパック商品による出張についても、航空機を利用する出張と同様の旅費の調整の確認を強化する等の措置を求め、財務省におけるパック商品によった出張の場合に行っている旅費の証明一資料の確認強化の取組み（出張計画段階での利用確認書の提出等）について、省内への周知文書や様式を含めて具体的に示しており、総務省では、当該通知を踏まえ、平成 18 年 11 月から、財務省が実施している確認強化の取組みと同様の措置を講じている。</p>

（注）当省の調査結果による。

表5-(2)-⑨ 札幌市所在の6機関における割引航空券及びパック商品の利用状況等（平成18年1月～6月）

機関名	職員数	航空機使用出張		割引航空券 の利用件数	航空機使用 パック商品の 利用件数	パック商品等 の利用率 (%)	パック商品等による旅費節減		JR使用パック 商品の利用 件数
		件数	旅費支給額 (千円)				節減額 (千円)	1件当たり節 減額(円)	
北海道管区行政評価局	42	61	3,723	32	25	93.4%	1,121	19,667	0
北海道総合通信局	128	92	6,502	22	13	38.0%	340	9,714	2
北海道財務局	204	152	8,813	97	42	91.4%	2,831	20,367	119
北海道社会保険事務局	132	107	6,021	51	13	59.8%	1,439	22,484	49
北海道経済産業局*	205 (49)	97	6,096	32	31	64.9%	1,000	15,873	0
北海道開発局*	911 (109)	88	5,305	28	34	70.5%	1,406	22,677	0
札幌開発建設部*	393 (45)	20	1,268	8	11	95.0%	449	23,632	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 \*を付した機関は、( )内の職員について抽出して調査した。

表5-(2)-⑩ 航空機使用の出張における割引航空券及びパック商品の利用状況等（平成18年1月から6月までの間に  
 において、航空機を利用した出張が10件以上の機関）

府省名	機関名	職員数	調査した職員数	出張件数	旅費執行額(千円)	航空機使用出張件数①	金額(千円)	割引航空券の利用件数②	航空機使用パック商品の利用件数③	割引航空券及びパック商品の利用率 (②+③)÷①×100)
内閣府	沖縄総合事務局	722	69	222	13,852	213	13,699	57	42	46.5%
公正取引委員会	九州事務所	22	22	84	4,052	44	2,986	24	1	56.8%
国家公安委員会	東北管区警察庁	168	168	339	11,591	20	1,592	18	2	100.0%
	関東管区警察庁	289	289	4,785	3,386	15	873	14	0	93.3%
総務省	北海道管区行政評価局	42	42	169	6,831	61	3,723	32	25	93.4%
	熊本行政評価事務所	14	14	193	2,408	11	732	5	0	45.5%
	北海道総合通信局	128	128	234	10,999	92	6,502	22	13	38.0%
	四国総合通信局	96	96	427	16,663	59	3,576	25	27	88.1%
	九州総合通信局	152	152	1,277	23,960	103	7,111	5	15	19.4%
法務省	大阪法務局	662	662	232	12,534	14	846	12	0	85.7%
	熊本地方法務局	192	192	2,522	14,277	31	2,680	5	1	19.4%
	東京矯正管区	61	61	127	4,470	17	1,180	0	3	17.6%
	広島矯正管区	47	47	198	7,410	11	719	1	0	9.1%
	福岡入国管理局	144	144	345	9,406	58	3,566	15	2	29.3%
	福岡高等検察庁	77	77	269	15,082	96	6,694	84	6	93.8%
	福岡地方検察庁	236	236	178	14,686	55	10,259	41	0	74.5%
財務省	北海道財務局	204	204	316	14,405	152	8,813	97	42	91.4%
	関東財務局	871	871	1,317	57,763	13	1,514	13	0	100.0%
	近畿財務局	466	466	693	43,267	21	1,518	17	1	85.7%
	函館税関	114	55	174	8,103	31	1,820	15	14	93.5%
	名古屋税関	956	956	721	22,390	32	1,573	12	16	87.5%
	沖縄地区税関	192	192	168	8,414	154	8,176	78	51	83.8%
	仙台国税局	526	90	394	16,991	39	2,072	9	30	100.0%
	関東信越国税局	904	119	503	21,148	19	1,144	3	14	89.5%
	金沢国税局	349	349	1,053	40,976	121	7,152	22	93	95.0%
	金沢税務署	267	267	248	7,634	13	1,016	6	7	100.0%
	広島国税局	554	554	3,203	141,980	78	4,653	12	59	91.0%
	福岡国税局	467	86	338	13,608	115	6,650	22	73	82.6%
	博多税務署	169	169	509	5,692	19	1,329	6	6	63.2%
厚生労働省	関東信越厚生局（麻薬取締部）	45	45	147	6,317	15	1,489	9	0	60.0%
	九州厚生局	70	70	744	10,701	125	6,872	54	44	78.4%
	愛媛労働局	136	136	238	10,360	128	7,384	49	39	68.8%
	大分労働局	84	84	157	7,892	120	6,925	50	62	93.3%
	北海道社会保険事務局	132	132	189	8,401	107	6,021	51	13	59.8%
	高知社会保険事務局	80	80	73	3,905	52	3,235	17	3	38.5%
	長崎社会保険事務局	65	65	186	6,773	72	3,978	39	21	83.3%
	沖縄社会保険事務局	39	39	98	5,357	94	5,286	7	34	43.6%
	那覇社会保険事務局	34	34	28	1,261	22	1,158	8	2	45.5%
	福岡検疫所	32	32	28	1,117	17	862	15	0	88.2%
	那覇検疫所	28	28	30	1,791	30	1,791	13	6	63.3%
農林水産省	東北農政局	681	681	294	9,963	11	790	3	6	81.8%
	四国森林管理局	138	138	210	6,064	61	3,449	20	25	73.8%
	横浜植物防疫所	174	174	244	14,305	42	3,934	22	1	54.8%
	門司植物防疫所福岡支所	23	23	56	2,797	40	2,367	22	0	55.0%
経済産業省	北海道経済産業局	205	49	144	7,799	97	6,096	32	31	64.9%
	中部経済産業局	285	285	900	31,295	20	1,499	18	2	100.0%
	四国経済産業局	149	149	579	23,779	108	6,773	55	2	52.8%
国土交通省	北海道開発局	911	109	137	6,743	88	5,305	28	34	70.5%
	札幌開発建設部	393	45	63	2,248	20	1,268	8	11	95.0%
	関東地方整備局（さいたま）	842	842	690	21,478	72	4,717	34	0	47.2%
	中部地方整備局（三の丸）	568	568	962	32,169	22	1,457	9	8	77.3%
	中部地方整備局（築地）	117	117	232	8,629	10	867	10	0	100.0%
	神戸運輸監視部	101	101	170	6,681	39	1,840	1	0	2.6%
	大阪航空局	258	258	1,394	52,120	741	25,819	321	11	44.8%
	松山空港事務所	36	36	19	848	16	733	11	0	68.8%
	第四管区海上保安本部	155	155	219	7,199	10	717	9	1	100.0%
環境省	九州地方環境事務所	55	55	471	3,943	48	2,730	18	1	39.6%
防衛省	東京防衛施設局	384	384	581	20,960	19	1,446	1	0	5.3%
	福岡防衛施設局	230	230	1,321	62,574	395	25,953	23	0	5.8%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 職員数は、平成18年4月1日現在のものであり、出張件数等は、調査した職員に係る分である。

3 割引航空券は、往復割引を除いたものである。

表 5 - (2) - ⑪

件 名	往復割引運賃を割引航空券として認めている例
関係府省名	経済産業省、防衛省
説 明	<p>1 経済産業省本省では、航空機を使用する出張について、割引航空券を利用することとしているが、往復割引航空券についても、割引航空券として認めている。</p> <p>2 福岡防衛施設局では、航空機を使用する出張について、防衛施設庁本庁から、「パック料金の利用等については、キャンセル料が高額なため、旅行命令の変更・取消等に十分留意の上利用されたい」と通知されたことから、割引航空券やパック商品を利用するよう本庁からの文書を配布し周知したものの、積極的に勧めてはいなかった。</p> <p>このため、福岡防衛施設局事業部等の職員 46 人が、平成 18 年 6 月 2 日付けの旅行命令により、平成 19 年度概算要求説明のため、平成 18 年 6 月 27 日から 30 日の 4 日間の日程（一部職員は 28 日又は 29 日から 30 日まで）で、防衛施設庁本庁（東京都市ヶ谷）へ航空機を使用して出張しており、全員が往復割引航空券を利用している。</p> <p>利用した航空便（JAL1718 便）の往復割引運賃は、片道分で 29,550 円であるが、同じ航空便の割引運賃（特便割引 7：搭乗日の 7 日前までに予約。変更不可）は片道分で 12,800 円である。仮に、全員が往路に特便割引 7、復路に普通運賃を利用したとすると、62 万 5,600 円の節減が図られたことになる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 5 - (2) - ⑫

件 名	パック商品や割引運賃制度が利用可能であるとみられるにもかかわらず、これらを利用していない例																																																						
関係府省名	厚生労働省、環境省、防衛省																																																						
説 明	<p>1 航空機を使用した出張について、普通運賃や往復割引運賃を利用しているが、旅行命令日から旅行日までの期間からみて、割引航空券等の利用が可能であるとみられるものが、次のとおりみられた。</p> <p>① 長崎南社会保険事務室</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>旅行命令日</th> <th>旅行期間</th> <th>用務</th> <th>用務先</th> <th>適用運賃</th> <th>出張者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>4.27</td> <td>5.10～5.19</td> <td>研修参加</td> <td>千葉県白井市（社会保険大学校）</td> <td>往復割引</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5.1</td> <td>5.22～5.26</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>往復割引</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>5.16</td> <td>6.5～6.23</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>往復割引</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>5.19</td> <td>6.5～6.15</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>往復割引</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>長崎南社会保険事務室では、往復割引航空券を使用した出張はすべて研修出席のためであり、総務課会計担当係長には研修員決定通知文書の回覧等がなかったために、割引航空券等の利用状況を確認するための出張計画書及び割引航空券等利用確認書の提出依頼が遅れ、利用可能な割引航空券等の把握及びそれについての出張者への指導ができなかったためであるとしている。</p> <p>② 九州地方環境事務所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>旅行命令日</th> <th>旅行期間</th> <th>用務</th> <th>用務先</th> <th>適用運賃</th> <th>出張者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>4.13</td> <td>4.24～4.25</td> <td>環境教育担当者会議出席</td> <td>東京都</td> <td>往復割引</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>九州地方環境事務所では、パック旅行は、出張日程等が急に変更され予約便の変更をする場合、取消手数料（キャンセル料）を支払わなければならないが、環境省では、どのような場合に同手数料が旅費から支給できるのか、その基準を示していない。職員にパック旅行の活用を促す前に、まずは取消手数料がどのような場合に旅費から支給できるのか環境省としての考え方を整理する必要があるとしている。</p> <p>③ 福岡防衛施設局</p> <p>福岡防衛施設局では、平成 19 年度概算要求説明のため、平成 18 年 6 月 27 日から 30 日までの 4 日間の日程（一部の職員の旅行期間は 28 日又は 29 日から 30 日まで）で、防衛施設庁本庁へ事業部等の職員 46 人が出張している。この出張については、6 月 2 日に旅行命令が発令されており、「特便割引 7（片道 12,800 円）」等の割引航空券等の購入も可能であったが、46 人全</p>						No.	旅行命令日	旅行期間	用務	用務先	適用運賃	出張者	1	4.27	5.10～5.19	研修参加	千葉県白井市（社会保険大学校）	往復割引	1人	2	5.1	5.22～5.26	〃	〃	往復割引	1人	3	5.16	6.5～6.23	〃	〃	往復割引	1人	4	5.19	6.5～6.15	〃	〃	往復割引	1人	No.	旅行命令日	旅行期間	用務	用務先	適用運賃	出張者	1	4.13	4.24～4.25	環境教育担当者会議出席	東京都	往復割引	1人
No.	旅行命令日	旅行期間	用務	用務先	適用運賃	出張者																																																	
1	4.27	5.10～5.19	研修参加	千葉県白井市（社会保険大学校）	往復割引	1人																																																	
2	5.1	5.22～5.26	〃	〃	往復割引	1人																																																	
3	5.16	6.5～6.23	〃	〃	往復割引	1人																																																	
4	5.19	6.5～6.15	〃	〃	往復割引	1人																																																	
No.	旅行命令日	旅行期間	用務	用務先	適用運賃	出張者																																																	
1	4.13	4.24～4.25	環境教育担当者会議出席	東京都	往復割引	1人																																																	

員が往復割引航空券（片道 29,250 円）で出張している。

No.	旅行命令日	旅行期間	用務	用務先	航空券等	出張者
1	6.2	6.27～6.30 6.28～6.30 6.29～6.30	概算要求説明	新宿区市ヶ谷 (防衛施設庁)	往復割引	46人

福岡防衛施設局では、割引航空券等の利用について、本庁から「パック料金の利用等についてはキャンセル料が高額なため、旅行命令の変更・取消等に十分留意の上利用されたい」と通知されていたことから、本庁からの文書を配布し周知を行ったものの、積極的に勧めてはいなかった。

- 2 JRを利用した出張で、パック商品を利用する余地があるとみられるにもかかわらず、これを利用していないもの

○ 高知社会保険事務局

No.	旅行命令日	旅行期間	用務	用務先	出張者
1	1.24	2.14～2.15	中国四国ブロック事務局事務センター業務打合せ会出席	広島市	3人
2	5.9	5.22～5.23	メンタルヘルスセミナー出席	岡山市	1人
3	5.9	5.24～5.25	中国四国ブロック人事評価制度説明会出席	広島市	1人

高知社会保険事務局では、航空機のパック旅行については活用を推進しているが、鉄道のパック旅行については、パック旅行が設定されていることを承知していなかったため活用を推進していなかった、今後、職員に対し、鉄道を利用する出張について、パック旅行を活用するよう周知したいとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表5-(2)-⑬ 近畿財務局における鉄道使用のパック商品の利用による旅費節減状況（平成18年  
1月から6月まで）

期 間	件 数	節減額
平成18年1月から3月まで	34件	130,676円
4月から6月まで	10件	44,200円
計	44件	174,876円 (1件当たり3,974円)

(注) 当省の調査結果による。

(内訳) ① 1月から3月まで：34件 130,676円

No.	旅行命令日	旅行期間	旅費支給額	通常額	節減額
1	12月15日	1/5 ~ 1/6	42,480	43,980	-1,500
2	12月15日	1/5 ~ 1/6	42,480	43,980	-1,500
3	12月15日	1/5 ~ 1/6	42,480	43,980	-1,500
4	1月11日	1/18 ~ 1/19	42,080	46,180	-4,100
5	1月11日	1/18 ~ 1/19	40,880	43,180	-2,300
6	1月11日	1/18 ~ 1/9	40,880	43,180	-2,300
7	1月11日	1/18 ~ 1/9	40,880	43,180	-2,300
8	1月19日	1/26 ~ 1/27	38,080	43,380	-5,300
9	1月19日	1/26 ~ 1/27	38,080	43,380	-5,300
10	1月19日	1/26 ~ 1/27	38,080	43,380	-5,300
11	1月19日	1/26 ~ 1/27	38,080	43,380	-5,300
12	1月19日	1/26 ~ 1/27	38,080	43,380	-5,300
13	1月19日	1/26 ~ 1/27	38,080	43,380	-5,300
14	1月19日	1/26 ~ 1/27	38,080	43,380	-5,300
15	1月31日	2/8 ~ 2/10	52,680	56,480	-3,800
16	1月23日	2/8 ~ 2/10	52,680	56,480	-3,800
17	1月31日	2/8 ~ 2/10	52,680	56,480	-3,800
18	1月31日	2/8 ~ 2/10	52,680	56,480	-3,800
19	2月20日	2/22 ~ 2/23	39,980	43,180	-3,200
20	2月20日	2/22 ~ 2/23	39,980	43,180	-3,200
21	2月6日	2/22 ~ 2/24	56,280	56,480	-200
22	2月27日	3/1 ~ 3/2	41,380	43,580	-2,200
23	2月17日	3/1 ~ 3/2	41,380	43,580	-2,200
24	2月27日	3/1 ~ 3/2	42,480	43,580	-1,100
25	3月1日	3/2 ~ 3/3	43,580	46,580	-3,000
26	3月6日	3/7 ~ 3/9	53,280	62,280	-9,000
27	3月6日	3/7 ~ 3/9	50,280	56,680	-6,400
28	3月3日	3/7 ~ 3/9	51,080	56,680	-5,600
29	3月10日	3/16 ~ 3/17	45,580	46,580	-1,000
30	3月17日	3/22 ~ 3/23	37,811	43,980	-6,169
31	3月16日	3/22 ~ 3/23	37,811	43,980	-6,169
32	3月16日	3/22 ~ 3/23	37,811	43,980	-6,169
33	3月16日	3/22 ~ 3/23	37,811	43,980	-6,169
34	3月16日	3/23 ~ 3/24	42,880	43,980	-1,100
計			1,468,844	1,599,520	-130,676

② 4月から6月まで：10件 44,200円

No.	旅行命令日	旅行期間	旅費支給額	通常額	節節減
35	4月10日	4/12 ~ 4/13	42,480	43,980	-1,500
36	4月7日	4/12 ~ 4/13	42,480	43,580	-1,100
37	4月13日	4/13 ~ 4/14	32,880	43,580	-10,700
38	5月9日	5/9 ~ 5/11	51,780	62,280	-10,500
39	5月15日	5/17 ~ 5/18	42,080	46,580	-4,500
40	5月15日	5/17 ~ 5/18	41,380	43,580	-2,200
41	5月17日	5/22 ~ 5/23	39,380	43,580	-4,200
42	5月17日	5/22 ~ 5/23	39,380	43,580	-4,200
43	5月17日	5/22 ~ 5/23	37,880	40,380	-2,500
44	5月15日	6/8 ~ 6/9	43,380	46,180	-2,800
計			413,100	457,300	-44,200

表5-(2)-⑭ 鉄道を使用したパック商品を利用した機関の状況（平成18年1月から6月まで）

府省名	機関名	出張件数	旅費執行額(千円)	JR使用パック商品の利用件数	金額(千円)
総務省	北海道総合通信局	234	10,999	2	47
財務省	北海道財務局	316	14,405	119	3,580
	東北財務局	652	33,161	153	4,624
	秋田財務事務所	51	1,174	12	422
	関東財務局	1,317	57,763	85	2,289
	近畿財務局	693	43,267	44	1,843
	中国財務局	827	42,367	75	3,236
	大分財務事務所	55	1,123	2	36
	函館税関	174	8,103	65	2,453
	名古屋税関	721	22,390	52	1,700
	仙台国税局	394	16,991	41	1,344
	青森税務署	277	7,003	59	2,177
	福島税務署	140	3,418	9	298
	関東信越国税局	503	21,148	29	1,194
	新潟税務署	240	8,462	41	1,520
	金沢国税局	1,053	40,976	200	7,910
	金沢税務署	248	7,634	21	1,119
	広島国税局	3,203	141,980	187	7,686
	福岡国税局	338	13,608	12	587
博多税務署	509	5,692	2	49	
厚生労働省	北海道社会保険事務局	189	8,401	49	1,235
	青森社会保険事務局	49	2,183	10	464
	青森社会保険事務室	26	603	1	28
	石川労働局	727	4,405	2	70
農林水産省	北陸農政局	1,482	53,522	16	498
国土交通省	大阪航空局	1,394	52,120	3	104

(注) 当省の調査結果による。

表5-2-⑮ 鉄道運賃等の割引運賃制度を旅費支給に活用していない例

No. 1																																																					
件名	J R北海道の割引制度（Rきっぷ、Sきっぷ）を旅費支給に活用していないもの																																																				
関係府省名	総務省、経済産業省																																																				
説明	<p>J R北海道では、札幌市内又は函館駅から道内主要都市間の特急列車の指定席を利用できるRきっぷ（指定席往復割引きっぷ）及びSきっぷ（自由席往復割引きっぷ）を発売している。</p> <p>札幌市に所在する今回調査した7機関（北海道管区行政評価局、北海道総合通信局、北海道財務局、北海道社会保険事務局、北海道経済産業局、北海道開発局、札幌開発建設部）におけるRきっぷ及びSきっぷの旅費支給での活用状況は、下表のとおりであり、北海道総合通信局はSきっぷを活用しておらず、また、北海道経済産業局はRきっぷ及びSきっぷのいずれも活用していない。</p> <p>しかしながら、上記割引切符を利用している他の機関において特段の支障もないことから、北海道総合通信局及び北海道経済産業局においては、上記割引切符を利用した旅費支給を行う必要があると認められる。</p> <p style="text-align: center;">旅費支給における割引切符の活用状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>Rきっぷ</th> <th>Sきっぷ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道管区行政評価局</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>北海道財務局</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>北海道社会保険事務局</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>北海道経済産業局</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>北海道開発局</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>札幌開発建設部</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 運賃及び通常期特急指定席料金と割引切符の金額の比較</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>運賃及び通常期特急指定席料金（往復分）</th> <th>割引切符の料金</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌⇔函館</td> <td style="text-align: right;">17,180円</td> <td style="text-align: right;">(Rきっぷ) 14,000円</td> <td style="text-align: right;">3,180円</td> </tr> <tr> <td>札幌⇔帯広</td> <td style="text-align: right;">14,040円</td> <td style="text-align: right;">(Rきっぷ) 11,940円</td> <td style="text-align: right;">2,100円</td> </tr> <tr> <td>札幌⇔釧路</td> <td style="text-align: right;">18,240円</td> <td style="text-align: right;">(Rきっぷ) 15,800円</td> <td style="text-align: right;">2,440円</td> </tr> <tr> <td>札幌⇔旭川</td> <td style="text-align: right;">9,360円</td> <td style="text-align: right;">(Sきっぷ) 4,940円</td> <td style="text-align: right;">4,420円</td> </tr> <tr> <td>札幌⇔苫小牧</td> <td style="text-align: right;">6,040円</td> <td style="text-align: right;">(Sきっぷ) 2,960円</td> <td style="text-align: right;">3,080円</td> </tr> <tr> <td>札幌⇔東室蘭</td> <td style="text-align: right;">9,360円</td> <td style="text-align: right;">(Sきっぷ) 4,600円</td> <td style="text-align: right;">4,760円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) Rきっぷは、夏（4月～11月）の金額である。</p>	機関名	Rきっぷ	Sきっぷ	北海道管区行政評価局	○	○	北海道総合通信局	○	×	北海道財務局	○	○	北海道社会保険事務局	○	○	北海道経済産業局	×	×	北海道開発局	○	○	札幌開発建設部	○	○	区間	運賃及び通常期特急指定席料金（往復分）	割引切符の料金	差額	札幌⇔函館	17,180円	(Rきっぷ) 14,000円	3,180円	札幌⇔帯広	14,040円	(Rきっぷ) 11,940円	2,100円	札幌⇔釧路	18,240円	(Rきっぷ) 15,800円	2,440円	札幌⇔旭川	9,360円	(Sきっぷ) 4,940円	4,420円	札幌⇔苫小牧	6,040円	(Sきっぷ) 2,960円	3,080円	札幌⇔東室蘭	9,360円	(Sきっぷ) 4,600円	4,760円
機関名	Rきっぷ	Sきっぷ																																																			
北海道管区行政評価局	○	○																																																			
北海道総合通信局	○	×																																																			
北海道財務局	○	○																																																			
北海道社会保険事務局	○	○																																																			
北海道経済産業局	×	×																																																			
北海道開発局	○	○																																																			
札幌開発建設部	○	○																																																			
区間	運賃及び通常期特急指定席料金（往復分）	割引切符の料金	差額																																																		
札幌⇔函館	17,180円	(Rきっぷ) 14,000円	3,180円																																																		
札幌⇔帯広	14,040円	(Rきっぷ) 11,940円	2,100円																																																		
札幌⇔釧路	18,240円	(Rきっぷ) 15,800円	2,440円																																																		
札幌⇔旭川	9,360円	(Sきっぷ) 4,940円	4,420円																																																		
札幌⇔苫小牧	6,040円	(Sきっぷ) 2,960円	3,080円																																																		
札幌⇔東室蘭	9,360円	(Sきっぷ) 4,600円	4,760円																																																		

(注) 当省の調査結果による。

No. 2									
件 名	J R 東日本の割引運賃制度（仙台フリーきっぷ）を旅費支給に活用していないもの								
関係府省名	法務省、厚生労働省								
説 明	<p>J R 東日本では、青森、八戸、盛岡、秋田等東北主要都市から仙台市周辺へ新幹線又は特急列車を利用できる仙台フリーきっぷを発売している。</p> <p>青森市に所在する今回調査した5機関（青森地方法務局、青森税務署、青森社会保険事務局、青森社会保険事務室、青森森林管理署）において、平成18年1月から6月までの間に、仙台市周辺への出張があったのは、3機関（青森地方法務局、青森税務署、青森社会保険事務局）で、このうち、当該きっぷを旅費支給に活用しているのは、青森税務署のみであり、他の2機関では、会計担当職員が当該割引運賃制度を承知していないため旅費支給に活用しておらず、割引運賃制度を旅費支給に活用する必要があると認められる。</p> <p>平成18年1月から6月までの6か月間に、青森地方法務局では仙台市周辺への出張が49件、青森社会保険事務局では1件みられ、青森地方法務局の場合、当該割引運賃制度を旅費支給に活用することで10万円以上の旅費節減が見込まれる。</p> <p style="text-align: center;">(参考) 運賃及び通常期特急指定席料金と割引切符の金額の比較</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区間</th> <th style="text-align: center;">運賃及び通常期 指定席料金（往復分）</th> <th style="text-align: center;">割引切符の料金</th> <th style="text-align: center;">差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">青森⇄仙台</td> <td style="text-align: center;">21,340円</td> <td style="text-align: center;">(フリーきっぷ) 19,000円</td> <td style="text-align: center;">2,340円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(注) 指定席料金は、八戸からの新幹線乗り継ぎ割引料金である。</p>	区間	運賃及び通常期 指定席料金（往復分）	割引切符の料金	差額	青森⇄仙台	21,340円	(フリーきっぷ) 19,000円	2,340円
区間	運賃及び通常期 指定席料金（往復分）	割引切符の料金	差額						
青森⇄仙台	21,340円	(フリーきっぷ) 19,000円	2,340円						

(注) 当省の調査結果による。

No. 3									
件名	J R 東日本の割引運賃制度（仙台フリーきっぷ）を旅費支給に活用していないもの								
関係府省名	国土交通省								
説明	<p>J R 東日本では、青森、八戸、盛岡、秋田等東北主要都市から仙台周辺へ新幹線又は特急列車を利用できる仙台フリーきっぷを発売している。</p> <p>秋田市に所在する今回調査した 5 機関（秋田財務事務所、横浜植物防疫所新潟支所秋田出張所、秋田運輸支局、秋田地方气象台、秋田海上保安部）において、平成 18 年 1 月から 6 月までの間に、仙台市周辺への出張があったのは、4 機関（秋田財務事務所、秋田運輸支局、秋田地方气象台、秋田海上保安部）で、このうち、当該きっぷを旅費支給に活用しているのは、秋田財務事務所のみであり、他の 3 機関では、旅費支給に活用しておらず、割引運賃制度を旅費支給に活用する必要があると認められる。</p> <p>(参考) 運賃及び通常期特急指定席料金と割引切符の金額の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>運賃及び通常期指定席料金（往復分）</th> <th>割引切符の料金</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田⇄仙台</td> <td>19,760 円</td> <td>（フリーきっぷ）18,000 円</td> <td>1,760 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 指定席料金は、東北新幹線及び秋田新幹線利用の料金である。</p>	区間	運賃及び通常期指定席料金（往復分）	割引切符の料金	差額	秋田⇄仙台	19,760 円	（フリーきっぷ）18,000 円	1,760 円
区間	運賃及び通常期指定席料金（往復分）	割引切符の料金	差額						
秋田⇄仙台	19,760 円	（フリーきっぷ）18,000 円	1,760 円						

(注) 当省の調査結果による。

No. 4																	
件 名	J R 東日本の割引運賃制度（割引往復切符）を旅費支給に活用していないもの																
関係府省名	総務省、国土交通省、環境省																
説 明	<p>J R 東日本では、長野と松本間について、往復割引切符を発売しており、通常、2,220 円が 1,430 円となり 790 円の割引となっている。</p> <p>長野市に所在する今回調査した 5 機関（信越総合通信局、長野農政事務所、中部森林管理局、長野国道事務所、長野自然環境事務所）において、平成 18 年 1 月から 6 月までの間に、松本市周辺への出張があったのは、4 機関（信越総合通信局、長野農政事務所、長野国道事務所、長野自然環境事務所）で、このうち、長野農政事務所では、平成 18 年 6 月中旬から当該割引切符を旅費支給に活用しているが、他の 3 機関では、当該割引運賃制度を承知しておらず、通常の往復運賃を支給しており、割引運賃制度を旅費支給に活用する必要があると認められる。</p> <p>平成 18 年 4 月から 6 月までの 3 か月間における J R を利用した松本への出張の状況は、次のとおり。</p> <p style="text-align: center;">J R を利用した松本への出張の状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>該当件数</th> <th>鉄道賃支給額</th> <th>節減可能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信越総合通信局</td> <td>6 件</td> <td>13,320 円</td> <td>4,740 円</td> </tr> <tr> <td>長野国道事務所</td> <td>1 件</td> <td>1,430 円</td> <td>790 円</td> </tr> <tr> <td>長野自然環境事務所</td> <td>1 件</td> <td>1,430 円</td> <td>790 円</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	該当件数	鉄道賃支給額	節減可能額	信越総合通信局	6 件	13,320 円	4,740 円	長野国道事務所	1 件	1,430 円	790 円	長野自然環境事務所	1 件	1,430 円	790 円
機関名	該当件数	鉄道賃支給額	節減可能額														
信越総合通信局	6 件	13,320 円	4,740 円														
長野国道事務所	1 件	1,430 円	790 円														
長野自然環境事務所	1 件	1,430 円	790 円														

（注）当省の調査結果による。

No. 5																									
件名	J R 四国の割引運賃制度（企画切符）を旅費支給に活用していないもの																								
関係府省名	総務省、法務省、厚生労働省、国土交通省																								
説明	<p>J R 四国では、松山から愛媛県内の主要な都市（今治市、新居浜市、宇和島市、西条市等）、県外の高松市、岡山市、大阪市等の経路について、通常の指定席特急乗車券よりも割安な企画切符を発売している。</p> <p>松山市に所在する今回調査した6機関（四国総合通信局、松山保護観察所、愛媛労働局、松山労働基準監督署、松山公共職業安定所、松山空港事務所）においては、平成18年1月から6月までの間に、いずれも企画切符が利用可能な出張があったが、企画切符を承知していなかった、又は承知していたが利用を推進していなかった等の理由から、企画切符を旅費支給に活用しておらず、活用する必要があると認められる。</p> <p>平成18年1月から6月までの6か月間のJ R 四国の鉄道を利用した出張では、企画切符が利用可能であるにもかかわらず利用していないものが177件みられ、企画切符を利用したと仮定して試算すると、470,890円の節減が見込まれる。</p> <p>なお、四国総合通信局では、平成18年6月19日付け事務連絡「旅費予算の効率的な運用について」により局内周知し、以後活用している。</p> <p style="text-align: center;">J R の企画切符を利用していない理由、利用可能な出張件数等（平成18年1月から6月）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>企画切符を活用していない理由</th> <th>企画切符が利用可能な出張件数</th> <th>旅費節減可能額（試算額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四国総合通信局（総務部）</td> <td>承知していたが、旅費支給に活用していなかった。</td> <td>38件</td> <td>156,680円</td> </tr> <tr> <td>松山保護観察所</td> <td>承知していたが旅費支給に活用していなかった。</td> <td>39件</td> <td>85,730円</td> </tr> <tr> <td>愛媛労働局（管内労働基準監督署及び公共職業安定所分を含む。）</td> <td>承知していたが、旅費支給に活用していなかった。</td> <td>94件</td> <td>200,500円</td> </tr> <tr> <td>松山空港事務所</td> <td>当該割引制度を承知していなかった。</td> <td>6件</td> <td>27,980円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>—</td> <td>177件</td> <td>470,890円</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	企画切符を活用していない理由	企画切符が利用可能な出張件数	旅費節減可能額（試算額）	四国総合通信局（総務部）	承知していたが、旅費支給に活用していなかった。	38件	156,680円	松山保護観察所	承知していたが旅費支給に活用していなかった。	39件	85,730円	愛媛労働局（管内労働基準監督署及び公共職業安定所分を含む。）	承知していたが、旅費支給に活用していなかった。	94件	200,500円	松山空港事務所	当該割引制度を承知していなかった。	6件	27,980円	計	—	177件	470,890円
機関名	企画切符を活用していない理由	企画切符が利用可能な出張件数	旅費節減可能額（試算額）																						
四国総合通信局（総務部）	承知していたが、旅費支給に活用していなかった。	38件	156,680円																						
松山保護観察所	承知していたが旅費支給に活用していなかった。	39件	85,730円																						
愛媛労働局（管内労働基準監督署及び公共職業安定所分を含む。）	承知していたが、旅費支給に活用していなかった。	94件	200,500円																						
松山空港事務所	当該割引制度を承知していなかった。	6件	27,980円																						
計	—	177件	470,890円																						

（注）当省の調査結果による。

No. 6	
件名	J R九州の割引運賃制度（2枚きっぷ）を旅費支給に活用していないもの
関係府省名	厚生労働省、防衛省
説明	

J R九州では、特定区間で通常の往復料金よりも割安な回数券タイプの「2枚きっぷ（乗車券＋特急券）」を発売している。通常料金との差額は下表のとおりであり、例えば、福岡・佐世保間であれば3,380円、福岡・大分間であれば5,500円、2枚きっぷが割安となっている。

2枚きっぷと通常往復運賃との比較表 (単位：円)

区間	2枚きっぷ 料金①	往復料金			差額 ②－①
		普通運賃	特急料金	計②	
福岡市内⇄長崎	6,000	2,730×2	2,180×2	9,820	3,820
福岡市内⇄佐世保	4,500	2,070×2	1,870×2	7,880	3,380
福岡市内⇄別府・大分	6,000	3,570×2	2,180×2	11,500	5,500
福岡市内⇄熊本	4,600	2,070×2	1,370×2	6,880	2,280
福岡市内⇄鹿児島中央	15,600	5,360×2	4,060×2	18,840	3,240

(注) 福岡市内・熊本間は自由席料金、それ以外の区間はすべて指定席料金である。

福岡市に所在する今回調査した10機関（公正取引委員会九州事務所、福岡防衛施設局、福岡高等検察庁、福岡地方検察庁、福岡入国管理局、福岡国税局、博多税務署、九州厚生局、福岡検疫所、門司植物防疫所福岡支所）のうち、福岡防衛施設局及び九州厚生局では、平成18年1月から6月までの間に、2枚きっぷを旅費支給に活用せず普通運賃に特急料金を加えた旅費（金額）を支給しており、J R九州を利用した出張の際、2枚きっぷを旅費支給に活用する必要があると認められる。

福岡防衛施設局では平成18年5月の1か月間に佐世保市へ51回出張（宿泊及び日帰りを含む。）しており、福岡・佐世保間の往復運賃7,880円（片道：普通運賃2,070円＋特急料金1,870円）を支払っており、その合計は401,880円となっている。仮に、この51回の出張に係る往復運賃をすべて2枚きっぷで支給したと試算すると、合計は229,500円となり、172,380円の旅費節減が可能となる。

(注) 当省の調査結果による。

表5-(2)-⑯ パック商品の利用を職員に求めている理由

区 分	機関名
本省等上部機関からの指示がない。	中部整備局（築地庁舎）、秋田運輸支局、北陸信越運輸局
航空機のパック商品の利用については本省の指示があったが、鉄道のパック商品については指示がないため活用することとしていない。	東北地方環境事務所
本省等での会議や打合せなど終了時間が変更となる用務が多く、キャンセル料が発生する懸念が高いため、利用を推奨していない。	北海道開発局
パック商品のキャンセル料の支給基準が本省から示されていない。	九州地方環境事務所

(注) 当省の調査結果による。

表5-(2)-⑰ 同一用務・旅程での出張において、出張者により異なるパック商品等を利用している事例

(単位：円)

府省名	機関名	命令日	旅行日	用務先	旅費支給額	航空賃相当額	割引区分	運賃差額	備考
総務省	北海道管区行政評価局	1. 16	2. 13～2. 14	仙台市	38,020	20,100	パック商品	3,000	パック料金 28,800
					41,020	23,100	パック商品		パック料金 31,800
					41,020	23,100	パック商品		パック料金 31,800
	北海道管区行政評価局	2. 3	2. 19～2. 21	東京都	76,880	50,900	パック商品	10,700	パック料金 66,600
					73,080	41,200	特割 7		
					77,080	45,200	特割 1、特割 7		
					77,880	51,900	パック商品		パック料金 67,600
	北海道管区行政評価局	1. 10	1. 25～1. 27	東京都	67,785	46,295	パック商品	5,895	パック料金 58,600
					67,785	46,295	パック商品		パック料金 58,600
					67,785	46,295	パック商品		パック料金 58,600
					67,785	46,295	パック商品		パック料金 58,600
					65,090	40,400	特割 7		
					67,785	46,295	パック商品		パック料金 58,600
					67,785	46,295	パック商品		パック料金 58,600
	北海道管区行政評価局	2. 13	2. 19～2. 21	仙台市	51,320	21,400	パック商品	11,500	パック料金 38,800
					57,320	27,400	パック商品		パック料金 44,800
					57,140	27,400	パック商品		パック料金 44,800
					59,820	29,900	パック商品		パック料金 47,300
					62,820	32,900	パック商品		パック料金 50,300
					59,820	29,900	パック商品		パック料金 47,300
	北海道管区行政評価局	4. 6	4. 6～4. 7	東京都	51,580	32,800	特割 1	8,500	
					57,080	38,300	パック商品		パック料金 48,100
					48,580	29,800	特割 7		
					51,580	32,800	特割 1		
					51,580	32,800	特割 7		
	北海道管区行政評価局	4. 12	4. 20～4. 21	東京都	51,580	29,800	特便 7	7,500	
					55,580	36,800	特割 7		
48,080					29,300	エアドゥ			
北海道管区行政評価局	4. 11	4. 20～4. 21	東京都	55,580	36,800	特割 7	24,500		

府省名	機関名	命令日	旅行日	用務先	旅費支給額	航空賃相当額	割引区分	運賃差額	備考		
総務省 (続き)		4.11			64,580	45,800	パック商品				
		4.11			48,580	29,800	特割7				
		4.19			73,080	54,300	(往復割引)			理由書を提出	
	北海道総合通信局	1.30	2.16~2.17	東京都	70,917	52,100	(往復割引)	11,500			
					59,417	40,600	エアドゥ				
	北海道総合通信局	4.10	4.25~4.26	東京都	73,117	54,300	(往復割引)	21,100			
					52,017	33,200	パック商品			パック料金 42,800	
					52,017	33,200	パック商品			パック料金 42,800	
	九州総合通信局	2.15	3.1~3.2	東京都	75,240	57,300	(往復割引)	25,200			
					50,040	32,100	パック商品				
	九州総合通信局	3.22	3.28~3.29	東京都	85,240	67,200	(普通)	27,100			
					3.20	58,140	40,100			パック商品	
					3.22	58,140	40,100			パック商品	
	九州総合通信局	4.12	4.25~4.26	東京都	77,440	59,500	(往復割引)	24,400			
					4.17	66,540	59,500			(往復割引)	宿泊費の請求なし
					4.17	53,040	35,100			パック商品	
	厚生労働省	長崎社会保険事務局	1.18	2.2~2.4	東京都	77,500	49,000	パック商品	6,800		
						77,500	49,000	パック商品			
48,900						42,200	特割7、特定便割引				
長崎社会保険事務局		2.20	3.5~3.7	東京都	70,800	34,500	パック商品	11,700			
					76,900	46,200	株主優待50、早割21				
農林水産省	四国森林管理局	1.13	1.16~1.17	東京都	59,910	21,600	往路鉄道、特割7	14,090			
					48,320	27,500	パック商品			パック料金 39,000	
					45,820	25,000	パック商品			パック料金 36,500	
	四国森林管理局	1.30	1.30~2.3	東京都	74,400	48,400	(チケットレス割引)	5,200			
					69,200	43,200	特割7				
	四国森林管理局	5.19	6.1~6.2	東京都	62,820	45,000	特割7	18,460			
					5.31	50,560	32,740			パック商品	
					5.31	50,560	32,740			パック商品	
					5.31	50,560	32,740			パック商品	
					6.1	69,020	51,200			(往復割引)	

府省名	機関名	命令日	旅行日	用務先	旅費支給額	航空賃相当額	割引区分	運賃差額	備考
国土交通省	北海道開発局	2.14	2.22～2.24	東京都	58,390	37,500	RX 前売 21	3,710	
					65,300	41,210	パック商品		パック料金 57,800
	北海道開発局	5.8	5.9～5.12	東京都	40,380	19,800	スカイマーク	15,020	
					61,620	34,820	パック商品		パック料金 57,400
					61,620	34,820	パック商品		パック料金 57,400

(注) 当省の調査結果による。

表5- (2) - ⑱ 物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化

計画の記述

○ 「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(平成16年9月15日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。平成18年8月31日一部改定)  
 <抜粋>

第1 業務・システムの概要

本最適化計画が対象とする業務は次のとおりである。

⑤ 旅費業務

旅行命令、旅費の請求、出張報告、支出負担行為決議、支出決定決議等の業務

これらの業務については、「内部管理業務の業務見直し方針」(2003年(平成15年)7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に示されている次の考え方に基づき、決裁の電子化及び各種入力業務の自動化、支払の電子化、決裁階層の簡素化及びモニタリング(継続監視)の仕組みの導入、業務処理の標準化、情報の一元管理、外部委託化、必要な内部規程の見直し並びに最適な情報システムの構築を行うことを基本理念とする。

- ① 紙媒体による業務に起因する重複した確認作業や転記作業など、非効率となっている業務について、ITの導入により効率化を図る。また、決裁階層の多段階について、決裁権限の委任等の必要な見直しを行う。
- ② 各府省、各局庁院等、各課において処理されている業務のうち、一箇所で集中的に処理する方が効率的なものについては、業務処理の一元化・集中化を図る。
- ③ 職員による判断を必要とする業務と判断を必要としない業務とに区分し、職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る。
- ④ 業務の正確性・適正性を確保する。
- ⑤ 業務の見直し状況を踏まえ、制度所管官庁等は、必要に応じ、関係法令の改正を行う。また、各府省は、これらに合わせて内部規程の見直しを行う。
- ⑥ 重複投資の防止、関連するシステムとのデータ連携に留意しつつ、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務に関する最適なシステム形態、運用方法等について検討を行う。

第2 最適化の実施内容

物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システムについて、それぞれ次に掲げる最適化を実施する。これにより、システム開発及び4年間の運用に係る経費について約346億円(試算値)の削減及び年間延べ約55万日分(試算値)の業務処理時間の短縮が見込まれる。

4 旅費業務・システム

(7) 旅費計算業務等の外部委託化

特に秘匿性の高い旅行に係るものを除き、旅行会社等に、以下の業務を外部委託することにより、旅費計算・確認作業に係る事務負担の軽減と計算ミス等の回避を図る。

- ① 旅費計算及び旅費計算情報データベースシステムの運用(JRなど交通機関の時刻表変更に伴うシステム修正など)
- ② 出張申請の入力及び申請書類作成作業

(注) 下線は、当省が付した。

5-(2)-⑱ 旅行の経路選定やチケットの手配を含めアウトソーシングしている例

名 称	説 明
横須賀市	<p>横須賀市では、行政改革の一環として、全般的な業務の見直しを行い、平成16年6月以降、旅費業務のアウトソーシングを進めている。委託の対象は、宿泊を伴う出張及び乗車券の手配を伴う出張で、委託の内容は、旅行経路の選定、旅費計算、旅行券の予約・発券等となっており、職場へ旅行券等が届けられる。</p> <p>横須賀市では、旅行券の現物支給等旅費節減効果及び職員が経路選定や乗車券等の手配を行わなくなったことによる人件費節減効果を算出しており、平成17年度における委託の効果は、約294万円（旅費節減約156万円、人件費節減約138万円）としている。</p>
国立大学法人 北海道大学	<p>国立大学法人北海道大学は、平成16年4月の国立大学法人化に伴い、中長期的な視野に立った業務の効率化・経費節減が求められたことから、旅費業務の見直しを実施し、システムを導入し決裁等を電子化するとともに業務のアウトソーシングを行い、17年7月から本格実施している。</p> <p>アウトソーシングの内容は、①旅費システムへの入力、②旅費計算（旅費計算書作成）、③支払手続、④乗車券・ホテルの手配及びチケット等の配達等</p> <p>国立大学法人北海道大学では、システムを通じて、パソコンの旅行申請画面からパック商品の手配が可能となり、パックが利用しやすくなり旅費節減につながっていると考えられるとしている。また、旅費の計算、支払業務等もアウトソーシングしたことに伴い、業務量の軽減も図られたとしている。</p> <p>国立大学法人北海道大学の平成15年度における旅費件数は31,134件、旅費支出総額は約24億5,000万円となっている。</p>
A社	<p>A社では、乗車券、宿泊券の手配を旅行代理店に委託している。同社では、旅行代理店が、格安な料金で調達した航空券、乗車券、宿泊券等を出張者に現物支給することにより、所定の交通費、宿泊料を支給する場合に対して、年間約2,000万円から3,000万円の旅費が節減されているとしている。</p>
B社	<p>出張関係業務については、原則として経路の選定や公共交通機関の選定は出張者が決めることとなっており、乗車券の手配も原則として個人で行うこととなる。</p> <p>しかし、部署によっては、独自に旅行代理店と契約をして、ネットで購入することにより、新幹線及び航空機のチケットを回数券の値段で入手している。また、チケットの配達の依頼も可能で、この場合、チケットを購入するための手続はネットで完了し、チケットを入手するために外出する必要もなく、チケットの手配に係る事務が軽減される。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 5 - (2) - ⑳

件 名	通勤経路上の交通費の調整を実施していない事例
関係府省名	公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、防衛省
説 明	

旅費法第 46 条第 1 項においては、「各庁の長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情に因り又は当該旅行の性質上この法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。」とされ、通勤経路上の旅費の交通費については、通勤定期乗車券を利用できるような場合は、調整する必要がある。

しかしながら、調査した機関の中には、通勤経路上の旅費の交通費について、下表のとおり、本省から指示がない、事務が煩雑になる等の理由から、調整を行っていない機関がある。

通勤手当と旅費の調整を実施していない機関及び実施していない理由

府省名	機関名	実施していない理由
公正取引委員会	中部事務所	事務が煩雑となるため一部について実施していない。
	近畿中国四国事務所	事務が煩雑となるため一部について実施していない。
国家公安委員会	関東管区警察局	実施について検討中
総務省	北海道総合通信局	実施について検討中
	信越総合通信局	本省からの指示がない。
	九州総合通信局	業務が膨大で、事務が煩さとなる。
法務省	近畿公安調査局	実施について検討中
財務省	近畿財務局	業務が煩雑となる。
厚生労働省	関東厚生局	一定の基準がなく調整する手法がない。
	神奈川労働局	実施について検討中
	藤沢労働基準監督署	実施について検討中
	藤沢公共職業安定所	実施について検討中
	新潟社会保険事務局	新幹線の定期や回数券、バスの回数券との調整について整理して調整を行う必要がある。

府省名	機関名	実施していない理由
農林水産省	長野農政事務所	本省からの指示がない。
	近畿農政局	本省からの指示がない。
	中国四国農政局	本省からの指示がない。
	横浜植物防疫所	本省からの指示がなく、事務が煩さとなる。
	門司植物防疫所福岡支所	本省からの指示がない。
国土交通省	北海道開発局	これまで特に意識していない。
	札幌開発建設部	これまで特に意識していない。
	関東地方整備局 (さいたま合同庁舎2号館)	旅行経路と通勤経路の確認が困難である。
	大宮国道事務所	旅行経路と通勤経路の確認が困難である。
	長野国道事務所	旅行経路と通勤経路の確認が困難である。
	名四国道事務所	本局からの指示がない。
	神戸営繕事務所	必ずしも定期券を購入していない。
	大阪航空局	業務が煩さとなる。
	神戸海洋气象台	本省からの指示がない。
	神戸地方海難審判庁	本省からの指示がない。
	中部地方測量部	本省からの指示がない。
	近畿地方測量部	本省からの指示がない。
防衛省	東京防衛施設局	業務が煩雑となる。

(参考)

○ 旅費法第46条第1項

各庁の長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情に因り又は当該旅行の性質上この法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

○ 「公務員の旅費法質疑応答集<第3次改訂版>」(学陽書房)

260 通勤経路上の交通費

問 通勤定期乗車券を所持している者に、その有効区間を経由する出張をさせる場合、その区間の交通費は減額調整できるか。

答 通勤定期乗車券を利用できるような場合は、通勤定期券そのものが国の負担になっている以上、法第46条第1項により調整する必要がある。

(注) 当省の調査結果による。

## 5 - (2) - ㉑

件名	官署から近距離の最寄りの駅までの交通費を支給している事例
関係府省名	総務省
説明	<p>北海道総合通信局では、JRを使用した出張についての旅費の支給に当たり、同局が入居している札幌第1合同庁舎から最寄り駅である札幌駅までの区間（同局のホームページでは、JR札幌駅北口から徒歩5分）について、旅費法第19条第1項等の規定を根拠とし、郵便路線図による700mを基に、往復1.4kmとして車賃37円（1kmにつき37円、1km未満切捨て）を支給している。</p> <p>しかし、札幌第1合同庁舎から札幌駅までは至近距離であり、交通費を要しないこと、また、札幌第1合同庁舎に入居している機関のうち、今回調査した他の4機関（北海道管区行政評価局、北海道財務局、北海道経済産業局、北海道開発局）では、札幌駅までの間の区間についての旅費を支給していないことから、北海道総合通信局においても、旅費の支給について見直す必要があると認められる。</p> <p>また、北海道総合通信局では、用務先でも同様の取扱いをしており、例えば、用務先の旭川中央郵便局へ出張する場合、旭川駅から同郵便局までの区間について、郵便路線図による1km（往復2km）について、車賃74円を支給している。</p> <p>なお、北海道総合通信局では、大臣官房会計課による会計監査においても、上記の取扱いについて、取りやめるべきとの指摘があったことから、平成19年1月に廃止している。</p>

（注）当省の調査結果による。

## 6 行政効率化の一層の推進

勸告	説明図表番号
<p>政府においては、「行政効率化推進計画」に基づき行政の効率化を推進してきており、行政の効率化に向けた不断の努力を行い、各府省の行政効率化推進計画に基づき行政効率化を推進することとし、「今後の行政改革の方針」においても、行政効率化の推進が決定されている。</p>	表6-①
<p>また、国の行政機関の定員については、「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）において、平成18年度から22年度までの5年間で5%以上の純減を行うことが決定されている。</p>	表6-②
<p>第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（平成19年1月26日）においても、国や地方の無駄や非効率を放置したまま、国民に負担増を求めることはできないとし、徹底してぜい肉をそぎ落とし、「無駄ゼロ」を目指す行政改革を進めるとしており、行政の効率化の取組については、今後とも一層推進することが求められている。</p>	表6-③
<p>今回、各府省における行政効率化推進計画の取組状況及び物品・役務の調達、庁舎の維持・管理、旅費支給等の府省共通事務の実施体制、並びに地方公共団体、民間企業等における同様の共通事務の効率化の取組状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p><b>ア 行政効率化推進計画の周知徹底</b></p> <p>各府省における、行政効率化推進計画の周知状況についてみると、行政効率化推進計画を地方支分部局等に対し周知し、当該計画についての取組を指示している府省（5府省）がみられるが、i）計画の周知すらしていない府省（1府省）や、ii）計画を省内LANへの掲示やメールでの送付で周知しているのみで、特段の取組を指示していない府省（10府省）がみられた。このようなこともあって、地方支分部局等における行政効率化推進計画に基づく取組は、総じて低調である。</p>	表6-④
<p><b>イ 府省共通事務の実施体制の見直し</b></p> <p>各府省においては、会計法等に基づき、必要な会計機関が設置されており、調達については調達機関が、また、調達に伴う支払や旅費支給等の支払については官署支出官や資金前渡官吏等が、それぞれの府省の実情に応じ、本省内部部局のほか、外局、地方支分部局など種々の機関に設置され、これらの会計機関における事務を行うために必要な職員が配置されている。</p> <p>項目1、項目2、項目4及び項目5において、物品・役務の調達事務の省力化及び集約化、旅費支給方法の見直し等を指摘したが、これらの指摘についての必要な改善措置を講ずることにより、物品・役務の調達事務など府省共通事務を担当する部門について、実施体制の見直し・合理化を行うことが必要である。</p>	表6-⑤
<p><b>ウ 地方公共団体等における先進的な取組</b></p>	

<p>地方公共団体や民間企業においては、項目 1、項目 2、項目 4 及び項目 5 において個別に指摘した事項以外についても、内部管理業務の合理化など共通事務に関する先進的な取組が行われている。</p>	
<p>地方公共団体の中には、従来、各部課において分散して行われていた、人事・給与、共済、福利厚生、財務会計、物品調達、旅費等の業務を集約化して行う総務事務センターの設置等の事務の集約化やこれに伴う業務のアウトソーシング等に取り組み、人員配置の見直し・削減や経費の節減を図っているところがみられる。</p>	表 6-⑥
<p>また、民間企業においても、人事・総務関係業務について、分散して行われていた業務を集約し別会社で一元的に行うなど、事務の効率化に取り組み、職員の削減や経費節減を図っている例がみられる。</p>	表 6-⑦
<p>なお、海外では、大韓民国政府において、政府、地方公共団体及び政府出資法人の各機関が一定金額以上の調達を行う場合、財政経済部調達庁に調達を委任することが義務付けられており、また、政府の機関が入居する合同庁舎の維持・管理が政府庁舎管理所で一元的に行われている。</p>	表 6-⑧ 表 6-⑨
<p>国の機関においても、地方公共団体や民間企業等の先進的な取組を参考に、府省共通事務の効率化により一層取り組むことが求められている。</p>	
<p>したがって、各府省は、行政効率化の一層の推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>① 行政効率化推進計画に基づく取組を徹底すること。</p> <p>② 項目 1、項目 2、項目 4 及び項目 5 における指摘に対する必要な改善措置を講ずることにより、府省共通事務の実施体制の見直し・合理化を行うこと。</p> <p>③ 地方公共団体や民間企業における共通事務の効率化や経費節減の先進的な取組も参考に、更なる行政効率化の取組の推進について検討すること。</p>	

(説明)

表6-① 行政効率化の推進に係る決定

(その1)

○ 「行政効率化推進計画」(平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議、17年6月30日及び18年8月29日改定)(前文) <抜粋>

1. 基本的考え方

我が国の行政については、危機的な財政事情の下で、国際化、IT化、少子高齢化等の社会の変化に対応した新たな行政ニーズが着実に増大し、同時に、行政サービスの質的向上も求められている。

他方、民間においては、90年代末以降、徹底した経費節減への取組みを強化してきている。

このような環境において、各府省は、納税者の視点に立って、改めて所管の行政を見直し、その効率化に向け不断の努力を行い、概算要求、機構・定員及び予算執行に反映する必要がある。

なお、各府省は、所管の独立行政法人等に対しても、それぞれの取組みを参考にしつつ、効率化を進めるよう要請する。

また、各地方公共団体に対しては、自らの行政の効率化に積極的に取組むに当たって、本計画における国の取組みも十分参考にするよう周知を図る。

2. 主要な取組み

各府省は、各々所管する行政の特性を踏まえつつ作成した、別添の各府省別行政効率化推進計画に基づき、行政効率化を推進する。

3. 今後の進め方

各府省は、内閣官房、総務省行政管理局および財務省主計局と協力して、毎年予算案決定後、各府省別行政効率化推進計画の取組実績を国民に分かりやすい形で公表し、フォローアップを行う。

また、各府省は、引き続き行政の効率化に向けた取組みを行い、来年の概算要求までに、それぞれ、実務経験の豊富な民間有識者を含む「行政効率化推進会議」の議論の結果も踏まえ、行政効率化推進計画について所要の見直しを行う。

なお、各府省は、連絡会議に、各府省の「行政効率化推進会議」の議論の結果や行政効率化推進計画の見直し等を報告し、連絡会議を通じて全省的な行政効率化に結びつける。

(注) 下線は、当省が付した。

(その2)

○ 今後の行政改革の方針（平成16年12月24日閣議決定。平成18年6月16日及び18年12月26日一部改正）＜抜粋＞

2 行政効率化の推進

ア 各府省は、納税者の視点に立って、各府省毎に作成した行政効率化推進計画（平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議取りまとめ）に基づき、「行政コスト削減に関する取組方針」（平成11年4月27日閣議決定）の取組を引き継ぎ、以下の取組をはじめとする別紙2の関係府省に共通する主要な取組を実施するなど行政効率化を推進する。

(ア) 公用車の効率化

(イ) 公共調達の効率化

(ウ) 公共事業のコスト縮減

(エ) 電子政府関係の効率化

(オ) アウトソーシング

(カ) IP電話の導入

(キ) 統計調査の合理化

(ク) 国民との定期的な連絡に関する効率化

(ケ) 出張旅費の効率化

(コ) 交際費等の効率化

イ 各府省は、毎年予算案決定後、行政効率化推進計画の取組実績を国民に分かりやすい形で公表し、フォローアップを行う。

ウ 各府省は、平成18年度までを行政効率化の重点期間とし、毎年概算要求までに、それぞれ、実務経験の豊富な民間有識者を含む「行政効率化推進会議（仮称）」を開催し、前年度までの行政効率化推進計画の実施状況、会計検査院の検査報告、総務省の行政評価・監視結果に基づく勧告等、財務省の予算執行調査などを踏まえ、次年度以降取り組むべき行政効率化策を議論し、行政効率化推進計画について所要の見直しを行う。

エ 各府省は、行政効率化関係省庁連絡会議に、各府省の「行政効率化推進会議（仮称）」の議論の結果や行政効率化推進計画の見直し等を報告し、同連絡会議を通じて全省的な行政効率化に結びつける。

なお、各府省の行政効率化推進計画の実施状況を踏まえ、必要な場合には、推進体制の更なる強化について検討する。

(注) 下線は、当省が付した。

表 6-② 国の行政機関の定員の純減についての閣議決定

○ 国の行政機関の定員の純減について（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定） <抜粋>

1 国の行政機関の定員の 5 年 5 %以上の純減

国の行政機関の定員（平成 17 年度末定員を基準とする。以下同じ。）332,034 人に対して、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間で 5 %以上の純減を行う。具体的には（1）及び（2）により 18,936 人（5.7%）以上の純減を確保する。

これを達成するため必要となる職員の配置転換、採用抑制等については、別途定めるところにより、政府全体として取り組む。

（注）下線は当省が付した。

表 6-③ 行政効率化の推進に係る施政方針演説

○ 第 166 回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（平成 19 年 1 月 26 日） <抜粋>

（国と地方の行政改革の推進）

国や地方の無駄や非効率を放置したまま、国民に負担増を求めることはできません。徹底して  
ぜい肉をそぎ落とし、「無駄ゼロ」を目指す行政改革を進め、「筋肉質の政府」の実現を目指しま  
す。

国の行政機関の定員について、5 年間で約 1 万 9,000 人以上の純減を確実に実施するなど、公務員の総人件費を徹底して削減します。

（注）下線は、当省が付した。

表6-④ 行政効率化推進計画の周知・指示の状況

区 分	府省名
計画を地方支分部局へ周知しておらず(1府省)	環境省
計画を省内 LAN への掲示やメールでの送付で周知するのみで、特段の取組の指示なし(10府省)	内閣府、宮内庁、公正取引委員会、総務省、法務省(平成18年度のみ周知)、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、防衛省
計画についての取組を指示(5府省)	国家公安委員会(平成18年度のみ指示)、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省

(注) 当省の調査結果による。

表6-⑤ 総務省における会計機関の状況（総務省所管会計事務取扱規程（平成13年総務省訓令第55号）〈抜粋〉）

別表第1〔第4条関係〕

2 支出負担行為担当官及び支出負担行為担当官代理、分任支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官代理

部局	支出負担行為担当官	支出負担行為担当官代理	事務の範囲
本省	大臣官房会計課企画官（支出負担行為事務担当）	大臣官房会計課長	総務省所管一般会計及び内閣府、総務省及び財務省所管交付税及び譲与税配付金特別会計歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務（他の支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官の所掌に属するものを除く。）
	人事・恩給局長	人事・恩給局恩給企画課経理室長	人事・恩給局の所掌に属する総務省所管一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務のうち、恩給に関する経費に係る支出負担行為に関する事務
	情報通信政策局長	情報通信政策局総務課長	情報通信政策局の所掌に属する総務省所管一般会計歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務のうち、補助金の類、出資金、旅費の類、庁費の類（会議費及び招へい外国人滞在費に限る。）及び諸謝金に係る支出負担行為に関する事務
	総合通信基盤局長	総合通信基盤局総務課長	総合通信基盤局の所掌に属する総務省所管一般会計歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務のうち、補助金の類、補償金の類、旅費の類、庁費の類（会議費及び招へい外国人滞在費に限る。）及び諸謝金に係る支出負担行為に関する事務
	統計局長	統計局総務課長	統計局、政策統括官（統計基準担当）及び統計研修所の所掌に属する総務省所管一般会計歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務
自治大学校	庶務課長	副校長	自治大学校の所掌に属する総務省所管一般会計歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務
管区行政評価局	局長（関東及び近畿にあっては総務部長）	総務課長	当該管区行政評価局の所掌に属する総務省所管一般会計歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務
四国行政評価支局	支局長	総務課長	四国行政評価支局の所掌に属する総務省所管一般会計歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務
沖縄行政評価事務所	所長	総務課長	沖縄行政評価事務所の所掌に属する総務省所管一般会計歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務
総合通信局	局長	総務部長	当該総合通信局の所掌に属する総務省所管一般会計歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務
沖縄総合通信事務所	所長	次長	沖縄総合通信事務所の所掌に属する総務省所管一般会計歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務
公害等調整委員会事務局	総務課長	次長	公害等調整委員会の所掌に属する総務省所管一般会計歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務
消防庁	総務課長	次長	消防庁の所掌に属する総務省所管一般会計歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務

### 3 官署支出官及び官署支出官代理

部 局	官署支出官	官署支出官代理	事務の範囲
本省	大臣官房会計課長	大臣官房会計課企画官(支出事務担当)	総務省所管一般会計及び内閣府、総務省及び財務省所管交付税及び譲与税配付金特別会計の歳出金の支出に関する事務のうち、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第40条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務(他の官署支出官の所掌に属するものを除く。)
管区行政評価局	局長(関東及び近畿にあっては総務部長)	総務課長	当該管区行政評価局の所掌に属する総務省所管一般会計の歳出金の支出に関する事務のうち、予決令第40条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務
四国行政評価支局	支局長	総務課長	四国行政評価支局の所掌に属する総務省所管一般会計の歳出金の支出に関する事務のうち、予決令第40条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務
沖縄行政評価事務所	所長	総務課長	沖縄行政評価事務所の所掌に属する総務省所管一般会計の歳出金の支出に関する事務のうち、特例政令第3条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務
総合通信局	総務部長	総務部財務課長(総務課財務室長)	当該総合通信局の所掌に属する総務省所管一般会計の歳出金の支出に関する事務のうち、予決令第40条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務
沖縄総合通信事務所	次長	総務課長	沖縄総合通信事務所の所掌に属する総務省所管一般会計の歳出金の支出に関する事務のうち、予決令第40条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務
消防庁	総務課長	次長	消防庁の所掌に属する総務省所管一般会計の歳出金の支出に関する事務のうち、予決令第40条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務

4 契約担当官、契約担当官代理、分任契約担当官及び分任契約担当官代理

部 局	契約担当官	契約担当官代理	分任契約担当官	分任契約担当官代理	事務の範囲	
本省	大臣官房会計課長	大臣官房会計課企画官 (契約事務担当)			総務省所管一般会計及び内閣府、総務省及び財務省所管交付税及び譲与税配付金特別会計に係る会計法第29条に規定する支出負担行為以外の契約に関する事務(他の契約担当官及び分任契約担当官の所掌に属するものを除く。)	
			人事・恩給局長		人事・恩給局(国家公務員枚方体育センター及び国家公務員福岡野球場を除く。)の所掌に属する総務省所管一般会計に係る会計法第29条に規定する支出負担行為以外の契約に関する事務	
			統計局長		統計局、政策統括官(統計基準担当)及び統計研修所の所掌に属する総務省所管一般会計に係る会計法第29条に規定する支出負担行為以外の契約に関する事務	
			自治大学校庶務課長		自治大学校の所掌に属する総務省所管一般会計に係る会計法第29条に規定する支出負担行為以外の契約に関する事務	
			情報通信政策研究所長	情報通信政策研究所総務部長	情報通信政策研究所の所掌に属する総務省所管一般会計に係る会計法第29条に規定する支出負担行為以外の契約に関する事務	
	人事・恩給局総務課課長補佐(庶務担当)					人事・恩給局国家公務員枚方体育センター及び国家公務員福岡野球場の所掌に属する総務省所管一般会計に係る会計法第29条に規定する支出負担行為以外の契約に関する事務(分任契約担当官の所掌に属するものを除く。)
				人事・恩給局国家公務員枚方体育センターで契約事務を担当する者		人事・恩給局国家公務員枚方体育センターの所掌に属する総務省所管一般会計に係る会計法第29条に規定する支出負担行為以外の契約(予定価格が100万円を超える役務並びに接客用茶以外の会議費を除く。)に関する事務
				人事・恩給局国家公務員福岡野球場で契約事務を担当する者		人事・恩給局国家公務員福岡野球場の所掌に属する総務省所管一般会計に係る会計法第29条に規定する支出負担行為以外の契約(予定価格が50万円を超える物品等の購入及び予定価格が100万円を超える役務並びに接客用茶以外の会議費を除く。)に関する事務
	行政管理局行政情報システム企画課情報システム管理室長	行政管理局行政情報システム企画課課長補佐(管理担当)				行政管理局行政情報システム企画課情報システム管理室の所掌に属する総務省所管一般会計に係る会計法第29条に規定する支出負担行為以外の契約に関する事務
	政策統括官付国際統計管理官付国際研修協力官	政策統括官付国際統計管理官付研修専門官(会計担当)				政策統括官付国際統計管理官の所掌に属する総務省所管一般会計に係る会計法第29条に規定する支出負担行為以外の契約に関する事務(アジア太平洋統計研修所の所掌に属するものに限る。)
管区行政評価局	局長(関東及び近畿にあっては総務部長)	総務課長			当該管区行政評価局の所掌に属する総務省所管一般会計に係る会計法第29条に規定する支出負担行為以外の契約に関する事務(他の契約担当官の所掌に属するものを除く。)	
	行政評価分室長	行政評価分室の所掌事務を分掌す			当該行政評価分室の所掌に属する総務省所管一般会計に係る会計法第29条に規定する支出負担行為以外の契約に関する事務	

		る評価監視官			
	行政評価事務所長	行政評価事務所総務課長（総務室長）			当該行政評価事務所の所掌に属する総務省所管一般会計に係る会計法第29条に規定する支出負担行為以外の契約に関する事務
四国行政評価支局	支局長	総務課長			四国行政評価支局の所掌に属する総務省所管一般会計に係る会計法第29条に規定する支出負担行為以外の契約に関する事務
	行政評価事務所長	行政評価事務所総務課長（総務室長）			当該行政評価事務所の所掌に属する総務省所管一般会計に係る会計法第29条に規定する支出負担行為以外の契約に関する事務
沖縄行政評価事務所	所長	総務課長			沖縄行政評価事務所の所掌に属する総務省所管一般会計に係る会計法第29条に規定する支出負担行為以外の契約に関する事務
総合通信局	局長	総務部長			当該総合通信局の所掌に属する総務省所管一般会計に係る会計法第29条に規定する支出負担行為以外の契約に関する事務
沖縄総合通信事務所	所長	次長			沖縄総合通信事務所の所掌に属する総務省所管一般会計に係る会計法第29条に規定する支出負担行為以外の契約に関する事務
公害等調整委員会事務局	総務課長	次長			公害等調整委員の所掌に係る総務省所管一般会計に係る会計法第29条に規定する支出負担行為以外の契約に関する事務
消防庁	総務課長	次長			消防庁の所掌に属する総務省所管一般会計に係る会計法第29条に規定する支出負担行為以外の契約に関する事務（分任契約担当官の所掌に属するものを除く。）
			消防大学校庶務課長		消防大学校の所掌に属する総務省所管一般会計に係る会計法第29条に規定する支出負担行為以外の契約に関する事務

備考 第5条の規定により臨時に資金前渡官吏に任命された職員は、分任契約担当官とし、当該所掌事務に係る契約担当官の所属とする。

資金前渡官吏である分任契約担当官は、交付を受けた資金の範囲内で契約を締結することができる。

(注) 分任支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官代理の指定はないため、欄を省いた。

表 6-⑥ 地方公共団体における共通事務に係る効率化の取組

団体名	説明
北海道	<p>北海道では、平成 18 年 4 月から、道本庁の総務業務（職員手当の認定業務、共済組合等への届出書類の受付業務、事務用品の購入事務等）を、新たに設置した「総務業務センター」に集約し、当該業務の処理に民間人材派遣会社を活用することにより、組織のスリム化と内部管理コストの縮減を図っている。</p> <p><b>【取組の効果】</b></p> <p>総務業務の集約の結果、総務担当職員計 75 名を削減し、約 5 億円の経費節減効果を得たとしている。</p>
千葉県	<p>千葉県では、従来、各部局の課単位で行われてきた人事・給与、共済及び旅費の支給等に係る事務を、平成 11 年 4 月から 17 年 4 月の間に順次、集約化、一元化するとともに、平成 16 年 4 月に、民間事業者と共同開発した「庶務共通事務処理システム」を本格的に導入し、これら事務の一部をアウトソーシングしている。平成 17 年 4 月時点でのこの取組の対象となる職員は、人事・給与及び共済の場合、警察及び教職員を除く本庁及び出先機関、議会事務局及び企業庁等の非常勤職員を含む全職員（1 万 7,000 人）となっている。</p> <p><b>【取組の効果】</b></p> <p>千葉県では、この取組により、庶務担当職員 210 人を他の部門に配置転換しており、本格的な取組前の平成 15 年度と比較して、人件費 21 億円、事務経費 2 億円の計 23 億円が節減できたとしている。</p>
愛知県	<p>愛知県では、従来、本庁各部局及び各地方機関等の所属ごとに行われていた給与・旅費・福利厚生業務等の内部管理事務について、平成 18 年 10 月に、総務事務センター（総務部総務事務管理課。以下「センター」という）を設置し集中処理している。センターの設置に伴い、職員本人が直接入力してセンターへ申請しペーパーレス化の推進、業務量に換算しにくい各種申請等に係る職員からの問い合わせや申請後の定型的な審査業務のアウトソーシングにより、各所属の総務担当課室の事務量の削減を図っている。</p> <p>平成 18 年 11 月現在の対象職員は、旅費は知事部局、企業庁、病院事業庁、行政委員会事務局（公安委員会を除く）及び県立学校事務職員、福利厚生業務は知事部局、企業庁、病院事業庁及び行政委員会事務局（公安委員会を除く）職員である。</p> <p><b>【取組の効果】</b></p> <p>愛知県では、センターの設置により、各所属の担当課室の担当者（500 人）の削減が可能となり、センターの設置経費 40 億円と削減される人件費 160 億円の差し引き 120 億円の経費削減を見込んでいるとしている。</p>
大阪府	<p>大阪府では、平成 9 年度から、府民サービスに直結しない総務関連事務の「コスト削減」と「府庁全体での生産性向上」のための行政効率化方策の検討を行った結果、平成 16 年 4 月から、部局の総務担当及び総務部局が分散して行っていた内部管理業務（人事・給与・福利厚生、財務会計、物品調達）について、「総務サービスセンター総務サービス課」（16 年 4 月に開設）や「入札契約センター」に集約化する一方で、各部局の総務担当及び各所属に権限の分散を行うなどして、行政効率化に取り組んでいる。</p> <p>この総務サービスセンター業務のうち、大阪府としての意思形成に係るものや制度の運用などの事務を除くシステム開発及び保守・運用、直接サービス等、システム運営（POS 倉庫運営管理、納入通知書・督促状の印刷等）、経営管理業務等については、民間事業者へアウトソーシングしている。また、総務サービスセンターでは、本庁知事部局のみでなく、出先機関や府立学校の職員約 3 万人を対象とする、人事</p>

団体名	説明
	<p>給与、財務会計及び物品調達システムを運用している。</p> <p>当該システムにおいては、出張、休暇、時間外勤務などの手続、扶養手当や地方公務員共済組合短期給付に係る申請などについては、職員個人がパソコン操作し、また、財務会計、物品調達業務については各所属・各グループの事務担当者がパソコン操作して、総務サービスを受けている。また、職員からの問い合わせに対応するためコールセンターを設置している。</p> <p><b>【取組の効果】</b></p> <p>大阪府では、これらの取組により、内部管理業務の中間関与職員約 400 人を削減し、行政サービス部門等に配置転換したとしている。</p>
和歌山県	<p>和歌山県では、厳しい財政状況を受けて、県民サービスを低下させることなく財政縮減を図るため、平成 15 年 4 月、総務事務集中課を新設して、給与・旅費支払、物品調達、報酬支払等の各課共通の庶務事務についての集約化を行った。</p> <p>この集約化により、各課共通の庶務事務のうち、手当の認定等判断を要するものと帳票入力等判断を要しないものとに分けて、前者は総務事務集中課職員が行い、後者は労働者派遣契約を結んだ業者から派遣の事務従事者が行っている。</p> <p><b>【取組の効果】</b></p> <p>和歌山県では、平成 13 年度に各課（80 課）から各部局総務事務主管課（8 課）への総務事務集中化を図って、職員 28 人を削減しており、上記平成 15 年 4 月の庶務事務の集中化により、更に職員 8 人を削減している（15 年 4 月の庶務事務の集中化により、委託費は要するものの、職員 8 人の削減等により約 3,000 万円の節減ができたとしている。）。</p>
広島県	<p>広島県では、事務処理の迅速化と効率的な組織体制の構築を図るため、総務事務（各種手当、旅費等）を集中処理する「総務事務センター（仮称）」を整備し、平成 20 年度からその運用を開始する予定であるとしている。</p>
高知県	<p>高知県では、コスト削減による財政の立て直しの一環として、平成19年6月に県庁本庁舎内に総務事務センターを設置し、各部課で分散処理している総務事務を集約化する予定であり、県民サービスを維持する手段として、20年4月までに知事部局の業務の30%のアウトソーシングを目標としている。</p> <p>対象業務は、会計8業務（①臨時的任用職員・非常勤職員、②電話料金、③後納郵便料金、④電気・ガス・水道料金、⑤NHK受信料、⑥コピー・FAX、⑦新聞代、法規追録代、⑧定期刊行物）、及び庶務6業務（①出勤簿処理・出勤状況報告、②時間外手当、③年末調整、④諸手当認定、⑤給与支給、⑥期末勤労手当支給）で、取組の対象組織は、県本庁、出先機関、議会・各種行政委員会、教育委員会事務局、県立大学、県立学校である。</p> <p><b>【取組の効果】</b></p> <p>高知県では、総務事務の集約化に伴い、会計・庶務担当者の83人削減、558,324千円のコスト削減効果を見込んでいるとしている。</p>
福岡県	<p>福岡県では、民間で対応が可能な業務については積極的にアウトソーシングすることとし、平成 14 年 7 月に「アウトソーシング推進計画」を作成した。当該計画に基づき、平成 14 年度から 18 年度の 5 年間に、①民間の専門的な知識、技術等を活用できるもの（職員研修等）②業務内容が標準的、定型的なもの</p>

団体名	説明
	<p>(パスポート発給業務、自動車税異動処理事務等)③施設の管理運営に関するもの(県立美術館の管理業務、職員住宅管理等)等の区分で取組を実施しており、この取組により職員約390人を削減し、累計で43億円の経費削減を行ったとしている。</p> <p>また、内部管理業務である給与、旅費、福利厚生、物品取得や支払い等の「庶務会計業務」については、当該計画の「業務内容が標準的・定型的なもの」の区分でアウトソーシングする業務に掲げられ、可能な業務を電子化した上、新たに設置する総務事務センターに集中化し、集中化した業務の中から、県が直接執行する必要がある業務を除きアウトソーシングするとされ、平成15年7月に「庶務会計センター基本計画」が策定されている。</p> <p><b>【取組の効果】</b></p> <p>庶務会計センター基本計画では、総務事務センターへの業務の集中化の実施による効果について、i) 庶務会計業務に係る窓口の一本化による処理の均衡化や職員サービスの向上が図られること、ii) 職員への情報提供がパソコンを通じて迅速となること、iii) 庶務会計事務部門の職員定数110人程度を削減できることが挙げられている。</p>
佐賀県	<p>佐賀県では、平成16年10月に、歳入に見合う歳出構造への転換を図るための行動計画である「佐賀県行政改革緊急プログラム」を策定している。同プログラムにおいて、給与や旅費をはじめとした各所属に共通しており、定型的な内部事務については、事務処理の集約化を行うとともに集約化した事務をできるだけ外部委託し、職員自ら給与や旅費等の申請を行えるシステムを整備するとされた。</p> <p><b>【取組の効果】</b></p> <p>当該計画では、平成21年度当初までに給与、旅費事務等の内部事務に係る職員を100人、3億5,000万円程度を削減できるとしている。</p>
横浜市	<p>横浜市は、行政運営に係る間接的なコストを削減し、財源及び人的資源を直接市民サービスに充て、行政運営における内部執行体制のスリム化と市民サービスの向上を図ることを目的として、庁内の各部署で分散して処理されている出勤・休暇・超勤等の管理、勤務実績報告などの庶務事務について、事務処理の流れを見直し、職員各人が自分でパソコンに入力するなど、ITを活用して事務処理の集中化を図るとともに、外部委託を行う「庶務事務集中化・外部委託化事業」に取り組んでおり、平成19年2月から運用開始を予定している。</p> <p><b>【取組の効果】</b></p> <p>横浜市では、本事業の実施により、平成20年度に各部署の庶務事務担当者100名程度の人員削減を予定しており、また、外部委託化に伴い約9億円の経費削減効果が見込まれるとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 6-⑦ 民間企業における共通事務に係る効率化の取組

事業者名	説明
A社	<p>【シェアードサービス会社の設立による効率化】</p> <p>A社のグループ企業では、本社や各事業所等で行っていた総務・人事関係業務について、業務の効率化と経費節減を図るため、平成13年に担当社員を集約化し別会社を設立し、A社及びグループ会社の一部の約4万4,000人を対象に人事サービス事業とビジネスサービス事業を実施している。</p> <p>人事サービス事業： 給与・賞与計算、国内出張・海外出張手続、福利厚生制度運用、海外勤務者支援、外国人社員受入支援、コンサルティング</p> <p>ビジネスサービス事業： メール・オフィスサービス、受付・接客サービス、テレオペレーションサービス、役員車運転サービス、人材派遣サービス</p> <p>【取組の効果】</p> <p>グループ全体で従前に比べ総務・人事部門の職員の約40%を削減できたとしている。</p>
B社	<p>【事務の集約化及びアウトソーシング】</p> <p>赤字転落の危機感から、間接部門においても経費節減が課題となり、人事、総務購買部門を効率化するための検討として、全社的に事務手続に係るワークフローシステム（電子申請手続）を整備し、国内40拠点で行われていた給与計算や間接材の購買業務（総務購買）を1カ所に集約し、徹底した間接業務の効率化及び経費の節減を図った。</p> <p>【取組の効果】</p> <p>B社では、人事、総務部門の担当者の約40パーセントが削減（採用抑制による自然減、他部門への配転）でき、削減効果は年間約50億円相当としている。</p>
C社	<p>【共通事務の分社化による効率化】</p> <p>本体の管理間接部門の拡大を抑え、管理間接比率を下げるため、総務部、各製作所機能の一部と施設保全の一部について、機能分社会社を設立し、総務部、施設保全部、各製作所の一部社員を業務と合わせ新会社に出向させ、分社化した会社に年間請負業務として発注（保安警備、管財管理、寮社宅管理、車両運行・管理、印刷、社内メール、用度品出庫手配）している。</p> <p>【取組の効果】</p> <p>事務量の軽減や事務処理時間の迅速化が図られているが、具体的数字は算出していない。</p>
D社	<p>【イントラネットを活用したカタログ購買システムによる効率化】</p> <p>事務処理負担の軽減と事務処理の迅速化を図るため、同社では、平成13年12月からカタログ購買システムを導入した。カタログ購買システムでは、社内イントラネット上に物品の電子カタログを設定し、各社員が、配備されているパソコンで物品要求票の作成を行うと、マネージャーによる物品購入の承認がされ、承認された物品は自動的に物品販売業者へ発注され、発注された物品は、物品販売業者が2～3日後（早ければ翌日）に各社員のデスクまで配達される。</p> <p>【取組の効果】</p> <p>正規従業員の事務量は軽減されたものと考えている。カタログ販売システム導入当初は、全社的にみれば年間10人分相当の仕事の削減が見込まれた。</p>
E社	<p>【事務用品の調達先の集約化】</p> <p>事務用品のみならず、各種共通事務等に係る費用のコスト削減については、各部・支社ごとに、すでにあらゆる工夫・努力がされている。</p>

事業者名	説明
	<p>平成 15 年当時、事務用品の調達について、さらに効果をあげる方法として、「調達先の集約化」について検討し、各部、支社ごとに異なる発注先と取引している量・額の総和をベースとした場合、より低価格での商品提供が可能との回答を複数社より得たことから、その中で最もコスト減が見込まれた企業を集約先とし、同企業のカatalog商品全品について、優位な割引率で購入可能となった。</p> <p><b>【取組の効果】</b></p> <p>ネット上でいつでも必要な時に簡単に調達できるようになったことにより、経理担当者の事務量や負担が軽減した。また、調達した事務用品は、経理担当者のデスクまで配達してくれるので、事務用品を取りに行く手間が省けている。また、事務用品を調達するたびに、複数社から見積書を徴取し、調達先を検討する必要があったが、調達先を1社に限定することにより、検討に要する手間や時間の省略化が図られている。このほか、必要な時に調達できることから、特に在庫を抱えておく必要はなく、在庫物品（消耗品）に係る日常的な社員からの請求に基づく供用手続や在庫管理等の物品管理事務も大半が不要となる。</p>
F社	<p><b>【本社による事務用品の一括調達】</b></p> <p>従来、文具・オフィス用品等は支社ごとに管理をしていたが、経費削減を図る上で、本社一括管理とした。</p> <p>オフィス文具の製造・販売を行っている会社が設立した企業による、大手・中規模事業所を対象として、文具・オフィス用品などの調達を代行するシステムを利用した事務用品等（事務用品から生活用品まで約 15,000 アイテム）の調達システムを利用している。</p>
G社	<p>企業全体の人員削減の中、間接部門（本社間接部門・工場管理部門）については、人事、総務、経理、厚生、守衛事務等の間接事務に係る従業員について、事務を電子化し、集中化を行った他、業務の効率化、人事諸制度の見直し等を行い、本社間接部門・工場管理部門の従業員を削減したとしている。給与計算、旅費精算、社会保険の事務等を子会社に委託</p>
H社	<p><b>【グループ内での管理業務の集約化】</b></p> <p>平成 15 年 10 月に、それまでのグループ各社における「担当」制から総務・人事センター、会計センター及び資金センターに組織改編し、グループ各社の間接（管理）業務の集約化、効率化を図ることとし、管理部門の機能を本社へ一元化した。</p> <p><b>【取組の効果】</b></p> <p>グループ各社について、原則として最低限の管理部門職員（課長と若干名の職員）を残して、本社に管理部門の事務を集約化している。これにより、グループ各社では、会計経理事務や資金管理事務がなくなった。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 6-⑧ 大韓民国調達庁における調達等業務の効率化の取組

【制度の概要】

1 調達庁への調達委任の義務

大韓民国における国、地方公共団体及び政府出資法人の各機関においては、会計法令に基づき、1億ウォン（約1,250万円）以上又は1年を基本とした単価契約を行う物品や役務（軍需を除く。以下同じ。）を調達する場合、調達庁（1949年設立）に調達を委任することが義務付けられている（工事の場合は3億ウォン（約3,750万円）以上）。

2 KONEPS 利用の義務

各機関において、2,000万ウォン（約250万円）以上の物品や役務を調達する場合、調達庁が運用している KONEPS（Korea On-line E-Procurement System。2002年10月運用開始）を通じて、調達を行うことが義務付けられている。

3 調達庁における物品等のオンライン管理

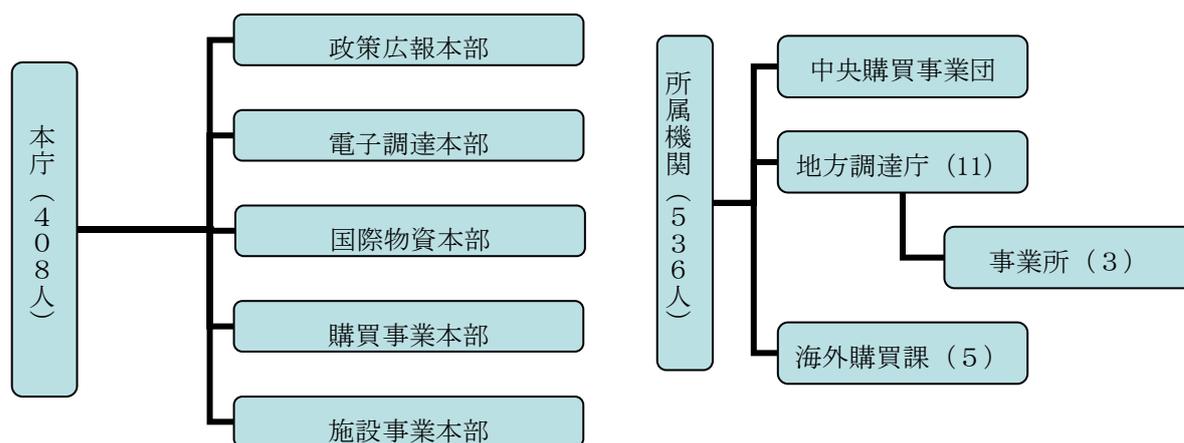
調達庁では、物品等の調達以外に、政府の設備や財産の管理・利用に係る包括的、全政府的な政策の調整及び指示に関する事務も所管しており、国の保有する動産についてオンラインで把握・管理している。

I 調達庁による集中調達の取組

【調達庁の概要】

1 組織・体制等（2005年度・定員944人）

調達庁は、財政経済部（部は日本では省に当たる。）の機関であり、組織・体制は、下記のとおり、本庁408人（5本部）及び所属機関536人（1事業団、11地方調達庁、3事業所、5海外購買課）となっている。



2 予算規模（2006年度）

約2,282億ウォン（約285億円。うち人件費約456億ウォン（約57億円。20.0%）  
なお、予算はすべて手数料等の収入で賄われており、一般会計からの繰入れはない。

3 調達規模（2006年度）

約24兆ウォン（約3兆円。公共調達（国、地方公共団体及び政府出資法人）額85.6兆ウォン（約10兆7,000億円）の28.0%。）。毎年1月又は2月に年間購買計画を公表

#### 4 調達庁による集中調達のメリット

- ① 大量調達による価格の低減（各機関が各々調達するより 10～15%の節減効果があると推計）
- ② 調達業務を専門性の高い職員が行うことにより経済的、効率的な調達が可能
- ③ 調達手続の透明性向上（契約内容等をすべて公開）
- ④ 官側の調達窓口の一本化により業者側のアクセスが容易

#### 5 その他

- ① 各機関は調達庁の調達が不合理と判断した場合は意義を申し立てることができ、それに対する調達庁の回答に不服があるときは、裁判所に持ち込むことが可能
- ② 各機関は調達庁に調達委任した場合、調達額の 0.8%の手数料を調達庁に支払う必要あり。
- ③ 単価契約については、市場で既に販売されている筆記用具、OA関連消耗品、蛍光灯などについて、年間予定数量を示し、調達庁において契約締結
- ④ 代金の支払いは、i) 調達庁が納入業者へ支払い、調達庁からの請求書（手数料込み）に基づき各機関が調達庁（特別会計）に支払う方法と ii) 各機関が納入業者へ直接支払う方法（手数料は別途調達庁へ支払う）があり、状況に応じ、各機関が判断

## II 電子調達の取組

### 【KONEPS の概要】

#### 1 開発の経緯

契約書の作成など調達業務の効率化や調達の透明性を向上させる必要性が高まったことから、すべての調達プロセスを電子化。2002年10月から運用を開始

#### 2 利用機関数、登録企業数等

利用機関数は約 3 万 5,000 機関（国、地方公共団体及び政府出資法人）で、登録企業数は約 16 万社。1 日約 14 万件のアクセスがあり、年間に延べ約 1,800 万社が入札に参加

#### 3 調達規模（2005 年度）

約 43 兆ウォン（約 5 兆 3,750 億円。契約件数約 40 万件、うち調達庁契約分約 21 万件）

#### 4 KONEPS による調達のメリット

- ① 取引費用の削減  
年間 4 兆 5,000 億ウォン（約 5,625 億円。企業訪問に要する時間分の人件費相当額及び交通費、契約書作成などの手作業時間の短縮に係る短縮時間分の人件費相当額）と推計
- ② リアルタイムに情報提供
- ③ 調達手続の透明性向上（オンライン上の契約で内容もすべて公開）

#### 5 その他

- ① 各機関は KONEPS を利用した場合、内容に応じ、1 件当たり 5,000 ウォン（約 630 円）から 2 万ウォン（約 2,500 円）の利用料を調達庁に支払う必要あり。
- ② KONEPS の年間運用経費は約 100 億ウォン（約 12 億 5,000 万円）であるが、利用料は約 27 億ウォン（約 3 億 4,000 万円）。不足分は調達庁の他の収入（手数料収入等）から補てん

## III 効率的な物品管理に係る取組

### 【物品管理の概要】

#### 1 管理の対象等

国が保有する動産のうち非消耗品（約 7,500 品目）について、取得、使用、保管、処分の状況をオンラインで把握・管理

国の機関のみが対象であり、また、現金や有価証券、消耗品などは管理の対象外

## 2 国が保有する動産のうち非消耗品の総額（2005 年度）

約 7 兆 500 億ウォン（約 8,813 億円。取得価額）

## 3 各機関における物品管理の状況

各機関には、物品管理法に基づき、地方機関の長等を物品管理官や分任物品管理官に任命し、管理。韓国の物品管理法は、日本の物品管理法を参考に制定されたため、仕組みは、日本とほぼ同様である。

また、調達庁では、例えば、どの機関が自動車を何台保有しているかなど、システム上で把握が可能であるが、適正な管理が行われているかどうかについての実態（例えば、ある物品を保有しているが、全く使用していない、存在していないなど）は不明であるため、調達庁の職員を各機関に派遣して、監査を行っている。

なお、調達庁では、監査は年間を通じて行っているが、対象機関（約 2,300）を一巡するには 3 年程度を要するとしている。

## 4 不用処分

各機関において、不用品が生じた場合は、調達庁と処分方法を協議することとされており、売却・廃棄、管理転換（国の他機関へ有償譲渡すること。管理転換用として専用サイトに登録。）、無償譲与（国の機関内でリサイクルできない場合、調達庁が地方公共団体や民間へ無償で譲与）等の処分が調達庁から保有機関へ通知される。

また、国の機関は、必要とする物品がある場合、物品管理法に基づき、まず、管理転換に登録された物品（例：コピー機、プリンター、自動車など）の中で充当できるものがないか当たることとされており、購買による調達よりも管理転換を優先して選択することとされている。

ただし、調達庁では、この規定には罰則がないこともあり、遵守されているとは言い難いとしている。

## 5 管理転換、無償譲与の実績（2005 年度）

管理転換：約 1,430 億ウォン（約 179 億円）

無償譲与：約 1,221 億ウォン（約 153 億円）

（注）当省の調査結果による。

表6-⑨ 大韓民国政府庁舎管理所による政府庁舎の一括管理の取組

**【制度の概要】**

大韓民国の政府機関の庁舎は、①入居機関が自ら建設し単独で入居する独立庁舎、②民間のビルの借用、③政府庁舎管理所が建設し管理しており、複数機関が入居している政府合同庁舎（政府庁舎管理所が管理する政府中央庁舎（ソウル特別市）、政府果川庁舎（京畿道果川市）、政府大田庁舎（大田広域市）及び政府の地方機関が入居する地方合同庁舎のことをいう。以下同じ。）のいずれかとなっている。庁舎の維持・管理に係る業務は、独立庁舎に入居する場合及び民間のビルを借用する場合には、入居機関が自ら行っている。政府合同庁舎の場合、管理所が、清掃、警備、設備の運転、保守点検等の維持・管理に係る業務（※）を実施し、入居機関は維持・管理に係る業務を行うことはない。

※ 清掃、設備の運転、保守点検業務自体は、民間事業者に委託し実施されるが、警備業務は、公務員により直接実施されるものである。

また、維持・管理に係る費用については、独立庁舎及び民間のビルに入居する場合、各機関の予算に計上され、当該各機関が負担している。一方、政府合同庁舎については、管理所の予算に維持・管理に係る費用が計上され、管理所が費用を負担している。

**【政府庁舎管理所の概要】**

**1 政府庁舎管理所の主な業務**

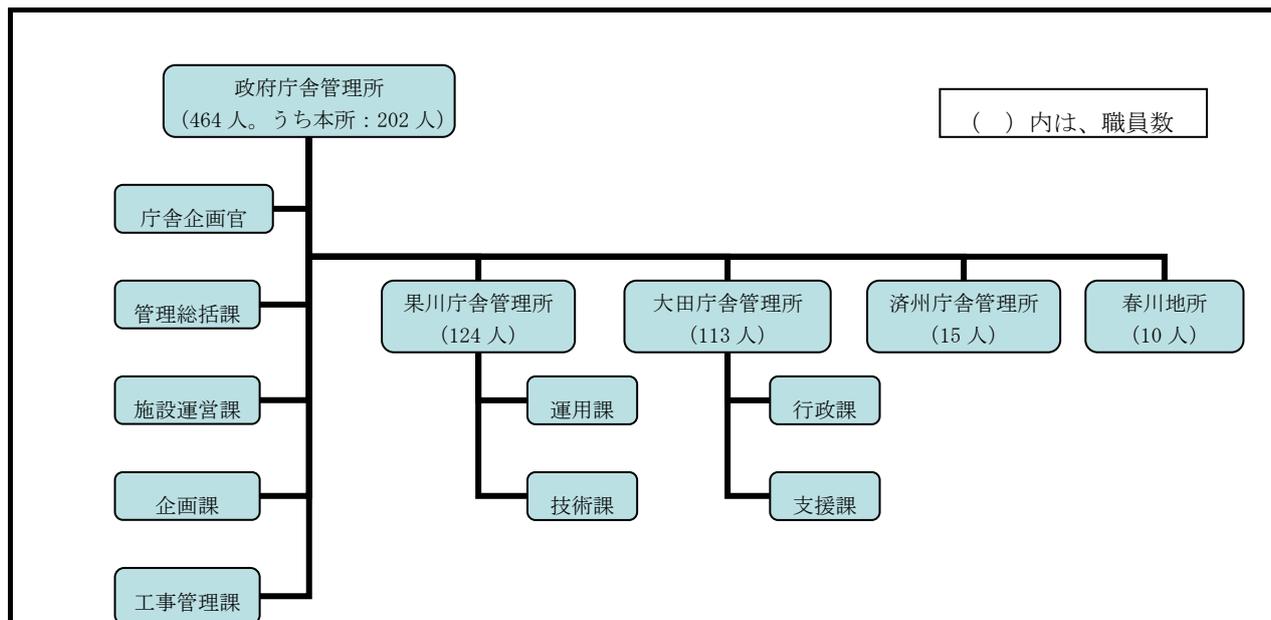
政府庁舎管理所（以下「管理所」という。）は、行政自治部（部は日本では省に当たる。）の機関（職員数 464 人）であり、

- ① 政府の中央機関が入居する政府中央庁舎（ソウル特別市）、政府果川庁舎（京畿道果川市）、政府大田庁舎（大田広域市）及び政府の地方機関が入居する地方合同庁舎の維持・管理に係る業務、
- ② 行政中心複合都市の建設（※）、地方合同庁舎の建設等の庁舎建設、
- ③ 政府庁舎の新築（政府合同庁舎の新築及び各行政機関の単独庁舎の新築）時にその妥当性規模の適合性等の面から検討を行う、政府機関の庁舎建設に係る総合調整等を担っている。

※ 大韓民国政府は、首都圏と地方の不均衡の是正するため、ソウル特別市に集中する政府の中央機関の一部を忠清南道公州市・燕岐郡地域に移転する計画を進めている。2006 年から 2014 年の間で段階的に進める計画であり、終了時には 12 部 4 処 2 庁 31 研究機関（政府の中央機関の約 50%）が忠清南道公州市・燕岐郡地域に移転することとなる。

**2 組織・体制等**

組織としては、本所に 4 課が設けられ、ソウル以外にある庁舎の維持・管理業務を行うために、四つの地方機関（果川庁舎管理所、大田庁舎管理所、済州庁舎管理所、春川地所）が置かれている。組織図は、次のとおり。



### 3 予算規模

管理所の予算規模は、2007 年度で約 640 億ウォン（約 79 億円）である。詳細は、次のとおり。

区分	金額（千ウォン）
人件費	19,523,680
基本経費	3,390,019
主な事業費	41,063,978
庁舎施設の維持・補修	15,470,760
政府庁舎の老朽施設整備	3,550,060
庁舎施設の管理委託	22,043,158
合計	63,977,677

#### 【管理所による庁舎の維持・管理】

管理所は、政府中央庁舎、政府果川庁舎、政府大田庁舎、濟州地方合同庁舎及び春川地方合同庁舎の 5 か所の維持・管理を行っており、合計 49 の政府機関が入居している。これは、約 850 の政府機関（警察、検察、国防、郵便局、税務署等特殊な機関を除く。）の約 5.8%に相当する。

管理所が管理する政府合同庁舎の概要（単位：㎡、機関、棟）

	政府中央庁舎	政府果川庁舎	政府大田庁舎	濟州地方合同庁舎	春川地方合同庁舎
敷地面積	32,068	369,991	518,338	34,857	6,281
延べ床面積	145,378	148,603	226,502	43,553	7,845
入居機関数	11	11	8	13	6
ビル数	3	5	4	1	1

また、管理所では、国民に対するサービスの向上、国有不動産の有効活用及び公務員の勤務環境の改善の観点から、分散している政府の地方機関をまとめる地方合同庁舎の建設を進めている。

現在、19 地域に地方合同庁舎を建設する計画を進めており（このうち、済州及び春川の 2 庁舎は完成し使用されている。）、この計画が達成されると、管理所の管理する庁舎に入居する機関は、238 機関（約 28%）となる。

政府合同庁舎の維持・管理は、政府中央庁舎については、管理所の本所が、地方の 4 か所に所在する政府合同庁舎については、それぞれの地域に置かれた管理所の地方機関が実施している。今後、地方合同庁舎の建設の進展に従い、管理所の地方機関を増設し、庁舎の管理を行うとしている。

#### 【管理所が一括して維持・管理を行うことによる効果】

管理所では、政府合同庁舎の維持・管理に係る業務を管理所が一括して行うことにより、従事人員及び経費の両面において相当の効率化が図られていると考えている。ただし、全体として、どの程度庁舎の維持・管理に従事する人員や事務量の縮減、経費の節減が図られているかについては、定量的に把握したものは無いとしている。

また、個別の政府合同庁舎については、済州地方合同庁舎（2006 年 12 月竣工。13 機関入居）では、管理所の職員 15 人が庁舎の維持・管理業務を行っているが、従前、入居している 13 機関がそれぞれ庁舎の維持・管理業務を行っていたときに比べ、庁舎の維持・管理業務に係る人員はかなり削減されたとしている。

なお、管理所では、済州地方合同庁舎の竣工による庁舎の維持・管理業務の経費面からみた効果について、2007 年中に把握する予定であるとしている。

（注）当省の調査結果による。